小矢部市地域防災計画

［改訂版］

令和８年３月

小　矢　部　市

目　　次

第１編　総　則

第１節　計画の目的と性格等……1
第２節　計画の作成機関……3
第３節　小矢部市の概要……4
第４節　対象災害の想定……5
第５節　防災関係機関等の責務……8
第６節　防災体制……15
第７節　災害時における応急・応援体制の整備……24

第２編　震 災 編

第１章　災害予防計画

第１節　災害予防計画の基本方針……51
第２節　都市の防災構造化及び防災拠点機能の充実・強化……53
第３節　地盤の液状化災害の予防……58
第４節　地震火災の防止及び土砂災害の予防……60
第５節　防災活動体制の整備……64
第６節　動員体制の整備……67
第７節　災害情報等の収集報告体制の整備……69
第８節　災害通信体制の整備……71
第９節　災害広報体制の整備……74
第 10 節　災害救助法等への習熟……76
第 11 節　避難活動体制の整備及び孤立集落の予防……77
第 12 節　救出体制の整備……82
第 13 節　緊急輸送体制の整備……84
第 14 節　食料供給・備蓄体制の整備……86
第 15 節　給水体制の整備……88
第 16 節　被服等生活必需物資供給体制の整備……90
第 17 節　医療救護体制の整備……92
第 18 節　防疫・保健衛生体制の整備……94
第 19 節　廃棄物処理体制の整備……95
第 20 節　災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備……97
第 21 節　自主防災体制の整備……100

第 22 節　要配慮者の安全確保と体制の整備……103
第 23 節　防災訓練……107
第 24 節　防災教育・研修……110

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策計画の目的及び概要……151
第２節　初動活動体制の確立……153
第３節　災害通信……159
第４節　災害情報等の収集報告……163
第５節　避難の指示等、避難所の開設等……167
第６節　救出・救助活動……178
第７節　消火活動……180
第８節　災害広報……183
第９節　自衛隊の派遣要請依頼……190
第 10 節　広域応援要請依頼……192
第 11 節　交通規制……196
第 12 節　医療救護……199
第 13 節　公共施設等の応急復旧……201
第 14 節　緊急輸送……203
第 15 節　遺体の捜索、処理、埋葬……207
第 16 節　飲料水等の供給……210
第 17 節　食料の供給……214
第 18 節　緊急生活物資の供給……219
第 19 節　災害救助法の適用……221
第 20 節　災害救援ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保……224
第 21 節　防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施……229
第 22 節　障害物の除去……232
第 23 節　廃棄物の処理活動……233
第 24 節　応急住宅対策等……236
第 25 節　建築物の被害調査・応急危険度判定……240
第 26 節　文教対策……242
第 27 節　農業対策……246
第 28 節　孤立集落対策……247
第 29 節　義援金品の受付・配分……249
第 30 節　災害警備及び市民消費生活の安定……251
第 31 節　ライフライン施設の応急復旧……252

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　災害復旧・復興計画の目的及び概要……301

第２節　災害市民相談……302
第３節　被災者のメンタルケア……304
第４節　公共施設の災害復旧……305
第５節　民間施設等の災害復旧資金対策……307
第６節　被災者への生活援護……308
第７節　復興の基本方針……313

第３編　風水害・火災編

第１章　災害予防計画

第１節　災害予防計画の基本方針……351
第２節　台風・大雨による浸水の予防……352
第３節　土砂災害の予防……355
第４節　台風、季節風災害の予防……358
第５節　火災の予防……359
第６節　危険物等災害予防計画……360
第７節　農林災害の予防……362
第８節　文化財等災害予防計画……364
第９節　要配慮者の安全確保と体制の整備……365
第 10 節　自主防災体制の整備……365
第 11 節　防災教育・研修……365
第 12 節　防災訓練……366
第 13 節　災害対策本部等の体制の整備……367
第 14 節　動員体制の整備……367
第 15 節　気象予報及び降雨情報等の収集伝達体制の整備……368
第 16 節　災害情報等の収集報告体制の整備……369
第 17 節　災害通信体制の整備……369
第 18 節　災害広報体制の整備……369
第 19 節　災害救助法等の習熟……369
第 20 節　避難活動体制の整備及び孤立集落の予防……369
第 21 節　救出体制の整備……369
第 22 節　緊急輸送体制の整備……369
第 23 節　食料供給・備蓄体制の整備……369
第 24 節　給水体制の整備……370
第 25 節　被服等生活必需物資供給体制の整備……370
第 26 節　医療救護体制の整備……370
第 27 節　防疫・保健衛生体制の整備……370
第 28 節　廃棄物処理体制の整備……370

第 29 節　災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 370

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策計画の目的及び概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 401
第２節　避難警戒体制の確立・・・ 402
第３節　避難の指示等、避難所の開設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 409
第４節　気象予報・降雨情報等の収集伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 415
第５節　風水害・火災の災害情報等の収集報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 419
第６節　災害通信・・・ 421
第７節　災害広報・・・ 422
第８節　水防計画・・・ 427
第９節　風水害時における消防団の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 437
第 10 節　土砂災害対策・・ 439
第 11 節　消防計画・・ 443
第 12 節　救出・救助活動・・・ 445
第 13 節　自衛隊の派遣要請依頼・・ 445
第 14 節　広域応援要請依頼・・・ 445
第 15 節　交通規制・・ 445
第 16 節　医療救護・・ 445
第 17 節　公共施設等の応急復旧・・ 445
第 18 節　緊急輸送・・ 445
第 19 節　遺体の捜索、処理、埋葬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 445
第 20 節　飲料水等の供給・・・ 446
第 21 節　食料の供給・・ 446
第 22 節　緊急生活物資の供給・・ 446
第 23 節　災害救助法の適用・・・ 446
第 24 節　災害ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保・・・・・・・・・・・・・・ 446
第 25 節　防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 446
第 26 節　障害物の除去・・ 446
第 27 節　廃棄物の処理活動・・・ 446
第 28 節　応急仮設住宅の建設・・ 447
第 29 節　住宅の応急修理・・・ 447
第 30 節　文教対策・・ 447
第 31 節　農業対策・・ 447
第 32 節　孤立集落対策・・ 447
第 33 節　義援金品の受付・配分・・・ 447
第 34 節　災害警備及び市民消費生活の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 447
第 35 節　ライフライン施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 447

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　災害復旧・復興計画の目的及び概要……501
第２節　災害市民相談……501
第３節　被災者のメンタルケア……501
第４節　公共施設の災害復旧……501
第５節　民間施設等の災害復旧……501
第６節　被災者への生活支援……501

第４編　雪 害 編

第１章　災害予防計画

第１節　災害予防計画の基本方針……551
第２節　除雪体制の整備……552
第３節　雪に強いまちづくり……553
第４節　生活関連施設等の整備……554
第５節　農林業の雪害予防……555
第６節　なだれ災害の防止……556
第７節　地域ぐるみ除排雪組織の育成及び自主防災体制の整備……557
第８節　要配慮者の安全確保と体制の整備……558
第９節　防災教育・研修……558
第 10 節　防災訓練……558
第 11 節　雪害対策本部等の体制の整備……558
第 12 節　動員体制の整備……558
第 13 節　気象予報及び降雪情報等の収集伝達体制の整備……558
第 14 節　災害情報等の収集報告体制の整備……559
第 15 節　災害通信体制の整備……559
第 16 節　災害広報体制の整備……559
第 17 節　災害救助法等の習熟……559
第 18 節　避難活動体制の整備……559
第 19 節　救出体制の整備……559
第 20 節　緊急輸送体制の整備……559
第 21 節　食料供給体制の整備……559
第 22 節　給水体制の整備……560
第 23 節　被服等生活必需物資供給体制の整備……560
第 24 節　医療救護体制の整備……560
第 25 節　防疫・保健衛生体制の整備……560
第 26 節　廃棄物処理体制の整備……560
第 27 節　災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備……560

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策計画の概要……601
第２節　避難警戒体制の確立……602
第３節　避難の指示等、避難所の開設等……604
第４節　気象予報及び降積雪情報等の収集伝達……604
第５節　災害情報等の収集報告……604
第６節　災害通信……604
第７節　災害広報……605
第８節　道路除雪……606
第９節　屋根雪降ろし……609
第 10 節　地域ぐるみ除排雪……610
第 11 節　救出・救助活動……611
第 12 節　自衛隊の派遣要請依頼……611
第 13 節　広域応援要請依頼……611
第 14 節　交通規制……611
第 15 節　医療救護……611
第 16 節　公共施設等の応急復旧……611
第 17 節　緊急輸送……611
第 18 節　遺体の捜索、処理、埋葬……611
第 19 節　飲料水等の供給……612
第 20 節　食料の供給……612
第 21 節　緊急生活物資の供給……612
第 22 節　災害救助法の適用……612
第 23 節　災害ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保……612
第 24 節　防疫・衛生活動及び被災者の心のケア……612
第 25 節　障害物の除去……612
第 26 節　廃棄物の処理活動……612
第 27 節　応急仮設住宅の建設……613
第 28 節　建築物の被害調査・応急危険度判定及び住宅の応急修理……613
第 29 節　文教対策……613
第 30 節　農業対策……613
第 31 節　孤立集落対策……613
第 32 節　義援金品の受付・配分……613
第 33 節　災害警備及び市民消費生活の安定……613
第 34 節　ライフライン施設の応急復旧……613

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　災害復旧・復興計画の目的及び概要……651

第２節　災害市民相談……651
第３節　被災者のメンタルケア……651
第４節　公共施設の災害復旧……651
第５節　民間施設等の災害復旧……651
第６節　被災者への生活支援……651

第５編　原子力・その他事故災害編

第１章　原子力災害対策

第１節　原子力災害対策の方針……701
第２節　原子力災害事前対策……710
第３節　緊急事態災害応急対策……718
第４節　原子力災害中長期対策……733

第２章　その他事故対策

鉄道・航空機事故対策の方針　……751

第１編　総則

本編では、計画の目的、性格、作成機関を明らかにし、本市を取り巻く活断層などの自然条件や過去の災害履歴等を背景として、地震が発生した場合の被害想定の概要を示した上で、本市をはじめ関係各機関等がそれぞれ果たすべき責務と役割を示す。

【計画の体系】

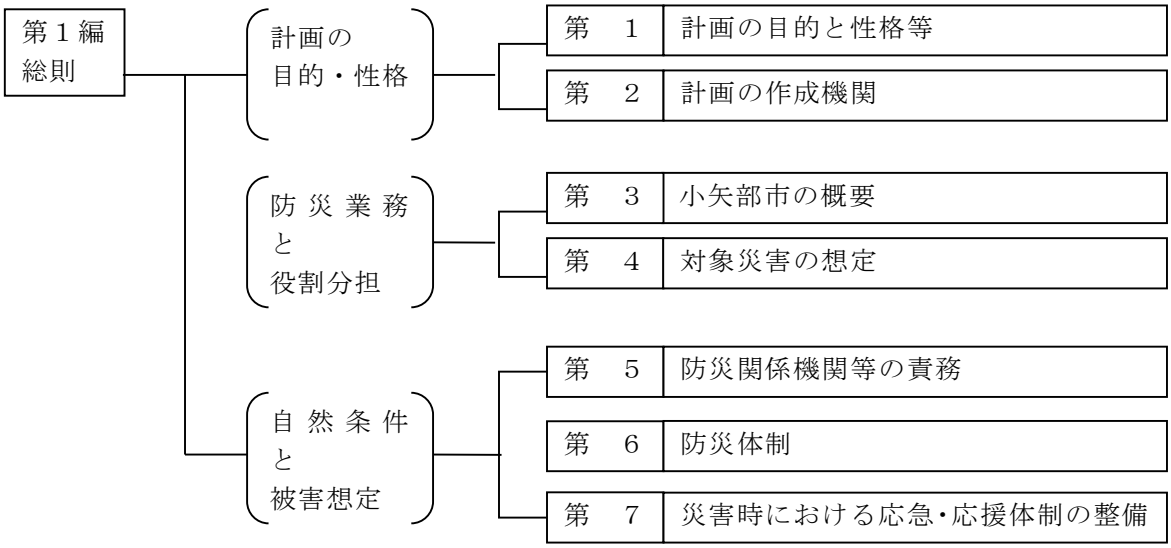

第１編　総　則

第１節　計画の目的と性格等 …… 1
第２節　計画の作成機関 …… 3
第３節　小矢部市の概要 …… 4
第４節　対象災害の想定 …… 5
第５節　防災関係機関等の責務 …… 8
第６節　防災体制 …… 15
第７節　災害時における応急・応援体制の整備 …… 24

第１節　計画の目的と性格等

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）第 42 条及び小矢部市防災基本条例の規定により、小矢部市防災会議が、小矢部市に係る防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務について、総合的な運営を計画したものであり、これを効果的に活用し、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、計画策定にあたっては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えるものとする。

さらに、国の防災基本計画や法令等との整合を図り、市単独では対応困難な場合の受援に関する基本的な考え方を整理するとともに、多様性への配慮を行い、誰一人取り残さないよう努めるものとする。

２　計画の構成

この計画の構成及び内容は、次のとおりである。

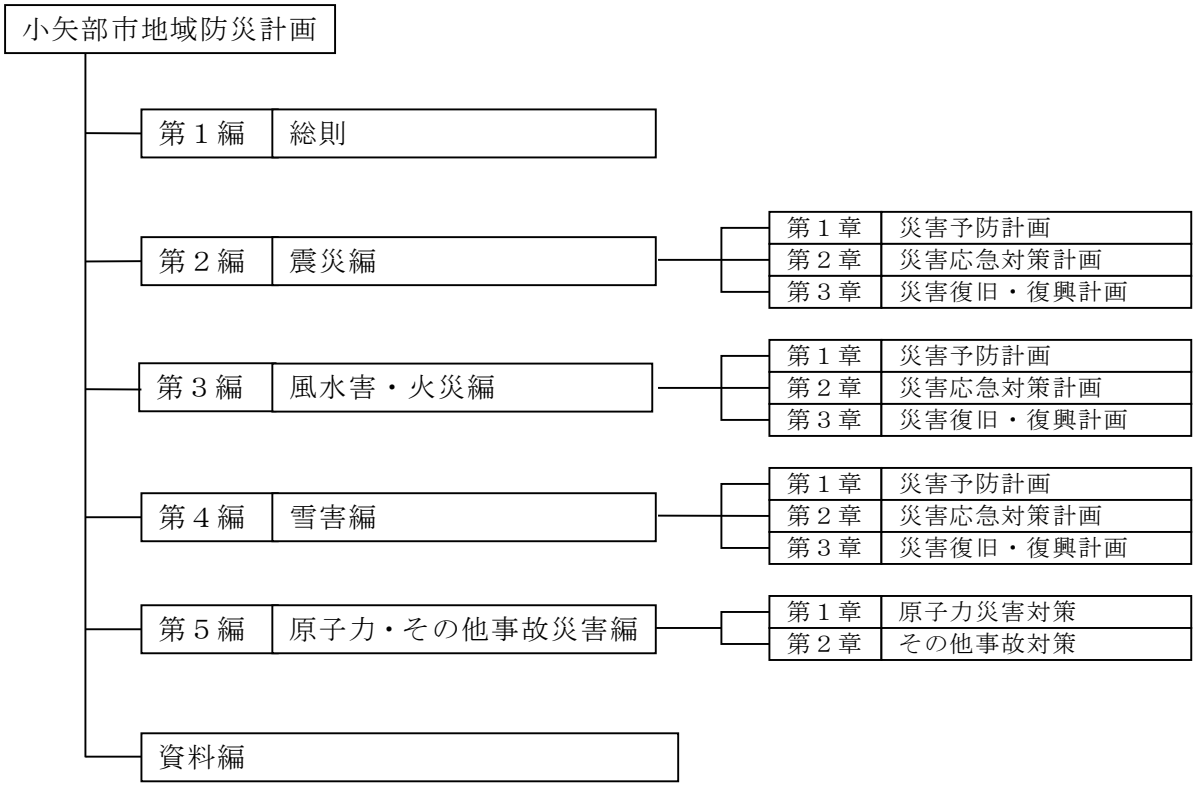

※災害予防計画：災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に軽減するための措置についての基本的な計画

※災害応急対策計画：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防御し、又は災害の拡大を防止するための措置並びに被災者に対する応急的救助の措置についての基本的な計画

※災害復旧・復興計画：災害復旧の実施にあたっての基本的な方針

３　性格

この計画は、小矢部市域における各種防災対策を推進するうえでの基本となるものであり、指定行政機関及び指定公共機関が定める「防災業務計画」及び「富山県地域防災計画」と整合性を有するものである。

【他の防災計画等との関係】

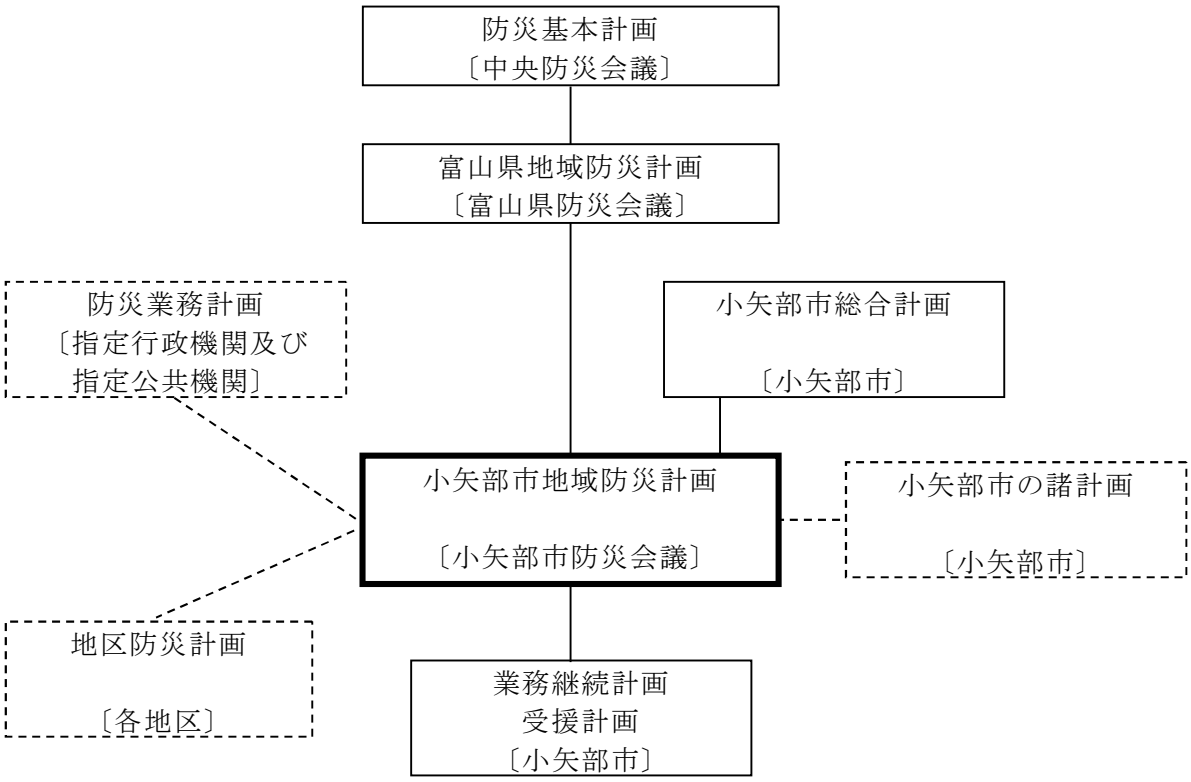

【災害対策基本法（抜粋)】・・・資料編「15－１」

４　計画の修正

小矢部市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び富山県地域防災計画の修正に応じて、常に実状にあった計画にするため、災害対策基本法第 42 条の規定により、毎年検討を加えるとともに、必要があると認める場合にはパブリックコメントを経て（ただし、簡易な修正の場合はこの限りでない。）これを修正するものとする。

５　計画の周知・習熟

本計画の内容は、市職員、防災関係機関、各施設管理者に周知徹底するとともに、市民への広報が必要な事項は、広報おやべや自主防災組織等を通じて周知を図るものとする。

また、本計画は、平素から訓練、研修等により、内容の習熟度を高め、有事において的確な運用がなされるよう努めるものとする。

第２節　計画の作成機関

この計画は、小矢部市防災会議条例（昭和 38 年小矢部市条例第 54 号）の規定に基づき、小矢部市防災会議（会長：小矢部市長）が作成する。

１　小矢部市防災会議

災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、小矢部市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のために小矢部市防災会議を設置する。

（１）組織

小矢部市防災会議の組織は、小矢部市防災会議条例（昭和 38 年小矢部市条例第 54 号）の定めるところによる。

（２）所掌事務及び運営

小矢部市防災会議条例及び小矢部市防災会議運営規程(昭和 41 年小矢部市防災会議訓令第１号）の定めるところによるものとする。

【小矢部市防災会議条例】・・・資料編「14－１」
【小矢部市防災会議運営規程】・・・資料編「14－２」

第３節　小矢部市の概要

１　地形の概要

小矢部市は、富山県の西端に位置し、北は高岡市、東は砺波市、南は南砺市、西は石川県金沢市、津幡町に接し、南北に半円形をなした市域の面積は 134.07k ㎡である。

最大標高 346ｍの稲葉山をはじめとする丘陵山地に三方を囲まれ、平坦地は一級河川小矢部川が南から北北東に向かって市域を貫流し、砺波平野の北西部に位置する穀倉地帯である。

交通は、あいの風とやま鉄道（株）と北陸本線と国道 471 号が石動市街地を、北陸自動車道と国道 359 号が津沢市街地を通過し、国道８号が石動市街地北側を横断し、能越自動車道、東海北陸自動車道が市の東側を縦断している。さらに、各県道が市街地を中心に放射状に通じている。

（１）小矢部市の位置、面積

			距離		面積
方位	地名	経緯度	東西	南北	
極東	七　社	東経 136° 56′ 26″	km	km	k ㎡
極南	小森谷	北緯 136° 34′ 57″			
極西	内　山	東経 136° 47′ 09″	13.88	17.65	134.07
極北	久利須	北緯 136° 44′ 24″			

（２）地勢（標高別面積）

区分	総数	50ｍ未満	50ｍ～200ｍ	200ｍ～400ｍ	400ｍ
面積（k ㎡）	134.07	52.31	70.05	11.71	－
構成比（％）	100.00	39.00	52.30	8.7	－

２　気　象

小矢部市の気象は、日本海側気候という気象条件に該当している。

本市における平均気温は、富山県西部の他の地域に比べ、最高・最低とも高く、富山県西部の地域のうちでは、比較的暖かい地域である。

年総降雨量は、県平均を下回り、比較的少ない。

市域の風は、夏期は北東の風が比較的多く、秋から冬にかけては北西又は西及び南西の風が多い。風速は、平均・最大とも県平均を下回り、風が弱い地域である。

３　小矢部市の過去の災害記録

【小矢部市の主な災害記録】・・・資料編「１－１」

４　地質

小矢部市域の地質は約 2,000 万年以来の長い地質時代の古地理的変化に応じて、主として海の中で堆積した地層で構成され、その後の変化で陸上にあらわれたものである。

なお、現在の地形状態は洪積世当初の石動断層で生じた造構運動と、それに伴う隆起運動で今日の丘陵性山地になったものであり、それが更に氷河期の海水位の変動によって侵食され、また堆積が行われていったものである。

したがって、砂礫層でできている平野部では地下水が比較的豊富であるのに比べて、山地はもちろん、台地でも地下水が得難い地質である。

【小矢部市周辺地質図】・・・資料編「１－２」
【砺波平野断層帯・呉羽山断層帯の評価】・・・資料編「１－４」

第４節　対象災害の想定

本計画では、小矢部市の地勢及び気象条件で発生が予想される様々な災害を想定し、各災害及び複合災害に対する災害予防及び応急対策に関する計画の強化を図るものとする。

１　地震災害の想定

富山県においては、近年における大規模な地震は少ないが、過去の災害記録をみると、天正13 年（1585 年）には木舟城が崩壊した地震をはじめ、安政５年（1858 年）には多くの家屋倒壊等の被害があった安政の大地震などが発生している。とりわけ本市近辺では、石動北部から埴生にかけて石動断層が走っており、常に警戒が必要である。

本計画における地震災害の想定にあたっては、東日本大震災（2011 年３月）の教訓を踏まえ、富山県による想定値を基本としつつ、さらに小矢部市の地域性に即する様々な可能性を考慮した最大クラスの地震規模想定を前提とする。

以上の考え方に立って、本計画では以下の①、②、③の三通りの方法により推計されたそれぞれの被害予想量を対象別（建物全半壊、火災延焼、死者、負傷者、避難所避難者等）に比較し、このうち大きい値を被害想定値として用いるものとする。

①　砺波平野断層帯西部を震源とする阪神・淡路大震災級の直下型地震を想定した被害予想
②　呉羽山断層帯を震源とする直下型地震を想定した被害予想
③　邑知潟断層帯を震源とする地震を想定した被害予想

以上の検討結果に基づき、小矢部市における地震被害を以下のように想定する。

〔小矢部市における地震被害の想定〕

	被害の種別	被害予想（※）			本計画における被害想定
		①砺波平野断層帯西部を震源とする地震被害	②呉羽山断層帯を震源とする地震被害	③邑知潟断層帯を震源とする地震被害	
人的被害	死者	150 人	1 人	**354 人**	**354 人**
	負傷者	1,189 人	673 人	**1,664 人**	**1,664 人**
	避難所避難者	8,858 人	5,580 人	**13,313 人**	**13,313 人**
物的被害	建物全壊	5,237 棟	34 棟	**11,331 棟**	**11,331 棟**
	建物半壊	7,048 棟	10,239 棟	**5,488 棟**	**5,488 棟**
	火災・延焼	41 件	－	**88 件**	**88 件**
	落下物	1,437 件	－	**6,289 件**	**6,289 件**
	ブロック塀等の倒壊	**68 件**	104 件	**479 件**	**479 件**
	自動販売機の転倒	－	35 件	－	**35 件**
その他	要救出現場数	346 現場	－	－	**346 現場**
	避難所数	15～16 箇所	－	－	**15～16 箇所**

※被害予想については、調査手法が同一ではないことから、被害想定の対象項目について、一部一致していない箇所がある。

２　風害

本市地域での風害は、夏の終りから秋のはじめにかけて通過する台風によるものが多い。

西日本から日本海へ抜ける南風は強く、山を越えた気流によってフェーン現象を誘発するので、空気は乾燥して、火災が起こりやすくなる。また、中部、関東地方を通過し北東の経路をとる台風は、暴風雨が強く家屋の損壊、樹木の倒伏及び農作物等に対する大きな被害となることが予想される。

特に、近年では、平成３年の台風 19 号の強風による 34 棟全半焼の大火災、平成 16 年の台風 23 号による死者・負傷者の発生、多数の倒木の被害等が発生しており、風害に対しては、常に警戒を要する。

また、竜巻の発生に対しても注意を要する。

３　水害

小矢部市における水害は、過去の記録においては、ほぼ６月から９月に発生している。

今後も、梅雨期の長雨、梅雨明けの集中豪雨や台風期の大雨による河川の氾濫、田畑の浸水等の災害発生が十分に予想されるので注意が必要である。

（１）融雪による水害

３～５月、山間部積雪地帯、特に南谷地区、北蟹谷地区において多いときには、１日に 20 ㎝以上の融雪となることも十分に予想され、そのために、河川の水位は予想以上に上昇し、降雨が重なると渋江川・子撫川等では、警戒水位を突破して洪水を招きやすく、警戒を要する。

（２）梅雨による水害

梅雨期による水害は、台風期の水害とともに大規模な災害がたびたび発生している。梅雨前線による集中豪雨は、梅雨末期に起こることが多い。

梅雨期は、雨が多く河川の水位はかなり上昇しているので、市内西側中小河川では、上流で集中豪雨が降るとたちまち警戒水位を突破して洪水を招きやすい。

特に、梅雨前線による雨は、台風による雨と違って比較的長時間にわたって降ることが多く、警戒を要する。

（３）局地的集中豪雨による水害

局地的な原因（地形、局部的な風の分布）により起こると考えられている集中豪雨は、豪雨の範囲が狭く、数ｋｍ離れたところでは、雨量が中心地域の１割にもみたない場合もある。

特に、平成 20 年の南砺市での局所的集中豪雨による被害発生など、近年は、短時間に一部の地域に集中的に降る「ゲリラ豪雨」が発生するケースが多く、河川の上流地域の状況の把握も含めた対応策が必要となっている。

４　火災

火災の発生及び拡大は、気温、湿度、風速等の気象条件と密接な関係をもっている。

一般に大火や林野火災は、日本海側においては春季に多く、特に気温の上昇と強い風をもたらすフェーン現象の起こった場合に大火となる例が多くあり、過去、薮波・東蟹谷地区や水島地区の散居村地域で広範囲にわたる大火が発生した例がある。

火災は、低温で火気使用率が高い冬季から春季にかけて多数発生する。出火原因についてみると、火災の多くは、火気取扱いの不注意や不始末からの出火によるものであり、そのほとんどは人為的ミスによるものが多い。大規模商店、宿泊施設等の場合には多数の被害者を出し社会的問題となることがあるので、防火管理や火気取扱いに十分に注意を払うとともに火災予防対策に万全を期す必要がある。

５　雪害

北陸地方の雪の降り方には、「山雪」と「里雪」の二つのタイプがあり、特に里雪の気圧配置は、全体として西高東低型であるが日本海東部に小低気圧のあることが多く、ここでは等圧線の間隔が広く気圧傾向がゆるやかになって、南にわん曲し、袋の形をしているのが特徴である。１日に 50～80 ㎝の降雪量を記録することもあり、砺波平野特有の散居村地域であるために、交通障害、農林業被害、通信の途絶など住民生活及び産業活動に大きな影響を与えるとともに家屋の倒壊などの被害が想定される。

６　急傾斜地等の崩壊等による土砂災害

本市の西側山間地には、急傾斜地等危険箇所が多数点在している。

急傾斜地等の崩壊は、長雨や集中豪雨及び融雪時における土地の含水量の増大などに起因するほか大規模な地震によっても発生する。特に、集中豪雨における災害発生が多く、大規模災害の記録もあり、土砂災害の予防、応急対策に万全を期さなければならない。

７　農林災害

（１）凍霜害

春又は秋に気温が急降下して起こる農作物の被害で春秋のころに大陸あるいは、オホーツク海方面から南下する寒冷高気圧におおわれ、よく晴れ上ったときに発生する場合が多い。

凍霜害は、一般にひと朝かふた朝にかぎられ、その後は温暖となることが多いが、冷害とかさなると被害の度合いは一層大きくなる。

（２）ヒョウ害

降ヒョウのため受ける被害をいい、突発的でしかも短時間に大きな被害を受ける。被害地域は、局地的なことが多い。

ヒョウ害をよく受ける農作物は、煙草、そ菜類、果樹類、麦類、稲でヒョウの落下により損傷を受けるほか、その傷害が原因となって発育不全や病害の間接的被害を受けることとなる。

（３）冷害

夏期に異常な低温が起こり農作物の作柄が極度に悪くなる災害をいう。

冷害は、オホーツク海高気圧や大陸高気圧が異常に強い年に起こる。また梅雨明けがおくれると気温が上がらず、冷害が起きることがある。

（４）干害

夏に小笠原高気圧におおわれ低気圧や前線も通らず、晴天が続くときに発生することが多い。

特に山間地域においては、水源条件も悪く、一般に夏季には、20 日以上引き続いて雨が降らないと干害が出はじめるといわれている。

（５）長雨

６月、７月の梅雨期、３月から４月、９月中旬から 10 月中旬、しばしば前線が停滞して長雨をもたらす。これらの時期に集中豪雨があったり、台風が襲来したりすると、甚大な被害を受けることがある。

長雨による農作物の被害としては、腐敗、穂発芽、開花、授精障害、赤カビ病などの病害等湿潤による障害が生じる。

第５節　防災関係機関等の責務

市及び防災関係機関並びに市民・事業所は、本計画に基づき次の災害対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

１　防災関係機関等の責務

（１）市

①　公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の耐震性を強化する。

②　地域防災拠点施設及びコミュニティ防災拠点施設や住民へ的確な情報を伝達するための防災行政無線などの伝達手段を計画的に整備する。

③　消防施設設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、ヘリコプターを活用するため場外離着陸場等を確保する。

④　水・食料・生活必需物資等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。

⑤　住民の自主防災意識の向上を図るため、地域の防災拠点施設に消火・救助資機材を計画的に配備するなど自主防災組織の育成を積極的に推進し､地域の防災力を高めるとともに、住民に対し研修、広報、訓練を実施し、自助、共助についての住民意識向上に努める。

⑥　「小矢部市災害時受援計画」を下位計画として位置づけ、受援本部設置、資源管理、受援訓練等の体制整備を行う。

（２）防災関係機関

①　市民生活に密着する電力、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の耐震化について計画的に整備する。

②　消火・救助活動等を実施する消防、警察、自衛隊並びに公的医療関係機関は必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し応急活動の総合力の向上に努める。

③　報道機関は、津波予報を受信したときは、速やかに放送を行い、県民に対して周知するよう努めるとともに、災害に関する情報の提供に努める。

④　鉄道・バス等の輸送事業者は、施設の耐震性強化や資材等の整備拡充等災害対策の積極的推進に努める。

（３）市民

①　自分の身は自分で守るという「自助」の観点から、家屋の耐震補強や最低３日分の非常食、飲料水等を備蓄するなど、自ら災害に備えるための対策を講ずるものとする。避難所へ避難する際は、備蓄品を持ち出して避難するよう努めるものとする。

②　近隣住民や地域社会で相互に助け合うという「共助」の観点から、地域住民と相互に協力するとともに、地域で行う防災訓練等への参加に努めるものとする。避難所へ避難する際は、隣近所で声を掛け合い、必要に応じて避難の手助けを行うよう努める。

③　市及び県が行う防災事業に協力し、市及び県が実施する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

（４）事業所・企業

①　事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害時の被害を最小化するため最大の努力を払うものとする。

②　災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための業務継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに､防災体制の整備､防災訓練､施設の耐震化、

予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

２　市及び防災関係機関の処理すべき防災事務及び業務の大綱

市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ地震防災に寄与するものとする。

また、災害による被害を軽減するために、行政による「公助」だけではなく、自ら身を守る「自助」や防災行政への寄与・協力、自主防災組織やコミュニティの強化、住民、ボランティア、企業等の連携も含めた「共助」が必要である。

このため、市民及び事業所・企業は、日頃から自主的に災害に備えるとともに、行政をはじめ防災関係機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。特に、事業所・企業においては、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害により帰宅が困難な従業員の保護のために、非常食の備蓄その他の対応策を講ずるなど、防災対策を推進するものとする。

なお、各機関等が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

（１）市

機関の名称	事務及び業務の大綱
市	1　小矢部市防災会議に係る事務に関すること。 2　災害対策の組織の整備に関すること。 3　災害対策関係物資（飲料水、食料、医薬品、生活必需品）・資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 4　災害予警報の情報伝達、避難の指示等に関すること。 5　防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること。 6　被災状況の情報収集、伝達、広報・広聴及び調査に関すること。 7　被災者の救助及び救護に関すること。 8　災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること。 9　消防活動に関すること。 10　水防対策に関すること。 11　児童、生徒に対する防災・災害応急教育に関すること。 12　公共施設、ライフライン施設（上下水道）の応急復旧に関すること。 13　公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 14　浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること。 15　防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること。 16　災害復旧に関すること。 17　災害救援ボランティアの受入調整等に関すること。 18　自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること。 19　防災知識の普及及び教育並びに訓練の実施に関すること。 20　要配慮者の避難支援に関すること。 21　防災関係機関・各種団体との連携に関すること。 22　業務継続体制及び受援体制の整備に関すること。

（２）県

機関の名称	事務及び業務の大綱
富山県	1　富山県防災会議に関すること。 2　災害対策の組織の整備に関すること。 3　災害予警報等の情報伝達に関すること。 4　災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること。 5　被災者の救援、救護に関すること。 6　自衛隊及び他都道府県等に対する応援要請に関すること。

	7　災害時における交通規制及び輸送確保に関すること。 8　公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 9　浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること。 10　非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること。 11　災害救援ボランティアの受入調整等に関すること。 12　児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること。 13　災害時における犯罪の予防、取締り等社会の秩序維持に関すること。 14　被災産業に対する融資等に関すること。 15　市町村等が処理する災害対策の総合調整に関すること。
高岡土木センター小矢部土木事務所	1　管内区域内の県が管理する公共土木施設の応急対策に関すること。 2　管内区域内の県が管理する公共土木施設の被害調査並びに災害復旧に関すること。
砺波厚生センター（小矢部支所）	1　災害時における医療機関との連絡に関すること。 2　災害時の伝染病予防に関すること。 3　環境衛生の保持に関すること。 4　その他住民の保健衛生に関すること。
子撫川統合ダム管理事務所	1　ダム施設の応急対策に関すること。 2　ダム放流警報に関すること。
和田川水道管理所子撫川支所	1　水道水の確保に関すること。
高岡農林振興センター	1　農地及び農業用施設の災害対策に関すること。 2　治山及び林道施設の災害対策に関すること。 3　なだれ対策に関すること。
小矢部警察署	1　被災区域の警戒及び避難の指示、誘導に関すること。 2　交通規制及び緊急交通路の確保に関すること。 3　行方不明者の捜索その他災害警備に関すること。

（３）指定地方行政機関

機関の名称	事務及び業務の大綱
農林水産省北陸農政局富山農政事務所	1　災害時における応急食糧の緊急引渡しに関すること。 2　越冬用米穀の売却及び災害時における応急配給に関すること。
国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所（小矢部出張所、高岡国道維持出張所）	1　管理河川の河川施設管理及び災害復旧等に関すること。 2　小矢部川水防警報・洪水予報に関すること。 3　一般国道の管理、維持修繕及び交通安全対策に関すること。 4　除雪、防雪及び災害復旧事業に関すること。
中部管区行政評価局（富山行政監視行政相談センター）	1　被災者への生活支援情報の提供に関すること。 2　専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。 3　特別行政相談所の開設に関すること

（４）自衛隊

機関の名称	事務及び業務の大綱
陸上自衛隊第 14 普通科連隊 陸上自衛隊第 382 施設中隊 海上自衛隊舞鶴地	1　災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること。 2　災害時における応急復旧活動に関すること。

方総監部 航空自衛隊第６航空団	

（５）指定消防機関

機関の名称	事務及び業務の大綱
砺波地域消防組合（小矢部消防署）	１　出火の防止と初期消火の広報活動に関すること。 ２　火災の発生状況、被災状況の情報収集と防災関係機関等への連絡に関すること。 ３　被害状況に応じた消防活動対策の実施に関すること。 ４　避難路や避難地の確保に関すること。 ５　延焼阻止線の設定、住民の立入禁止、避難誘導に関すること。 ６　医療機関との連携による要救助者の救助、負傷者の安全な場所への搬送に関すること。 ７　重要施設及びその周辺区域に対する重点的消火活動に関すること。 ８　消防応援要請に関すること。
消防団	１　出火の防止と初期消火の広報活動に関すること。 ２　火災の発生状況、被災状況の情報収集と本部等への連絡に関すること。 ３　消火活動に関すること。 ４　要救助者の救助、安全な場所への搬送に関すること。 ５　住民の安全確保と緊急避難場所及び避難所の防護活動に関すること。

（６）指定公共機関

機関の名称	事務及び業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社、北陸地域鉄道部富山工務管理センター）	１　電車、電力施設、信号保安施設並びに通信施設の保存及び管理に関すること。 ２　安全輸送の確保に関すること。 ３　災害対策用物資等の鉄道による緊急輸送の確保に関すること。 ４　西日本旅客鉄道株式会社施設の災害復旧工事の実施に関すること。
あいの風とやま鉄道株式会社	１　電車、停車場、電力施設、信号保安施設並びに通信施設の保存及び管理に関すること。 ２　安全輸送の確保に関すること。 ３　災害対策用物資等の鉄道による緊急輸送の確保に関すること。 ４　あいの風とやま鉄道株式会社施設の災害復旧工事の実施に関すること。
西日本電信電話株式会社（富山支店）	１　電気通信施設の整備及び防災管理に関すること。 ２　気象警報の伝達に関すること。 ３　災害時における公衆通信の確保と被災施設の早期復旧に関すること。 ４　災害応急措置の実施に必要な通信の優先利用に関すること。
北陸電力株式会社（となみ野営業所）	１　電気供給施設の災害予防措置に関すること。 ２　電気供給施設の被害状況調査及び早期復旧に関すること。 ３　災害時における電力供給の確保に関すること。
北陸電力送配電株式会社（となみ野配電センター）	１　電気供給施設の災害予防措置に関すること。 ２　電気供給施設の被害状況調査及び早期復旧に関すること。 ３　災害時における電力供給の確保に関すること。

株式会社ｴﾇ・ﾃｨ・ﾃｨドコモ北陸	1　電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 2　地震災害時における緊急通話の確保に関すること。
日本赤十字社富山県支部	1　災害時における医療救護に関すること。 2　災害時の血液製剤の供給に関すること。 3　義援金及び救援物資の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関すること。 4　災害時における炊出しや避難所奉仕等の協力に関すること。
中日本高速道路株式会社（金沢支社）	1　北陸自動車道・東海北陸自動車道の維持管理と災害予防措置に関すること。 2　災害応急措置の実施と輸送路の確保に関すること。 3　防雪及び災害復旧事業の実施に関すること。
日本郵便株式会社小矢部郵便局	1　災害時における郵便事業の運行に関すること。 2　災害救援無料小包等の郵便物に関すること。 3　義援金受付のための郵便振替口座開設に関すること。 4　貯金、保険の非常取扱い等に関すること。 5　災害復旧資金に関すること。

（７）指定地方公共機関

機関の名称	事務及び業務の大綱
小矢部市土地改良区	1　土地改良事業施設の維持管理に関すること。 2　災害復旧事業、湛水防除事業等各種防災事業の調査に関すること。
加越能バス株式会社	1　災害時における被災地との交通の確保に関すること。

（８）公共的団体

機関の名称	事務及び業務の大綱
いなば農業協同組合	1　被害状況調査及び応急対策に関すること。 2　農作物の需給調査に関すること。 3　農作物の災害応急対策の指導に関すること。 4　被災農家に対する融資又は融資のあっせんに関すること。 5　農業生産資機材及び農家生活資材の確保とあっせんに関すること。 6　災害時における食糧及び物資の供給。
富山県西部森林組合	1　被害状況調査及び応急対策に関すること。 2　被災組合員に対する融資又は融資のあっせんに関すること。
小矢部市商工会	1　被害状況調査及び応急対策に関すること。 2　被災商工業者に対する融資又は融資のあっせんに関すること。 3　物価安定についての協力に関すること。 4　救助用物資、復旧資材の確保等に関すること。
北陸中央病院及び小矢部市医師会	1　避難所の整備と避難等の訓練に関すること。 2　被災地の病人等の収容及び保護に関すること。 3　災害時における負傷者の医療救護及び助産救助に関すること。
小矢部市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、福祉施設経営者、小矢部市赤十字奉仕団及び小矢部市青年会議所	1　被災者の救護、災害救護ボランティアの受入、その他災害時における被災者の応急対策に関すること。 2　避難所の整備と避難等の訓練に関すること。 3　福祉避難所開設など、災害時における収容者保護に関すること。 4　災害時における炊出しや避難所ボランティア等の協力に関すること。
建設業協会等	1　道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること。 2　倒壊住宅等の撤去の協力に関すること。

	3　災害時における緊急輸送の協力に関すること。
自動車運送事業所	1　災害時における緊急輸送の協力に関すること。
金融機関	1　被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
自主防災組織自治会、女性団体等	1　防災組織の普及及び防災訓練に関すること。 2　災害時における応急対策の協力に関すること。 3　災害・避難情報の伝達協力に関すること。 4　避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。 5　被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること。 6　被害状況調査・結果報告、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。

（9）防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務及び業務の大綱
防火対象物の管理者	1　避難所の整備と避難等の訓練の実施に関すること。 2　災害時における応急対策及び被災施設の災害復旧実施に関すること。
危険物等施設の管理者	1　施設の整備等災害予防対策の実施に関すること。 2　災害時における危険物等の保安措置の実施に関すること。

第６節　防災体制

小矢部市の防災体制は、次のとおりである。

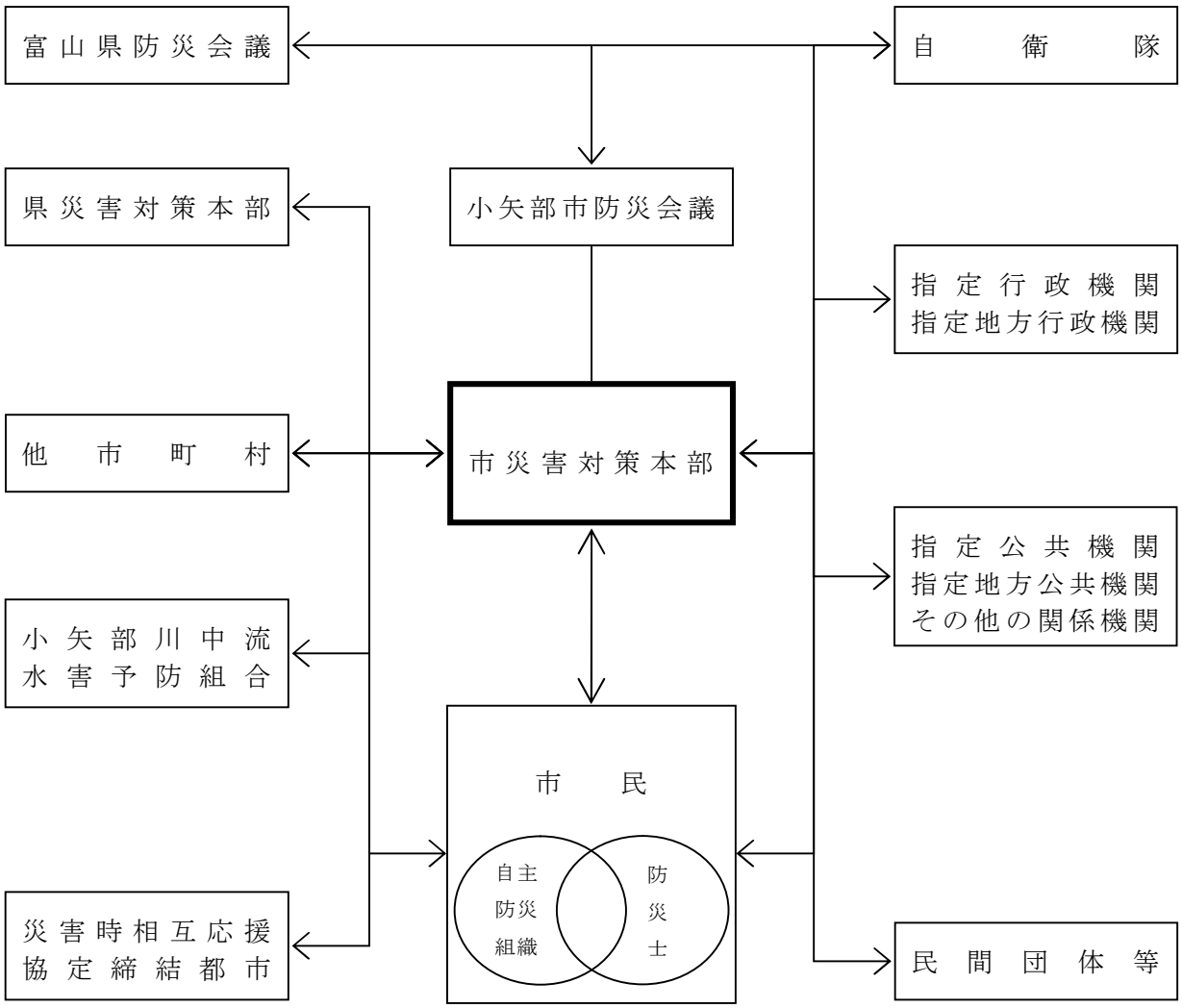

【小矢部市災害対策本部の組織図】

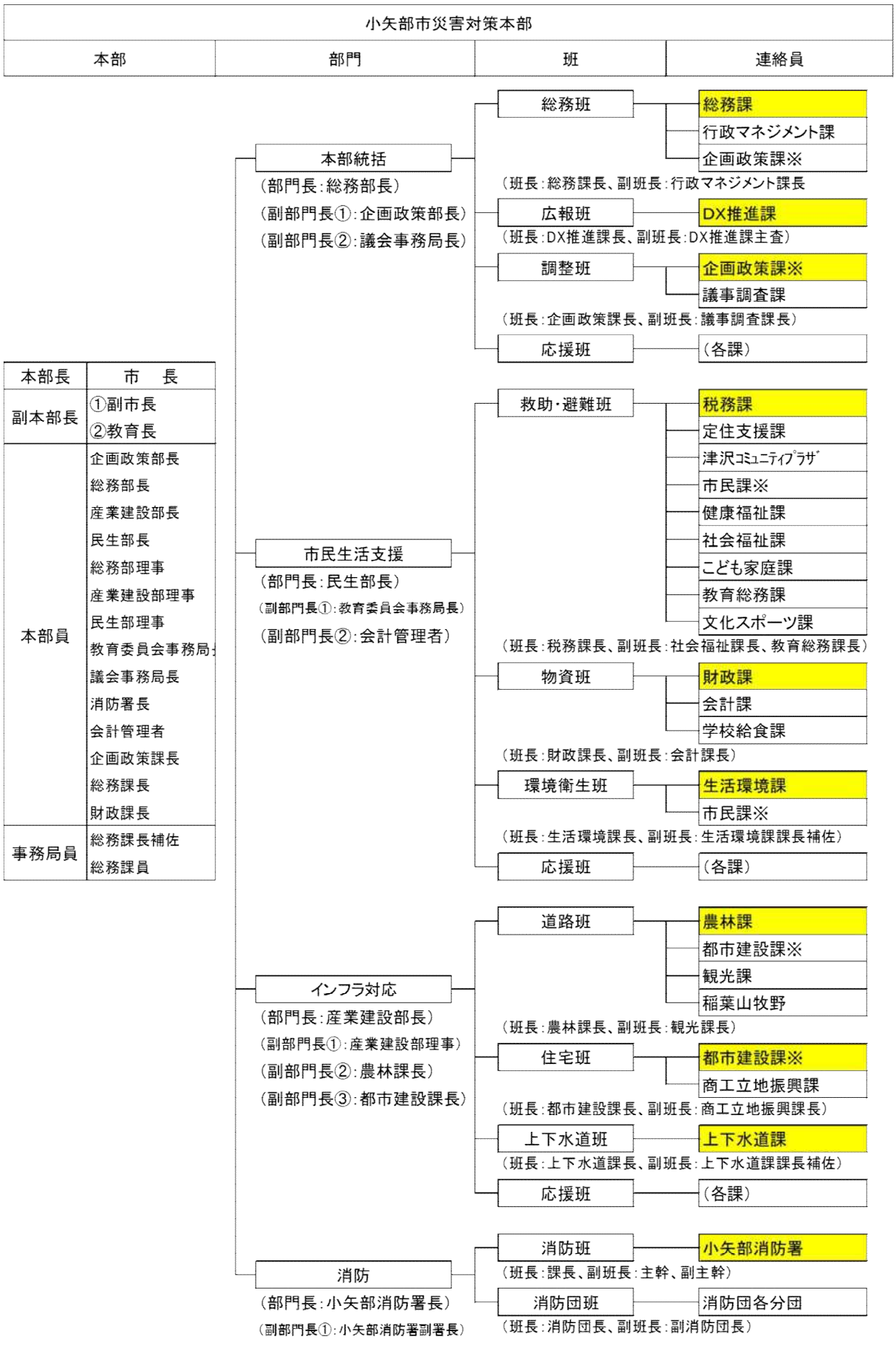

【小矢部市災害対策本部の分掌事務一覧】

部門名	班名	所属名	分掌事務等
本部 (会議:本部員会議という)		市長 副市長 教育長	1　災害対策本部設置を決定する。 2　災害対策上の重要事項を決定する。 3　高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）発令、警戒区域設定を決定する。 4　県・他自治体・防災関係機関等への応援要請、自衛隊の出動要請を決定する。 5　災害救助法適用申請を決定する。 6　その他本計画に定める防災対策の必要事項を決定する。
本部統括	総務班	総務課 行政マネジメント課 企画政策課	1　災害対策本部の設置、運営の庶務に関すること。 2　本部員会議の開催に関すること。 3　災害対策全般の企画調整に関すること。 4　防災会議の開催及び各委員へ連絡調整に関すること。 5　災害情報の収集・とりまとめに関すること。 6　災害情報等の県・警察・防災関係機関への報告に関すること。 7　各部門班の連絡調整に関すること。 8　実際に使用する緊急避難場所及び避難所の選定 9　福祉避難所の開設要請・移送・介助員確保等に関すること。 10　職員の動員招集に関すること。 11　避難指示等発令、警戒区域設定の実施に関すること。 12　災害救助法適用申請の実施及び災害救助法に基づく救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。 13　班員等の給食に関すること。 14　職員の罹災給付に関すること。 15　所管施設の被害調査、復旧に関すること。 16　避難指示等発令、警戒区域設定等について自主防災組織・自治会等への伝達に関すること。 17　自主防災組織・自治会からの災害情報の把握 18　自主防災組織・自治会等からの住民の安否確認情報の把握 19　孤立集落の自治会等との通信・連絡に関すること。 20　その他各班に属しないこと。
	広報班	ＤＸ推進課	1　災害対策本部の報道に関すること。 2　ラジオ・テレビ・新聞等の報道機関との連絡及び報道依頼等の相互協力に関すること。 3　災害写真・映像の撮影・収集・記録の作成及び提供依頼に関すること。 4　防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ等による市民等への広報に関すること。 5　ケーブルテレビ施設の被害状況把握、放送体制確保、復旧に関すること。

部門名	班名	所属名	分掌事務等
本部統括	調整班	企画政策課 議事調査課	1　本部長の秘書に関すること。 2　自衛隊の出動要請の実施に関すること。 3　防災関係機関との連絡調整に関すること。 4　災害時における県・他市町村への応援要請の実施に関すること。 5　ヘリコプターの要請・ヘリポートの確保に関すること。 6　民間団体等への協力要請に関すること。 7　エルピーガスの復旧・安全対策に関すること。 8　孤立集落へのヘリコプター出動に関すること。 9　各行政委員会との連絡に関すること。 10　市議会との連絡に関すること。 11　罹災証明書の発行に関すること。 12　電力の復旧に関すること。 13　電話・通信・放送施設の復旧に関すること。 14　公共交通機関の復旧に関すること。 15　外国人の保護に関すること。 16　国・その他に関する要望陳情事項の取りまとめに関すること。 17　所管施設（サイクリングターミナル等）の被害調査及び連絡に関すること。
	応援班	（各課）	1　部門内の他の班の事務の応援に関すること。 2　他部門の事務の応援に関すること。

部門名	班名	所属名	分掌事務等
市民生活支援	救助・避難班	税務課 定住支援課 津沢コミュニティプラザ 市民課 健康福祉課 社会福祉課 こども家庭課 教育総務課 文化スポーツ課	（共通） 1　避難所の開設に関すること。 2　避難所の運営に関すること（食料の必要量把握・配布を含む）。 3　避難所となっている施設の利用調整に関すること。 4　避難者名簿の作成に関すること。 5　福祉避難所への移送が必要な要配慮者の把握及び本部への連絡に関すること。 6　要配慮者（障害者、高齢者等）の避難誘導、保護、安否確認等に関すること。 7　所管施設の被害調査・復旧に関すること。 8　施設管理者（指定管理者含む）への連絡及び避難所開設・運営への協力依頼に関すること。 （税務課） 9　災害に伴う市税の減免に関すること。 （市民課） 10　戸籍事務等の継続に関すること。 11　被災者に対する国民年金保険料の免除事務に関すること。 12　被害者に対する国民健康保険の給付の特別措置に関すること。 13　年金事務所との連絡調整に関すること。 （健康福祉課） 14　医療救護所の設置並びに応急措置に関すること。 15　県厚生センターとの連絡調整 16　災害時における医療機関との連絡調整に関すること。 17　災害対策用衛生材料及び医薬品の確保に関すること。 18　高齢福祉推進員との連絡調整、協力依頼に関すること。 19　避難所・被災地での被災者の心のケア（臨時相談会実施など）に関すること。 20　感染症対策（患者の隔離・移送等）の実施 21　遺体の処理（検案）に関すること。 22　関連福祉施設（清楽園、ほっとはうす千羽、ケアハウスおやべ、精神障害者相談・活動施設・各グループホーム等）の安否調査、被害調査・復旧支援に関すること。 （社会福祉課） 23　被災者台帳の作成に関すること。 24　民生委員児童委員、市・地区社会福祉協議会との連絡調整、協力依頼に関すること。 25　生活必需品等救助用物資の調達並びに配分の総合調整に関すること。 26　被災者に対する生活保護及び法外援助に関すること。 27　応急仮設住宅入居者及び住宅応急修理対象者の選定に関すること。 28　ボランティアの受入れに関すること（社会福祉協議会と連携）。 29　赤十字奉仕団等民間団体への協力要請に関すること。 30　住宅内の障害物の除去の支援 31　義援金品の募集・保管・配分 32　関連福祉施設（渓明園、障害者活動施設・グループホーム等）の安否確認、被害調査・復旧支援に関すること。

部門名	班名	所属名	分掌事務等
市民生活支援	救助・避難班	税務課 定住支援課 津沢コミュニティプラザ 市民課 健康福祉課 社会福祉課 こども家庭課 教育総務課 文化スポーツ課	（こども家庭課） 33　児童福祉施設等（公立保育所・公立こども園・私立こども園）・放課後児童クラブの安否調査、被害調査・復旧（支援）に関すること。 （教育総務課） 34　教育施設（小・中学校等）の安否確認、被害調査、復旧に関すること。 35　児童生徒の安全な帰宅又は避難所への移動に関すること。 36　県教育委員会との連絡調整に関すること。 37　教職員の動員に関すること。 38　被災教職員の措置に関すること。 39　応急教育の実施（授業場所・教員・教科書等の確保）に関すること。 40　罹災児童生徒への教科書・学用品等の支給に関すること。 41　罹災児童生徒の育英奨学に関すること。 42　保護者の教育相談窓口の設置に関すること。 （文化スポーツ課） 43　文化財の被害調査・保全に関すること。
	物資班	財政課 会計課 学校給食課	1　災害対策に関する予算措置に関すること。 2　車輌・燃料の調達及び配車に関すること。 3　庁舎及び災害対策本部室の警備に関すること。 4　緊急通行車両確認証明書の交付に関すること。 5　緊急生活物資・学用品の調達（購入）に関すること（災害救助班、文教総務班と連携）。 6　食品の調達予定先の指定 7　食料・緊急生活物資等の輸送に関すること。 8　庁舎、庁舎分室の被害調査・復旧に関すること。 9　市有財産の被害調査の取りまとめ、保険申請に関すること。 10　学校給食の継続及び健康管理、心のケアに関すること。 11　スクールバスの安全運行、通学路の安全確保に関すること。 12　その他所管施設の被害調査・復旧に関すること。 13　災害救助その他災害時における必要な経費の緊急支出に関すること。 14　義援金品の出納保管に関すること。

部門名	班名	所属名	分掌事務等
市民生活支援	環境衛生班	生活環境課 市民課	1　災害時の市民相談に関すること。 2　環境衛生施設（し尿処理施設、不燃物処理場等）の被害状況調査及び復旧に関すること。 3　県厚生センターとの連絡調整 4　被災地・避難所等の衛生状況の把握及び防疫活動（消毒作業等）の実施に関すること。 5　ゴミの収集・運搬・処分・一時集積・中間処理等の非常処理に関すること。 6　仮設トイレの調達等による「し尿」の非常処理に関すること。 7　生活ごみ・粗大ごみ廃棄、汚物処理等の市民への広報に関すること（企画広報班と連携）。 8　遺体の処理（遺体の洗浄・一時保管・収容）、遺体の火葬、身元不明遺体の調査（警察と連携）に関すること。 9　埋火葬の証明（埋・火葬許可証の発行）に関すること。 10　県厚生センターへの食品衛生管理の依頼 11　放浪犬、家庭動物等の保護 12　所管施設（環境センター、小矢部市斎場、不燃物処理場等）の被害調査・復旧に関すること。
	応援班	（各課）	1　部門内の他の班の事務の応援に関すること。 2　他部門の事務の応援に関すること。

部門名	班名	所属名	分掌事務等
インフラ対応	道路班	農林課 都市建設課 観光課 稲葉山牧野	1　所管施設の安否調査、被害調査・復旧に関すること。 2　食料の確保・調達に関すること。 3　農地の被害状況調査と情報の収集に関すること。 4　農・林・畜産業団体との連絡調整に関すること。 5　農林金融に関すること。 6　農作物・林産物の種苗確保及び生産資材の緊急あっせんに関すること。 7　家畜・家禽の逃走・伝染病予防・処理等の対策に関すること。 8　家畜飼料の確保に関すること。 9　農業水利等の農業施設、林道等の林業施設、畜産施設等の応急復旧に関すること。 10　農作物・林産物の病害虫発生防止等に関すること。 11　土砂災害警戒区域の監視、山崩れ、崖崩れ等の予防応急対策に関すること。 12　雪崩対策及び雪崩の危害防止に関すること。 13　その他農林畜産業災害対策に関すること。 14　所管施設（稲葉山牧野、農村環境改善センター等）の被害調査・復旧に関すること。 15　道路・橋梁・河川等の被害状況把握に関すること。 16　道路・橋梁・河川等の応急復旧に関すること。 17　交通規制等による道路・街路交通の確保に関すること。 18　道路障害物の除去に関すること。 19　水位情報等の水防情報の収集と水害対策に関すること。 20　河川の巡視、水防団体との連絡及び水防活動の応援に関すること。 21　小矢部川中流水害予防組合との連絡調整に関すること。 22　土砂災害警戒区域の監視に関すること。 23　災害対策用資材の調達に関すること。 24　国・県・防災関係機関との連絡調整に関すること。 25　土木建設業者との連絡及び協力要請に関すること。 26　観光施設、旅館等宿泊施設などの被害状況調査に関すること。 27　観光客の被害状況把握に関すること。 28　その他観光関係の災害対策に関すること。
	住宅班	都市建設課 商工立地振興課	1　市内建築物の被害調査に関すること。 2　市内建築物の応急危険度判定に関すること。 3　応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。 4　市有建物及び一般住宅の応急修理、建築相談所開設に関すること。 5　建築関係業者への協力依頼に関すること。 6　市営住宅・県営住宅・雇用促進住宅・民間アパートの斡旋に関すること。 7　住宅に関する特別融資に関すること。 8　市内商店等商業施設、工場、事業所の被害調査 9　中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関すること。 10　商工業関係資材の緊急輸送手配の総括に関すること。 11　災害応急対策労働者の雇用・受入体制整備に関すること。 12　その他商工関係の災害対策に関すること。

部門名	班名	所属名	分掌事務等
インフラ対応	上下水道班	上下水道課	1　公共下水道、雨水、汚水及び流域下水道施設の被害状況把握及び応急修理に関すること。 2　下水道災害復旧用資材の調達に関すること。 3　下水施設状況の市民への広報に関すること(企画広報班と連携)。 4　水道施設の被害状況把握及び応急修理に関すること。 5　避難所・被災地区の飲料水等の確保、給水の実施に関すること。 6　水道災害復旧用資材の調達に関すること。 7　給水活動の広域応援の要請に関すること。 8　給水状況の市民への広報に関すること（企画広報班と連携)。
	応援班	（各課）	1　部門内の他の班の事務の応援に関すること。 2　他部門の事務の応援に関すること。
消防	消防班	小矢部消防署	1　消防における地震情報の接受及び通報並びに広報活動に関すること。 2　災害現場に出動した消防隊との連絡に関すること。 3　関係機関との連絡及び招集動員の実施に関すること。 4　消防隊員の給食、物資の調達及び配分に関すること。 5　市町村消防相互応援に関すること。 6　消防用資機材の調達配分に関すること。 7　消防隊の出動に関すること。 8　水火災等の災害現場活動及び災害救助活動に関すること。 9　救急業務に関すること。 10　地震情報等の広報伝達及び非常配備に関すること。 11　災害復旧及び応急措置に関すること。 12　災害情報の収集報告に関すること。 13　消防における避難立ち退き指示及び誘導に関すること。 14　遺体の捜索に関すること。
	消防団班	小矢部消防署	1　消防団活動の全般に関すること。 2　消防署、津沢出張所の被害・復旧に関すること。
連絡員			本部と所属班との連絡にあたる。

※災害発生初期においては、各班の所掌事務にかかわらず人命救助を優先するものとし、総力をあげて、人命救助の体制をとるものとする。

※各班の共通の所掌事務は次のとおりとする。

1　災害関係情報の収集に関すること。
2　被害状況の調査に関すること。
3　BCP 発動に合わせた優先業務の確認及び優先業務以外の休止に関すること。
4　国・県各機関への被害状況等報告、通報に関すること。

第７節　災害時における応急・応援体制の整備

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

１　富山県・県内他市町村との協力体制の整備

災害時に、富山県、県内他市町村との連携により、災害対応できる体制の整備を行う。富山県が主導する「チームとやま」構想に従い、富山県、県内他市町村との協定を締結し、平時からの情報共有、訓練実施に努め、災害に備えて万全を期する。

２　自治体間の広域応援体制の整備

地震等の大規模な災害が発生し大きな被害となった場合、広範多岐にわたる迅速な応急復旧対策が必要となるため、一つの自治体だけの対応では限界があり、他の都市の応援を求めなければならない事態が十分予想される。

このため、平常時にあらかじめ災害時相互応援協定を締結し、災害に備えて万全を期する。また、協定締結先と定期的に連絡を取り合い、担当者の確認や連絡訓練の実施など、協定が実効性のあるものになるよう努める。

【災害時相互応援協定を締結した自治体】・・・資料編「13－１」

３　民間団体との応急対策業務等の協力体制の整備

地震等の大規模な災害が発生し大きな被害となった場合、広範多岐にわたる迅速な応急復旧対策が必要となるため、行政だけの対応では限界があり、民間団体等の協力を求めなければならない事態が十分予想されるため、積極的に民間団体等の協力を得られるよう体制を整備すべきである。

このため、平常時にあらかじめ災害時における応急対策業務等に関する協定を締結する。定期的に協定先を点検し、不足する分野がないかを常に確認し、不足する分野については市から積極的に協定先を探すよう努める。

また、協定締結先と定期的に連絡を取り合い、担当者の確認や対象となる業務・物資等の確認を行うとともに、どのフェーズで協力を要請すべきかの協議や連絡訓練の実施など、協定が実効性のあるものになるよう努める。

【災害時における応急対策業務等に関する協定を締結した団体等】・・・資料編「13－２」

４　災害時における避難所の協力体制の整備

公共施設を利用した避難所だけでは、高齢者、障害者等への対応が不十分な場合が想定されることから、予め各関係施設と「福祉避難所」の協定を締結する。また、協定締結先と定期的に連絡を取り合い、担当者の確認や連絡訓練の実施など、協定が実効性のあるものになるよう努める。

【福祉避難所協定施設】・・・資料編「13－３」

５　住民等の避難誘導体制の整備

避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

第２編　震災編

第１章　災害予防計画

第１節　災害予防計画の基本方針 …… 51
第２節　都市の防災構造化及び防災拠点機能の充実・強化 …… 53
第３節　地盤の液状化災害の予防 …… 58
第４節　地震火災の防止及び土砂災害の予防 …… 60
第５節　防災活動体制の整備 …… 64
第６節　動員体制の整備 …… 67
第７節　災害情報等の収集報告体制の整備 …… 69
第８節　災害通信体制の整備 …… 71
第９節　災害広報体制の整備 …… 74
第 10 節　災害救助法等への習熟 …… 76
第 11 節　避難活動体制の整備及び孤立集落の予防 …… 77
第 12 節　救出体制の整備 …… 82
第 13 節　緊急輸送体制の整備 …… 84
第 14 節　食料供給・備蓄体制の整備 …… 86
第 15 節　給水体制の整備 …… 88
第 16 節　被服等生活必需物資供給体制の整備 …… 90
第 17 節　医療救護体制の整備 …… 92
第 18 節　防疫・保健衛生体制の整備 …… 94
第 19 節　廃棄物処理体制の整備 …… 95
第 20 節　災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備 …… 97
第 21 節　自主防災体制の整備 …… 100
第 22 節　要配慮者の安全確保と体制の整備 …… 103
第 23 節　防災訓練 …… 107
第 24 節　防災教育・研修 …… 110

第１節　災害予防計画の基本方針

１　目的

災害予防計画とは、災害の発生を未然に防止するための計画をいう。災害による被害を最小限にとどめるためには、的確な災害予防計画の策定が不可欠である。

本市の災害予防計画は、以下の３つの視点を重視して策定するものとする。

（１）地震に強い安心安全なまちづくり

建築物や公共施設の耐震化、老朽木造住宅密集市街地の解消、地盤の液状化や土砂災害の予防対策等により、地震に強い安心安全なまちづくりを進めていくことが必要となる。

（２）地震防災の体制づくり

災害対策本部を中心とする指揮系統の整備をはじめ、情報収集・伝達、緊急通信・輸送、被災者の救出・医療救護、避難・生活支援など、地震防災への体制づくりが必要となる。

（３）地震への日常の備え（ひとづくり）

防災教育・訓練等による防災行動力の向上を図るなど、災害への日頃の備えが必要である。

〔災害予防計画の体系〕

第1章 災害予防計画	地震に強い安心安全なまちづくり	第2節	都市の防災構造化及び防災拠点機能の充実･強化
		第3節	地盤の液状化災害の予防
		第4節	地震火災の防止及び土砂災害の予防
	地震防災の体制づくり	第5節	災害対策本部等の体制の整備
		第6節	動員体制の整備
		第7節	災害情報等の収集報告体制の整備
		第8節	災害通信体制の整備
		第9節	災害広報体制の整備
		第10節	災害救助法等への習熟
		第11節	避難活動体制の整備及び孤立集落の予防
		第12節	救出体制の整備
		第13節	緊急輸送体制の整備
		第14節	食料供給･備蓄体制の整備
		第15節	給水体制の整備
		第16節	被服等生活必需物資供給体制の整備
		第17節	医療救護体制の整備
		第18節	防疫･保健衛生体制の整備
		第19節	廃棄物処理体制の整備
		第20節	災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備
		第21節	自主防災体制の整備
		第22節	要配慮者の安全確保と体制の整備
	地震への日常の備え(ひとづくり)	第23節	防災訓練
		第24節	防災教育･研修

２　目標

第１編総則第４章「対象災害の想定」で算定した想定被害量を減少させることを目標とし、年次計画(目標)を立てて、建築物の耐震化、道路の拡張、防火水槽等消防水利の整備充実、地域への救助資機材の整備等、より安心安全なまちづくりを進めるものとする。

第２節　都市の防災構造化及び防災拠点機能の充実・強化

担当課	都市建設課、上下水道課

１　目的

小矢部市域の地形地盤条件に配慮し、地震災害等に強い都市構造の建設を進める。

２　方策

方策
- 耐震、耐火建築物の建築促進
- 防災拠点機能の充実・強化及び公共施設の耐震対策の推進
- 公共土木施設（道路・橋梁）の耐震性の強化
- 公園、緑地、緑道等の整備
- 市街地開発事業による整備
- 広幅員道路の整備
- 都市用水対策
- 落下物対策
- ブロック塀対策
- 防災マップの作成等
- 農業用排水施設の整備
- ライフライン施設の安全性強化

３　耐震、耐火建築物の建築促進

都市の不燃化及び耐震化を促進するため、民間建築物の耐震診断の促進等により、耐震、耐火の建築が普及するよう、関係機関と協力して取り組む。

（１）防災地域等の指定

都市の密集市街地において火災を防除するため、都市計画法による防火地域の指定を行い、防災上の観点から建築物の規制を行っている（本市は、準防火地域の指定はしていない）。今後も、消防署と連携をとり、都市化の動向と公共施設の整備状況を見ながら、適切に防火・準防火地域の区域設定を行い、的確な建築物の指導に努める。

（２）建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置が講じられているところである。今後とも、大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物について、防災上の各種の措置の徹底を建築士、施工者に指導していく。

（３）学校施設、社会体育施設等の耐震性確保

東日本大震災における地振動による建物の被害は、構造体のみならず、天井材や照明器具、内・外装材の落下など非構造部材にまで及び、人命も失われた。学校施設についても多数が被災し、屋内運動場の天井材が全面的に崩落し生徒が負傷するなど人的被害が生じた例もあった。

こうしたことから、避難施設となる学校体育館（社会体育施設）等、大規模空間を持つ建造物については天井崩落防止対策の強化に努める。

（４）社会福祉施設の耐震性確保

要配慮者（高齢者、身体障害者・児、乳幼児等）が入（通）所している社会福祉施設が地震によって大きな被害を受けると、要配慮者を中心に多くの人的被害が発生することになる。そこで、これらの施設の耐震診断及び耐震改修等を実施又は指導し、被害の未然防止に努める。

（５）一般住宅の耐震性の向上

阪神・淡路大震災では、古い木造家屋を中心に多くの住宅が被害を受けた。そこで、市民への住宅の耐震補強に関する市民への啓発に努めるとともに、市民からの相談を積極的に受ける体制を整える。

また、県と連携して、住宅の耐震化を行おうとする者に対し、補助や融資などの支援を行い、住宅の耐震改修を促進する。

【一般住宅の耐震化に係る補助及び融資制度】・・・資料編「15－２」

（６）「特定建築物」の耐震診断、耐震改修の促進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が平成７年 12 月に施行され、学校、体育館、病院、百貨店、事務所、店舗等多数の者が利用する建築物のうち、階数が３以上で、床面積の合計が 1,000 ㎡以上の「特定建築物」の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努力義務が課せられた。

市は、県と連携し、管内特定建築物の耐震診断、耐震改修の的確な実施を確保するため、必要があると認めるときは、国土交通省の定める指針を勘案して、特定建築物の所有者に対し必要な指導、助言、指示を行う。また東日本大震災においてクローズアップされた天井崩落防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策についても必要な指導、助言等を行う。

また、緊急通行確保路線等沿いにあり、倒壊により緊急輸送に支障を及ぼすおそれのある建築物の所有者に対しては、耐震診断、耐震改修、看板・自動販売機等の落下・転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止について啓発を図るとともに、建築物の耐震改修をしようとする者が「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく改修計画の認定を申請した場合、耐震関係規定等に適合しているときは認定を行う。

４　防災拠点機能の充実・強化及び公共施設の耐震対策の推進

（１）防災拠点となる重要防災基幹施設の堅牢化・安全化

市庁舎、防災センター、クロスランドおやべ、総合保健福祉センターなどの重要防災基幹施設は、震災等の災害時における応急対策活動の拠点となる。

このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。

特に、市庁舎に関しては、次の機能を有するものとし、新庁舎整備の際に考慮する。

① 72 時間以上の機能維持が可能な非常電源、飲料水等
② 災害対策室、応援関係機関対策室等の十分な災害時スペース
③ 大地震時、浸水時でも機能維持可能な堅牢な構造

（２）公共施設等の堅牢化・安全化

消防施設、医療機関、災害応急活動等の拠点となる学校等、防災上重要な公共施設について、施設の堅牢化・安全化を図るとともにその機能の充実・強化を図る必要がある。

市は、その有する公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、起債制度等を活用し防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

５　公共土木施設（道路・橋梁）の耐震性の強化

公共土木施設のうち道路は防火帯としての役割を果たす等、災害予防上重要な施設である。また、道路や橋梁の被災により交通が途絶した場合には、救助活動、復旧作業及び市民の経済活動に重大な影響を及ぼすことになる。

このため、道路・橋梁のバランスのとれた整備促進に努めるとともに、耐震性強化を推進する。

既存の道路・橋梁については、地震時においてもその機能を発揮できるよう、交通ネットワーク上の重要度、老朽度等を考慮しつつ、計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。

６　公園、緑地、緑道等の整備

公園、緑地、緑道などは、平常時においては、市民の憩いの空間となるだけでなく、災害時には、重要な緊急避難場所、避難路となるとともに、防火性能の高い植樹等の場合は、延焼防止機能も期待できる。

さらに、応急救急活動、物資集積等の基地として、又ヘリポートとしても活用することができるなど、重要な防災施設・空間であり、その位置等については、これらの点を十分配慮するものとする。

【市内の都市計画公園・その他の公園】・・・資料編「２－１」

７　市街地開発事業による整備

狭隘な密集した既成市街地の街路を広げ、公園を造り、併せて防災設備の整った建物を建設して土地の合理的な高度利用を進め、防災防火に対処するものとする。また、防災上や居住環境上の課題を抱える老朽住宅などの密集市街地において、優良な住宅の供給、防災性の向上、居住環境の整備などを促進するために老朽建築物などの除却、建替えと地区施設の整備などを総合的に行う「密集住宅市街地整備促進事業」の活用についても検討していくものとする。

なお、今後、新規の市街地再開発事業を行う場合は、関係機関と連携し、延焼遮断帯を整備し、防災ブロックを形成し、防災機能の向上を図るものとする

ア　都市計画区域

【小矢部市の都市計画区域】・・・資料編「２－２」

イ　市街地再開発促進区域

【小矢部市の市街地開発促進区域】・・・資料編「２－３」

ウ　土地区画整理事業

【小矢部市の土地区画整理事業】・・・資料編「２－４」

エ　市街地再開発事業

【小矢部市の市街地再開発事業】・・・資料編「２－５」

８　広幅員道路の整備

道路は、延焼防止等防災空間としての役割を有するため、道路の整備に当たっては、十分な幅員を確保した広幅員道路の整備に努めるものとする。

９　都市用水対策

地震による災害時には、上水道の機能破壊は当然予想されるので、飲料水を賄うことのできる地下水源を保全するとともに、非常用貯水槽を適宜配置し、災害時の飲料水の確保に努めるものとする。

10　落下物対策

都市の高層化・過密化の進展により、地震発生時には、次のような多くの落下物や障害物が予想される。

ア　ビル落下物

（例）窓ガラス、外装材（タイル等）、屋外広告物、高架水槽、エアコン室外機

イ　屋内での落下物

（例）照明器具、棚上の荷物、家具転倒

ウ　道路

（例）自動販売機、放置自転車、突き出し商品、ブロック塀

そのため、以下の対策を行うものとする。

各関係課	落下危険物の実態把握
消防署、 総務課	家具等の転倒の事前防止措置及び地震発生時の的確な対応について各種広報媒体を通じて積極的にＰＲする。

施設管理者	強化ガラスへの改修、飛散防止フィルムの貼付、物品等の倒壊防止、蛍光管の散乱防止等の対策実施に努める。
教育委員会	市立小中学校の窓ガラスの強化ガラス化を推進する。
産業建設部、警察署	不法に設置された自動販売機、不法に路上を占有している放置自転車や陳列商品（突き出し商品）等について事前指導やＰＲを行うとともに、道路パトロール車による巡回指導、警察署と合同による指導取締りを実施する。

11　ブロック塀対策

宮城県沖地震や千葉県東方沖地震ではブロック塀の倒壊により多くの死傷者を出し、新たな災害要因として危険性が注目された。さらには、避難、消防、救援活動の障害にもなることから、その安全対策が求められている。

（１）実態調査、改修指導

ブロック塀等の実態調査を行い、危険度が高いと評価された塀等の所有者に対し、調査内容の通知と改善の依頼を行う。

【ブロック塀の実態調査方法】・・・資料編「２－６」

（２）生け垣、フェンス化の推進

都市建設課	市民に対し、生け垣化、フェンス化を積極的に啓発・推進する。
公共施設管理者	市の公共施設にあるブロック塀、万年塀等について補強や改修、フェンス化、生け垣化等を進める。

【生け垣、フェンス化の推進方法】

次の個所を、積極的に推進する。

①　通学路沿い
②　道路の幅を越える高さ塀等のあるところ
③　車道と歩道の区別のある道路で、歩道の幅を越える高さのあるところ

（３）広報

住民に対して、地震時におけるブロック塀からの危険回避（すばやくブロック塀から離れる等）について，事前ＰＲを強化する。

12　防災マップの作成等

市は、防災アセスメントの実施について調査をすすめるとともに、防災マップの作成、地区別防災カルテの作成に努めるものとする。

13　農業用排水施設の整備

農業用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設にも被害が及ぶことが予想されるため、耐震性の不足している施設、老朽化の著しい施設及び建設後の条件変化により機能の低下や脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備する。

14　ライフライン施設の安全性強化

電力、通信、上下水道、ガス等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため震災時においてもその機能を発揮できるよう、耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。

（１）電力施設における震災予防対策

①　設備面の対策

電力供給設備においては、災害時における電力供給を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。各電気設備の保全については各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努めると

ともに、設備改修にあたっては、現行各基準に基づき設計する。

② 体制面の対策

災害時においては、迅速、的確な復旧が不可欠であり、日常から組織、情報連絡体制の強化及び資機材・車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努める。

（２）通信施設における災害予防対策

震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施のうえからも極めて重要な問題であり、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に努める。

① 公衆通信

震災時においても、通信が確保できるよう設備の耐震・耐火化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずる。

② 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、ＪＲ、中日本高速道路株式会社さらに電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。

（３）水道施設

水道事業者は、震災時における給水機能を可能な限り維持し、住民の生活用水を確保するためには、水道施設の被害を最小限にとどめることが大切である。このため、平常時においても、震災対策上の各種図面を整備し、施設の耐震性向上に留意した改良、整備を推進し、地域情報ネットワークの整備にも努める。

（４）下水道施設

既設下水道施設のうち重要構造物については、建設年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施する。新たに建設する下水道施設については、下水道に関する耐震設計基準に基づく耐震対策を導入する。

（５）ＬＰガス

一般家庭におけるＬＰガス設備の耐震性を強化するため、販売店等はボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能や安全機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、ＬＰガス消費者に対し震災時にとるべき初期行動について啓発活動を推進する。

第３節　地盤の液状化災害の予防

担当課	総務課、都市建設課

１　目的

地下水位の高い砂質地盤では、地盤の液状化現象を生じやすい。

地盤の液状化現象とは、平常時は安定していた地盤が、地震のとき液体のようにゆるんで動くことであり、流動化現象とも呼ばれる。そして、水、砂、泥を高く吹き上げる噴砂・噴泥によって地盤が盛り上がったり、陥没を生じたりする。

その結果、次のような被害が生じる。

（ア）地中の上下水道施設、地下タンクなどの軽量構造物の浮上
（イ）深い基礎のない建物、橋台などの重量構造物の沈下・傾斜
（ウ）堤防沈下
（エ）盛土の基礎地盤の液状化に伴って盛土に発生するすべりによる水平方向変位及びそれによる施設の被害
（カ）地盤内の変位の残留による地中構造物の被害
（キ）護岸や擁壁の押出
（ク）下地盤と堅ろう構造物の境界付近での配管類等の被害
（ケ）その他支持低下による種々の被害

そのため、液状化の危険が予想される地域における施設立地等に際しては、その性質を十分に踏まえた対応が必要である。

２　方策

地盤の液状化災害予防
- 浅部の地盤データの収集とデータベース化
- 地盤の液状化危険予想区域の指定と液状化に関する知識の普及啓発
- 同区域内の確認申請時における指導・情報提供
- 同区域内の既存市関係施設の耐震診断と補強
- 同区域内の地盤改良、液状化対策工法の推進

３　浅部の地盤データの収集とデータベース化

埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努める。

４　地盤の液状化危険予想区域の指定と液状化に関する知識の普及啓発

地盤の液状化被害を防止するため、地盤の調査を行い、地盤の液状化危険予想区域の指定を行う。

また、液状化危険予想区域について、地区自主防災組織やホームページ等を通じて広報を行うとともに液状化しやすさマップ等を活用して液状化に対する知識の普及啓発も併せて行う。

５　同区域内の確認申請時における指導・情報提供

液状化危険予想区域内に建築確認申請がなされた場合、積極的な情報の提供及び適切な対応についての指導を行う。

６　同区域内の既存市関係施設の耐震診断と補強

液状化危険予想区域に、相当以前から建造されている公共施設や道路、橋については、地震発災時

における重要性を認識し、耐震診断を行うとともに補強を行う。
　補強が完了するまでの間は、避難所指定の解除、緊急輸送ルートの変更など適切な対応を行うものとする。

7　同区域内の地盤改良、液状化対策工法の推進

　今後、市関係施設を建設する際には、液状化予想区域をできるだけ避けるとともに地盤の改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。
　また、民間の建築物については、液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう、建築主、設計者、施工者に指導・助言を行う。

第４節　地震火災の防止及び土砂災害の予防

担当課	消防署、都市建設課、農林課

１　目的

地震による被害を最小限にするため、出火の防止、初期消火・延焼拡大の防止及び土砂災害の予防のための手段を整備する。

２　方策

方策
- 出火の防止
- 初期消火体制の強化
- 火災の拡大防止
- 土砂災害の予防

３　出火の防止

出火の防止
- 火気使用設備器具の安全化
- 石油等危険物施設の安全化
- 化学薬品等の出火防止
- 電力・ガス施設の安全化
- ＬＰガス設備の安全化
- 査察時における出火危険排除の徹底
- 消防団員の市民指導能力の向上
- 市民の防災意識等の向上

（１）火気使用設備器具の安全化

地震時における燃焼機器の安全化、使用取扱いの適正化、火気使用場所の環境整備等について、市民への啓発・指導に取り組む。

また、住宅用火災警報器の全世帯の設置の促進を図る。

（２）石油等危険物施設の安全化

危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図るとともに、貯蔵・取扱いの適正管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

（３）化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う市内の学校、病院、研究所、事業所等に対して実態調査等を行い、保管の適正化など、具体的な安全対策の指導を推進する。

（４）電力・ガス施設の安全化

電力・簡易ガス施設等の指定事業所と連絡を密にし、施設の安全性を確保する。

（５）ＬＰガス設備の安全化

ＬＰガスを取扱う家庭及び事業所からの出火を防止するため、容器の転倒防止、ガスの漏洩防止等の安全化について指導促進を図る。

（６）査察時における出火危険排除の徹底

市内の防火対象物に対し、査察計画に基づく査察を実施し、地震時における出火危険排除を図る。

（７）消防団員の市民指導能力の向上

消防団員に対し、地震時の火災予防に関する知識習得のための研修等を行い、市民に対する指導能力の向上を図る。

（８）市民の防災意識等の向上

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に対する知識及び地震に対する備えなど、防災教育を行い、自主防災意識の向上を図る。また、女性消防団による啓発活動の一層の促進を図る。

４　初期消火体制の強化

初期消火対策
- 消防用施設等の適正化
- 市民の防災行動力の向上
- 事業所の自主防災体制の強化
- 街頭消火器の設置
- 家庭への消火器及び住宅用火災警報器の設置の普及
- 消防団活動強化のための訓練指導

（１）消防用設備等の適正化

消防用設備等の設置者に対し、適正な設置指導を行うとともに、震災時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

（２）市民の防災行動力の向上

市民の防災意識・行動力等を調査分析して、初期消火等の防災行動力を把握する。市民一人ひとりの防災行動力を高めるための啓発に取り組むとともに、自治会等を単位とする自主防災組織の訓練を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力の向上を図る。

（３）事業所の自主防災体制の強化

①　消防署は、震災時における事業所の自主防災体制を確立するため、全ての事業所に防災計画を樹立させるとともに、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。

また、事業所相互間の協力体制の構築をすすめるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同防災体制づくりを推進する。

②　防火管理者設置義務対象の事業所はもとより、設置義務のない小規模事業所においても職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を図る。

（４）街頭消火器の設置

地震発生時に市内各地で予想される同時多発火災に対し、近隣住民が協力して初期消火活動を行えるよう、街頭消火器の配置を行う。

（５）家庭への消火器及び住宅用火災警報器の設置の普及

市民啓発を通じて、各家庭での消火器・三角バケツ・水袋等の備え及び住宅用火災警報器の設置を呼びかける。

（６）消防団活動強化のための訓練指導

地域防災活動の中核である消防団員の行動力を高めるとともに、初期消火に関する市民への指導能力の向上を図るため、消防団への訓練指導を推進する。

５　火災の拡大防止

大地震による同時多発火災や大規模市街地火災の際には、各種の制約が発生し、通常の消防活動を実施することが困難となる。

万全な延焼防止のためには、消防力の整備強化とともに事前の予防対策が重要である。

火災の拡大防止対策
- 消防活動体制の整備強化
- 情報通信体制の整備強化
- 消防水利の充実強化
- 消防団体制の強化
- 消防活動路等の確保
- 火災危険区域の解消
- 地域ぐるみの防災対策
- 震災用消防利水の確保

（１）消防活動体制の整備強化

消防機動力、装備資機材及び通信資機材の充実を図るとともに、地域特性に応じた消防力の整備・増強を図る。

また、地震規模、地域別、風速別等火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図る。

【消防力の現状・車両等の現況】・・・資料編「６－１」

（２）情報通信体制の整備強化

震災に対する事前の各種情報データの分析、整備を行い、震災時における迅速、的確な災害情報の収集及び指揮命令の伝達機能を確保するため、情報通信体制の整備強化を図る。

（３）消防水利の充実強化

震災時の同時多発火災に対処するため、火災の危険の高い地域に重点的に整備を図る。

【消防水利一覧表】・・・資料編「６－２」

（４）消防団体制の強化

消防団は、震災時に消防署を補完し、消防活動及び初期消火に従事するとともに応急救護等の住民指導を行い、また、平常時は地域住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練、指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

そのため，次の取り組みを推進する。

① 震災時における消防団の消防活動を強化･充実するため､分団器具置場､消防ポンプ自動車、可搬小型動力ポンプ、消火ホース、携帯無線機、受令機等の整備・増強を図る。

② 地域の防災指導者として適切な指導を行うために、必要な教育訓練用資機材を整備し、その強化を図る。

（５）消防活動路等の確保

震災時には、道路周囲の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能となることが予想されることから、消防活動路を確保するため、次の対策を推進する。

① 道路啓開用特殊資機材の整備を推進する。

② 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、U字溝等の暗きょ化、架空線の地中化、道路隅切りの整備などを関係機関とともに検討し、消防活動路等の確保に努める。

（６）火災危険区域の解消

木造建物の密集、道路狭隘等による火災危険区域は市街地大火になる危険性が高い。「都市の防災構造化」計画と連携して、火災危険区域の計画的な解消を進める。

（７）地域ぐるみの防災対策

自主防災組織による地域ぐるみ防災体制の整備を促進する。

また、事業所の自衛消防組織と地区の自主防災組織が相互に協力連携し、両組織の装備等を有効に活用した総合的な火災の拡大防止を図るよう指導する。

（８）震災用消防水利の確保

消防水利を得にくい市街地部においては、都市計画課が行う都市公園等の設置の機会を積極的に生かし、耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

６　土砂災害の予防

第３編「風水害編」第１章第３節を準用する。

第５節　防災活動体制の整備

担当課	全課

１　目的

地震の発生直後から起きる同時多発的な火災の発生、建築物の倒壊、多数の負傷者の発生などに迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関において速やかに発動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮する必要がある。

このため、災害対策活動拠点となる庁舎等の施設の確保とともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的に、かつ早急に実施できる体制を確立する必要がある。

２　方策

方策
- 職員の役割の明確化
- 災害対策本部室の整備
- 業務継続体制の整備
- 相互応援体制の整備
- 災害復旧・復興への備え

３　職員の役割の明確化

大規模な災害では、災害対策活動は、まさしく総力戦の様相を呈する。そのような状況のもとでは、各職員が自分の役割を自覚し、自主的行動も含め、的確に対応することが重要になる。

特に、初動期においては、対応の遅れが人命を左右するため、常日頃から職員に対し、防災訓練、研修会等各種機会を通じて、災対本部における各人の役割の明確化と自覚（役割意識）を促す。

４　災害対策本部室の整備

災対本部を迅速に設置するためには、あらかじめ設置場所等について整備しておく必要がある。

（１）災害対策本部を設置する施設

本部を設置する施設は、原則として「市庁舎」とする。

ただし、被災状況により、市庁舎内に設置することが不可能な場合は、「防災センター」に置く。防災センターにも設置することが不可能な場合は、「クロスランドセンター」に置く。

（２）通信設備の整備

災対本部にあっては、情報の収集・伝達等外部との連絡が不可欠であるため、本部の各設置予定場所には次の通信設備を予め整備するものとする。

【災対本部の通信設備】

非常用電話・ＦＡＸ、インターネット、無線設備など

（３）室内設備の転倒防止・窓の飛散防止措置

災対本部の各設置予定場所については、室内設備の転倒防止措置及び飛散防止フィルムによる窓ガラスの飛散防止措置を予め講じ、本部設置の際には直ちに部屋が使用できる体制を整備する。

（４）非常電源の確保

停電となった場合に備えて、自家発電設備の点検整備を常日頃から行っておく。

（５）耐震補強

災対本部を設置する市庁舎の耐震診断の結果、耐震性に問題があることから、計画的に耐震対策

を進める。

（６）本部開設に必要な資機材の整備

本部開設に伴い必要となる下記の資機材について予め各設置予定施設に準備しておく。

【災対本部の資機材】

災害対策図板、ホワイトボード、ビデオプロジェクター、スクリーン、パソコン、携帯電話、住宅地図、携帯ラジオ、テレビ、コピー機、ファックス、名簿類他

（７）本部職員用食料、毛布等の備蓄

災対本部が設置された場合、初動期には本部職員は泊まり込みで対応に当らなければならない事態が予想されるため、予め本部員用の食料、毛布等を備蓄しておく。

５　業務継続体制の整備

（１）業務継続計画の策定

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定した。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

（２）業務継続計画の内容

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

６　相互応援体制の整備

（１）県・市町村間の相互応援

市では大規模災害時の相互応援を想定し、災害対策基本法第 67 条の規定等に基づき、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定等を締結しているが、富山県、県内市町村との連携強化を図るものとする。

また、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。

さらに、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化した受援計画を策定するなど、体制の整備に努める。

（２）防災関係機関、民間企業等との相互協力

災害時には防災関係機関や民間企業等との連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。

市では現在、県内外の市町との間で災害時相互応援協定等を締結している。

【災害時相互応援協定を締結した自治体】・・・資料編「13－１」

【災害時における応急対策業務等に関する協定を締結した団体等】・・・資料編「13－２」

【福祉避難所等施設】・・・資料編「13－３」

７　災害復旧・復興への備え（各種データの整備保全）

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。

ア　各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

イ　不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第６節　動員体制の整備

担当課	全課

１　目的

災害が発生し、または発生が予想される場合に、災害予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、職員の迅速かつ的確な動員配備が不可欠である。

なお、阪神淡路大震災では市職員も多く被災し、夕方までに出勤できたのは、４割程度であったことから、初動期には一部の職員しか参集できないことを想定して、動員体制を考えておくものとする。

２　方策

方策
- 動員配備計画の作成
- 動員配備に対する認識の向上
- キーパーソン参集体制の整備
- 伝達訓練・自主参集訓練の実施

３　動員配備計画の作成

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類規模を勘案し、実戦的な動員配備体制を整備しておくものとする。

各部局長は「配備区分」に基づき所管の部門班（課）ごとに「動員配備計画」及び「伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）」を作成し、総務部長に報告しておくものとする。

【職員配備区分（震災）】・・・資料編「14－３」
【職員動員配備計画（災害対策本部設置の場合）】・・・資料編「14－４」
【職員伝達計画（勤務時間内・外）】・・・資料編「14－５」

４　動員配備に対する認識の向上

毎年、防災研修、防災訓練等により、職員に対し非常登庁に対する心構え等を認識させるものとする。また、フェーズごとに行う業務や関係機関等の連絡先のリスト化を含む職員向け初動活動マニュアルの整備を行うとともに、毎年点検を実施し、速やかに災害対応できる体制の整備を行う。

また、職員には、住宅の家具の固定やバイク、自転車の準備等を促す。

５　キーパーソン参集体制の整備

本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、本部員（各部長・理事等）、防災担当課長等災害応急対策を行うにあたり欠くことのできない職員（キーパーソン）については、緊急連絡のため携帯電話・チャットツール・一斉メール（携帯電話）等の連絡網を整備する。

６　全職員一斉メール（携帯電話）送信の実施

職員の安否確認、非常招集通知は、全職員に対するチャットツール又は一斉メール（携帯電話）送信により行う。

７　伝達訓練・自主参集訓練の実施

勤務時間外における災害発生時に、職員の参集を円滑に行うため、年に１回以上、全職員への伝達訓練、職員自主参集訓練等を実施する。

○　配備に対する職員の心構え（職員の非常登庁）

（ア）職員はあらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。
（イ）職員は災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビの聴視、所属の連絡責任者、総務部総務課等への電話照会等の方法によるほか自ら工夫してその災害の状況、配備命令等を知るように努めなければならない。
（ウ）職員は災害が発生し、又は災害が発生するおそれが強いときは、配備命令がない場合であっても状況によっては所属長と連絡をとってすすんでその指揮下に入るように努め、又は自らの判断ですみやかに部署に参集し防災活動に従事するものとする。
（エ）万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた配備部署につくことが不可能な場合は、①通信連絡により所属長又は本部の指示を受けること、②、①が不可能な場合は本庁等に参集し、関係する部課長等の指示により、防災活動に従事しなければならない。

第７節　災害情報等の収集報告体制の整備

担当課	全課

１　目的

災害応急対策とりわけ初動期の救助・救急活動においては、災害情報・被害情報の把握が基本となる。

また、災害情報の把握については、民間からの協力が不可欠である。

従って、災害情報等の収集報告体制について、平常時から整備しておくものとする。

２　方策

方策
- 収集報告系統の整備・明確化
- 収集すべき情報の内容の整理
- 民間協力体制の整備
- 情報収集施設等の整備

３　収集報告系統の整備・明確化

災害情報、被害状況の把握が円滑に行われ、災対本部に集約されるよう、災害情報等の収集・報告系統を現状に則して、整備・明確化しておくものとする。災害時には混乱が生じ、また時間との闘いになる場面も多いことから、簡素かつ統一的な報告フォーマットを整備し、円滑な情報収集が行われるよう努める。

情報収集にはＤＸを活用し、情報の一元管理体制を構築するとともに、現場からの情報をリアルタイムに集約される体制を構築する。

【災害情報等の収集・報告系統図】・・・資料編「５－１」

４　収集すべき情報の内容の整理

災害時の情報収集を円滑に行うためには、収集すべき情報の優先順位、内容について、職員が十分理解していなければならない。

特に、災害発生初期においては、住家被害数よりも要救出現場数及び火災発生現場数等人命にかかる情報の把握が最も重要であることを認識しておく必要がある。

［収集すべき情報の優先順位・内容］

（１）災害発生後、直ちに収集すべき情報

ア　要救出現場数

イ　火災発生現場数等

（２）一段落してから収集すべき情報

ア　住家被害等

５　民間協力体制の整備

被害情報の収集については、自治会や関係団体の協力が不可欠である。従って、民間の協力体制について、予め整備しておくものとする。

（１）民間協力者等との連絡体制の確立

民間協力者等から、災害時に迅速かつ的確な情報提供を得るため平常時から、災害時における情報の連絡体制の確認を行っておく。

特に、市全域を把握するためには、地区防災会、自治会を通じた情報収集は不可欠であり、日頃

から情報伝達ルート、方法等の確認を行っておくものとする。

【地区防災会・自治会を通じた情報伝達の基本ルート】
市総務課→各地区自主防災会長→各自治会長(町内会長)→(班長)→各世帯
＊自治会長への書類等の配布は原則として地区連絡員が担当
＊災対本部設置後は、「総務課」に代わり「生活環境課」が担当する。

（２）民間協力者等に対する防災知識の啓発
民間協力者等に対しては、防災知識の一層の啓発に努める。

（３）災害時協力協定の締結
小矢部市アマチュア無線クラブ、タクシー無線取扱者、ドローン取扱者等と、災害時に情報の提供が得られるよう、災害時協力協定を締結するものとする。

（４）市民からの情報提供手段の周知
市公式ＬＩＮＥから被害状況等を投稿できる機能があることの周知に努め、市民からの情報提供を呼び掛けるものとする。

６　情報収集施設等の整備

（１）気象観測施設
市、県及び関係機関は、気象等の状況を把握するために気象観測施設等の整備点検を確実に実施し、災害の未然防止及び被害の軽減に努める。

【市内の気象観測施設】・・・資料編「３－１」

（２）水防用観測施設
市、県及び関係機関は、水位、流量等の状況を把握するために水位観測所、流量観測所等の整備を図り、被害の未然防止及び被害の軽減に努める。

【水位観測所及び基準水位一覧表】・・・資料編「３－４」
【流量観測所及び基準流量一覧表】・・・資料編「３－５」

第８節　災害通信体制の整備

担当課	総務課、消防署

１　目的

災害時においては、各関係機関相互の通信連絡が迅速かつ的確に行われなければならない。
従って、各種通信手段及び通信体制を平常時から整備しておくものとする。

２　方策

震災時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話等の無線を活用したバックアップ等通信路の多ルート化の推進に努める。

また、緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。

さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、メール、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするＩＴの積極的な活用を図り、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム)、防災アプリ等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星通信ネットワークなどにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

方策
- 通信手段の整備
- 通信体制の整備

３　通信手段の整備

（１）計画目標

災害時に迅速かつ正確な情報の伝達を図るための手段として電話やインターネットの果たす役割は、非常に大きい。このため、各施設の施設・設備の耐震性を高めるとともに、災害時優先電話等の配備を推進し、緊急通信の確保を図る。また、地震発生時には、有線通信施設は相当途絶されることが予想されるので、市及びその他防災関係機関は、計画的に耐震性を有した無線通信施設を整備充実し、通信網の確保を図る。

さらに、災害情報の通信・広報手段として、市ホームページや携帯端末をはじめとする情報通信技術の積極的な活用を図る。

（２）事業計画

①　災害時優先電話の指定

災害時優先電話の指定について、ＮＴＴ西日本に要請し緊急連絡体制の確立を図るとともに、市所有の携帯電話についても、災害時優先電話の指定を携帯電話会社に要請する。また、災害時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保等を図る。

【災害時優先電話一覧表】・・・資料編「５－２」

②　無線の未配備施設への配置

無線については、未配備施設への設置を図る。また、災害時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保等を図るとともに、送受信装置、空中線等の無線局設備について、定期的に点検整備を行う。さらに、富山県防災行政無線の活用を図る。

③　市の防災行政無線の整備充実

市は行政無線を設置し災害時に備えているが、避難所等との連絡網の確保を図るとともに、固定局等の充実を図り、災害の状況によっては必要な場所に陸上移動局（車載、携帯）を適宜配備し、速やかな情報伝達体制を確立するよう努める。また、災害時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保等を図るとともに、送受信装置、空中線等の無線局設備について、定期的に点検整備を行う。

【小矢部市防災行政無線一覧表】・・・資料編「５－３」

④　消防無線の充実

小矢部消防署には消防無線が設置され、消火活動及び救急活動等にその威力を発揮しているが、このほかに無線サイレン制御装置等を通じ、消防署と消防団との連絡網の整備を更に促進し、一体的な応急対策活動の実施を確保するものとする。また、災害時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保等を図るとともに、送受信装置、空中線等の無線局設備について、定期的に点検整備を行う。

【消防無線一覧表】・・・資料編「５－４」

⑤　ファックスの整備

情報を正確に伝えるためには、電話や無線よりファックスの方が優れているため、ファックスについても未配備施設への設置を図る。

⑥　市ホームページや携帯端末等の活用

インターネットや携帯電話の普及がめざましいことから、市ホームページや携帯電話のモバイルサイト、掲示板、防災アプリ等の活用を図る。

⑦　新総合防災情報システム・富山県総合防災情報システム・防災ネット富山の活用

国が整備した新総合情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）により、防災関係機関が防災データを相互に活用できるシステムを活用し、大規模災害に備えるものとする。また、県本庁、出先機関、県内市町村、各消防署等を接続した「富山県総合防災情報システム」を利用して、迅速・的確な情報収集・伝達を行う。また、国土交通省が国、県、市町村を光ケーブルで結び、雨量や水位、画像情報等を共有化した「防災ネット富山」を活用する。

⑧　緊急地震速報受信システムの整備

緊急地震速報は、震源からの距離によって、地震の揺れが起こる数秒から数十秒前に事前に知らせる事が可能となるため、この間に身の安全を取ることができる。

このため、市は、学校等の公共施設への緊急地震速報受信システムの整備に努め、児童生徒や施設利用者の安全の確保を図るものとする。

⑨　避難所や地区防災会との連絡手段の整備

双方向の連絡手段を確保するため、避難所へのＷｉ－Ｆｉの整備を進めるとともに、市と避難所の施設管理者や地区防災会の代表等との間で、双方向の連絡ができる手段の整備を行うものとする。連絡手段は無線やチャットツール、衛星携帯電話など、多重化に努めるものとする。

４　通信体制の整備

【事業計画】

①　特に初動時の無線従事者の確保が重要となることから、無線従事者の初動時の参集可能性等を調査し、確実な無線運用体制の確立を図る。

②　民間無線従事者から被害情報等の提供を得られるよう、小矢部市アマチュア無線クラブへの協力依頼やタクシー無線取扱い者等との協定締結をすすめる。

③　インターネットやＥメール、ＬＩＮＥ、チャットツール等により関係団体や市民等から被害情報が入手できるシステムを確立していく。

第９節　災害広報体制の整備

担当課	ＤＸ推進課、総務課

１　目的

災害時における人心の安定と社会秩序の維持を図るためには、市民に対する迅速かつ正確な情報の提供が必要である。

東日本大震災（2011 年３月）では、発災初期において、被災住民への生活情報等の提供の遅れや、十分に行き届いていないなどの問題が生じた。

従って、災害時に市民に対して、また要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、迅速かつ確実な情報の提供ができるよう平常時から災害広報体制について整備する。さらに、外国人にも適切な情報が伝わるよう、情報発信の多言語化を進める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制整備を進める。

また、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

２　方策

災害時における災害広報活動を迅速かつ的確に行うため、広報手段の整備及び広報案文の充実を図る。

方策
- 広報手段の整備
- 報道機関との協力
- 避難所における広報体制の整備
- ケーブルテレビ、インターネットの活用
- ＳＮＳ、アプリ等の活用
- 広報案文の充実

３　広報手段の整備

災害時の地域住民等に対する広報は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達でき、かつ情報が隅々まで行き渡るよう、様々な手段を複層的に使用することが必要となる。

小矢部市においては、状況に応じ次の各手段を用いるものとし、平常時から、その準備態勢を整えるものとする。

【災害広報手段】

防災行政無線、広報車、広報チラシ配布、ケーブルテレビ、市ホームページ、ＬＩＮＥ等のＳＮＳ、防災アプリ

なお、広報手段の整備にあたっては、デジタル方式の通信施設・設備等の導入を計画的に進める。

４　報道機関との協力

災害時における広報に関しては、報道機関の役割が重要となるため、日頃から報道機関（庁内の記者クラブ）と災害時の広報のあり方等について確認しておく。

なお、災害時のテレビ等を通じた広報については県と連携する必要があるので、平常時から県と十分協議し迅速・的確な災害広報が行える体制を整えておく。

５　避難所における広報体制の整備

避難所おける広報は、掲示板への掲示・広報ビラ等の配布により行う。

また､インターネットが普及していることから､避難所にもインターネット環境(Ｗｉ－Ｆｉ環境)を設置し、広報手段の一部として活用する。

一方、避難所での最も重要な方法は、避難所管理責任者による迅速・明確な説明であり、説明会の円滑な実施に備えたマニュアルを整備しておくものとする。

【避難所での説明会の実施要領】・・・資料編「７－１」

６　ケーブルテレビ、インターネットの活用

市内には、ケーブルテレビ施設が整備されており、普及率が 60%を超えていることから、市民への広報活動には、有効な手段と考える。

したがって､コミュニティチャンネルを利用して､テロップや特別番組等により広報を図っていく。

また、インターネットについても、普及が進んでいることから、ホームページ等を活用し、広報する。

７　ＳＮＳ、アプリ等の活用

スマートフォンの普及率が８割以上となってきており､ＳＮＳやアプリを活用した広報活動は非常に有効であると考える。

市公式のＳＮＳによる発信や､防災アプリによる情報発信など、さらなる情報発信の多重化に努めるものとする。

情報発信の多言語化についても、アプリ等の活用を検討する。

８　広報案文の充実

災害時には極めて厳しい時間的制約のもとで、効果的な広報活動を行う必要がある。一方、災害時に必要とされる広報内容は極めて多様なものとなることから、平常時から様々の状況を想定した広報案文を準備しておき、迅速・的確な広報活動に資するものとする。

また､災害発生からの段階に応じて､市民が求める情報の種類や頻度が変わってくることが考えられることから､どの段階でどのような情報がどのような頻度で求められるか､平常時から想定しておき整理しておくものとする。

広報案文については、応急対策計画「災害広報」参照。

第 10 節　災害救助法等への習熟

担当課	総務課、社会福祉課

1　目的

災害時の罹災者に対する応急救助には、災害救助法が適用された場合の救助とこれに準じ市長の責任において実施する救助がある。

災害救助法が適用されると、都道府県知事が国の機関として救助の実施にあたることになるが、知事から市長に委任されているものについては、市において実施し、委任されていないものについては、市は県の補助機関として救助にあたることになる。

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、法等への未習熟から、その運用に混乱を生じることが多い。

そのため、日頃から、災害救助法等を習熟しておく必要がある。

※　救助の種類、方法等については、応急対策計画第 19 節「災害救助法の適用」参照。

2　災害救助法等の運用への習熟

「災害救助の実務」（厚生労働省社会局施設課監修）を充分用意しておくとともに、部課研修、自己研鑽等により、その内容に充分習熟しておくものとする。

※　第 24 節「防災教育・研修」の項参照

※　参　考

災害救助法

第 13 条　都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

２　前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

第 11 節　避難活動体制の整備及び孤立集落の予防

担当課	総務課、税務課、定住支援課、津沢コミュニティプラザ、市民課、健康福祉課、社会福祉課、こども家庭課、教育総務課、文化スポーツ課

1　目的

平成７年（1995 年）１月の阪神淡路大震災では、家屋の倒壊等により、ピーク時には兵庫県と大阪府をあわせて、約 1,000 ヶ所の避難所で 32 万人が避難生活を送った。

従って、家屋倒壊に伴う大量の長期の避難者が出ることを想定して、避難所等の整備を図る。また、地震火災が発生した際の避難誘導体制についても、あらかじめ整備しておく。

更に、土砂災害の発生等による孤立集落の発生を極力防ぐための対策を講じるものとする。

2　方策

方策
- 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保
- 避難所の開設・閉鎖の順序
- 避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟
- 避難所・避難経路・避難方法等の住民への周知
- 避難所開設及び運営マニュアルの作成
- 孤立集落の予防

3　指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

（１）指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

指定緊急避難場所については、市は、災害種別に　応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直す。

近年、ペットを同行し避難される方が全国的に増加傾向にあることから、ペットを同行可能な避難所の設置を検討する。また、これまでの大規模災害では、車中泊をされる避難者が多くいることから、車中泊者を対象とした避難場所の検討を行うなど、近年の課題に対応する避難場所、避難所

のあり方を検討する。

【指定緊急避難場所及び指定避難所（福祉避難所）の指定基準】

種類	内容	指定の基準	例
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、その危険性から逃れるための避難場所。市や県が所有する施設と民間団体等が所有するものがある。	被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。	公園、学校グラウンド・屋上
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設。市や県が所有する施設と民間団体等が所有するものがある。	被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。	公民館、保育所、各小中学校等
地域拠点避難所	指定避難所のうち、各地区で最初に開設する当該地区の拠点となる避難所。	各地区の指定避難所のうち、地区住民が避難しやすい立地条件であり、普段から地区住民がよく利用するなど、地区内での認知度が高い避難所を指定する。	公民館等
基幹避難所	指定避難所のうち、大人数を収容できる避難所。大規模災害時は、地域拠点避難所の後に開設し、基幹避難所へ集約するものとする。	小中学校の体育館など、大人数を一度に収容できる避難所を指定するものとする。	各小中学校等
福祉避難所	高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れるニ次避難所	なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。	福祉施設

※緊急避難場所と避難所は相互に兼ねることができる。
※学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

【小矢部市の指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表】・・・資料編「７－２」

（２）指定避難所として使用できる施設の確保

最大想定の地震時には、市や県の公共施設だけでは避難所数が不足することが予想されるため、地域の集会場や民間団体等の施設等を避難所として利用できないか関係先と協議し、協定の締結を進める。

（3）避難所等としての集落の広場、公民館等の提供依頼

災害の状況によっては、集落の広場又は公民館等を避難所等として提供依頼を行うことについて、予め地区防災会、自治会等と協議しておくものとする。

（4）指定避難所における施設、設備の整備

市は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。

ア　指定避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の整備に努める。

イ　井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。

ウ　避難所の生活環境向上につながる、ＴＫＢＳ（トイレ・キッチン・ベッド・シャワー）の重要性を鑑み、整備する設備に優先順位をつけ、計画的な整備に努める。

エ　必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。特に空調設備は、熱中症対策等の体調管理に必要な設備であることから、計画的に整備を進めるものとする。

オ　通信設備の整備にあたっては、ＮＴＴ西日本株式会社富山支店に協力を依頼し、避難所の電話回線の災害時優先電話への切り換えや災害用公衆電話の臨時設置等を行う。また避難所と災害対策本部等との通信連絡を常に確保するため、各避難所には携帯電話、ファックス、インターネット設備を配備する。

カ　避難所の受付や情報集約等について、省力化と本部との情報共有の一元化などを図るため、ＤＸを活用した仕組みの整備に努める。

（5）鍵の管理

指定避難所となる施設の鍵は、当該施設管理者とともに、救助・避難班が保有（総務課内にて保管）する。

また、地域拠点避難所については、次の者がスペアキーを保有し、避難所の開設が迅速に行えるようにしておく。

ア　当該地区の地区防災会の代表者又はその指定した地域住民

イ　当該避難所の指定職員

さらに、指定避難所については、スマートロックの導入を進め、鍵を持っていなくても開錠できる体制の整備に努める。

（6）広域避難所

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

4　避難所の開設・閉鎖の順序

（1）　避難所の開設の順序

避難所の開設順位は原則として下記のとおりとし、収容すべき避難者数に応じて拡大するものとする。

① 地域拠点避難所
② 基幹避難所
③ 指定避難所（公）
④ 指定避難所（民）
⑤ 提供避難所（民）

（２）　避難所の閉鎖の順序

避難者数が縮小傾向になった後は、避難者数の状況に応じて、順次、集約し閉鎖していくものとする。

５　避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟

（１）避難路の指定

避難誘導を円滑に進めるため、避難路をあらかじめ指定しておく。

（２）誘導標識・案内板等の整備

避難誘導を円滑に進めるため、誘導標識、案内板等を整備する。

誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

（３）避難誘導体制の確立

市、消防署・消防団、警察署は相互に連携をとり災害時の避難誘導体制を確立しておく。

（４）避難誘導方法の習熟

災害発生時の避難に混乱をきたさないよう、市民及び市職員は、地域の実情に応じた避難方法、避難所の状況等について、避難訓練や啓発事業への参加等を通じて、事前理解に努める。

６　避難所・避難経路・避難方法等の住民への周知

避難誘導を円滑に行うには、住民に予めどの避難路を通ってどの避難所等に避難するかを周知しておく必要がある。

（１）指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路等の周知

以下の方法で、住民に避難方法・避難所等について周知する。

①　市の広報紙
②　案内板等の設置
　（ア）誘導標識
　（イ）指定緊急避難場所及び指定避難所の案内図
　（ウ）指定緊急避難場所及び避難所の表示板
③　防災訓練
④　市のホームページ
⑤　洪水ハザードマップ
⑥　出前講座等の講習会

なお、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努めるものとする。

（２）自動車による避難の原則禁止の周知

自動車による避難は、避難所の交通渋滞を招き、また、避難のためには自動車が必要となる要配慮者の避難を妨げる事態を引き起こすこととなる。

このため、健常者の避難の際には原則として自動車を使用しないよう、平常時から広報紙等により、住民に対し周知徹底する。

なお、住民の避難にあたっての移動手段については、災害の状況及び地域の状況に応じ、バス、ヘリコプター等を利用するものとする。

７　避難所開設及び運営マニュアル

避難所の開設及び運営について、開設段階から地区住民が主体となることを周知するとともに、予めマニュアルの活用により、円滑な実施を図るものとし、訓練等を通じて、避難所の運営管理のため

に必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、マニュアル作成にあたっては、男女の違い、高齢者や幼児等の世代の違いに配慮するとともに、プライバシーの保護、福祉避難所への移送も含めた要配慮者の対応、自動車内で避難生活する者への対応、在宅避難を選択する避難者への対応、ペットを連れた避難者への対応等に留意するものとする。また、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

これらのマニュアルについては、毎年点検を行い、必要な修正を行うものとする。

8　孤立集落の予防

土砂災害等により孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力防ぐため、次の基本方針により各種予防対策を講じる。

（１）集落に関する基本情報の把握

市・県等の関係機関や自治会・消防団等の地元組織との連携のもと、集落の防災に関する基本情報（要配慮者等の状況、防災資機材等の備え、迂回路等の状況等）を台帳として整備し、集落と市で共有するよう努める。

（２）孤立時の連絡体制の確認

孤立時に固定電話や携帯電話がつながらない場合なども想定し、無線通信や衛星携帯電話、衛星通信ネットワークなど、他の通信手段や連絡方法などを検討し、多様な連絡体制の整備を図る。

（３）救助救急体制の検討

救急車による搬送が出来ない場合の対応について、あらかじめ検討し定めておく。

（４）孤立に強い集落づくり

集落が数日間孤立した場合でも、集落内で生活を送ることができるよう、防災資機材の整備、食料・医薬品等の分散備蓄に努める。また、計画的にヘリコプター離発着場の整備を進める。さらに、ドローンを活用した情報収集や物資運搬について、平常時から計画し、訓練等を重ねるものとする。

【小矢部市内の孤立集落対象危険地区】・・・資料編「12－１」
【孤立集落との連絡・輸送計画】・・・資料編「12－２」

第 12 節　救出体制の整備

担当課	消防署、総務課、社会福祉課

1　目的

震災時においては、倒壊家屋の下敷きになった者の救出等人命救助がなによりも優先されなければならない。救出を迅速かつ的確に行うために、日頃から救出体制を確立するとともに、救出用資機材の整備を推進するものとする。

2　方策

方策
- 救出隊の編成
- 救出用資機材の整備
- 自主防災組織の育成
- 救急医療情報体制の整備
- 市民の自主救護力の向上
- 要配慮者に対する救護体制の確立
- 関係機関との連携
- 消防団の救出活動能力向上のための教育、指導

3　救出隊の編成

救出隊の設置を円滑に行うため、平常時から救出隊の編成方法等について計画しておくものとする。

特に、同時多発火災が発生した場合は、消防職員は消火活動が中心となるため、救出に当たることが出来ない場合が生じる。広域的な応援態勢の準備や警察・自衛隊等との連携、救急救命ボランティアの活用等も含め、同時多発火災を想定した救出体制を計画検討しておくものとする。

また、高所や危険個所での救出や特殊技術を要する救出事象が発生する場合もあり、より高度な知識、技術を有する消防職員の育成に努めるものとする。

4　救出用資機材の整備

多数発生することが予想される救出事象に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を整備する。

平成７年（1995 年）１月の阪神淡路大震災では、地域住民が多数救出にあたったが、一方で身近に救出用資機材がなかったことが問題となった。

従って、各地域においても資機材を整備するものとする。

（１）消防署、消防団における整備

地域の実情を考慮し、すみやかに資機材を整備、更新するものとする。

【救助活動のための機械器具等の保有状況】・・・資料編「６－５」

（２）地域〔町内会・自主防災組織〕における整備

平成８、９年度及び平成 21 年度に 18 地区防災会に整備した資機材については、地域の実情を考慮して、今後、適宜、追加・更新等を行うものとする。

また、自治総合センターによる「コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）」を活用し、地区の防災資機材の一層の充実を促進するものとする。

5　自主防災組織の育成

被害を最小限に止めるためには、人海戦術による救出が必要となる場合がある。消防職員及び消防団員とともに救出活動を行うため、自主防災組織の強化・育成を図るものとする。

【自主防災組織一覧表】・・・資料編「10－１」

6　救急医療情報体制の整備

救出された重傷者等は、迅速に病院へ搬送しなければならない。平常時から、災害時の重傷者搬送計画を策定しておくとともに、医療機関との間に情報通信機能を確保し、医療情報に関する有機的な連絡協力体制の整備を図っておくものとする。

7　市民の自主救護力の向上

市民の自主救護能力の向上を図るため、ＡＥＤ講習や救急救命講習の実施により、応急救護知識、技術の普及を図る。

8　要配慮者に対する救護体制の確立

寝たきり高齢者・一人暮らし高齢者や認知症の方、身体障害者・知的障害者・精神障害者、病弱者、乳幼児、日本語を話せない外国人等の要配慮者の人命の安全確保を図るため、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員、高齢福祉推進員等との連携のもと、要配慮者台帳・マップ及び要配慮者支援マニュアルの作成や支援体制・安否確認体制の確立、研修の実施などをすすめ、地域住民による救護体制の充実を図る。

【要配慮者台帳の整備状況】・・・資料編「７－３」
【要配慮者台帳の様式】・・・様式集「様式 25」

9　関係機関との連携

警察署、救出用の建設費機材を有する建設業者、医療行為を行う医療機関との連携により、系統的な救出体制を整備する。

（１）災害時協力協定による救出用資機材の借り上げ

災害時協力協定に基づき、建設業者と災害時における救出用資機材の借り上げを行うための手順等を整備する。

（２）医療機関との災害時協力協定の締結

小矢部市医師会及び北陸中央病院と災害時の救出者に対する医療行為の実施について、災害時協力協定を締結する。

また、砺波総合病院や厚生連高岡病院、金沢医科大学病院など、県内外の各医療機関とも、災害時協力協定の締結をすすめる。

10　消防団の救出活動能力向上のための教育、指導

多数の救出事象に対しては，消防職員だけでは対応が不可能と考えられるため、消防団に対し、救急救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

第 13 節　緊急輸送体制の整備

担当課	都市建設課、総務課

1　目的

救急・救助要員の派遣、救出された重傷者の搬送及び水、食料等の救援物資の輸送等のためには、緊急に輸送路を確保する必要がある。

従って、災害時に道路、橋梁等を早急に啓開・復旧する体制及び災害時の交通規制の体制を平常時から整備する。

また、空輸に備え、必要なヘリコプター臨時離着陸場等を確保する。

2　方策

方策
- 緊急輸送路の確保
- ヘリコプター臨時離着陸場等の整備
- 民間等との協力体制の整備
- 他の計画との関係

3　緊急輸送路の確保

（１）緊急通行確保路線の指定

小矢部市では、次の基準により緊急通行確保路線（災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資材及び救援物資の緊急輸送に使用する道路をいう。）を指定する。

［緊急通行確保路線の指定基準］

次の各施設等と結ぶ（接続する）路線を指定する。

①　市役所庁舎、警察署、消防署、病院等の主要公共施設
②　県道、国道、高速自動車道
③　避難所
④　ヘリコプター臨時離着陸場等

【緊急通行確保路線】・・・資料編「８－１」

（２）緊急通行確保路線の整備

緊急通行確保路線については、幅員の拡幅、橋梁の補強や架け替え等の整備をすすめ、災害に強い施設とする。

（３）緊急啓開・復旧体制の整備

災害時の道路パトロール班の編成方法等を予め定めておく。

また、建築資機材等を有する関係業者等との間で、あらかじめ、災害時の復旧区間及び役割分担等について定める。

4　ヘリコプター臨時離着陸場等の整備

地域内における緊急輸送を確保するため、災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場として設置可能な場所を整備する。

また、震災等災害時において、応急対策の活動拠点となる庁舎、避難所となる学校及び救急患者の搬送先である公共建物の屋上に特定の番号（建物識別番号）を表示することについても順次進めていく。

【ヘリコプターの場外離着陸場等一覧表】・・・資料編「８－２」

５　民間等との協力体制の整備

（１）建設業者との協定に基づく協力体制の整備

資機材を有する建設業者（建設業協会）との間の協定に基づき、災害時の道路復旧を迅速に行うための体制を整備する。

（２）輸送機関との協定の締結

災害時の人員、資機材、救援物資等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう市内のバス輸送業者、トラック輸送機関その他の事業所と緊急時の車両供給（借上げ）について、あらかじめ協定を締結する。

６　他の計画との関係

本計画は、労務供給計画、自衛隊派遣要請計画等との関係が深いため、事前の調整を図っておくものとする。

第 14 節　食料供給・備蓄体制の整備

担当課	農林課、総務課、企画政策課、社会福祉課

1　目的

大規模な地震が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。震災による本市の被害想定を踏まえ、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておくものとする。

また、震災時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、個人備蓄を原則に、日頃から市民に対し、個人備蓄の啓発・奨励を行う。

さらに、災害の規模等によって生活必需物資が不足する場合に対応するため、また市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

2　方策

食料の供給の円滑な実施のため、以下の方策を実施する。

方策
- 給食用施設・資機材の整備
- 食料の備蓄
- 災害時民間等協力体制の整備

3　給食用施設・資機材の整備

避難施設となった施設には給食用施設・資機材を即時、配備する体制を整える。

今後の建設予定の市関係施設については、防災資機材等の保管場所の確保について、配慮するものとする。

4　食料の備蓄と目標

食料の備蓄目標は、80,000 食とする。

（※根拠：避難者数想定 13,313 人×3 食×2 日≒80,000 食）

被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間は備蓄してある乾パン等非常食（以下「非常食」という。）を供給する。このため、市は非常食の備蓄・調達先の確保に努める。なお、備蓄品の選定にあたっては、お粥、乳児用粉ミルクなど高齢者・乳児等の要配慮者に配慮した品目も考慮する。

また、家庭においても、最低３日分（推奨１週間分）の食料を備蓄するよう住民に広報する。

なお、消費期限が到達する備蓄品については、地区の防災訓練や学校の避難訓練等で配布するなど、備蓄意識の向上に活用する。

【食料の備蓄目標の算定】・・・資料編「11－１」
【備蓄状況】・・・資料編「11－17」

5　災害時民間等協力体制の整備

（１）民間協力体制の整備

非常食の現物備蓄を補完するため、民間との協力協定を締結し、流通による優先調達、在庫の優先供給を受ける等の流通備蓄の体制を整備する。

また避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。

なお、被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、市は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定め、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局富山地域センター、一般社団法人富山県トラック協会、富山県倉庫協会に連絡しておくものとする。

① 主食（米、パン、うどん等）
製パン会社、弁当仕出し業者、そば・うどん業者・米穀小売商組合との協定をすすめる。
② 粉ミルク薬局等取り扱い業者との協定をすすめる。
③ 生鮮食料品各業者と協定をすすめる。

（２）広域圏での分散備蓄の推進

高岡地区広域圏及び砺波地区広域圏の各市と協議し、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を推進し、災害時において、相互に融通するなどの連携を図るものとする。

（３）地域団体・ボランティアとの協力体制の整備

食料調達や炊飯活動の円滑な実施に向けて、日赤奉仕団、社会福祉協議会等の地域団体やボランティアとの協力体制を整えておく。

① 個人からの食料・副食品の提供
② 炊飯の実施
③ 食料等の配給

６　他の計画との関連

食料備蓄に際しては、衣服等生活必需品等の備蓄計画と調整し、備蓄倉庫の共同使用等により、効果的な備蓄をすすめるものとする。

第 15 節　給水体制の整備

担当課	上下水道課、総務課

1　目的

災害時における被災者等への飲料水の供給は、災害救助法の適用の有無にかかわらず市が行うことになる。

震災時には広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないと予想されるため、平常時から、水道施設及び災害時の応急給水体制について整備しておくものとする。

2　目標

飲料水の備蓄目標は、80,000 ﾘｯﾄﾙとする。

【飲料水の備蓄目標の算定】・・・資料編「11－２」
【備蓄状況】・・・資料編「11－17」

なお、全市民に対し、３日間分の飲料水・生活用水を確保する必要が生じた場合は、次のとおりの量が必要と試算される。

（１）飲料水
１人１日３Ｌ、給水人口 28,000 人
３Ｌ×28,000 人×３日＝252 ㎥

（２）生活用水（飲料水を含む）
１人１日 20Ｌ　給水人口 28,000 人
20Ｌ×28,000 人×３日＝1,680 ㎥

3　方策

方策
- 水道施設の整備
- 効果的な給水方法の研究
- 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備
- 水道施設の応急復旧体制の整備
- 応急給水用具等の整備
- 震災対策用井戸の確保
- 貯水・給水意識の向上
- 飲料水の個人備蓄
- 災害時協力体制の整備

4　水道施設の整備

送配水施設については、増設を検討し、また耐震診断を行い、必要な補強工事を行うものとする。水道管についても、耐用年数経過後の取替えの際には、耐震管を導入するものとする。

【水道施設の整備状況】・・・資料編「11－11」

5　効率的な給水方法の研究

水は市民生活に一時も欠かすことができない。災害後の早い段階から水需要に適切に対応するためには、給水車による運搬給水方式とともに、より効率的な仮設給水栓方式等について研究をすすめる。

6　飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

飲料水兼用の耐震性貯水槽を整備する。

7　水道施設の応急復旧体制の整備

取水、導水、送水、給配水施設を速やかに復旧して、飲料水・生活用水の確保を図るために、早期に業者等との間において災害時における復旧作業の協定を締結し、迅速な応急復旧に万全を期す。

また、予め、重要度を考慮した応急復旧順序等を定めておくものとする。

8　応急給水用具等の整備

給水車、トラック、給水タンク、運搬車、給配水連絡管等及び給水容器類及び消毒用薬品を準備しておく。また、容器の借上及び輸送等について予め関係機関と協定を締結し、飲料水の確保に万全を期す。

【応急給水用具の整備状況】・・・資料編「11－12」

9　震災対策用井戸（防災井戸）の確保

生活用水の確保のため、防災井戸として利用できる消雪用井戸、飲用井戸等の調査をすすめるとともに、手動式吸上げポンプの確保等に努める。

【消雪組合一覧表】・・・資料編「11－13」

10　貯水・給水意識の向上

市民及び自主防災組織等に対して、貯水及び給水施設の状況と対応策に関する啓発・研修をすすめ、災害時給水の意識と知識を高める。

11　飲料水の個人備蓄

市民に対し、飲料水として、１人１日３Ｌを目安に、缶入りやペットボトルのミネラルウォーターを最低３日分（推奨１週間分）備蓄するよう、啓発をすすめる。

12　災害時協力体制の整備

他の自治体及び民間関係団体等と相互協定等を締結し、広域的な給水支援体制の確立をすすめる。

第 16 節　被服等生活必需物資供給体制の整備

担当課	総務課、社会福祉課

1　目的

災害により生活上必要な被服や寝具その他日常用品等をそう失又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対する被服等生活必需物資の支給又は貸与は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、市が行うことになる。

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資について、平常時からの備蓄を行なうとともに、業者との調達協定を締結する等の方法により、円滑に確保できる体制を整備しておくものとする。

なお、供給対象者、供給物資等については、応急対策計画「緊急生活物資の供給」を参照。

※　救助法適用の場合は、県知事から市長に委任されている。

2　方策

被服等生活必需物資の円滑な供給のため、以下の方策を実施する。

方策
- 供給品目の検討
- 生活必需品の備蓄
- 防災資機材等の備蓄
- 災害時民間協力体制の整備

3　供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

従って、過去の災害事例を参考に、平常時から供給品目について検討しておく。

4　生活必需品の備蓄

事前に必要量を備蓄しておき、なお不足するときは速やかに業者から調達することに努める。

また、状況により県等に応援を要請するものとする。

（１）計画目標

避難想定人口 13,313 人に対し、次のとおりとする。

ア　毛　布

被災想定人口 13,313 人分の毛布を手当てすることを総目標とするが、当面の備蓄目標は、0～12 才・65 才以上の被災想定者数分（全人口の約 48%）の枚数 6,390 枚とする。

イ　簡易トイレ

被災想定人口 13,313 人、一人あたり１日トイレ回数５回

13,313 人×５回×３日≒200,000 回分

200,000 回分のうち、半分は市民備蓄とし、市の備蓄目標は 100,000 回分とする。

ウ　その他の生活必需品等

避難所等で一時的に生活するために必要な日用品、衣料品、照明、燃料類、工具類などの生活必需品等についても備蓄を進めるとともに、民間業者等との協定等による調達を図るものとする。

【被服等生活必需品の確保目標】・・・資料編「11－３」

（２）事業計画

備蓄倉庫を確保し、毛布その他の生活必需品の備蓄をすすめる。

５　防災資機材等の備蓄

市は、地震による被害想定を踏まえ、簡易トイレや救助用資機材等の備蓄に努める。

６　災害時民間協力体制の整備

（１）計画目標

災害時必要物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。それ以外の物については、あらかじめ関係団体（企業）との間と協定を締結し、在庫の優先的供給を受けて調達する。

なお、以下の体制について関係機関（自主防災会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等）との協力体制を整え、毎年、文書や訓練により、各団体と役割を確認しておくものとする。

ア　生活必需品の調達先

イ　調達担当（体制）

ウ　配給体制

（２）事業計画

避難想定人口 13,313 人分の生活必需品等の調達について、民間と協力協定を締結する。

ア　日用品等の生活必需品

市内の大規模小売店との協定をすすめる。

イ　燃料類

ガソリンスタンド・ＬＰガス販売事業者との協定をすすめる。

【協定締結】（一社）富山県エルピーガス協会　平成 20 年２月 28 日締結

７　他の計画との関連

備蓄に際しては、食料等の備蓄計画との調整を図り、備蓄倉庫等の共同使用等により、効率的にすすめるものとする。

第 17 節　医療救護体制の整備

担当課	健康福祉課、総務課

1　目的

地震発生時には、家屋倒壊による重傷者など多数の傷病者の発生が予想される。
人命にかかわることであるから、災害時に迅速かつ適切に医療救護を行える体制を平常時から整備しておく必要がある。

2　方策

方策
- 医療救護班の整備
- 救護所の整備
- 後方医療体制の整備
- 医薬品等の確保
- 関係機関との協力関係の構築
- 医療機関の耐震化

3　医療救護班の整備

被災者に対する医療及び助産は、医師・看護師等による医療救護班を編成して行う。
医療救護班は、状況に応じ、救護所での医療又は避難所巡回による医療を行う。
医療救護班の編成・活動等を円滑に行うため、平常時から医療救護班の編成方法等について、小矢部市医師会、北陸中央病院と協議し、定めておくものとする。

【医療救護班の編成方法等】・・・資料編「６－21」

4　救護所の整備

多数の負傷者が発生し、移送が困難な場合は、現地における医療拠点として、救護所を開設する。
救護所の開設を円滑に行うため、平常時から救護所の整備・設置方法等について定めておくものとする。

【医療救護所開設候補場所】・・・資料編「６－22」

5　後方医療体制の整備

救護所で対応困難な重症者等については、後方医療施設へ搬送し治療を行うことが必要であり、後方医療施設を予め定めておく。また、医療情報の提供方法等や負傷者搬送磯送体制についても併せて定めておくものとする。

【後方医療施設】・・・資料編「６－23」

6　医薬品等の確保

災害時の初動救護活動に必要な救急医薬品の備蓄をすすめる。
また、医療に必要な医薬品については、県及び小矢部市医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係団体や北陸中央病院と連携して、迅速な確保に努める。

【救急医薬品の備蓄計画】・・・資料編「11－４」

7　関係機関との協力関係の構築

患者の発生状況によっては、県をはじめ日本赤十字富山県支部・小矢部市医師会の関係機関・団体

に応援を要請する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で緊密な協力関係を予め構築しておく。また、迅速な医療救護ができるよう日頃より砺波厚生センターやその他関係機関から、医療情報を収集しておく。

北陸中央病院は、第２次救急医療施設として小矢部市医師会との相互連携を図り中心的な役割を果たすような体制づくりを整備する。

小矢部市医師会は、災害発生時における医師会医療救護班の出動要請に対応し得るよう、各地区、各医師に対する緊急連絡網を調整するなど、迅速確実な通信体制を確立する。

８　医療機関の耐震化

民間医療機関に対して、施設の耐震化を指導するとともに、医療設備の固定等の対策を指導し、地震後直ちに医療が開始できる体制の整備を図る。

第 18 節　防疫・保健衛生体制の整備

担当課	生活環境課

1　目的

大規模な地震の発生時には、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想され、また、食中毒の発生も考えられる。

防疫活動については、県の指示、命令、指導に基づき市が行い、食品衛生監視活動は、県（砺波厚生センター・同小矢部支所）が行うことになっているが、災害時の防疫・保健衛生活動を円滑に進めるために平常時から防疫・保健衛生体制を整備しておくものとする。

2　方策

方策
- 防疫チーム等の整備
- 防疫用薬剤及び器具の確保
- 食品衛生監視体制の整備

3　防疫チーム等の整備

災害の際の防疫活動は、被災状況に応じて、防疫チーム等を編成してこれを行う。

この編成を円滑に行うため、平常時から、防疫チーム等の編成方法等について定めておく。

また、緊急の防疫活動に対応できるよう、予め「担当職員緊急連絡名簿」を作成しておくものとする。

【防疫チームの編成】・・・資料編「９－１」

4　防疫用薬剤及び器具の確保

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などについて、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から計画的に確保しておく。

また、小矢部市薬剤師会等と災害時協力協定を締結し 、防疫用薬剤等の円滑な確保を図るものとする。

5　食品衛生監視体制の整備

食品衛生監視活動は、県（砺波厚生センター小矢部支所）が行うことになるため、災害時の活動内容等について、予め、県（砺波厚生センター小矢部支所）と協議し、把握しておく。

第 19 節　廃棄物処理体制の整備

担当課	生活環境課

1　目的

東日本大震災（2011 年３月）では、し尿処理対策とともに、大量に発生した災害廃棄物の処理が、大きな問題としてクローズアップされた。

従って、災害時に大量に発生するごみ、し尿及び災害廃棄物の処理体制について平常時から整備しておく必要がある。

2　方策

方策
- ごみ運搬・処理体制の整備
- し尿処理体制の整備
- 災害廃棄物処理体制の整備
- 応援協力体制の整備

3　ごみ運搬・処理体制の整備

（１）ごみ運搬体制の整備

大量に発生するごみの運搬方法等について、予め定めておく。

（２）ごみ処理体制の確保

震災後に逐一現場で発生するごみの処理体制を確保するため、焼却炉の借り上げ等について、予め、関係業者と協力協定を締結しておく。

4　し尿処理体制の整備

（１）災害用仮設トイレの整備

災害時の仮設トイレの借り上げについて、予め、関係業者と協力協定を締結しておく。

（２）携帯トイレの備蓄

携帯トイレについて、計画的に備蓄を行う。

（３）収集運搬・処理方法の検討

し尿の収集運搬体制・処理方法等について、予め定めておく。

（４）し尿処理施設等の耐震化整備

し尿処理施設、下水処理施設、下水道管路の耐震性を診断し、必要な補強工事等を計画的に実施する。

（５）マンホールトイレの調査検討

避難所におけるマンホールトイレの整備可能性を調査検討する。

5　災害廃棄物処理体制の整備

震災時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の

被災も予想されることから、発生量や運搬経路・処理方法について予め定めておくとともに、地域の環境等を考慮し、適正な位置にごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等を予め確保しておくものとする。

市は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

６　応援協力体制の整備

東日本大震災（2011 年３月）では、自県内での処理能力を大幅に超える大量の災害廃棄物が発生し復旧復興の大きな障害となった。こうしたことから、し尿、ごみ、災害廃棄物等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保等について、県内、県外の市町村及び関係団体等と協定を結ぶなど広域応援協力体制の整備を図る。

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

さらに、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

第 20 節　災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備

担当課	総務課、社会福祉課

1　目的

災害応急対策を迅速的確に実施するためには、多くの人員の確保が必要となる。とりわけ、行政や県民等の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

過去の阪神淡路大震災（1995 年１月）や能登半島地震（2007 年３月）、東日本大震災（2011 年３月）では、多くの災害救援ボランティアが全国から参集し、様々な支援活動にあたり被災住民を元気づけた。

一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者とをつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、市は県とともに、富山県民ボランティア総合支援センターや小矢部市ボランティアセンターをはじめとするボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。

2　方策

方策
- 各種関係団体との協力体制の整備
- 災害救援ボランティアの活動内容の把握
- 災害救援ボランティアの活動拠点の整備
- ボランティア活動を円滑に行うための体制の整備

3　各種関係団体との協力体制の整備

災害応急対策計画に示された各種関係団体等と関係部課との間で、平常時から連携を密にしておくとともに、協力体制等を整備しておく。

特に、災害救援ボランティアの受入れについては、市社会福祉協議会を中心とした体制づくりが重要であり、事前の協議をすすめておくものとする。

4　災害救援ボランティアの活動内容

大きく分けて次の２つの活動がある。

（１）専門的なボランティア活動

行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術を有する者で、通常は関係機関の要請に基づき活動する専門的なボランティア活動

【主な活動例】

① 消防、救助
② 医療救護
③ 通信の確保
④ 行方不明者の捜索
⑤ 特殊車両等の運転

（２）一般的ボランティア活動

被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に参加する者で、自主的に活動する一般的なボランティア活動

【主な活動例】

① 高齢者、障害者等の介助、誘導

② 手話、外国語の通訳
③ 救援物資の仕分け、搬送、配布
④ 炊き出し、水くみ
⑤ 家財の搬出、家屋の片づけ、災害廃棄物の処理

5 災害救援ボランティアの活動拠点の整備

「小矢部市総合保健福祉センター」を災害救援ボランティアの救援活動拠点とする。(小矢部市総合保健福祉センター自体が甚大な被害を受けた場合は、小矢部市防災センター)

市社会福祉協議会が設置している「小矢部市ボランティアセンター」が中心となって地元をはじめ全国から集まってきたボランティアに対する活動指示を行うとともに、ボランティア活動に関する問い合せの窓口となることを位置づけ、そのための体制を事前に整えておくものとする。

災害対策本部が、「小矢部市ボランティアセンター」と連携して災害応急活動を実施できるよう、救援活動等の情報交換方法等について、予め定めておくものとする。

6 ボランティア活動を円滑に行うための体制の整備

（1）平常時からの体制づくり

ア 災害救援ボランティアの理解促進

ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

イ 災害救援ボランティアの養成・登録

ボランティア関係機関・団体等と相互連携を図り、災害時に適切に活動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練の実施に努める。

また、すでに災害救援ボランティアとして登録している個人・団体に協力を仰ぐとともに、広報等を通じて広く市民に災害救援ボランティアとしての登録を呼びかける。

ウ 災害救援ボランティアコーディネーター・災害救援ボランティアリーダーの育成

災害時のボランティア活動が円滑に実施されるためには、災害状況の変化に対応したコーディネーター及びリーダーによる適時・的確な活動計画策定と統一的な活動指示が不可欠である。平常時から、講習会等を開催し、その養成に努めるものとする。

エ 災害救援ボランティア活動マニュアルの作成と活用

災害時のボランティア活動を円滑に実施するためのマニュアルを作成する。

マニュアルには、災害救護ボランティアが活動しやすいよう、ボランティアセンターを中心とした指揮系統図や体制、具体的救援活動の内容、保険、ボランティアの移送手段の確保方法、宿泊場所及び食事の確保方法等を記載する。

また、このマニュアルは、日ごろから災害救援ボランティア等に対する講習会、防災訓練などに活用する。

オ 防災訓練への参加

市は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

（2）災害時のボランティア活動

ア 活動体制

災害救援ボランティアの活動が的確に実施されるよう、予め次のとおりボランティアの班編成を定めておく。

【班編成】

総務班・食料班・物資班・救援班・医療班・福祉班

イ ボランティア保険の加入

災害救護ボランティア活動中の事故等に備え、ボランティアセンターに登録した個人に対し、ボランティア活動保険※の加入を促進する。

また、災害時に市外から参加した災害救援ボランティアに対しても保険対応が可能となるよう手続きを確認しておく。

※　ボランティア活動保険

社会福祉法人全国社会福祉協議会を契約者とする保険で、傷害事故、賠償事故を補償内容とする保険

ウ　ボランティア活動に要する経費

災害救援ボランティアの活動に要する経費に対しては、民間からの募金協力や小矢部市社会福祉協議会の小矢部市ボランティア基金の活用を図るなどにより、可能な限りその支援を行う。

また、国・県をはじめ日本赤十字社等の助成制度について、事前に確認しておくものとする。

【災害救援ボランティア活動推進体制】・・・資料編「10－２」
【災害救援ボランティアコーディネーターの状況】・・・資料編「10－３」

第 21 節　自主防災体制の整備

担当課	総務課、生活環境課

1　目的

被害の防止又は軽減を図るため「自らの命は自らが守る」をスローガンに、市民自ら、出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行う自主的な防災組織を地域ごとに設置する。

また、各事業所は、自主的な防災組織（自衛消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めるものとする。

市は地域住民及び事業所による自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

2　自主防災組織の活動

各地区の地区防災会は、地域の実情に応じた防災計画を策定し、平常時及び災害発生時において効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。

（１）平常時の活動

ア　情報の収集
イ　伝達体制の確立
ウ　防災知識の普及及び防災訓練の実施
エ　火気使用設備器具等の点検
オ　防災用資機材の備蓄及び管理
カ　救助、救護及び避難誘導体制の確立
キ　高齢者、障害者、乳幼児など要配慮者の把握（プライバシーに対する配慮が必要）

（２）災害発生時の活動

ア　住民に対する避難指示等の伝達
イ　要配慮者の避難支援・集団避難・個別避難の実施
ウ　初期消火の実施
エ　地域内の被害状況・安否情報等の情報の収集
オ　救出、救護の実施及び協力
カ　非常炊き出し及び救助物資の配分に対する協力
キ　避難所での生活支援

3　方策

方策
- 地域の自主防災組織の育成
- 事業所の自主防災体制の強化
- 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

4　地域の自主防災組織の育成

（１）現況

本市の地区防災会については、平成９年までに 18 地区全てに設置済みである。また、私設消防隊や自衛消防隊等が設置されている地区や事業所がある。

【自主防災組織一覧表】・・・資料編「10－１」
【私設消防隊一覧表】・・・資料編「６－６」
【事業所の自衛消防隊等の設置及び保有装備一覧表】・・・資料編「６－７」

（２）事業計画

ア　広報・助言

小矢部市は市民に対し、自主防災に関する認識を深める広報等を積極的に行うとともに、市民が防災組織を運営するために必要な資料等を提供する。

このため、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布に努める。

また、活動について自主防災アドバイザーを活用するなどして、より一層きめこまやかな指導・助言、あるいは援助等を行うことにより、自主防災組織の活性化に努める。

イ　自主防災組織づくりの推進

自主防災組織は、市内 18 地区すべてに設置されており、引き続き、その活動強化に努める。

また、地域において、防災リーダーとなる防災士の育成を行うとともに、市内全域に概ね自治会単位ごとの組織づくりを積極的に進める。

ウ　組織活動の促進

市は防災関係機関等との連携を図り、自主防災組織が自主的に行う訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の促進を図る。

また、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。

エ　自主防災組織への助成

自主防災活動に必要な防災倉庫および防災用資機材の整備を促進するため、市は、自主防災組織に対し、必要な助成を行う。

オ　小矢部市自主防災組織連絡協議会の育成・支援

自主防災組織相互間の協力体制の確立を図るため、市は、小矢部市自主防災組織連絡協議会の育成・支援に努める。

カ　地区防災計画策定の促進

各地区の実情に応じた地区防災計画を各地区防災会が策定できるよう、支援を行うものとする。

５　事業所の自主防災体制の強化

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

市は、こうした取組みに対し、各種情報提供や取組みの積極的評価、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行なうものとする。

なお、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努めるものとする。

（１）防火防災管理の強化

多数の人が利用する事業所に対し、「防火管理者」を選任し、「消防計画」の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検、整備などを行うよう指導し、出火防止、初期消火体制の強化等に努める。

また、複数の用途が存在し管理権限が分かれている、いわゆる雑居ビル等については、発災時に当該ビルを管理する事業所の自衛消防組織が中心となって防災体制がとれるよう指導する。

さらに、多数の人が利用する大規模・高層の事業所については、「防災管理者」を選任し、各種災害や特殊な災害に対応した防災体制がとれるよう指導する。

（２）自衛消防隊の設置

一定規模以上の事業所について、消防資機材を装備した「自衛消防組織」の設置及び隊員講習訓

練等の指導を行い、活動能力の向上を図る。

【自衛消防組織及び防災管理者を選任すべき事業所の規模】・・・資料編「６－９」

（３）地域との連携

各事業所は、地域の自主防災組織、社会福祉施設等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。

また、市は消防団協力事業所認定制度の活用等により、消防団活動に協力している事業所を社会的に評価し、事業所等との連携・協力体制の一層の強化とともに、地域における消防・防災体制の充実強化を図る。

（４）避難体制の強化

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

６　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

また、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第 22 節　要配慮者の安全確保と体制の整備

担当課	社会福祉課、企画政策課、健康福祉課、こども家庭課、総務課

1　目的

自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる要配慮者を地震災害から守るため、安全の確保対策を講ずる。

2　方策

方策
- 在宅の要配慮者対策
- 社会福祉施設等における要配慮者対策
- 外国人、旅行者等の安全確保対策
- 帰宅困難者対策

3　在宅の要配慮者対策

（１）避難行動要支援者の支援

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市は防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定及び避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別計画を策定するよう努める。

作成した名簿情報は、避難支援等に携わる関係者として定めた機関等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

ア　避難行動要支援者の把握

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者という（災害対策基本法第 49 条）。

市は、避難行動要支援者に対して、災害発生時に的確な対応ができるよう、避難行動要支援者名簿を作成し、管理する。

イ　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下のとおりとする。

＜区分＞	範囲 （下記に該当し、かつ自ら避難することが困難なため支援を要する者）
要介護認定者	要介護認定区分３～５に該当する者
身体障害者	身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種に該当する者
知的障害者	療育手帳Ａに該当する者
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳１・２級の単身世帯者
難病患者	障害福祉サービスを受けている者
その他	上記に掲げる者以外で支援を希望する者

ウ　避難支援等関係者

災害時において避難行動要支援者の避難を支援する避難支援等関係者は以下のとおりとする。

（ア）自主防災組織（地区防災会、自治会）

（イ）社会福祉協議会

（ウ）民生委員児童委員
（エ）警察署
（オ）消防署、消防団
（カ）その他避難支援等の実施に携わる関係者

エ　避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報

避難行動要支援者名簿に記載する内容は以下のとおりとする。

（ア）氏名
（イ）性別
（ウ）生年月日
（エ）住所又は居所
（オ）電話番号その他の連絡先
（カ）その他避難支援等の実施に際し、必要と認める事項

オ　避難行動要支援者名簿の提供

市は、上記ウで定める避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿の情報を提供する。

カ　避難行動要支援者名簿の更新

市は、常に変化しうる避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、住民基本台帳、新たに避難行動要支援者に該当する者の情報並びに避難行動要支援者本人、その家族及び避難支援等関係者から寄せられた情報をもとに定期的に更新を行う。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。

キ　名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために講ずる措置

（ア）市が講ずる措置

・避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
・災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを避難支援等関係者に対し十分に説明し、徹底する。

（イ）避難支援等関係者が講ずる措置

・避難行動要支援者名簿の提供を受けた団体内部で名簿を取扱う者を限定する。
・施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿を保管するなど、管理を徹底する。
・受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しない。

【避難行動要支援者名簿】・・・様式集「様式 25」

ク　個別避難計画の策定

（ア）個別避難計画の策定

市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者一人ひとりに応じた個別避難計画を作成する。

個別避難計画の策定に当たっては、避難支援等関係者が、避難行動要支援者と具体的に話し合いながら、発災時に避難支援を行う者（以下「地域避難支援者」という。）、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路等について定めるものとする。

なお、一人の避難行動要支援者に複数の地域避難支援者を定める。

（イ）個別避難計画の管理

市、避難支援等関係者及び地域避難支援者は、上記キ「名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために講ずる措置」に準拠し、個別避難計画の情報漏洩が生じないよう、その管理を徹底する。

ケ　多様な情報伝達手段の確保

市は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者など様々な障害をもつ避難行動要支援者に対し、災害及び避難等の情報を的確に伝達できるよう個々の障害に合わせた情報伝達手段を確保する。

（ア）伝達ルート

原則として、次のルートにより伝達する。

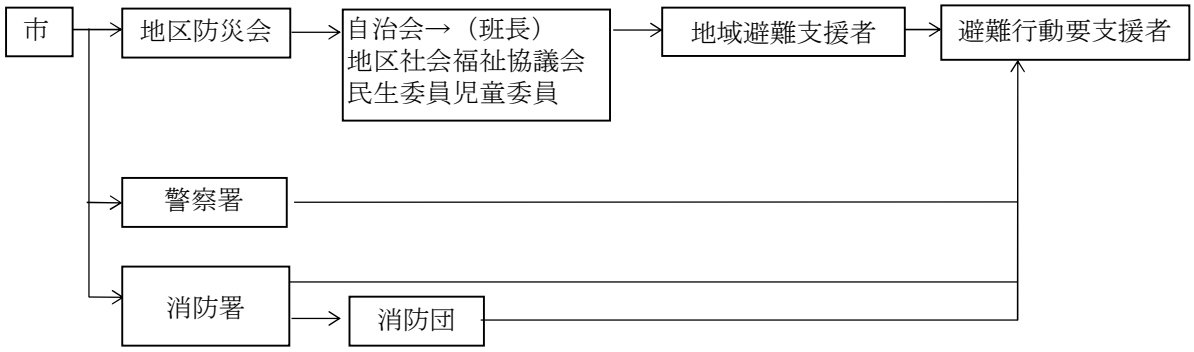

（イ）手段

固定電話又は携帯電話、携帯電話メール、防災行政無線、広報車による広報等を併せて実施する。

コ　避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるよう、地域住民全体で話し合い、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくこと。

サ　自主防災組織の連携・協力体制の整備

（ア）自主防災組織は、市から提供される避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署等との連携により、個人情報の保護に配慮しつつ、日頃から避難行動要支援者の実態を把握する。

（イ）自主防災組織は、自主防災組織連絡協議会を通じて、相互の連携・協力体制の強化に努める。

（ウ）自主防災組織は、市と連携し、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地区防災訓練を実施する。

（２）要配慮者の支援

ア　社会福祉施設への緊急入所

市は、災害により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

イ　在宅の要配慮者対策

市は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、発災時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。

4　社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等の入所・通所者の多くは、災害発生時に自力で避難できない。

このため、平常時から、避難支援の方法や体制などを定め、安全確保を図るものとする。

（１）防災計画の策定

各社会福祉施設の管理者は、災害発生時に遅滞なく対応するため、職員の任務分担、動員体制等防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を、予め策定する。

（２）防災訓練の実施

策定した防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう、各社会福祉施設の管理者は、定期的に防災訓練を実施する。

（３）施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう、各社会福祉施設の管理者は、備品などの落下・転倒防止措置を講じるとともに、施設や付属危険物を常時点検し、施設の安全性の維持強化に努める。特に火気については、日々、安全点検を行う。

また、新耐震基準施行以前に建築された社会福祉施設等のうち、耐震調査の結果、必要と認められたものについては、改修を促進する。

（４）地域社会との連携

社会福祉施設等の入所（通所）者が、実際に避難するにあたっては施設職員だけでは足りない場合が多いため、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られるよう、地域団体との協定を締結するなど、事前に体制作りをしておくものとする。

（５）緊急連絡先の整備

各福祉施設の管理者は、入所（通所）者の保護者・家族に対し、災害発生時の緊急連絡先の整備を行う。

（６）災害用備蓄の推進

各社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、入所者のため非常用食料等の確保に努める。

（７）他施設との緊急受け入れ体制の確立

各福祉施設の管理者は、施設の被災や職員の負傷等により入所者の受入れが困難となった事態に備え、予め次の方策等を講じ、他の施設での緊急受入れが可能となる体制づくりに努める。

ア　近隣の施設と相互協力関係を確認しておく。

イ　保健医療福祉圏域内で施設間の相互協力のネットワークを形成しておく。

（８）福祉避難所としての機能の発揮

福祉避難所として、市と協定を締結した福祉施設の管理者は、その機能発揮に努めるものとする。

５　外国人、旅行者等の安全確保対策

外国人、旅行者等は、言葉の理解、地理の把握等に困難が伴いやすく、要配慮者として捉える必要がある。これらの人々に対しては、次のような環境整備をすすめるものとする。

（１）外国語併記の誘導標識・指定緊急避難場所及び指定避難所の案内板等の整備
（２）外国語表記による指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表のホームページ公開
（３）市内における外国人の居住状況の把握
（４）外国人向け防災パンフ等の作成・配布
（５）地域・事業所が行う防災訓練等への参加促進
（６）地域住民による避難支援体制づくり
（７）外国語通訳ボランティアの登録推進
（８）宿泊施設・観光業者との連絡体制の整備
（９）外国語（多言語）による情報発信体制の整備

６　帰宅困難者対策

公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

また、徒歩帰宅者を支援するため、駅や商業施設等における徒歩帰宅支援ステーションの設置等について、関係機関との連携を図る。

第 23 節　防災訓練

担当課	全課

1　目的

防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の向上、技術の習得、さらには防災計画（特に、応急対策計画）の実効性の検証を行うため、防災訓練を実施する。

2　方策

方策
- 防災訓練の充実
- 基礎的訓練
- 総合訓練等

3　防災訓練の充実

（１）実践的な訓練計画

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

（２）訓練結果の反映

防災訓練終了後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

（３）防災訓練における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努め、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

4　基礎的訓練

（１）災害対策本部設置・運営訓練

発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図り、また、本計画等に定める応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。

（２）応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼に、関係課において、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）、協定内容等の確認を行う。

（３）職員参集訓練

職員の本部、各地区等の非常配備体制を確保し、各防災機関、市民との連携を図るため、職員の

参集訓練を実施する。
　参集にあたっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

（４）無線通信訓練
　災害時においては、情報伝達収集に必要な有線通信が不通又は利用困難な状況に陥ることが想定され、無線通信による情報伝達収集が必要かつ重要となってくる。
　また、大規模地震の場合、無線設備にも被害を受けることが考えられ、通信の途絶も予想される。
　防災無線による通信の要領、機器の操作習熟に努めるとともに、市民、関係機関の連結伝達訓練ならびに通信設備の応急復旧等に関する訓練を実施する。
ア　実施方法
　（ア）災害発生を想定して実施する本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練
　（イ）被害の規模により固定系無線の避難指示等伝達訓練
　（ウ）通信設備の応急復旧等についての訓練
イ　通信伝達事項
　災害対策本部設置、災害対応措置、被害状況報告、応急活動の実施、応急措置の要請等

５　総合訓練等

（１）総合防災訓練
　市は、防災関係機関の協力を得て、震災訓練を実施するよう努める。実施時期や時間帯は、様々な想定を踏まえて、より実践的な訓練となるよう柔軟に設定するものとする。
ア　実施主体　小矢部市
イ　訓練内容
　通信連絡、避難誘導、災害警備、救護、消火・救出訓練（消防、警察、自衛隊、ＤＭＡＴ等との連携した応急活動訓練等、県消防防災ヘリコプター利用を含む）、緊急地震速報対応訓練、物資等の輸送、給水、非常炊き出し訓練、避難所の開設・運営
ウ　訓練参加機関
　小矢部市、砺波地域消防組合(小矢部消防署)、小矢部市消防団、富山県、富山県警察本部、自衛隊、日本赤十字社富山県支部、自主防災組織、ボランティアセンター、地元関係団体、砺波厚生センター、市民他
エ　その他
　震災訓練の特殊性を考慮し、防災関係機関は特に情報の収集と伝達の要領、並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を適宜実施する。

（２）地域防災訓練
　自主防災組織、自治会等を単位とする訓練または複数の地区・組織の連合による訓練を警察署、消防署、消防団、防災士等の協力のもとに実施する。
ア　実施主体　地区自主防災組織、自治会
イ　訓練内容
　出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、給食給水訓練（炊き出し訓練を含む）、救出訓練（県消防防災ヘリコプター利用を含む）、避難所の開設・運営

（３）社会福祉施設等の避難訓練
　病院、社会福祉施設、各公共施設、各事業所等において、避難訓練計画を策定し、定期又は随時、実践的な避難訓練を実施する。

（４）小、中学校等の防災訓練
　教育委員会指導のもとに、次の目的をもって定期的に訓練を行う。
ア　災害に対して、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る

動作と方法を身につけさせる。

イ　避難の実践を通して、災害予防の意識を高め、安全体制をつくる。

ウ　集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。

（５）国、県その他関係機関の実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防除し得るよう努める。

第 24 節　防災教育・研修

担当課	全課

1　目的

地震による被害を最小限にとどめるためには、市民をはじめ各防災関係機関等が地震に関する知識と各自の防災対応について日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため市をはじめ各防災関係機関は市民の防災意識の向上を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

2　方策

方策
- 小矢部市職員に対する防災研修
- 児童生徒等に対する防災教育
- 市民に対する防災知識の普及
- 自主防災組織リーダーに対する防災研修
- 防災士の養成と活用
- 事業所に対する啓発
- 災害教訓の伝承
- 相談窓口

3　小矢部市職員に対する防災研修

災害の発生時には、職員個々の正確な状況判断が要求される。

小矢部市職員が自発的に、責任をもって行動しうるよう、以下の防災教育・研修を行う。

なお、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日頃の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

（１）職員研修における防災研修の実施

職員研修計画の中に防災研修を位置づけ、計画的に研修を行う。

研修の実施にあたっては、主に次の項目を内容とする。

ア　防災に関する基本知識
イ　防災関係職員としての心構え
ウ　本計画における各課・各職員の役割分担
エ　防災行政無線の取扱方法
オ　ロールプレイング方式による図上訓練の実施
カ　業務継続計画（ＢＣＰ）の作成に合わせて、その理解と運用
キ　救急講習

（２）職場研修

所属長は、防災担当業務について、定期的に職場研修を実施する。特殊な技術を要する場合は、実技研修も併せて実施する。

（３）その他の研修、講習会

適宜、下記の研修、講習会等を実施するとともに、県または防災関係機関が行う研修会、講習会等に職員を派遣する。

ア　防災講習会

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として招き、地震の原因、対策等の専門的知識の習得を図る。

イ　災害救助実務研修会

災害発生時における災害救助業務を円滑かつ的確に推進するため、関係職員に対し、災害救助法実務研修会を実施する。

ウ　課題別研修会

課題毎の研修会を実施する。

例　・災害対策関係法令及びその他の防災関係法令の研修
・地域防災計画の内容
・土木、建築その他地震対策に必要な技術

エ　検討会

防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

オ　見学、現地調査

防災機関施設、防災関係研究機関等の見学ならびに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

カ　印刷物による啓発

災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等をまとめた防災活動の手引書、パンフレット等を作成・配付し、職員の意識啓発を進める。

４　児童生徒等に対する防災教育

次の方策により、学校教育における防災教育をすすめる。

（１）教科指導

教科課程の中に災害の種類、原因実態ならびにその対策等防災関係の事項をとりあげ習得を図る。

実施にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、平成２３年度に県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。

また、住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。

（２）防災教育・避難訓練

学校行事等の一環として防災訓練を実施することを通じて、学校（学校内、登下校路）、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動について習得を図る。

（３）課外活動における教育

防災関係機関、防災施設ならびに防災関係の催し等の見学を行う。

（４）備蓄食料の有効活用による啓発

消費期限前の備蓄食料を避難訓練の機会を活用して児童生徒に配布し、備蓄をはじめとする災害への備えの大切さを啓発する。

５　市民に対する防災知識の普及

市民に対し、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水・簡易トイレなどの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

（１）普及の方法

ア　社会教育、各種団体を通じての普及・啓発

市民に対し、各種団体等（防災士など）が催す社会教育の場を活用して防災教育を進める。

①　講座

震災に対する基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座を文

化スポーツ課のカリキュラムに編成する。
また、市政出前講座の活用推進を図る。

② 実習
救助の方法、特に心肺蘇生法に対する知識と技術について体得を図る。

③ 話し合い学習
生涯学習のカリキュラムに防災をテーマとして、講座、映画、テレビ・ラジオ・体験談等を素材とした話し合い学習を組み入れる。また、出前講座を実施する。

④ 見学
防災関係機関、施設ならびに防災展等の見学を取り入れる。

⑤ 印刷物の作成・配布
防災関係資料等を収集してパンフレット等を作成配布する。

イ 広報媒体による普及
多様な広報により、防災知識の普及に努める。

① 市ホームページの活用
② ケーブルテレビの活用
③ 広報おやべの活用
④ 防災に関するパンフレットの作成、配布
⑤ 市出前講座の活用
⑥ 報道機関の協力
防災知識の普及啓発を図るために、報道機関に対して本市の災害対策についての計画や取り組み等を積極的に情報提供し、その報道について協力を依頼する。

【広報の重点事項】・・・資料編「５－７」

ウ 防災訓練を通じての防災意識の啓発
総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて実際的な体験による知識の普及、意識の啓発を行う。

エ 防災モデル事業等による防災意識の啓発
防災モデル事業などにおいて、災害図上訓練（ＤＩＧ）、避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）などの訓練を実施することにより、知識の普及、意識の啓発を行う。

（２）普及の内容

ア 各機関の防災体制

イ 地震に対する一般的知識
・地震の発生メカニズム（海溝型地震と断層型地震の違い）
・本県における主要活断層の位置
・地震規模（マグニチュード）
・震度分布
・地震の発生確率 等

ウ 過去の主な被害事例

エ 普段からの心がけ
（ア）住宅の点検（イ）屋内の整理点検（ウ）火災の防止（エ）応急救護（オ）最低３日分の非常食料･飲料水･簡易トイレの準備（カ）指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路の確認（キ）非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備（ク）家具・ブロック塀等の転倒防止対策（ケ）基本的な防災用資機材の操作方法の習熟（コ）避難方法（ペットに対する対応を含む。）の確認

オ 地震発生時の心得
（ア）場所別、状況別の心得（イ）出火防止及び初期消火（ウ）避難の心得（エ）家族間の連絡方法（ＮＴＴ の伝言ダイヤル「１７１」、各携帯キャリアの災害用伝言板等）

６　自主防災組織リーダーに対する啓発

次の方策により、自主防災組織のリーダーへの啓発をすすめる。

ア　自主防災組織のリーダー用のマニュアルを作成配布し、その活動を支援する。

イ　防災関係機関（防災士など）の協力のもとに、講座、講習会および施設見学等を行い、自主防災組織のリーダー養成を推進する。

ウ　自主防災アドバイザーの活用により、自主防災組織リーダーの資質向上を図る。

７　防災士の養成と活用

災害時に、地域の中でリーダー的に活躍していただくため、防災士の養成とスキルアップのための研修の実施などに努め、地区の防災力向上の支援を行う。特に、避難所運営などに女性の視点を生かすためにも、女性の防災士の養成に努める。また、市内防災士のネットワークづくりのため市防災士連絡協議会に対し支援を行うとともに、自主防災組織と防災士の連携が図られるよう、働きかけを行うものとする。

８　事業所に対する啓発

次の方策により、事業所への啓発をすすめる。

ア　防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習

イ　防火の集い、研究会、講習会等の随時、実施

【広報の重点事項】・・・資料編「５－７」

９　災害教訓の伝承

国、県とともに市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

10　相談窓口

市は、それぞれの機関において所管する事項について、市民の災害対策の相談に応じる。

第２編　震災編

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策計画の目的及び概要 …… 151
第２節　初動活動体制の確立 …… 153
第３節　災害通信 …… 159
第４節　災害情報等の収集報告 …… 163
第５節　避難の指示等、避難所の開設等 …… 167
第６節　救出・救助活動 …… 178
第７節　消火活動 …… 180
第８節　災害広報 …… 183
第９節　自衛隊の派遣要請依頼 …… 190
第10節　広域応援要請依頼 …… 192
第11節　交通規制 …… 196
第12節　医療救護 …… 199
第13節　公共施設等の応急復旧 …… 201
第14節　緊急輸送 …… 204
第15節　遺体の捜索、処理、埋葬 …… 207
第16節　飲料水等の供給 …… 210
第17節　食料の供給 …… 214
第18節　緊急生活物資の供給 …… 219
第19節　災害救助法の適用 …… 221
第20節　災害救援ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保 …… 224
第21節　防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施 …… 229
第22節　障害物の除去 …… 232
第23節　廃棄物の処理活動 …… 233
第24節　応急住宅対策等 …… 236
第25節　建築物の被害調査・応急危険度判定 …… 240
第26節　文教対策 …… 242
第27節　農業対策 …… 246
第28節　孤立集落対策 …… 247
第29節　義援金品の受付・配分 …… 249
第30節　災害警備及び市民消費生活の安定 …… 251
第31節　ライフライン施設の応急復旧 …… 252

第１節　災害応急対策計画の目的及び概要

災害応急対策計画とは、災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、住民の生命・身体の保護を第一義とし、あわせて防災施設の保護、住民の財産の保護、社会秩序の維持を目的とする。その主な概要は次のとおりである。

１　迅速・的確な初動体制の確立及び情報の収集連絡

地震発生直後は、まず初動体制を確立し被害規模等の情報の収集連絡を行うことが最重要となる。

２　人命の救助（緊急救護活動）

情報を収集した後は、その情報に基づき救助・救急・医療・消火活動等人命の救助を最優先に緊急救護活動を行う。

３　被災者への生活支援

人命の救助活動に続いて、被災者に対して必要な生活支援（食料、水、被服・寝具等生活必需品の供給等）を行う。

４　社会諸機能の応急復旧

当面の危機的状況に対処した後は、二次災害の被害拡大の防止、ライフライン・公共施設等の社会秩序の応急復旧、維持等に努める。

〔災害応急対策計画の体系〕

第２節　初動活動体制の確立

担当課	総務課、全課

地震発生直後の災害応急対策として必要な初動体制の確立は、次のとおりとする。

１　市の配備体制・基準等

市の配備体制・基準等は、次のとおりとする。（☆＝担当職員自動参集、○＝状況に応じて参集、◎＝自動参集）

配備体制	配備基準	参集職員・場所	備考（主な活動）
第１警戒配備 （責任者）総務課長 （副責任者）都市建設課長	震度３	☆総務課長及び担当職員 ☆都市建設課担当職員 ↓ 本計画の指定場所に自動参集 ○関係課（農林課、上下水道課、こども家庭課、教育総務課、消防署）の課長及び職員 ↓ 状況に応じて本計画の指定場所に参集	・地震情報の収集 ・被災状況の調査 ①災害通信網 ②公共施設＝各所管課 （道路橋梁河川、急傾斜地等の危険区域、教育・福祉施設、上下水道施設等）
第２警戒配備 （責任者）総務部長 （副責任者） ① 産業建設部長 ② 民生部長	震度４	◎総務部長、産業建設部長、民生部長 ◎総務課長及び職員 ☆関係課（農林課、上下水道課、こども家庭課、教育総務課、消防署）の担当職員 ↓ 本計画の指定場所に自動参集 ○その他の部課長及び職員 ↓ 状況に応じて本計画の指定場所に参集	・地震情報の収集 ・市民への広報 ・被災状況の調査 ①公共施設＝各所管課 ②民間施設＝関係課 ③市民の状況 ＝市→地区防災会→市 ・救援救護、ライフライン確保等の応急活動体制の準備
非常配備 **［災害対策本部］** （本部長）市長 （副本部長） ① 副市長 ② 教育長	震度５弱	◎全職員 ↓ 本計画の指定場所に自動参集	・地震情報の収集 ・市民への広報 ・被災状況の調査 ①②③＝同上 ・本計画に定める非常配備のための諸活動

【地震の階級別状況】・・・資料編「15－19」

＊市長は、被害の種類・程度など、状況に応じ、上記の配備基準に拘わらず、必要な配備体制を職員に指令するものとする。

＊上記配備体制の各責任者に事故ある時は、次順位の職の者が代行する。

＊職員の参集と伝達方法

各部課長は、上記配備基準に従い、所属職員に対し、予め職員毎に定めた連絡方法により、本計画に定めた場所への参集を指示するものとする。

ただし、職員は、「自動参集」に該当する場合は自主的に参集するものとする。

指示の伝達方法は、チャットツール、固定電話、携帯電話又は携帯メールを活用するものとする。なお、必要に応じ、総務課は、アドレス登録職員に対し、チャットツール又は一斉携帯メールを発信し、参集情報を伝達するものとする。

【配備基準毎の参集関係課（震災）】・・・資料編「14－９」
【配備基準毎の調査対象（震災）】・・・資料編「14－10」
【災害対策本部設置の場合の職員参集場所（震災）】・・・資料編「14－11」
【災害対策本部室に参集する指定職員】・・・資料編「14－12」

２　災害対策本部の設置及び運営

市の地域に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合には、その情報連絡、発生災害の状況集約、総合対策の樹立、並びに災害応急対策の推進を図るため、市長は小矢部市災害対策本部を設置する。（災害対策基本法、小矢部市災害対策本部条例）庁内運営

（１）設置又は解散

ア　設置基準

市は、次の場合に災害対策本部を設置する。

①　小矢部市において、震度５弱以上の地震が発生した場合（自動設置）
②　その他災害の状況により、市長が必要と認めたとき

イ　本部室の設置場所

被災状況に応じ、次の順位で設置場所を定めるものとする。

第１順位　市役所２Ｆ特別会議室

第２順位　消防総合庁舎（防災センター）

第３順位　クロスランドセンター

ウ　主な所掌事務

①　災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
②　災害対策の連絡調整に関すること。
③　災害の応急対策に関すること。
④　災害救助、その他の民生安定に関すること。
⑤　施設及び設備の応急、復旧に関すること。

エ　解散基準

災害の危険が解消し、災害発生後の応急対策がおおむね完了したと本部長が認めるとき。

オ　本部設置及び解散の公表

本部長は、災害対策本部を設置又は解散したときは、知事、防災関係機関及び住民に通知公表するものとする。

報告・通知・公表先	連絡担当課	報告・通知・公表の方法
各部局課・班	総務課	チャットツール、一斉メール
	各部理事	庁内電話・口頭その他迅速な方法
出先機関	各担当課	チャットツール・電話・ファックスその他迅速な方法
市　民	ＤＸ推進課	市防災行政無線、広報車 報道機関、ケーブルテレビ（テロップ・特別番組等）、市ホームページ、登録制メール、市公式ＬＩＮＥ
県知事	総務課	県防災行政無線・ファックス Ｅメール 電話・口頭その迅速な方法
防災会議委員		
県リエゾン	総務課	チャットツール、県防災行政無線・ファックス、Ｅメール、電話・口頭その迅速な方法
報道機関	ＤＸ推進課	電話・ファックス、口頭又は文書

（２）組織

ア　本部の組織

①　本部長は市長、第１副本部長は副市長、第２副本部長は教育長とする。

②　本部員の構成

本部員は、庁議を構成する職にある者をもって充てる。

なお、本部員に事故あるときは、予め本部長が指名する者がその職務を代行する。

【庁議を構成する職】・・・資料編「14－13」

③　その他本部の組織は、小矢部市災害対策本部条例及び小矢部市災害対策本部の組織及び運営に関する規程の定めるところによる。

【『小矢部市災害対策本部』構成図】・・・資料編「14－６」

イ　本部の分掌事務

本部の分掌事務は、資料編『小矢部市災害対策本部』事務分掌のとおりとする。

【『小矢部市災害対策本部』分掌事務一覧表】・・・資料編「14－７」

ウ　本部員会議

災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を協議するため、本部に本部員会議を置く。

（３）本部の運営等

ア　運営方法

①　本部長は、本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。

②　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。なお、副本部長に事故あるときは、総務部長が本部長の庶務を代理する。

③　その他本部の運営は、小矢部市災害対策本部条例並びに小矢部市災害対策本部の組織及び運営に関する規程（昭和 41 年小矢部市災害対策本部訓令第１号）及び小矢部市災害対策本部運営要領（昭和 41 年制定）の定めるところによる。

④　業務継続計画（ＢＣＰ）に従い、優先通常業務以外の通常業務は休止も検討し、全庁体制で対応にあたるものとする。

イ　本部員会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、すみやかに本部員会議を開催する。その後は、原則として定期的に開催し、状況に応じて臨時的に開催するものとする。

①　報告事項

副本部長及び本部員は、ただちに本部に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

②　協議事項

本部員会議の協議事項はおおむね次のとおりとする。

（ア）本部体制の配備及び解散に関すること。

（イ）重要な災害情報の提供、被害状況の分析及びこれに伴う避難指示等の発令、その他対策の基本方針に関すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請に関すること。

（エ）富山県、他市町村及び公共機関、民間団体等への応援要請に関すること。

（オ）災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。

（カ）災害予防、応急対策及び復旧対策に関すること。

（キ）災害救助法の適用申請に関すること。

（ク）防災に関する経費の支弁に関すること。

（ケ）その他災害対策の重要事項に関すること。

ウ　連絡調整会議の開催

災害対策本部を設置した場合、防災関係機関、公共機関、公共的団体等との間の連絡調整を図るため、連絡調整会議を必要に応じて開催する。

連絡調整会議の構成

①　災害対策本部員

②　小矢部警察署

③　砺波地域消防組合小矢部消防署

④　小矢部市消防団

⑤　小矢部市災害ボランティア本部（小矢部市社会福祉協議会）

⑥　富山県現地対策本部

⑦　富山県リエゾン

⑧　自衛隊派遣部隊

⑨　緊急消防援助隊指揮支援隊

⑩　指定公共機関のうち本部長が必要と認めたもの

⑪　指定地方公共機関のうち本部長が必要と認めたもの

⑫　公共的団体のうち本部長が必要と認めたもの

⑬　その他本部長が特に必要と認めたもの

エ　本部運営上必要な資機材等の確保

総務班長は、本部が設置されたときは、本部運営上必要な資機材等の準備を行う。

①　本部用資機材の確保

【災害対策本部用資機材一覧】・・・資料編「14－15」

② 本部用通信手段の確保

【災害対策本部用通信手段一覧】・・・資料編「14－16」

③ 自家発電設備による電源の確保

オ 報道対応

報道対応については、原則として本部一括対応とし、個別対応は行わないものとする。本部員会議の協議後、報道機関への一斉配信を原則とする。

３ 職員の配備

（１）職員の配備

ア 勤務時間内における配備と伝達

① 配備の指示と指揮監督

各部局課長は直ちに各職員を予め定めた配備につけるとともに、その活動について指揮監督する。

なお、各部局課長は、部門内の各班の予め定めた活動要領について、平時から、所属職員に周知徹底しておかなければならない。

② 配備指示の伝達

次の方法により行う。

・総務課→全職員　　＝チャットツールにより伝達

・各部局課長→所属職員　＝口頭・電話・メール・チャットツールにより伝達

【勤務時間内における職員毎の非常配備の分担・配備場所（震災）】・・・資料編「14－17」

イ 勤務時間外（休日・夜間等）における配備と伝達

① 各部局課長は、所属職員に対し、職員ごとに予め定めた連絡手段（固定電話・携帯電話・携帯電話メールなど）及び連絡ルートにより伝達し、所定の場所に参集のうえ配備につくよう指示するものとする。

・部局長 → 課長 → 所属職員

② 総務課は、必要に応じ、チャットツール・携帯一斉メールによる伝達を行う。

③ 職員は、地震が発生し、被害が予測されるときは、上記指示を待つことなく、配備基準に従い、自主的に直ちに指定場所に参集しなければならない。ただし、災害その他の事情により、指定された所へ到達できない場合は、その旨を所属長に報告するよう努めなければならない。

【勤務時間外における職員毎の非常配備の連絡方法・分担・配備場所（震災）】・・・資料編「14－18」

④ 各部局長は、職員の参集状況と各班の活動可能範囲を本部に報告し、本部の指示を受けるものとする。ただし、緊急を要する場合は、即時、参集職員に対し、災害活動の開始を指示することができるものとする。

＊勤務時間外等参集時の職員の心得

（ア）職員はあらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。

（イ）参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、直ちにあらゆる手段をもってもよりの防災機関へ連絡するとともに住民の生命を守る必要があるときは、緊急避難の誘導をしなければならない。

（ウ）参集手段は、交通混乱や二次災害を避けるため、原則として、徒歩又は自転車、バイクを利用する。

（エ）参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、参集場所に到着後、直ちにその内容を上司（班長）に報告しなければならない。

ウ 当直者による非常伝達

情報の収集、伝達の 24 時間体制を確保するため、当直者による非常伝達を次のとおり定める。

① 当直者は次に掲げる情報を察知したときは直ちに総務課長に連絡するものとする。

・震度３以上の地震情報を確認したとき

・応援要請情報を確認したとき
・その他、災害に関する通報があったとき

② 総務課長は、情報の内容に応じて配備基準に基づく対象職員に連絡する。

（２）職員配備の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があるときは特定の部門に対してのみ非常配備体制の指令を発し、又は特定の部門に対して種別の異なる配備体制の指令を発することができる。

（３）本部職員の配置及び服務

ア 本部配置職員の指定

各部長は、あらかじめ各非常配備体制において本部に配置する職員を指定しておくものとする。

イ 本部配置職員の服務

すべての本部配置指定職員は、次の事項を遵守する。

① 常に災害に関する情報に注意すること。
② 災害が発生したときは、直ちに本部に参集できるよう、常に連絡先等を明らかにしておくこと。
③ 本部の指示に従って行動すること。
④ 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないよう留意すること。

（４）連絡員

本部と各部門との円滑な連絡体制を確保するため、各部門長の指定により、本部に連絡員を置く。

４　応援職員の要請

（１）各部門長は自部門の各班がその所掌事務を処理するにあたり職員が不足するときは、自部門内の他班から応援職員を派遣し、それでもなお不足する場合は、「応援職員要請書」により本部総務部長に応援職員を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は事後提出する。

【応援職員要請書】・・・様式集「様式 23」

（２）本部総務部長は、前記の応援要請を受けたときは、次の要領により職員を派遣する。

ア 他の部門班の市職員

イ 市の職員をもって不足するときは、県または他の市町村の職員

５　現地災害対策本部

災害発生により一部の区域に被害が集中し、当該区域での情報収集、災害応急対策を講ずる上で本部長が必要と認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部長は、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する者を充て、現地災害対策本部員及び要員は現地災害対策本部長が本部長と協議のうえ、 指名する。

６　災害時応援協定を締結した自治体からの応援要請があった場合

原則として、庁議において、要請に対する支援方法を決定する。

第３節　災害通信

担当課	総務課

小矢部市及び防災関係機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における通信連絡を確保する。

１　通信連絡方法の確認及び通信

災害時における通信連絡は有線電話、無線電話を利用し迅速かつ的確に行うものとするが、災害時における通信の錯綜を避けるため災害電話を指定し、窓口の統一を図る。

（１）市役所関係機関の通信連絡方法の確認及び通信

災害時における本庁と各出先機関との間の通信連絡は、チャットツール、専用有線電話または一般加入電話を使用する。

また、有線電話が途絶した場合の通信連絡は、防災用無線電話・消防専用無線電話、携帯電話を活用するものとする。

なお、災害の状況により必要な場所に陸上移動局（車載・携帯）を適宜配備するものとする。

【小矢部市防災行政無線一覧表】・・・資料編「５－３」
【消防無線一覧表】・・・資料編「５－４」

（２）指定電話・連絡責任者・連絡員等の指定

ア　指定電話の設置

市各部門及び関係防災機関との専用の連絡用として、指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信事務従事者を配置し、通信連絡にあたる。

【災害時連絡用各施設指定電話一覧表】・・・資料編「５－５」

イ　連絡責任者の指定

市各部門及び防災関係機関は、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び各機関の通信連絡を統括する。

ウ　連絡員の指定・派遣

①　市各部門の連絡員

市各部門長は、本部長と各部門の連絡を強化するため、必要に応じ複数の本部連絡員を予め指定し、本部室に待機させるものとする。本部に派遣された連絡員は、本部の指揮下に入る。

②　各機関の連絡員

関係防災機関は、市災害対策本部との連絡のため、必要に応じ連絡員を指定し、本部室に派遣する。連絡員は、各機関との連絡用無線機等を可能な限り携行し、連絡にあたる。

【県市の窓口の指定電話】

富山県・・・・・危機管理局防災課　電話（076）444-3187

小矢部市・・・・総務部総務課　電話（0766）67-4760

（３）有線通信途絶の場合の措置

地震災害時においては、有線通信施設の被災等により、通信連絡が困難となることが予想されるので、無線設備又は伝令等により通信連絡を確保するものとする。

ア　県との通信連絡

現在、小矢部市との間には、衛星を利用した富山県防災行政無線が開設されているので、この回線を利用し交信を行う。

イ　市各部門との連絡

災害現場等に出動している各部門との連絡は、携帯電話又は小矢部市防災行政無線（可搬及び

車両用）により行う。また、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。伝令は、状況に応じ、徒歩、自転車、バイク又は自動車を使用する。

ウ　アマチュア無線の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を要請する。

エ　衛星通信施設の活用

ＮＴＴ西日本に対し、孤立防止用衛星通信方式（Ｋｕ－１Ｃｈ）、ポータブル衛星通信方式、移動電源車等による通信の確保を要請し、衛星通信施設の活用を図る。

２　非常通信による通信

（１）非常電話、非常電報による通信（公衆電気通信の優先利用）

災害の予防もしくは、応急対策に必要な事項を内容とした市外通話は「非常電話」として他の市外通話に優先して接続される。また同様の内容をもつ電報も「非常電報」として伝達、配達される。

ア　非常通信の種類と電送順位

区分	内容
非常通話	他の市外通話、緊急通話に優先して接続する。
緊急通話	他の市外通話に優先して接続する。
非常電報	気象警報以外のすべての電報に優先して取り扱う。
緊急電報	非常電報以外の他の電報に優先して接続する。

イ　非常通話、電報

①　災害の予防又は救援のため緊急を要する事項
②　道路、鉄道その他の交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項
③　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項
④　電力施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項
⑤　秩序の維持のため緊急を要する事項
⑥　災害の予防又は救援のため必要な事項

ウ　緊急通話、電報

①　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援復旧等に関し、緊急を要する事項
②　治安の維持のための緊急を要する事項
③　天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とする事項
④　水道、ガス等の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

エ　優先利用の請求

優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめＮＴＴ西日本の承諾を受けた番号の加入電話による。

小矢部市から発信を請求する場合には、100 番（電報の際は 115 番）に申し込む。

緊急の場合等は、非常電話と確認できるときは通常の加入電話からも利用できる。

オ　非常無線電報の作成要領

無線電信、電話共に電報頼信紙又は適宜の用紙を使用する。

電報の記載は、カタカナ又は通常の文書体とし、１通の本文字数は 200 字以内とする。通数の制限はない。

（２）非常無線通信による通信

災害時において有線通信が途絶した場合又は自己の無線が不通となった場合は、小矢部地区非常

無線協議会又は各無線局に協議し、通信を行うものとする。
　また、市内のアマチュア無線局についても、非常の場合における非常通信に協力を得る。

３　通信施設優先使用時の優先順位

通信施設を優先して使用又は利用する場合の後先順位は概ね次の順序による。
（１）住民に対する避難指示等の人命に関する事項
（２）応急措置の実施に必要な事項
（３）災害警報
（４）災害予報
（５）その他通報される災害の事態並びにこれに対する事前措置に関する事項

４　放送局の優先利用

市長は、予警報の伝達等について、知事を通じて放送を求めるものとする。

５　その他の通信連絡方法

（１）使送
　通信施設までの連絡、災害現場への指示等は、災害状況に応じて使送により連絡を確保する。

（２）ヘリコプターの利用
　通信及び交通が不能のときは、県消防防災ヘリコプター又は航空自衛隊ヘリコプター等の利用を知事に要請し、緊急連絡を行う。

６　通信の運用

（１）災害時の通信連絡
　小矢部市及び防災関係機関が災害時に行う通信は、次のとおりである。

①　災害、気象に関する予報、警報の伝達
②　避難、応急対策に必要な指示、命令
③　被害状況の収集、報告
④　応急対策の実施状況の概要

（２）通信の手段
　災害時の通信手段は、次の手段とする。
　なお、本部・各部出先機関・防災関係機関等の指令の授受伝達及び報告等の通信手段については、原則チャットツール・ファックス・電子メールとする。
〔災害時の通信手段〕

有線通信網	無線通信網
①　災害時優先電話	①　小矢部市防災行政無線
②　ＦＡＸ	②　富山県防災行政無線
③　消防専用回線	③　消防無線
④　警察有線電話通信網	④　警察無線
⑤　市ホームページ	⑤　災害救助法第 28 条で定める業務を行う機関の保有する無線
⑥　富山県総合防災情報システム	⑥　コミュニティ FM
⑦　ケーブルテレビ	⑦　アマチュア無線
	⑧　衛星通信施設
	⑨　携帯電話

その他の通信手段	
①　非常、緊急電報	②　伝令の派遣

（３）通信の統制

それぞれの通信施設の管理者は、災害の発生時には、各種通信の混乱が予想されるため必要に応じ適切な通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

また、災害対策本部が設置されたときは、通信の統制を行わなければならない。

通信の統制は、次により実施する。

〔通信の統制〕

①　通信の優先（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
②　重要統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る）
③　子局間通信の禁止（子局間通信の際は、統制者の許可を得る）
④　簡潔通話の実施（通信は、明瞭、簡潔に）
⑤　専任の通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させること）

（４）無線通信の種類と取扱順位

ア　無線通信の種類は、次のとおりである。

①　緊急通信・・地震、台風その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある時に行う緊急を要する通信
②　一般通信・・緊急通信以外の通信
③　一斉通信・・複数の無線局に対して、同時に一方的に行う通信
④　個別通信・・２局間で個別に行う通信

イ　無線通信の取扱順位は、原則として次のとおりとする。

第一項位　緊急・一斉通信
第二順位　緊急・個別通信
第三順位　一般・一斉通信
第四順位　一般・個別通信

（５）各種通信施設の利用

市有通信施設が使用できないときは、アマチュア無線を始めとする各種通信施設の所有者（利用者）に対して協力を呼びかける。

【小矢部市防災行政無線一覧表】・・・資料編「５－３」

第４節　災害情報等の収集報告

担当課	全課

被害状況の迅速・正確な把握は、災害対策の基本であり、速やかに情報の収集、報告に努めるものとする。

１　被害状況の調査

市域内における被害状況の調査にあたっては、県の防災計画に示されている被害調査様式に準じて行うものとし、各種別の被害調査については次の要領で行うものとする。

【被害概況即報】・・・様式集「様式４」

（１）被害情報の内容

災害が発生した時に、直ちに収集する被害情報は、次のとおりである。

人的被害	市民・施設入所者・観光客等
住家被害	住家
基幹施設被害	各公共施設（避難施設含む）・福祉施設・医療施設・教育施設
機能被害	電気・上下水道・ごみ処理・ＬＰガス 電話・通信・放送・道路交通・鉄道交通 医療
物的被害	商店・工場・危険物取扱施設 道路（農林道含む）・橋梁・河川・急傾斜地等の崖・農地等

（２）調査実施者及び対象

調査実施者及び対象は次のとおりとする。

調査実施者	調　査　対　象
各施設の管理者	所管施設の物的被害、来所・入所者等の人的被害及び施設
職務上の関連部課	商店・工場、田畑、危険物取扱施設等の物的被害 避難道路及び橋りょうの被災状況
小矢部消防署	①　すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計） ②　火災発生状況及び火災による物的被害 ③　危険物取扱施設の物的被害 ④　要救護情報及び医療活動情報 ⑤　避難の必要の有無及び状況

ア　人、住家等の被害

本部は調査員を各地に派遣し、民生委員児童委員及び自治会長等の協力を得て住家等の調査を実施する。人的被害については警察と連絡をとり調査する。

要配慮者の避難状況については、民生部が調査する。

イ　基幹施設の被害

各公共施設は各所管課が調査する。

福祉施設、医療施設は、民生部が調査する。

教育施設は、教育委員会が調査する。

ウ　ライフライン施設等の機能被害

電気、鉄道、電話、通信、放送施設、ＬＰガスは企画政策部が調査する。

上下水道は、産業建設部が調査する。

医療、ごみ処理は、民生部が調査する。

エ　農林関係被害
　農林関係の各種被害については産業建設部が担当し、農業協同組合及び農業団体等の協力を得て実施する。
オ　商工業関係被害
　商工業関係被害については産業建設部が商工会等の協力を得て調査を実施する。
カ　土木関係被害
　土木施設の被害については産業建設部が調査を実施する。
キ　教育関係施設被害
　教育関係施設の被害については，教育委員会が学校長等の協力を得て調査を実施する。
ク　その他の被害
　その他市有財産施設の被害については各施設を所管する部において調査を実施する。

※下表左欄に示す情報については，主に右欄に示す機関が収集する。

必要な情報	主な情報収集機関
①地震に関する情報	気象台、危機管理局
②火災の発生状況	市及び消防機関、警察機関
③死者、負傷者の状況及び被災者の状況	市及び医療機関、消防機関、警察機関、危機管理局
④電気、ガス、水道、通信施設の被災状況及び応急復旧状況並びにその見通し	北陸電力、北陸電力送配電、ガス会社、ＮＴＴ、市、警察機関、危機管理局
⑤主要道路、鉄道等の交通施設の状況及び交通状況	市、県土木部、県土木センター、国土交通省富山河川国道事務所高岡国道維持出張所、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、加越能バス株式会社高岡営業所、警察機関
⑥住民・要配慮者の避難状況	市、消防機関、警察機関、自主防災組織、民生委員児童委員
⑦学校、福祉施設、病院、避難所等の重要な公共施設の被害状況	市及び教育委員会、県教育委員会、県厚生部、警察機関、施設の管理者
⑧治安状況	警察機関
⑨生活必需品、防災関係物資等の需用状況	市、危機管理局及び厚生部、各避難所、自主防災組織
⑩市内上空からの被害状況	県（消防防災ヘリコプター）、自衛隊

（３）地区防災会、自治会長等からの報告
　被害情報については、地区防災会、自治会長等から地区の被害情報を本部（各部長）に報告する体制を整えておくものとする。

【被害状況報告系統図】・・・資料編「５－11」

２　被害調査報告の取りまとめ

各部長は、収集した被害情報を集約のうえ、その結果を本部に報告する。
報告は次のとおり行うものとする。

ア　災害速報
　被害状況が判明しだい、逐次、災害速報により報告する。

【災害速報】・・・様式集「様式１」

イ　災害概況報告
　災害の被害がおおむね判明したとき災害概況報告により報告する。

【災害概況報告】・・・様式集「様式２」

ウ　災害確定報告
　被害の程度が確定したとき災害確定報告により報告する。

報告された被害情報は、本部においてとりまとめるものとする。

【災害確定報告様式】・・・様式集「様式３」

３　県への被害状況報告

本部（総務班）は、前記により各部から報告された被害状況及び措置状況を集約し、県総合防災システム又は所定の様式により知事（危機管理局：県災害対策本部）に報告する。

報告は、災害即報、災害確定報告に分け、段階に応じて報告するものとする。災害即報は、災害状況の変化に伴い、迅速・的確に行うものとし、総務班は、必要に応じて、職員の待機体制をとるものとする。

また、災害即報は、様式の各項の一部が未確定の場合であっても速報し、内容が判明次第、連絡する。

なお、次のような場合は、電話又は無線、Ｅメール等により速報し、事後に文書報告するものとする。

（１）大規模な災害に拡大するおそれのある場合
（２）知事に応援を求め、又は応急対策を要請する必要のある場合
（３）人命にかかわる場合
（４）公共施設、大規模施設、重要文化財等これらに類する施設が被災した場合
（５）その他特に必要と認められる場合

【災害概況即報】・・・様式集「様式４」
【災害確定報告】・・・様式集「様式５」
【被害状況即報】・・・様式集「様式６」

４　指定地方行政機関、指定公共機関等への被害状況報告

本部は、必要に応じ、該当機関への被害状況の報告を行う。

	機関名	担当班	伝達内容 共通＝災害概況	伝達方法
指定地方行政機関	農林水産省北陸農政局富山農政事務所	道路班	・住民の避難状況 ・食料供給状況 ・農地災害の状況	・電話 ・ＦＡＸ ・Ｅメール
	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所(小矢部出張所･高岡国道維持出張所)	道路班	・道路、橋梁、河川等の被災状況 ・避難指示等の発令 ・警戒区域の設定 ・交通状況	
指定公共機関	西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社石動駅､北陸地域鉄道部富山工務管理センター)	調整班	・鉄道施設周辺の被災状況 ・物資の輸送状況	
	あいの風とやま鉄道株式会社（石動駅)		・鉄道施設周辺の被災状況 ・物資の輸送状況	
	北陸電力株式会社（となみ野営業所)		・停電状況 ・電力関連施設周辺の被災状況	
	北陸電力送配電株式会社（となみ野配電センター)		・停電状況 ・電力関連施設周辺の被災状況	
	西日本電信電話株式会社		・電話の不通状況 ・電信電話設備周辺の被災状況	
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ		・携帯電話、メールの不通状況 ・携帯電話施設周辺の被災状況	

指定公共機関	日本赤十字社富山県支部	救助・避難班	・住民の負傷・医療状況 ・住民の避難状況 ・炊き出し等の実施状況 ・義援金品の対応状況	
	中日本高速道路株式会社（金沢支社）	道路班	・高速道路周辺、アクセス道路の被災状況 ・物資の輸送状況	
	日本郵便株式会社 小矢部郵便局	総務班	・郵便事業に対する住民の要望 ・貯金、保険事業に対する住民の要望 ・義援金の対応状況	

５　被害写真・映像の撮影

被害状況の写真・映像は、被害状況確認の資料として、又記録保存のためにも極めて重要である。各部門に記録員をおく。

広報班は、各部の記録員の写真・映像のとりまとめを行うとともに、災害全般にわたる写真記録・映像を撮影し、災害応急対策等に活用する。また、報道機関及び一般市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真・映像の収集確保に万全を期するものとする。

６　報道機関の対応

報道機関への情報提供、問合せ、取材等の応対については、広報班が窓口となって対応する。

なお、広報班は、本部との連携を密にし、適時正確な情報提供を行う。

第５節　避難の指示等、避難所の開設等

担当課	全課

1　避難の指示等

（１）実施責任者

市長は、災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のための立ち退きの指示等を行うものとする。

実施責任区分は次表のとおりとする。

ただし、市長の行う避難の指示等について緊急を要する場合は、消防吏員が指示等を行い得るよう市長の権限の一部を代行させるものとする。

（２）避難の指示等の措置等

市長等の行う地震時における避難指示等の措置等は次のとおりとする。

指示権者	要件	措置及び方法
小矢部市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。 （災害対策基本法第 60 条）	１．地震が発生した場合は、直ちに全力をあげて被害の状況把握に努める。 ２．危険地帯の住民に対して速やかに立ち退きの指示等をする。 ３．事態の状況により危険となった地域に対して、避難先を明示して指示等をする。 ４．職員等を派遣し、指示等の周知・徹底に務め、指定緊急避難場所及び指定避難所へ誘導する。
警察官	１．市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき （災害対策基本法第 61 条） ２．人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合 （警察官職務執行法第４条）	１．管内の避難所の実態を勘案し、避難を指示し誘導する。 ２．上記の措置を講じたときは、市長に通知する。 ３．管内地域の状況把握に努め、危険が切迫していることを認めたときは、直ちに避難を指示する。
知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき （地すべり等防止法第 25 条）	１．地すべり危険地帯に職員を派遣し、地すべりが予想される異状現象の発見に努める。 ２．地すべりを発見し、又は地すべりが予想される異常現象を発見した時は、危険地域の住民に対して、避難の指示等を周知・徹属する。 ３．上記２つの指示等をしたときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨通知する。

２　避難指示等の住民への伝達、周知

（１）放送・通信機器等による伝達、周知

ア　防災行政無線

イ　市広報車

災害が予想される地域を集中広報する。

ウ　消防指令車備付けサイレン、消防車のサイレン及びサイレン無線制御装置

エ　緊急通話、非常通話

オ　県及び報道機関に放送を依頼

カ　市ホームページに掲載

キ　ケーブルテレビにテロップを掲載

ク　携帯メールを送信（アドレス登録者：市民、自主防災組織、自治会、各関係業者団体など）

ケ　ツイッター

コ　フェイスブック

サ　市公式ＬＩＮＥ

※信号による伝達（富山県水防信号規則第１条）

	サイレン信号
避難信号	５秒　２秒　５秒　２秒 ○　――　休止　○　――　休止

（２）地区防災会を通じての伝達・周知

上記機器による伝達とともに、必要に応じて地区防災会を通じた伝達を行う。

本部（環境衛生班）→地区防災会→各自治会（町内会）→各世帯

（３）避難指示等の内容

市長その他避難指示等の実施者は、次の内容を明示して行う。

ア　避難対象地域又は地区

イ　避難先

ウ　避難経路

エ　避難指示等の理由

オ　主な注意事項

①　火の始末

②　必要最小限度の携帯品の持参（食料、水筒、タオル、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ、服装）

＊　避難にあたっての具体的注意事項の周知

避難にあたっては、下記注意事項の周知を図るとともに、平時から啓発を行う。

ア　避難に際しては、必ず火気危険物等を始末し、戸締りを完全に行うこと。

イ　会社工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類、ドラム缶の流出防止、発火しやすい薬品、電気ガス等の保安措置を講ずること。

ウ　避難者は、３日間程度の食料、水筒、タオル、チリ紙、最少限の着替肌着、懐中電灯等の照明具、携帯ラジオ、常備薬を携行すること。

エ　服装は軽装とするも、素足を避け、必ず帽子、頭布等を着し、必要に応じ雨合羽等の防雨、防寒衣を携行すること。

オ　単独行動は避け、隣近所そろって避難すること。

カ　できれば氏名票を肌に携行すること。（住所、本籍、氏名、年令、血液型を記入したもので、水にぬれてよいもの）

キ　貴重品以外の荷物（大量の家具衣類等）は持ち出さないこと。

ク　前各号のうち平素用意しておける物品、その他は非常の標示をした袋に入れておくこと。

（４）指示文

【文例】　…　第８節「災害広報」参照

３　避難の指示等を行った場合の県への報告

避難のための立退きの指示等をしたときは、速やかに、その旨を県知事に報告するとともに当該区域を管轄する警察署長に通知するものとする。

４　避難の指示等を行った場合の関係機関への通知連絡

避難の指示等を命令したときは、次に掲げる関係機関へ通知連絡し、所要の措置を講ずるよう指示又は要請する。

県警本部・・・・・・・避難活動の実施協力要請
県関係出先機関・・・・避難活動の実施協力要請
自衛隊・・・・・・・・県知事を通じて被災者の誘導、収容に対する出動要請
報道機関・・・・・・・指示等の放送要請

５　避難経路の確保

警察官又は消防吏員その他の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう避難経路を確保するため交通を妨げ、又は通行の障害となる荷物等の運搬又は自動車等の運転を制止するほか、通行に支障となるものの排除に努める。

６　避難誘導

震災時の避難にあたって被災者を円滑適切に安全な場所へ避難させるための誘導は次により行う。また、避難誘導については、登録制メール、市公式ＬＩＮＥ、ホームページ、自主防災会等を通じ、広報を図る

（１）避難誘導者

避難誘導は次の者が行うものとし、誘導に当たっては色腕章を付け、又は懐中電灯を所持する。

ア　消防署の職員及び市消防団員
イ　市災対本部の職員
ウ　警察官
エ　その他指示権者の命をうけた職員

（２）誘導の実施

ア　誘導方法

指定緊急避難場所及び指定避難所へ誘導する際の混乱を避けるため、その災害の状況及び地域の実情に応じて安全な避難経路を２箇所以上設定し、広報車等により伝達する。

イ　避難誘導者の任務

避難誘導者は被災者の誘導にあたって、常に次の事項を配慮して行う。

①　避難経路の安全度及び支障の有無について常に注意し、危険を認め支障があることを知ったときは、直ちに被災者を他の安全な経路により誘導する。
②　避難に障害となる荷物等を運搬する者への警告、制止に努める。
③　避難所及び避難経路その他注意事項を避難者に告げる。

ウ　住民の行動

①　自主防災組織、自治会、事業所等は、高齢者等避難、避難指示の発令があった場合は、可能な限り集団避難方式により、段階的に避難所への避難を実施するように努めるものとする。
②　上記発令が的確に伝わらない場合においては、住民は、ラジオ等の報道、周囲の状況に応じて、自主的に避難所等へ避難するものとする。
③　グラウンド等の緊急避難場所に避難した住民は、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員

等と協力し、速やかに当該場所に避難している者及び連絡のとれない住民の把握に努める。

④　当該避難所に危険が迫っている場合は、消防団、市職員、警察官等の誘導により、他の安全な避難所へ移動する。

⑤　自力で避難することが困難な要配慮者に対しては、要配慮者台帳で指定された避難支援者をはじめ、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等が協力して、状況に応じてヘリコプター、車輌、担架、舟艇等を利用し、優先的な避難を実施する。

⑥避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での退避等を行う。

7　避難の指示等の解除

避難の指示等をした者は、当該住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められた時は、避難指示等を解除する。

解除の伝達方法は指示等をする際の方法を準用する。

8　警戒区域の設定等

地震により、土砂災害や堤防決壊等による洪水災害などの災害が発生し又は発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、市長は、次の措置をとるものとする。

ア　警戒区域の設定及びそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令

イ　他人の土地の一時使用

ウ　現場の被災工作物の除去等

エ　市民を応急業務に従事させること

上記の場合において、市長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は市長の要求があったときは、警察官又は海上保安官が同様の措置をとることができる。また、派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

なお、その他警戒区域の設定に関する事項は、第３編「風水害・火災編」第２章第３節を準用する。

9　避難所の安全管理

避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理をはかるため、避難所には原則として市の職員を配置する。

避難所に配置された市職員は、次の措置を講じる（ただし、避難所運営委員会会長が選定された後は、当該会長に引き継ぐものとする）

（１）避難所の安全管理上可能な収容人員の把握に努め、収容能力からみて危険があると判断したときは、速やかに本部と連絡のうえ、一部避難者の移動など、適切な措置を講ずる。

（２）危険を及ぼすおそれのある物品等の搬入を阻止するほか、混乱の原因となる行為を制止する等、避難所の秩序の維持に努める。

（３）火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報を収集し、把握に努める。

（４）避難所内の衛生管理に努めるとともに、傷病者がいることを認めた場合には、速やかに本部に対し、医療機関への移送を要請する。

また、高齢者・障害者等の要配慮者については、必要に応じ、本部に対し、福祉避難所への移送を要請するなど、適切な措置を講じる。

（５）避難所内又は周囲に防御可能と考えられる火災等が生じたときは、避難者をして協力させ、安全を確保する。

（６）給食・給水・その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な処置をとり、避難者の不平不満のないよう努める。

10　学校等における避難措置

避難の必要がある場合、小、中、高等学校及び幼稚園その他学校教育法の受ける教育施設並びに保育所（園）（以下「学校等」という。）の管理責任者は次により、児童生徒を迅速、適切に避難させる。

（１）第一次避難・確認

原則として、次の手順により、避難・確認を行う。

ア　机等の下に避難
イ　担任教諭の誘導により、グラウンドに避難
ウ　人員の点呼確認
エ　校舎内の巡回確認（在留生徒、火気の確認など）

（２）第二次避難と確認

第二次避難として、校外避難の必要性が生じた場合は、原則として、次の手順による。

ア　学校長による被災状況のとりまとめ、災害情報の収集
イ　校外避難の必要性の判断
ウ　校外避難の実施
エ　校外避難の完了
オ　保護者への連絡
カ　保護者による引き取り

【校外避難実施上の留意点】・・・資料編「７－４」

（３）保護者への周知

学校等における避難措置の内容については、予め保護者に対し、手引書・パンフレット等の配布、説明会の開催等により、周知を図る。

11　病院等における避難措置

震災により避難の必要がある場合、病院その他の医療施設及び養護施設等（以下「病院等」という。）の管理者は次により、その施設に収容している者（以下「患者等」という。）を迅速、適切に避難させる。

（１）地震直後の措置

原則として、次の措置をとる。

ア　被災状況の把握
イ　患者の恐怖心等の除去
ウ　移送先の医療機関、輸送車両、担架等の必要機材の調達・確保
エ　医師、看護師、職員等の適切な配置

（２）避難行動の措置

原則として、次のとおり措置する。

ア　患者等を、症状・身体の状況に応じて区分する。
イ　歩行不能者は、担架に乗せ輸送車で移送する。
ウ　歩行可能者は、健康管理に必要な職員を随伴させ、移送する。

（３）応援協力の要請

患者等の避難に要する車両及び人員が不足するとき、その他独自では避難させることが困難であ

るときは、病院等の管理者は、市災害対策本部又は最寄りの警察署長に応援協力を要請する。

12　避難所の開設

（１）救助・避難班、地域拠点避難所開設担当者又は地区防災会は、大規模な災害が発生し、避難を必要と判断されるような事態に至ったときは、本部の指示に基づき、避難所の開設を行う。

ア　避難所の開設準備

救助・避難班、地域拠点避難所開設担当者又は地区防災会は、震度５弱以上の地震が発生した場合は、避難所の開設に必要な下記の準備を行う。

①　避難所に指定した施設及びその周辺の安全確認
②　避難所に指定した施設の鍵保管者の確認
③　避難所に指定した施設に派遣する職員の確認

イ　開設する避難所の選定

救助・避難班又は地域拠点避難所開設担当者は、災害の状況及び避難所として指定した施設の安全確認等に応じ、適切な避難所を選定し、本部に報告する。

本部は、上記選定が的確と判断した場合は、救助・避難班又は地域拠点避難所開設担当者に対し当該避難所の開設を指示する。

避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、バラック、テント等の仮設施設により開設するものとする。

必要に応じ、集落の広場及び公民館等の避難所としての利用を、地区自治会等に協力依頼する。

ウ　状況により、市内旅館、ホテルに対し、避難所としての借用に協力を求める。

（２）開設の担当者

避難所の開設は、救助・避難班、地域拠点避難所開設担当者又は地区防災会が担当する。市職員が到達できない場合、地区防災会のみで開設する場合もあり得る。

ただし、災害の状況により、上記担当者がすぐに到達できない場合は、次の者が、救助・避難班到達までの間、下記の開設手順を実行する。

・各施設管理者
・各避難所に最初に到着した職員

【各避難所の鍵保管者一覧】・・・資料編「７－５」

（３）避難所の開設手順

標準的な避難所の開設手順は、概ね次のとおりとする。

［手順］
①　開設担当者２名により建物外部の安全確認を行う。
②　開設担当者が施設の鍵を開ける。(すでに自主的に避難した者があるときは、建物内部に入れず、安全が確認できるまで外で待機してもらう。)
③　開設担当者２名により建物内部の安全確認と設備の使用可否確認を行う。
④　開設の可否を本部へ報告する。
⑤　事務所やレイアウトの決定を行い、受付等の設営を行う。
⑥　避難所開設の旨を本部へ報告する。
⑦　避難者の受付を行い、指定スペースへ誘導する。
⑧　〔以下、避難所運営の項〕

ア　事務所の開設

地区住民で組織した避難所運営委員会は、開設後直ちに、避難所内に事務所を開設する。事務所には避難者からよく判るように「事務所」の表示をする。

なお、避難所を開設した以降は、事務所には必ず要員を常時配置しておく。

事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。

イ　避難所内の区画の設定

避難所運営委員会は、避難者の受入れスペースを設定する。スペースを設定したときは、床面にテープ又は掲示等で表示する。部屋割りが可能なときはできるだけ地域毎にスペースを設定する。

部屋割りについては、13「避難所の運営」による。

避難者の指定のスペースへの誘導は避難所運営委員会が行う。

（４）　対象者

ア　災害によって現に被害を受けたもの。

①　住家が被害を受け、居住の場所を失った者・・・・全壊（焼）、半壊（焼）等の被害を受け、日常起居する場所を失った者。

②　現実に災害を受けた者・・・自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

例えば旅館、下宿屋の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等

イ　災害によって現に被害を受けるおそれがある者。

①　避難指示等が発令された場合

②　避難指示等は発せられないが、緊急避難の必要がある場合

（５）施設管理者に対する連絡

市長は避難所として使用しようとする建物について、その施設管理者にあらかじめ承諾を得ておくものとする。また避難所を開設するときは、すみやかにその旨を施設管理者に連絡するものとする。

（６）避難所運営委員会会長の選任

避難者は、避難所運営員会を組織し、会長を選任するものとする。避難所運営委員会会長は、自主的な避難所の維持管理・運営にあたるものとし、市対策本部との連携を図るものとする。

（７）避難所運営委員会会長の任務

避難所運営委員会会長は、避難所に配置された後、直ちに次の事項を確認し、本部に報告しなければならない。

①　開設の日時，場所及び施設名

②　収容人員

③　給食の要否及び給食必要量

④　要配慮者の有無

（８）避難所連絡員の配置

本部長は、避難所運営委員会と市対策本部との調整、連絡のために、市職員を避難所連絡員として配置する。

（９）施設の鍵の保管

避難所の鍵は、次の者が保有するものとする。スマートロックの避難所については、暗証番号をそれぞれの者が保有するものとする。

①　救助・避難班（鍵の保管場所は、総務課内とする）

②　各施設管理者

③　各避難所の指定職員

④　地区防災会代表者又はその指定した住民

＊救助・避難班職員及び各避難所指定職員は、平常時からそれぞれの施設の鍵（門、建物入り口、各部屋）の保管場所を確認するとともに、実際に開設の訓練を実施しておくこと。

【各避難所の鍵保管者一覧】・・・資料編「７－５」

（10）実施体制

13「避難所の運営」に併せて記載する。

（11）活動時期の目安

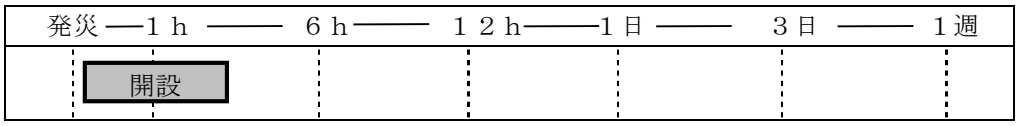

13　避難所の運営

（１）市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、地区防災会、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（２）市はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所連絡員として職員を常駐させ、災害救助地区の地区防災会やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。

　また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。

※避難所運営委員会は、各自治会等から選出された委員並びに市役所、学校関係者をもって構成する。

（３）避難所連絡員は、避難所に収容されている避難者の人数、氏名、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、電話、携帯電話、電子メール及びチャットツール又は情報連絡員（伝令）等により市の災害対策本部へ連絡する。

　市災害対策本部は、住民の避難状況を学区別、避難所別にとりまとめ、県災害対策本部総務班へ電話、携帯電話及び電子メール等により連絡する。

　また、避難所の維持管理のための避難所運営委員会会長は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

ア 避難者名簿
イ 物資管理簿
ウ 避難所状況報告
エ 避難所設置に要した支払証拠書類
オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

（４）市は、それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

（５）市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や災害時要援護者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、避難者の過密抑制など感染症対策に十分配慮し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（６）市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

（７）運営にあたっての主な手続き・手順等

避難所の運営
- 避難所名簿の作成方法
- 部屋割りと各部屋代表者の選任
- 食料、生活必需品の請求、受払
- 避難所状況報告
- 運営記録

ア　避難者名簿の作成方法

避難所運営委員会は、避難所を開設し、避難者の受入れを行った際には直ちに避難者名簿を作成する。

名簿の作成は、避難者に避難者カード（別記様式）を交付し、避難者各人が記入する。自分で記入のできない場合は、他の避難者の協力を依頼するか避難所運営委員会で記入する。

避難所運営委員会は、避難者カードを集計整理し避難者名簿として管理する。避難者名簿は、避難者カードを基に転記するか又は避難者カードそのもののコピーを利用するなど状況に応じて作成する。

なお、都合で避難所の変更があるときは、当該避難所を退出する際に本人の避難者カードを交付し、新避難所に提出するよう指示する。

【避難者名簿】・・・様式集「様式７」
【避難者カード】・・・様式集「様式８」

イ　部屋割りと各部屋代表者の選任

部屋割りは、避難所内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うための区分けである。

部屋割りの単位は、地区単位や部屋単位等とし、適当な人員（30 人程度）で編成する。実際の区分けにあたっては、原則として避難所運営委員会が行う。

各部屋には代表者を選定し、以後は全ての情報の受渡しはこの代表者を経由して行う。

各部屋の代表者の役割
① 避難所運営委員会からの指示、伝達事項の周知
② 避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告
③ 物資の配布の指示
④ 各避難者の要望のとりまとめ

ウ　食料、生活必需品の請求、受払

避難所運営委員会会長は、各避難所に集約した食料や生活必需品のうち、そこで調達の不可能なものについて、本部へ要請する。また、到着した食料や物品を受入れ、部屋ごとに配布する。この際、「物品受払簿」に記帳する。

【物品受払簿】・・・様式集「様式９」

エ　状況報告及び運営記録

避難所の運営に際し、傷病人の発生等必要に応じて本部へ報告する。

また、特段の異常がなくとも１日に１回午前 10 時に集約のうえ本部へその旨を報告する。

避難所内での運営の状況について、「避難所日誌」に記録する。

【避難所日誌】・・・様式集「様式 10」

（８）実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
救助・避難班	避難所開設・運営	避難所数による	職員１名	班数は状況により設定する。 状況に応じ、応援を要請する

（９）活動時期の目安

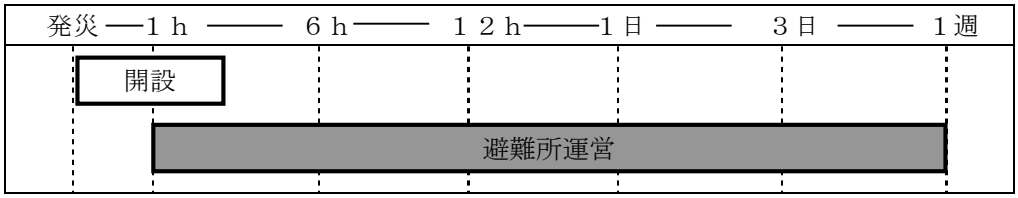

14　避難所の開設期間

（１）緊急避難場所の開設期間は、１日程度を目安とし、避難した者は、周辺の安全が確認された後は、速やかに避難所へ移動するものとする。

（２）避難所の開設期間が１日を超える場合は、避難者数等の状況により、避難所の集約を行い、避難した者は、速やかに集約された避難所へ移動するものとする。

（３）避難所の開設期間は、７日以内を目安とし、できるだけ早期に応急仮設住宅の提供、住宅の応急修理の実施、公営住宅・民間アパートの斡旋等により、被災者の生活の場の確保を図る。

15　福祉避難所の開設

（１）福祉避難所の役割

高齢者や障害者など避難所生活に特別な配慮が必要な人に対して、適切な介助等の生活支援を行うことのできる二次避難所として開設するもの。

（２）福祉避難所となる施設

予め市長と協定を締結した福祉施設等とする。

【福祉避難所協定施設】・・・資料編「13－３」

（３）福祉避難所の利用対象者

高齢者、障害者、妊婦、乳児、病弱者等（以下「要配慮者」という）とする。

（４）福祉避難所利用者の選定と移送

ア　避難所の管理責任者は、避難者の中の要配慮者について、その状況を把握し、福祉避難所への移送の要否を判断する。

イ　移送が必要な要配慮者が認められた場合は、管理責任者は、対策本部に、その氏名、心身の状況、家族状況等を連絡する。

ウ　対策本部は、管理責任者からの報告をもとに、福祉避難所利用の可否を決定し、管理責任者に連絡する。

エ　福祉避難所の利用者は、原則として、災害対策本部の手配において、移送する。困難な場合は、福祉施設等によって移送する。

（５）福祉避難所の運営

福祉避難所の運営は、当該福祉施設等が行う。

（６）介助員等の確保

福祉避難所への避難者の介助等において、当該福祉施設等の人員が不足する場合は、対策本部において、他施設やボランティアの協力等により確保する。

（７）必要な物資の調達

福祉避難所の運営に必要な物資は、対策本部が調達する。ただし、やむを得ない場合は、当該福祉施設等の物資を流用して使用する。

（８）費用の負担

福祉避難所の運営に必要な人件費、用具費等の費用は、市が負担する。

（９）その他

その他、福祉避難所の運営に必要な事項は、別に定める。

16　外国人の支援対策

（１）外国人の救護

市は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

（２）外国人の生活支援

ア　外国人への情報提供

市は、県及び報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。

イ　避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

17　精神保健対策

震災のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する診療所や相談所においては、精神保健対策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

18　家庭動物の保護等

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。

市は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

また、飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。

第６節　救出・救助活動

担当課	消防署、総務課、企画政策課、議事調査課

地震による建物倒壊等のため、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に捜索、救出し、保護を図るものとする。

１　実施機関

災害による要救助者の救出は、市長が実施し、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき、市長が実施するものとする。

２　救出

（１）救出対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者。

ア　火災時に逃げ遅れた者

イ　倒壊家屋の下敷きになった者

ウ　山津波、地すべり等により生き埋めになった者

（２）救出方法

災害のため救出を要する者が生じた場合、本部長の指示により、消防署に救出隊を設置する。

救出隊の人員は、災害の規模により、本部長又は消防長が指示する。

各地区現場本部は当該管轄消防署又は分団、その他適当な施設に設置する。

ア　消防署、消防団が相互協力し、その管轄区域の救出方法を決定し、各消防隊が単位となって救出活動を行う。ただし、特殊救出技術を要する場合は、その状況により機械力をもつ必要な救助隊を派遣する。

イ　救出した負傷者は直ちに救急車をもってその症状に適合した救急病院等へ搬送する。負傷者多数の場合はその状況を本部へ通報し、更に救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られないときは、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜臨機の処置を行うものとする。

ウ　救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了したときは、他の災害地出動体制をすみやかにとるものとする。

（３）救助用機械器具の調達

要救助者の状況に応じて救出作業に必要な人員、設備、機械器具（救助用装備、建設用車両等）を利用して救出を行い、調達が不足又は困難なときは、建設業者、区域住民等の協力を得るものとする。

【主な建設機械の状況】・・・資料編「６－８」

３　関係機関等との協調

（１）自衛隊派遣要請（第２章第９節参照）

地震等により要救助者が多数発生した場合で、救助隊において救出困難と認められるときは、本部長（本部長に事故ある時は、副本部長）は、知事に対し、自衛隊の派遣を要請する。派遣要請の手続きは調整班が担当する。

派遣要請にあたっては、第９節「自衛隊の派遣要請依頼」による。

（２）警察との連絡

罹災者救出については、警察署と十分な連結をとり円滑な活動を実施する。

（３）医療機関との連絡協調

救出業務を実施するにあたり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、富山県医師会、小矢部市医師会を通じ、随時、連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。

４　惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第７節　消火活動

担当課	総務課、消防署、企画政策課、ＤＸ推進課

大規模地震が発生した場合、同時多発火災の発生やその延焼拡大により、多くの人命の危険が予想される。このため、市民、自主防災組織及び事業所等は可能な限りの初期消火を行う。

一方、消防は市民等に呼びかけを行い、全機能をあげて避難の安全確保、延焼の拡大防止に努める。

１　市民の活動

地震が発生した場合、市民は、まず身の安全を確保し、出火の防止と初期消火に努める。

ア　使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消す。

イ　プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

ウ　電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるろうそく等の火気の使用に注意を払う。

エ　火災が発生した場合は消火器等で消火活動を行うとともに、隣人に大声で助けを求める。

２　自主防災組織、事業所の活動

（１）自主防災組織の活動

ア　震災後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。

イ　火災が発生したときは、消防に通報するとともに、消火器、可搬式動力ポンプ等を活用し、河川、プール等あらゆる水利を活用して自主的に初期消火活動にあたる。

なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。

ウ　消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。

（２）事業所の活動

ア　火気の停止、ガス栓閉止の確認、ガス、石油類等の流出等異常の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ　従業員は火災を発見した場合、事業所内の防災センター・守衛室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。

ウ　事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物に引火するなどして火災になり、拡大すると判断される場合は、付近の住民に避難を呼びかける。

エ　必要に応じて従業員、顧客の避難誘導を行う。その際、誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

３　消防機関の活動

消防機関は、火災状況を把握すると同時に、効率的な消火活動を行い、早期鎮圧と延焼阻止に努める。

（１）消防署等の活動

ア　火災発生状況の把握

消防署は、住民からの通報、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターからの情報提供により火災、倒壊家屋、道路の通行状態等災害の概括的な状況を早期に把握し、防災関係機関に連絡する。

イ　職員の参集体制等

消防署は、地震の規模に応じて職員の参集基準を明確にするなど職員参集体制を確立する。

また、職員は、参集途上経路における火災の発生状況、倒壊家屋、道路の損壊等の被害状況を把握するとともに、消防署は、被害に対応した消防活動対策を定める。

ウ　消防活動

消防署等は、震災時において、防災行政無線、広報車、消防防災ヘリコプター等あらゆる手段を用いて県民や事業所に出火の防止と初期消火の徹底を期するよう呼びかける。

エ　消火活動方針

消防団と協力しながら把握した情報をもとに火災の種類、規模に応じ、迅速かつ効率的な消防活動を行う。

①　火災が多発し、個々の消防隊では対応できない場合は、部隊の集中運用、消防防災ヘリコプターを活用するなど効果的な消火活動を展開し、人命の確保と重要地域の防御にあたる。

②　火災が延焼拡大し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難路や避難地の確保等避難者の安全確保対策を優先的に実施する。

③　人命救助事象が発生した場合は、消火活動に優先して救助活動にあたる。

④　工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合又は既に同施設等が延焼している場合においては、住民の立入禁止、住民の避難誘導の安全措置を講ずるとともに、周辺地域の延焼阻止など被害の拡大防止のため、消防力の集中運用により鎮圧を行う。

⑤　延焼阻止線

延焼火災を阻止するため、地形、地物、空地、水利の状況と動員部隊を勘案して延焼阻止線を設定する。

⑥　地震発生後、数日を経ても火災の発生が予想されるので、住民に対して、消防団と連携し出火防止の広報活動を行う。

⑦　重要施設に対する消火活動

避難者の収容施設、救護物資の集積場所、病院等の救護施設、応急復旧に直接必要な防災対策の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設等、重要施設及びその周辺区域に対して重点的な消火活動を行う。

オ　広報活動の実施

広報班は、消防署と連携し、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、報道機関への報道依頼等による住民への広報を実施し、被害の発生防止、拡大防止に努める。

（２）消防団の活動

消防団は地域に密着した消防機関として、管轄区域の被災情報の収集、出火防止等の住民指導のほか、火災その他の災害に対して現有装備を活用して消防活動にあたる。

ア　出火の防止

地震の発生と同時に付近の住民に対し、出火の防止と初期消火の呼びかけを行う。

イ　情報収集活動

携帯無線機、自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、消防署等に伝達する。

ウ　消火活動

消火活動あるいは避難道路、避難地確保のための消火活動を行う。

エ　救助救急活動

要救助者の救助と負傷者に対する止血等の応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

オ　避難方向の指示

避難指示等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等的確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と避難所の防護活動を行う。

４　消防応援要請

市は、自ら救助・救急活動を実施することが困難な場合、県内他市町村や県へ応援要請を行う。

（１）県内他市町村への応援要請

県内他市町村への応援要請は「富山県市町村消防相互応援協定」又は消防組織法第 43 条による知事の指示により行う。

（２）緊急消防援助隊の出動要請

緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。

ア　災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況
イ　応援要請日時、必要応援部隊
ウ　その他の情報（必要資機材、装備等）

（３）緊急消防援助隊の活動支援情報の整備

消防署は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。

ア　地理の情報（広域地図、住宅地図等）
イ　水利の情報
　①　水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
　②　水利の所在地
　③　水利地図（広域地図、住宅地図等）
ウ　ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報
エ　住民の避難場所の情報
オ　野営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

５　惨事ストレス対策

消火活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第８節　災害広報

担当課	ＤＸ推進課

１　広報資料の作成

広報班は、各部門と緊密な連絡を図り、災害状況及び応急措置の状況等の報告資料について写真（ビデオ、写真、航空写真を含む）を中心に収集作成する。

２　報道機関に対する発表並びに依頼

（１）報道機関への発表

災対総務部長は、事項の軽重、緊急性等を検討したうえで、広報班を統一的な窓口として、報道機関に対し、災害に関する情報を発表する。

発表に当たっては、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難の指示等及び注意事項等を簡潔に取りまとめて行うこととし、原則として災害対策本部員会議開催後に、定例的に発表を行うものとする。

広報班は、必要に応じ、休日・夜間においても発表できる職員体制をとるものとする。

発表する報道機関は、原則として、新聞社・テレビ局・ラジオ局とする。

発表にあたっては、原則、Ｌアラート、ＦＡＸ又はＥメールを利用する。また、状況に応じて、合同報道発表の場を設定して行うものとする。

（２）報道機関への報道依頼

住民へ周知徹底の必要のある事項については、報道機関に、速報報道を依頼する。

［依頼事項の例］

① 災害による被害を最小限にとどめるための事前対策
② 災害対策本部の設置又は解散
③ 地震情報
④ 河川、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）
⑤ 火災状況（発生箇所、被害状況等）
⑥ 交通状況（交通権関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等
⑦ 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）
⑧ 給食，給水実施状況（供給日時、量、対象者）
⑨ 医療救護所の開設状況
⑩ 避難所等（避難所の位置、経路等）
⑪ 道路障害物、し尿の状況並びに除去見込み
⑫ 衣料、生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
⑬ 防疫状況と注意事項
⑭ 住民の心得、人心の安全及び社会秩序保持のため必要な事項
⑮ 非被災地住民へのお願い

（例）

・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしない。
・救援物資の梱包は、仕分け作業が円滑に実施できるよう、梱包を解かなくても物資の種類、量、サイズがわかるようにして被災地に送付する。

３　一般住民に対する広報及び広聴活動

（１）広報活動

一般住民に対する広報は、広報班が、災害情報及び応急措置の状況をまとめて広報する。広報班

は、必要に応じて、休日・夜間においても住民への広報ができる職員体制をとる。

災害発生前の広報では、予想される災害の規模、動向等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、報道機関に依頼し広報を行うほか、防災行政無線、広報車等を利用して広報活動を行う。

被害発生後の広報では、被害の程度、避難指示等、応急措置の状況等が確実に伝わるように広報する。

広報の内容は前記の報道機関に対する発表内容に準じて行い、防災行政無線、広報車、新聞広告、新聞折込み、住民組織等をもって周知を図る。

ア　広報の媒体（手段）

小矢部市が市民に対して実施する広報の手段は、エリアメール、登録制メール、市公式ＬＩＮＥ、防災行政無線、広報車並びに地区の代表者、自治会長を通じて行うものとする。

また、必要に応じて職員による現場での指示やビラ、広告等を作成し現地で配布、掲示する。

広報の媒体の選定は、広報班が状況を判断のうえ適切な媒体を選定する。

①　緊急に伝達する必要のあるもの（避難指示（緊急）・火災防止指示等）

→　エリアメール、登録制メール、市公式ＬＩＮＥ、ホームページ、防災行政無線、広報車、地区代表者、現場での指示

②　一斉に伝達するもの（地震情報、安否情報、救護所等）

→　登録制メール、市公式ＬＩＮＥ、ホームページ、防災行政無線、広報車、地区代表者

③　時期又は地域を限って行うもの（復旧状況、防疫、清掃、給水等）

→　登録制メール、市公式ＬＩＮＥ、ホームページ、防災行政無線、広報車、地区代表者、現場での指示、ビラ、広告

イ　広報の決定

災害時に小矢部市が行う広報は、

①　災害対策本部の自主的な判断によるもの

②　各担当部門班、防災関係機関からの依頼によるもの

がある。いずれの場合であっても、広報を実施することの判断は災害対策本部長が行う。指揮命令系統の一本化を図る上からも、各部門班から広報班へ、直接、広報を依頼してはならない。（次図を参照）

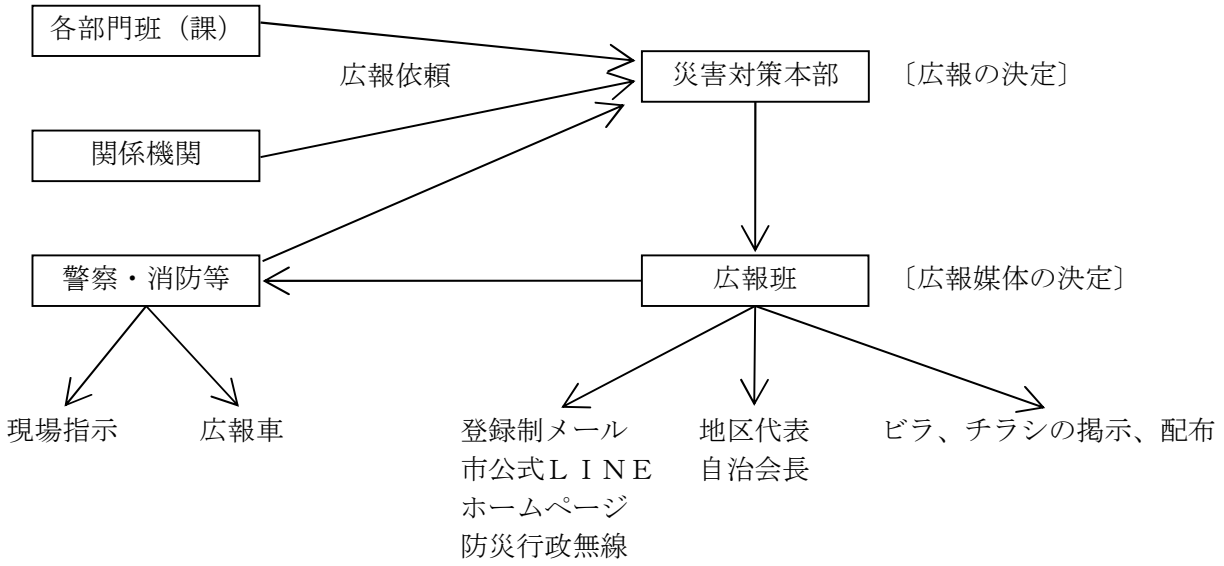

※　広報の印刷、配布手続についても、広報班が責任をもって実施すること。

（ア）　地震時、火災時の広報
① 地震情報、余震情報の伝達文・・・・・案文１
② 被害の状況・・・・・・・・・・・・・案文２
③ 火災発生の状況・・・・・・・・・・・案文３
④ 交通の状況・・・・・・・・・・・・・案文４

（イ）　避難、救護に関する広報
① 高齢者等避難の周知・・・・・・・・・案文５
② 避難の指示等、誘導・・・・・・・・・案文６
③ 救護対策の周知・・・・・・・・・・・案文７
④ り災者の避難収容場所の周知・・・・・案文８
⑤ 防疫、保健衛生に関する注意・・・・・案文９

ウ　各関係機関との調整

小矢部市災害対策本部が設置されたときには、防災関係の各機関は本部要員の他に連絡員を本部に待機させる。

（ア）　災害対策本部が広報を実施したとき

災害対策本部は、広報を実施した時は直ちに関係する連絡員にその旨を通知する。連絡員は、その旨を所属機関に報告する。

災害対策本部 → 連絡員 → 関係機関対策本部

（イ）　関係機関が広報を実施したとき

関係機関が個別に広報を実施したときは、連絡員を通じて直ちに災害対策本部へ通知すること。

関係機関対策本部 → 連絡員 → 災害対策本部

通知の内容は、次のとおりとする。
① 広報を実施した日時
② 広報の目的
③ 広報内容の概要

このうち、実施した日時については、混乱防止のうえで特に重要である。

（２）広聴活動等

市は、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、次のとおり広聴活動等を実施する

ア　広聴活動の実施

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡し、適切な処理に努めるとともに、地域住民の安否情報の収集に努めるなど、強力な広聴活動を実施する。

イ　住民等からの問い合わせに対する対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

４　要配慮者（外国人を除く。）への広報

市庁舎を拠点として、民生委員児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、高齢福祉推進員、ボランティア等を通じ可能な限りの広報を行う。また、要配慮者の関係団体の協力を得て広報を行う。

５　外国人への広報

広報班を拠点として、外国人の団体及びボランティアの協力を得ながら、必要な情報の可能な限りの広報を行う。その際、できる限り多言語化に努める。

６　実施体制

１班	活動項目	各項目の構成員	備　考
広報班	連絡調整・報道機関対応	職員２人	状況に応じ応援を求める。
	広報実施・広報車	職員３人	

７　活動時期の目安

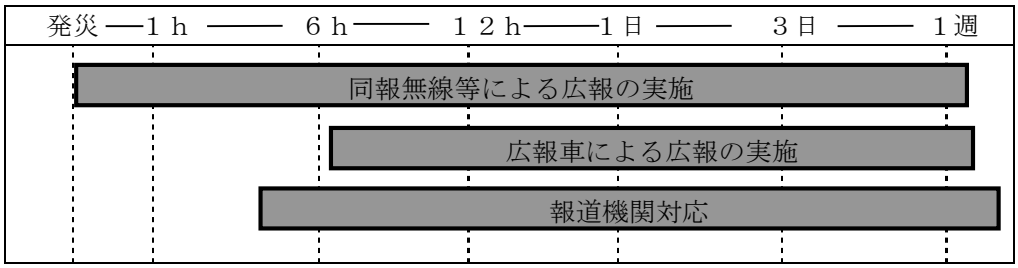

【機関別の広報・報道内容】

機関名	広　報　・　報　道　内　容
小矢部市 （広報班）	①　災害情報、市の防災態勢に関すること ・　地震の規模 ②　避難に関すること ・　避難の指示等 ・　収容施設 ③　応急対策活動の状況に関すること ・　交通、道路、電気、水道等の復旧 ④　市民生活に関すること ・　給食、給水 ・　電気、ガス等の二次災害の防止 ・　防疫、衛生の知識 ・　臨時災害相談所の開設 ・　安心情報、デマ情報の防止 ・　市民の士気、相互扶助精神の高揚
小矢部消防署	①　火災の発生防止、初期消火に関すること ②　火災の発生状況に関すること ③　救護所の設置に関すること ④　避難に関すること
小矢部警察署	①　被害状況、治安状況、救援活動、警備活動 ②　感電、転落、落下物等の事故防止 ③　道路交通に関すること ④　防犯指導等の犯罪予防に関すること ⑤　避難に関すること

関係防災機関	①　機関の活動態勢に関すること ②　電気、ガス等の二次災害の防止に関すること ③　所管業務の被害状況、復旧状況に関すること

○広報案文

〔案文１〕地震情報、余震情報の伝達文

【直後】

◎　ただいま、大きな地震がありました。市民の昔さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。声をかけあって、まず、火の始末をしましょう。
◎　先程の地震の震源地は○○で、震源の深さはＯkmと推定されます。
　　小矢部の震度は、「震度○」でした。
　　今後も、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。

【１０分後】

◎　ＯＯ地方の地震はおさまりました。今後、余震が予想されますが、余震は本震ほど強くありません。もう恐れる必要はありません。
◎　皆さん！余震をおそれず、落ち着いて行動して下さい。
　　崩れかかった物や落ちやすい物には、十分注意して下さい。

〔案文２〕被害の状況

◎　これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
　　亡くなった方○○人、
　　重傷者ＯＯ人、
　　全壊家屋○○棟、
　　行方のわからない方○○人
　　軽傷者○○人
　　半壊家屋○○棟
◎　現在、市内の電気、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っておりません。
　　ラジオ等の情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動して下さい。

〔案文３〕火災発生の状況

◎　○○町付近で火災が発生しています。○○戸が焼失し、現在も延焼中です。
◎　現在、○○地区の火災は、（○○方面へ）燃え広がっています。
　　○○地域の住民の方は、直ちに○○へ（○○方面へ）避難して下さい。

〔案文４〕避難の準備の周知

◎　現在、○○地区は○○のため危険な状態になりつつあります。
　　いつでも避難できるように準備をして下さい。避難する際の荷物は非常持ち出し品など最小限に止どめて下さい。
◎　市民の皆さん、避難の用意をして下さい。○○町付近で火災が発生しています。飛火に注意して下さい。お年寄りや子供さんは安全な○○公園へ早めに避難して下さい。

〔案文５〕避難の指示等、誘導

◎　お知らせします。○○町周辺は、○○のため避難指示が出されました。
　　避難先は○○小学校です。戸締りをして家族揃って早く避難して下さい。
◎　○○町の方はＯＯ公園、○○小学校に避難して下さい。
◎　ただいま、○○町一帯に避難指示が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで○○公園に避難して下さい。

〔案文６〕交通の状況

◎　現在、市内のすべての道路（○○通り）が○○のため車両の通行が禁止されています。
　市民の皆さん、自動車は使用しないで下さい。
　ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。
◎　現在、市内を運行しているバスは、○○通りを走っている○○交通の○○行きです。
　その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

〔案文７〕救護対策の周知

◎　負傷者の臨時救護所が○○に設けられています。けがをされた方は○○に行って下さい。
◎　負傷者の収容についてお知らせします。○○付近でけがをされた方は（所在地）の○○病院に収容されています。

〔案文８〕り災者の避難収容場所の周知

◎　避難所のお知らせをいたします。
　被災者の避難所は、○○と○○に設置されています。お困りの方は直接避難所においでになるか、市役所にご相談下さい。

〔案文９〕防疫，保健衛生に関する注意

◎　市民の皆さん、食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意して下さい。
　また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けて下さい。食中毒症状の時は砺波厚生センターに連絡して下さい。

第９節　自衛隊の派遣要請依頼

担当課	総務課、企画政策課、議事調査課

災害により、人命又は財産保護のため必要な応急対策又は災害復旧を実施するため急を要し、かつ市において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、市長（不在の場合は、①副市長②教育長）は知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

１　災害派遣の要請

（１）災害派遣要請基準

人命救助及び財産保護のため緊急の措置を必要とする場合の自衛隊に対する災害派遣要請の基準は次のとおりとする。

① 人命救助のため、応援を必要とするとき。
② 救助物資の輸送のため、応援を必要とするとき。
③ 橋梁・主要道路・堤防・護岸の応急復旧に応援を必要とするとき。
④ 防疫、給水、炊飯及び通信支援などの応援を必要とするとき。

（２）災害派遣要請依頼

市長（調整班）は、前記の「災害派遣要請基準」に照らし、自衛隊の災害派遣が必要と判断する場合は、知事（県防災課）に対し、災害派遣要請依頼書を提出するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により依頼し、事後速やかに派遣要請依頼書を提出するものとする。

また、知事と連絡がとれない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知し、事後速やかに知事にその旨を報告するものとする。

（３）派遣要請書の記載事項

ア　災害時の状況及び派遣を要請する理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項
オ　提出部数２部

【自衛隊災害派遣要請依頼書】・・・様式集「様式 11」

２　災害派遣部隊の受入れ

（１）受入れ準備

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期するものとする。

ア　自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備すること。
イ　県及び派遣部隊との連絡責任者を指名し、現地に派遣すること。
ウ　部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保を整えるとともに、作業計画をたてておく。
エ　ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること。
オ　自衛隊災害派遣の広報を実施し、住民の士気の高揚及び受入体制の整備を確保すること。

（２）派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

なお、派遣部隊到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

①派遣部隊の長の官職氏名 ②隊員数 ③到着日時 ④従事している作業内容及び進捗状況

３　災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに知事に対して文書をもって撤収要請を依頼するものとする。

【自衛隊撤収要請依頼書】・・・様式集「様式 12」

４　経費の負担

（１）市長は、災害派遣部隊の受入れに際して、応急対策、復旧等に必要な資機材の借用、代価及び役務の費用、宿泊施設等の借上料、損料、入浴料、光熱水費、電話等通信費、消耗品費、補償費、中日本高速道路株式会社等の管理する有料道路以外の有料道路の通行料等防災活動に要する費用を負担する。

（２）市が必要品を所有していない場合において部隊が使用した消耗品等は、原則として市が経費負担（代品弁償を含む）するものとする。

（３）災害派遣部隊等の給食、装備資機材、被服の整備損耗・更新、燃料及び災害地への往復に要する費用（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行料は除く。）は、自衛隊の負担とする。

（４）前３項に定める経費の負担区分に疑義が生じた場合は、市長と派遣部隊の長との間で協議して定めるものとする。

５　知事に対する自衛隊の派遣要請が困難な場合の対応

通信手段の途絶等により、知事に対する自衛隊の派遣要請が困難な場合は、市長は、下記の部隊に、直接、災害状況を報告し、知事との協議を要請する。

【自衛隊連絡先】	（電話）	（所在地）
陸上自衛隊第 14 普通科連隊	076（241）2171	金沢市野田 1-8
〃　第 382 施設中隊	0764（33）2392	砺波市鷹栖出
航空自衛隊第６航空団	0761（22）2101	小松市向本折町戊 267

第 10 節　広域応援要請依頼

担当課	総務課、消防署、企画政策課、議事調査課

発生した災害に対し市のみでは対応が困難なときは、次のとおり県及び近隣公共団体等に応援を要請し、迅速な対応を図るものとする。

1　応援協力要請

（１）県に対する応援要請

ア　災害対策基本法に基づく広域協力要請

災害対策基本法第 68 条の規定に基づき知事に応援要請をするにあたっては、市長は、県災害対策本部（県防災課）に対して、下記事項を記載した文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は、無線又は電話等をもって要請し、後日、速やかに文書を送達する。

この場合、以下の事項を明らかにしたうえで県知事に要請する。

①　災害の状況及び応援を求める理由
②　応援を希望する機関名
③　応援を希望する人員、物資等
④　応援を必要とする場所、期間
⑤　応援を必要とする活動内容
⑥　その他必要事項

イ　富山県消防防災ヘリコプターの出動要請

富山県消防防災ヘリコプター応援協定（平成８年３月 28 日締結）による。

①　要請の範囲

市長は、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に、県危機管理監（以下「統括管理者」という。）に消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

ⅰ）救急搬送等の緊急性があると認められる場合
ⅱ）市の消防では、災害の防御等が著しく困難と認められる場合
ⅲ）その他、ヘリコプターの出動が必要であると判断される場合

②　要請の方法

市長は、統括管理者に対し、次の事項を明らかにして、出動要請するものとする。

ⅰ）災害等の種別
ⅱ）災害等の発生日時、場所及び被害の状況
ⅲ）災害等の発生現場の気象状況
ⅳ）災害等の現場の最高指揮者の職及び氏名並びに当該最高指揮者との連絡方法
ⅴ）場外離着陸場の所在地及び受入体制
ⅵ）支援に要する資機材の品目及び数量
ⅶ）その他必要事項

③　要請の流れ

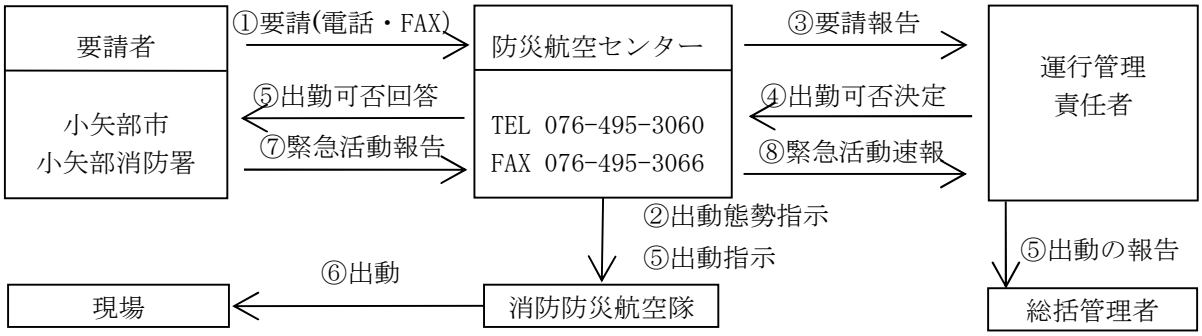

（２）他の消防機関等に対する応援要請

他の消防機関への応援要請については、消防組織法第 42 条に基づく相互応援協定（「富山県市町村消防相互応援協定」）に基づき、消防署が実施する。

（３）他市町村への応援要請

被害の程度によって、他市町村等への応援要請が必要と判断されるときは、市長は、当該市町村長に対し、原則として、上記(1)の事項を記載した文書をもって要請する。（災害対策基本法第 67 条）

なお、災害相互応援協定を締結している市町村への応援要請にあたっては、協定に定める手順による。

【災害時相互応援協定を締結した自治体】・・・資料編「13－１」

（４）緊急消防援助隊応援要請

富山県緊急消防援助隊運用要綱第３条に基づき、市長が知事に応援要請を行う。

①　緊急消防援助隊の出動要請

②　緊急消防援助隊の活動支援情報の整備

（５）広域緊急援助隊の応援要請

市長（調整班）は、災害の状況に応じて、富山県警察本部に対し、広域緊急援助隊の出動を要請するものとする。

＊広域緊急援助隊

都道府県の枠を越えて迅速かつ広域的に災害警察活動を行うことを目的として、各都道府県警察等に設置されているもの

（６）公共的団体、民間団体等に対する要請

市長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請するものとする。

２　応援の受入れ

（１）連絡体制の確保

市が応援を受け入れる場合、所管する部門は連絡責任者を指定し、本部との連絡体制を確保する。

（２）受入れ拠点の指定

本部は、上記の応援を受け入れる場合、公園等を受入れ拠点として指定する。同時に、応援職員についての宿舎を公共施設等に確保するよう努め、市で確保が困難なときは、県災害対策本部等の協力を求めて確保するものとする。

（３）活動の調整

応援活動の調整は、各部門の連絡責任者が窓口となって行う。

（４）応援活動における担当の業務

担当の業務は、おおむね次のとおりとする。

ア　火災防ぎょ活動
イ　水防活動
ウ　人名救助
エ　負傷者の搬送
オ　死体の捜索・収容
カ　給食・給水
キ　防疫
ク　その他緊急を要する業務

（５）経費の負担

応援に要した費用は、原則として市で負担する。

３　職員の派遣要請・斡旋要請

（１）区分

災害応急対策又は災害復旧のため市長等が必要があると認めたときには、以下の区分により職員の派遣要請又は職員派遣の斡旋の要請を行う。

＊なお、ここでの職員の派遣は、職員個人の有する技術・知識・経験等に着目したもので、原則として長期にわたり、身分的にも派遣先、派遣元の身分を併任させるものである。

ア　職員の派遣要請

・県知事、他市町村長に対する職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）
・指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条）

イ　職員派遣の斡旋要請

・県知事に対する職員派遣の斡旋要請（災害対策基本法第 30 条）

（２）手続き

職員派遣の要請または職員派遣の斡旋要請の手続きは、次のとおり行う。

ア　県等の機関に対する職員派遣の要請手続き

市長は、下記事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関又は特定公共機関又は県に対して、職員の派遣を要請するものとする。

a　派遣を要請する理由
b　派遣を要請する職員の職種別人員数
c　派遣を必要とする期間
d　派遣される職員の給与その他の勤務条件
e　その他職員の派遣について必要な事項

イ　知事に対する職員派遣の斡旋要請

市長は、下記事項を記載した文章をもって、知事に対して、指定地方行政機関又は特定公共機関の職員の派遣について、斡旋を求めるものとする。

a　派遣の斡旋を求める理由
b　派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
c　派遣を必要とする期間
d　派遣される職員の給与その他の勤務条件
e　その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

＊なお、派遣職員の給与及び経費負担については、災害対策基本法第 32 条、同施行令第 17 条、第 18 条、第 19 条等に定めるところによる。

4　警察官の出動要請

各部門班は、警察官の出動を要請する場合には、本部を通じ所轄警察署長に対し、出動を要請する。本部に要請を依頼するいとまがないときは、当該部門班において直接要請し、その旨を本部に報告する。

なお広域的かつ迅速な災害警察活動部隊として、広域緊急援助隊があり、本部は警察本部に対し、必要に応じこの部隊の派遣を要請する。

5　災害相互応援

市長は、知事又は他の地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別の事情がない限り要請に応じるものとする。

【災害時相互応援協定を締結した自治体】・・・資料編「13－１」

6　交代要員の確保

広域応援要請を依頼した場合は、活動の長期化に備え、交替要員の確保をするものとする。

7　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。

市長は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、派遣要請を行う。当該派遣要請を受けた国土交通省は、迅速にこれに応ずることとしている。

第 11 節　交通規制

担当課	都市建設課

災害時において道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、又は復旧工事のため止むを得ないと認める場合、市長（道路管理者）は交通規制を行うものとする。

1　交通規制の実施責任者

（１）道路管理者

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な交通規制をする。

（２）警察機関

災害により交通施設等の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知した場合、並びに災害応急対策に従事する者又は災害応急対策物資で緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、速やかに必要な交通規制をする。

（３）相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に密接な連絡をとり、交通規制をしようとするときは、あらかじめ、その規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へ、それぞれ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。

【交通規制の実施責任者及び実施範囲】

区分	実施者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 知　事 市　長	（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 46 条） 1　道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のため、止むを得ないと認められる場合
公安委員会	警察官等	（災害対策基本法第 76 条） 1　災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必腰な物資の緊急輸送を確保するため必要と認めるとき （道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第４条、第５条、第６条） 1　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要と認めるとき 2　道路の損壊、火災の発生、その他の事情にて道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

2　緊急輸送確保のための交通規制

被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認める時は、県公安委員会に次の処置を要請するものとする。

（１）交通が輻輳し、緊急輸送の円滑を阻害している状況にあるときは、緊急の度合いに応じた車

両別通行規制
（２）前項の規制により通行を制限された車両に対する迂廻路線の設定又は時間的解除等

3　実施方法

（１）規制種別
ア　第１次交通規制（発災直後の交通規制）
大地震発生と同時に、幹線道路では緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
イ　第２次交通規制
被害状況に応じ、第１次交通規制を路線別、車種別、用途別及び時間別等の交通規制に変更する。

（２）規制要領
ア　第１次交通規制は、大地震発生と同時に走行中の全車両を道路の左側に停止させ、道路中央部分を緊急輸送車両等の通行路として確保する等の必要な措置をとる。
イ　第２次交通規制は、第１次交通規制の実施後において、現場の状況などを判断し実施する。

（３）交通処理要領
ア　混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ誘導し、車道の確保に努める。
イ　運転者に対しては、ラジオ等による交通情報の受信に努めさせ、現場の警察官及びラジオ等による交通規制の指示に従うよう協力を求める。
ウ　市民に対しては、絶対に家財等を車道及び車両の通行の障害となる場所に持ち出させないよう徹底を図る。
エ　交通渋滞等の混乱を招かないよう、要配慮者が避難する場合以外は、自動車による避難は絶対にやめるよう広報の徹底を図る。

（４）災害地周辺における措置要領
ア　交通遮断線の手前に相当の距離をとって要所に検問所を設け、緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置、周辺の災害状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。
イ　交通の妨害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他障害物及び危険物の除去並びに損壊した道路、橋梁等の応急補修、復旧、機能確保に当る関係機関（電気、通信、鉄道等を含む。）と密接な連絡を保持して、その作業の進行状況とあわせ交通の確保を図る。
ウ　緊急輸送車両の通行は、災害発生当初は救急救助活動及び応急復旧作業に関係する車両を優先し、時日経過に従って補給物資輸送車輌等に範囲を徐々に拡げるように配意する。
エ　災害対策基本法施行令第 33 条第１項の規定に基づく緊急通行車両の確認は、県危機管理局防災課又は小矢部警察署長が行う。

【緊急通行車両の標章】・・・資料編「８－３」
【緊急通行車両確認証明書】・・・資料編「８－４」

4　交通規制の周知

道路の状況により通行止め等の交通規制を実施した場合には，適当な分岐点、迂廻路線に誘導・案内標識板を設置するとともに、速やかに広報車による広報活動及び報道機関等を通じて市民に周知徹底を図るものとする。

5　道路占用工作物の保全措置

道路占用工作物（電力，通信，ガス，水道，その他）等に被害があった旨の情報を受けた場合は，それぞれの関係機関又は所有者にその安全措置を命じ道路の保全を図るものとする。

６　その他

⇒　第 13 節　道路施設被害の応急復旧
⇒　第 14 節　緊急輸送

第 12 節　医療救護

担当課	健康福祉課

震災時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は市民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、市は、県、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

1　医療に関する情報の収集・伝達・広報

救助・避難班は、市内医療機関から情報収集を行うとともに、防災関係機関にその内容を伝達し、情報の共有化を図る。また、報道機関への情報提供等により、市民への周知を図る。

＜収集する情報＞

①医療機関の被災状況（電気・上下水道等のライフラインを含む）
②診察・入院受入可能状況
③入院患者の状況
④外来患者の状況
⑤血液、医薬品、医療資機材の状況
⑥医師、看護師等医療スタッフの状況

2　医療救護の実施

（１）医療救護チームの編成

本部長は、医療救護チームの派遣が必要と判断した場合は、砺波厚生センター、市医師会、北陸中央病院、日本赤十字社富山県支部等と連携して、医療救護チームを設置し、災害現場又は避難所に派遣する。

なお、災害救助法が適用されたときは、医療については知事の補助機関として、県災害対策本部医務班の指示に従い活動する。

医療救護チームは、原則として医師１名、看護師２名、その他２名をもって編成する。

（２）医療救護所の設置

救助・避難班は、本部長の指示に基づき、医療救護チームの活動拠点として、災害現場又は避難所又は最寄りの施設に医療救護所を開設する。

（３）医療救護所の運営

ア　医療救護所の管理者は、災害対策本部の指示により活動する。
イ　避難施設の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難施設に併設して、避難者に医療を提供する「避難施設救護センター」を設置運営する。
ウ　避難施設救護センターに配置する医師は、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後、精神科医を含めた編成に切り替える等、状況に合わせて適時適切な対応を行う。
エ　市歯科医師会の協力を得て、歯科巡回を行う。必要な歯科巡回診察車、携帯用歯科診療機器等は、県歯科医師会の協力を得て確保する。

（４）住民への協力依頼

救助・避難班は、広報班と連携し、住民に対し、応急手当の実施協力を求める。

また、看護師等の医療関係資格を有する者に対して、医療救護所・福祉避難所での活動協力を求める。

（５）県への医療救護班の派遣要請

本部長は、市内の病院等における医療需要が増大し、市内の医療機関のみでの医療救護の実施が困難と判断した場合は、県知事に対して応援の要請を行う。

＊災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣要請

救命活動の緊急性が高く、迅速な医療救護活動や被災地外への患者の緊急搬送等が必要な場合は、「災害派遣医療チーム」（略称「ＤＭＡＴ（ディーマット）」）の派遣を要請する。

ＤＭＡＴ（Disaster Medical Assistance Team）

災害発生 48 時間以内に、救出・救助部門と合同して活動できる訓練を受けた医療チーム。県内には、厚生連高岡病院、富山大学付属病院、富山県立中央病院、黒部市民病院、富山市民病院、富山赤十字病院、市立砺波総合病院、高岡市民病院に体制が整備されている。

（６）後方医療機関への移送

市内の医療機関や医療救護班による救護ができない重症患者が発生した場合は、消防署が後方医療機関へ移送する。

また、本部長は、必要に応じて、県知事に対して、重症者等の搬送のためのヘリコプターの出動を要請する。

※医療救護の流れ

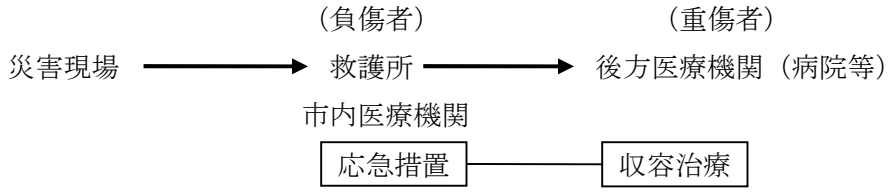

参考：後方医療機関とは、市内医療機関や医療救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急指定病院等をいう。

３　医療機関が被災した場合の対応

（１）市内医療機関

・予め防災対応マニュアルを作成し、被災後直ちに医療救護活動が行える体制を整えておく。
・被災状況や患者の来院状況等について、随時、市災害対策本部に報告する。

（２）市災害対策本部

・電気、上下水道、通信等の早期復旧に努める。
・医療スタッフの不足等に対して、県や災害救援ボランティア組織への応援を要請する。

４　医薬品等の確保

（１）市内医療機関

予め医薬品、衛生材料、食料、飲料水等の備蓄に努める。不足する場合は、近隣の取扱業者から調達する。

（２）市災害対策本部

医薬品等が不足する場合は、県に対して備蓄医薬品等の供給を要請する。

【救急又は患者輸送車】・・・資料編「６－24」
【主要医療機関一覧表（入院病床をもつ医療機関）】・・・資料編「６－25」
【小矢部市内医療機関一覧表】・・・資料編「６－26」

第 13 節　公共施設等の応急復旧

担当課	都市建設課、農林課

1　実施機関

市庁舎、学校、保育所、公民館、道路、橋梁、河川等の公共施設等の応急復旧は、当該施設の管理者が実施するものとする。

各所管課は、速やかに被害状況を把握し、電気、上下水道、ガス、電話等の各事業者と連絡をとり、施設の機能回復のための応急措置を実施する。

2　公共土木施設の応急復旧

（１）公共土木施設の被害状況の把握

道路、橋梁、河川等の公共土木施設の被害情報収集及び連絡等は次のとおり行うものとする。

ア　パトロールの実施

災害により道路、橋梁等の公共土木施設に被害が発生し、又は発生のおそれのある場合は、道路班は、パトロールを実施するものとする。

イ　発見者からの通報

災害により道路、橋梁等の公共土木施設の危険な状況又は交通の混乱を発見した者は、速やかに市長又は警察官（署）に通報するものとする。

通報を受けた警察官（署）は、組織を通じ、その旨を市長に通報するものとする。

（２）関係機関への連絡

市長は、把握した被害状況を当該道路の管理者等に連絡するものとする。

（３）公共土木施設の応急復旧方針の決定

効果的な防災活動ができるよう、次の点を考慮して、緊急通行確保路線を優先とした応急復旧を行う。

ア　消火活動、救出に必要な道路

イ　医療活動上必要な道路（病院への搬送、ヘリポートに通じる道路等）

ウ　緊急物資輸送路

エ　広域応援受け入れに必要な道路

なお、地域によって指定確保路線から確保することが困難な場合には、状況に応じて代替の道路を確保する。

また、小矢部市が災害対策上の必要性から県の指定路線を確保する際には、知事に対してその旨を通知する。

（４）応急復旧体制の確立

応急復旧工事は、市内土木建設業者との協定に基づき、人員の確保及び資機材確保し、迅速な対応に努める。

また、市内業者のみでは対応が困難な場合は、本部長は、県に県内土木建設業協会の応援要請を依頼する。

3　公共土木施設の障害物除去

公共土木施設の障害物の除去は、土木建設業者の協力を得ながら実施する。市のみで困難なときは、県知事に対して応援協力を要請する。

その他障害物の除去については、第２編「震災編」第２章第 22 節「障害物の除去」を準用する。

4　道路交通情報の広報等

市は、次の事項について、看板設置、チラシ配布等により、市民への広報を行う。

（１）不通箇所、迂回路、復旧見込み等

（２）道路交通情報の問い合わせ方法等

5　道路施設被害の応急復旧

（１）国道等の道路管理者への応急復旧要請

市長は、地域内の国道、県道等他の管理者に属する道路が損壊等により交通に支障を生じたときは、速やかに応急復旧の実施を要請する。

（２）緊急時における応急復旧

市長は、事態が緊急を要するときは、応急輸送の確保及び区域住民の便益を図るため、市において当該道路の応急復旧を行うものとする。

（３）応急復旧の留意点

ア　緊急啓開・復旧道路（橋梁）の応急復旧

緊急啓開・復旧道路（橋梁）に対して優先的に実施するものとする。

イ　道路、橋梁等の応急工事

道路の決壊、流出、埋没並びに橋梁の損傷、隧道の一部決壊、埋没等の被害のうち、比較的僅少な被害で応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強盛土、又は埋土の除去、橋梁部の応急補強、隧道の補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

ウ　応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に附近の適当な場所を選定し、一時的付替道路を開設し、道路交通の確保を図るものとする。

エ　路線の交通が相当な程度、途絶する場合は、道路管理者は附近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図るものとする。

オ　道路施設の被害が広範囲にわたり代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較約早期に応急対策が終了する路線を選び、労務供給計画、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置と相俟って集中的応急対策を実施することにより必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

〔県小矢部土木事務所〕

被害を受けた道路は、速やかに復旧し交通の確保に努める。特に救助活動及びび避難通路となる道路については、重点的に復旧作業を行い、交通の確保に努める。

①　県が管理する道路について、市から被害箇所を発見した旨の通報を受けたときは、直ちに必要な指示をなし、状況に応じて所属職員を現場に派遣し、必要な対策を講ずる。

②　応急対策活動及び救助活動の基幹となる主要道路を最優先に、道路上に散在する破損、倒壊物等交通障害物の除去を行い、交通の確保に努める。

〔市（都市建設課)〕

①　緊急輸送路の被害状況を確認し、災害対策本部に報告する。

②　災害対策本部から指示された必要箇所の確保を図る。また、被害の状況により応急修理が出来ないと判断されるときは、小矢部警察署等の関係機関と連絡のうえ通行止め等の必要な措置を講ずる。

③　確保作業中の安全と円滑な道路交通を確保する。

④　人員、車両、資機材等に不足があるときは、他班又は相互協力体制に基づく応援を求めるこ

と。
⑤　片側のみ確保完了時で必要なときには手信号による交通の整理、誘導を行う。
⑥　緊急輸送路の確保が完了したときは、災害対策本部にその旨を報告すること。

〔小矢部警察署〕
小矢部警察署は交通確保の観点から、交通の妨害となっている倒壊樹木、たれ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

6　実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
道路班	連絡調整	1 班	2 人	
	道路啓開	2 班	監督者　1 人 運転手兼作業員　4 人	

注）上記の他、建設業協会に協力を要請する。

7　活動時期の目安

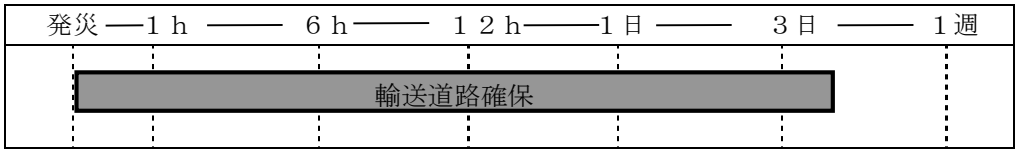

【緊急通行確保路線】・・・資料編「８－１」

第 14 節　緊急輸送

担当課	総務課、財政課、企画政策課、議事調査課

災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資材及び救援物資の緊急輸送は、次のとおり行う。

1　緊急輸送用車両の確保

（１）緊急輸送車両の確保・配車

ア　緊急輸送車両の確保

物資班は、次により車両の確保を行う。

①　物資班による市有車両の一括管理

②　市内運送業者、バス会社、タクシー会社からの借り上げ

借り上げに際しては、予め締結した協定により、種類・台数・運転手の要否等を示して行うものとする。

③　更に不足する場合は、本部長は、県（防災課）又は他市町村・応援協定締結市町村に対し、種類・台数・期間等を示した上で、車両の貸し出しを要請する。

イ　配車手続

各部門において車両を必要とする場合は、車種、トン数、台数、引渡場所を明記のうえ、物資班に請求する。

物資班は、必要台数を調達し、請求部門（班）に引き渡す。

2　緊急通行車両確認証明書及び標章の申請

交通規制中、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急通行車両の通行確保については、県警本部交通規制課・警察署・緊急交通路確保のために設置された検問所に申し出て、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けるものとする。

なお、市有車両のうち災害時に有用な車両については、事前届出により、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けておき、迅速な対応を図るものとする。

【緊急通行車両の標章】・・・資料編「８－３」

3　緊急輸送の実施

（１）緊急輸送の手段

緊急輸送は、次の手段を用いて効果的に実施する。

ア　調達車両

イ　鉄道（ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道による車両増結、臨時列車等）

ウ　ヘリコプター・航空機（富山県・自衛隊）

（２）緊急輸送の対象

小矢部市、富山県及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

ア　消防、救急、救助のための要員、資機材及び車輌
イ　医療（助産）救護を必要とする人
ウ　医薬品、医療用資機材
エ　災害対策要員
オ　食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資
カ　応急復旧用資機材
キ　その他の必要な物資、人員

（３）緊急輸送の具体例

担当職務

ア　給食・生活物資の輸送

炊き出し所、備蓄場所等から避難所等の市民へ配布するところまでの輸送を行う。

炊き出し所	→	避難所等
備蓄場所	→	避難所等
県の配布場所	→	避難所等
ヘリ離着陸場	→	避難所等

イ　医薬品、医療器具の輸送

備蓄場所又は各施設間（相互融通）の輸送を行う。

ヘリ離着陸場	→	救護所
○○病院	→	○○救護所

ウ　要員の輸送

市役所	→	活動現場（土木対策要員等）
Ａ救護所	→	Ｂ救護所（医師・看護師等）

エ　各班の応援

救助、給水、道路啓開、消毒、清掃用資機材の輸送 避難誘導員、通信員、水防要員の輸送応援

（４）必要人員の確保

人員に不足があるときは、災害対策本部本部統括部門内で調整する。災害対策本部本部統括部門内でも調達が困難なときは、各活動内容に応じた担当部門に応援を求めることができるものとする。

（５）燃料の調達

物資班は、全市有車、借り上げ車の全てに必要な燃料の調達を行う。

なお、緊急通行車両については、富山県石油商業組合との「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。

（６）実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
物　資　班	配車	１班	職員　２人	
	車両の輸送	１班	職員　２人	
	輸送の実施	３班	職員　３人（運転者を含む）	
	燃料調達	１班	職員　１人	

（７）活動時期の目安

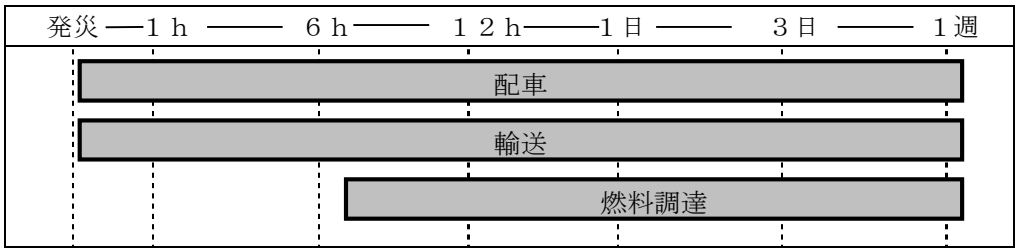

４　ヘリコプター臨時離着陸場の開設

（１）離着陸場の開設及び選定

ヘリコプター離着陸場の開設は本部（調整班）が県（防災課）と協議のうえ実施する。

開設場所は、あらかじめ指定したヘリコプター離着陸場の中から調整班が選定する。ただし、状

況によっては県と協議のうえ、他の場所を選定することができるものとする。

（2）開設方法

ア　地表面

①　舗装された場所が最も望ましい。

②　グランド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。乾燥している時は、充分に散水をする。

③　草地の場合は、硬質、低草地であること。

イ　着陸点

①　着陸点のほぼ中央に、石灰等で直径３ｍの正円を描き、中央にＨと記す。

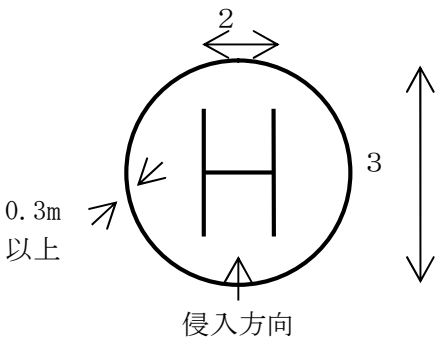

通常は目色（石灰）、積雪時は赤色とする。

ウ　風向表示

①　着陸帯付近に吹き流し又は旗をたてる。

②　着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。

③　吹き流し又は旗は、布製で風速 25m/秒程度に耐えられる強度を有しているものであること。

エ　その他

①　救急車、輸送車の出入りに便利なこと。

②　電話、通信手段の利用が可能であること。

（3）ヘリコプター臨時離着陸場等の設置場所

設置場所は、次のとおりとする（状況により次のうちの何箇所かを設置する場合がある）。

【ヘリコプターの場外離着陸場等一覧表】・・・資料編「８－２」

（4）実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員		備考
調　整　班	ヘリ離着陸場開設、運用	１班	職員	３人	

（5）活動時期の目安

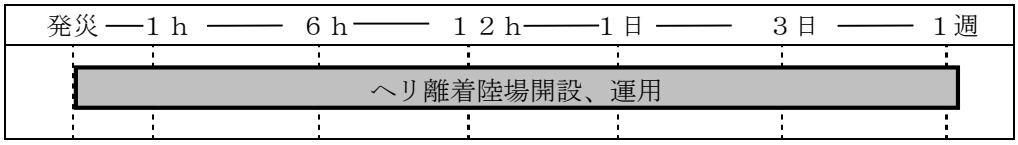

【市管理車両の現況（車種別）】・・・資料編「８－５」
【貨物自動車運送事業者】・・・資料編「８－６」

第 15 節　遺体の捜索、処理、埋葬

担当課	生活環境課、市民課、消防署

災害によって行方不明となり、死亡したと推定される者の捜索、収容処理及び埋葬は、次のとおり実施する。

1　実施機関

市長は、災害による生き埋め等で行方不明となり、既に死亡していると推定される者の捜索を行う。なお、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長が実施する。

2　遺体の捜索

（1）対象者

災害により行方不明の状態にあり周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

（2）方法

ア　捜索隊

遺体の捜索については、消防班が担当し、警察官、消防職員・団員及び地域住民、その他の団体等に応援協力を求め、捜索隊を編成し、迅速適切に実施するものとする。

イ　捜索用機械器具

捜索活動に必要な車両機械器具は、必要に応じて関係機関に要請し調達するものとする。

ウ　手続き

捜索の手続きは、次のとおりとする。

① 遺体の捜索は、警察への行方不明者の届け出のリストをもとに、協力機関の連携のもとに行う。
② 遺体の捜索は、行方不明者のうち、状況から判断してすでに死亡していると推定される者について行う。
③ 捜索状況、発見情報は、消防班が小矢部警察署と連携して取りまとめ、災害対策本部に報告する。
④ 発見遺体は、現地の一定場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。

（3）応援要請

市長は、災害が大規模で捜索が困難な場合は、知事又は隣接市町村長に捜索協力を要請する。

3　遺体の処理

（1）対象

ア　身元不明遺体

イ　遺族等による死体確認のできない遺体

ウ　遺族が混乱期にあるため処理ができない遺体

（2）方法

環境衛生班は、警察官の検視の後、以下により遺体の処理を行う。

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

死体の識別、確認のための撮影等を行うための措置として行う

イ　遺体の一時保存

・遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため早急に処理できな

い場合、遺体を特定の場所に集めて一時保存する。
・一時保存場所を市民に周知する。

ウ　検案
・死体の死因その他についての医学的検査は、原則として医療救護班が行う。
・検案書は市が引き継ぐ。
・身元不明者については、遺体処理台帳に記載し、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに、遺留品を保存し、警察及び歯科医師会の協力を得て、身元の発見に努める。

4　遺体の搬送

環境衛生班は、警察署及び関係機関等の協力を得て検視、検案を終えた遺体を遺体収容所に搬送する。

5　遺体の収容

遺体の収容は次の要領で実施する。

① 市内の寺院、公共施設内に死体安置所を開設する。
② 納棺用品（棺、ドライアイス等）、仮葬祭用品を確保する。
③ 遺体の検案書を引継ぎ、遺体処理票を作成する。
④ 柩に氏名札を添付する。
⑤ 環境衛生班は、死体処理票に基づき、埋・火葬許可証を発行する。
⑥ 親族、関係者の申し出により遺体の引き取り希望のあるときは、遺体処理票により整理のうえ引き渡す。
⑦ 引き取り手のない遺体は、市で応急措置として埋・火葬を実施する。
この場合、埋葬台帳により処理する。

6　遺体の埋葬（火葬）

（1）対象

市長は、遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、応急的に埋火葬を実施する。

（2）方法

遺体を火葬に付す場合は、災害遺体送付票を作成し、小矢部市斎場に連絡のうえ移送する。
遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し保管所に一時保管する。
家族その他関係者から遺骨、遺留品の引取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ引き渡す。
なお、小矢部市斎場の施設能力が不足若しくは困難な場合は近隣施設に協力を要請する。

7　身元不明遺体の取扱

市は、小矢部警察署と協力して身元不明遺体の引取人の調査を実施する。
火葬、仮埋葬して１年以内に引取人の判明しない場合には、小矢部市が身元不明者扱いとして処理する。

8　災害救助法適用の場合

第 19 節「災害救助法の適用」による。

9 実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
消防班	行方不明者及び死体の捜索	（状況により設定）		消防署、警察
環境衛生班	遺体の輸送	１班	職員３人（運転手を含む）	
	遺体の収容	１班	職員３人	
環境衛生班	埋火葬許可書の発行	１班	職員２人	

10 活動時期の目安

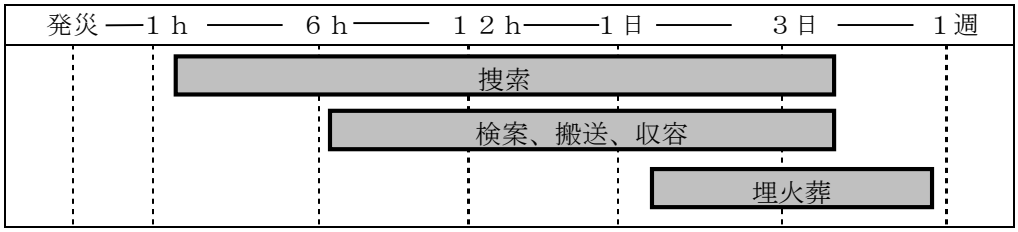

【死体処理台帳】・・・様式集「様式 14」
【埋葬台帳】・・・様式集「様式 15」

第 16 節　飲料水等の供給

担当課	上下水道課

飲料水及び生活用水の確保は、次により、迅速に実施する。

1　実施機関

給水活動は、上下水道班が担当する。
災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき実施する。

2　給水需要の把握

（1）被災状況の把握

災害発生後の上水道の被害状況の把握は、次により行う。

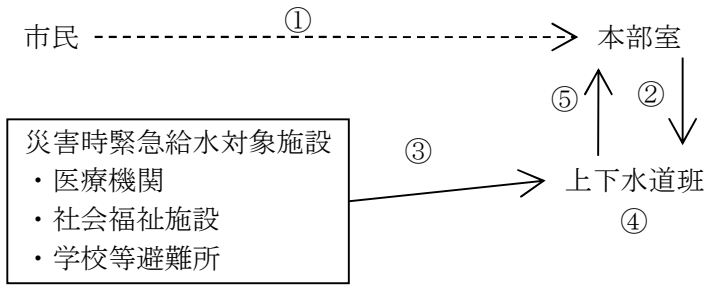

①、②　総務班は、市民からの通報を受理し、上下水道班に連絡する。
③　災害時緊急給水対象施設の管理者等は、断水等により施設の機能維持が困難な事態となった場合は、上下水道班に連絡する。
④　上下水道班は、②、③の連絡等を受理するほか、パトロール等を実施して市内の上水道の被害状況を把握する。
⑤　上下水道班は、④で把握した水道施設の被害状況等を本部に報告する。

（2）需要の把握

上下水道班は、被災状況の把握とともに、救助・避難班と連携し、避難者数や断水戸数から災害のために現に飲料水を得ることができない者等の数を把握する。

（3）本部への報告

市内の全域の状況を把握した際は、その結果を災害対策本部へ報告する。

〔災害対策本部への報告事項〕
・給水機能停止区域、世帯、人口
・復旧の見込み
・給水班編成状況
・応急給水開始時期
・給水所の設定（予定）場所

3　給水方針の決定

給水量、給水方法、水道施設の応急復旧順位は、上下水道班が、給水需要の程度や水道施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度等を参考に、応急給水計画をたて、災害対策本部長が決定・指示する。

給水量、給水方法の目安は次のとおりとする。

（１）給水量
供給する１人１日当たりの所要給水量は３リットル程度とする。

（２）供給の方法
供給の方法は容器による搬送、給水等現場の実情に応じた適宜な方法により行う。

（３）給水順位
原則として、次のとおりとする。
①医療施設　②避難所　③福祉施設　④一般家庭

【応急給水用具の整備状況】・・・資料編「11－12」

4　給水

（１）給水チームの編成
給水は、給水チームを編成して実施する。

（２）給水所の指定
給水は、各家庭への個別給水ではなく、指定した給水所・避難所等において行う集中給水方法とする。
給水所は、指定緊急避難場所や指定避難所を単位として設置する。
ただし、供給不能地域が一部の区域の場合は、状況に応じて設定する。この場合、断水地域における残留市民に対する給水場所は、受水槽の所在地、防火貯水槽の所在地とする。
給水所を指定したときは、当該地にその旨表示する。また、給水所に利用市民の代表者を指定し、表示する。
給水に関しての市民からの問い合わせや要望等については、できるだけ代表者にとりまとめを依頼する。代表者の選定に際しては、自治会、町内会組織を活用する。

90 ㌢程度

45 ㌢程度

給 水 所

連絡者：

（３）水源の確保
応急給水に必要な水は、次の順序より確保する。

応急飲料水の確保順序	
第１順位	浄水施設
第２順位	飲料貯水槽、受水槽（公共、民間）
第３順位	井戸（公共、民間）

ア　浄水施設
施設の被害状況、道路交通状況等により、浄水施設からの供給が可能な際は、輸送車輌（給水車）により供給を受ける。
緊急物資輸送車輌の確認申請は物資班を経由して小矢部警察署に申請する。

イ　飲料貯水槽、受水槽
公共施設内の受水槽は、小矢部市が実施する応急給水事業に使用する。
民間施設内の受水槽については、状況に応じて施設の管理者、利用者に協力を求める。
各飲料貯水槽、受水槽から配水の必要があるときは輸送車（給水車）を配送し受水後、各給水所等へ搬送する。
緊急物資輸送車輌の確認申請は、上記「ア　浄水施設」と同様である。
なお、飲料貯水槽による給水は、有限のものであるので、その利用状況（残量）については、給水班で把握しておく必要がある。

ウ　井戸

公共施設内の井戸は、小矢部市が実施する応急給水事業に使用する。
民間施設内の井戸については、状況に応じて施設の管理者、利用者に協力を求める。
各井戸から配水の必要があるときは輸送車(給水車)を配送し受水後、各給水所等へ搬送する。
緊急物資輸送車輌の確認申請は、上記「ア　浄水施設」と同様である。

（４）給水の実施

ア　各活動班の業務分担

給水活動に必要な各班の業務分担は、次のとおりとする。
試験水の汲み上げ・・上下水道班
衛生検査の実施・・・富山県へ委託
消毒の実施・・・・・上下水道班
飲料用水、生活用水の汲み上げ、ろ過、給水業務の実施・・上下水道班

イ　仮設給水栓又は応急貯水タンク等の設置

給水は、仮設給水栓又は応急貯水タンク等を利用して実施する。
仮設給水栓又は応急貯水タンク等は、災害の状況に応じて給水所に設置する。
仮設給水栓又は応急貯水タンク等を設置できないときは、給水車から直接給水する。

ウ　容器の持参、運搬

一般家庭用水は、各家庭において自ら容器を持参し給水を受けることを原則とする。自ら容器を持参できない場合であっても、近隣、自主防災組織等の援助を指示し、給水活動全体に支障が生じないようにしなければならない。

輸送の容器が極端に不足している地域にあっては、小矢部市で備蓄している非常用飲料水袋を支給する。この場合も、可能な限り個人に対しての支給とせず、地区の責任者や自主防災組織に対しての貸与とする。

エ　給水量

給水の量は、１人１日あたり３リットル（最低必要量）とする。必要以上の容器を持参し給水を求める市民に対しては、協力を呼び掛ける。

（５）給水用具等

給水用具等が不足する場合は、民間からの借り上げを行うものとするが、市長は、用具等の調達が困難な場合は、知事に調達のあっせんを要請するものとする。

【応援要請先及び給水用具等】・・・資料編「11-15」

５　水道施設の応急復旧

水道施設の応急復旧方針にもとづき、水道管工事業者等の協力を得て復旧する。

【協力要請指定事業者一覧表】・・・資料編「11－16」

６　広域応援体制

市の能力では、応急給水、応急復旧が困難な場合は、市管工事業組合、日本水道協会中部地方支部、応援協定締結市町、自衛隊への応援要請を行う。

７　市民への広報

上下水道班は、広報班と連携し、第８節「災害広報」に基づき、断水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策などについて広報に努める。

８　災害救助法が適用された場合

第 19 節「災害救助法の適用」による

9　実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
上下水道班	連絡調整	１班	職員　　１人	
	給水業務	３班	職員　　２人（運転手を含む）	
	ろ過業務	３班	職員　　２人	

注）　状況により応援体制が必要である。

10　活動時期の目安

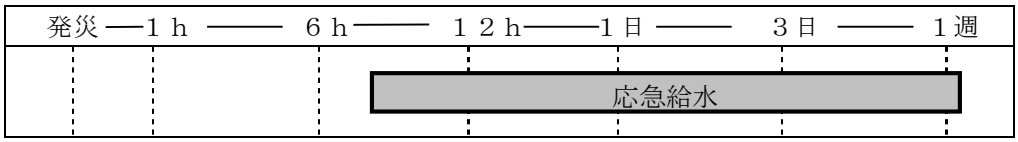

第 17 節　食料の供給

担当課	農林課、税務課、社会福祉課

災害により日常の食事に支障を生じた者及び救助活動に従事する者に対する食料の確保は次のとおり行う。

1　実施責任者

食料の確保は、道路班、救助・避難班が担当する。
災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき実施する。

2　給食需要の把握

下表を参考に、避難者数、ミルクが必要な乳児数、調理不能者（ガス供給停止等による）数、防災要員数等を早期に把握する。
応急食料の必要数の把握は、次により実施する。
・避難所→道路班が救助・避難班の協力を得て把握する。
・住宅残留者→道路班が自治会長又は自主防災組織等の協力を得て把握する。
道路班は、把握した食料の必要数（食数）を災害対策本部に報告し、本部長は供給数を決定する。
〔供給対象者〕

①　避難所に収容された者。
②　住家に被害を受けて炊事の出来ない者。
③　住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要のある者。
④　通常の購入先が一時的に麻痺し、主食の供給の受けられない者。
⑤　旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者。
⑥　病院・福祉施設の入院・入所者で、施設による給食の提供が途絶えている者。
⑦　救助活動に従事する者。（注：法による救助にはならない。）

3　給食方針の決定

給食方針は概ね以下によるものとする。
（１）給食基準
ア　食品の給与は被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
イ　供給品目は米穀、乾パン又は麦製品（乾うどん等）及び副食品とする。
ウ　供給数量は炊き出しとして供給する場合一人一食精米 200ｇを目安とする。
エ　一時縁故先へ避難する者については３日分以内を現物により支給する。

（２）給食の方法
ア　現場ごとにそれぞれ実施責任者を定め炊き出し及び食品の給与を実施する。
イ　通常の購入先を通じないで応急供給を行う必要がある場合は、知事に応急供給申請を行い、当該被災者に米穀を供給する。
ウ　速やかに炊き出しが行われるよう給食可能設備を有する施設を調査し、協力方を要請し、炊き出し体制の確立を図る、
エ　状況により、地域の団体、日赤奉仕団又は自衛隊等の協力を得て実施する。
オ　野外炊飯に備えて移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。

【救援物資調達要請依頼】・・・様式集「様式 13」

4　食料等の調達

（１）食料救援対策の種類

ア　第１次調達品

被災後、炊き出しや給食を実施するまでの間の取りあえずの食料の供給で乾パン又は生パン（菓子パン）とする。

イ　第２次調達品

炊き出し、給食の実施により体系的で継続した食料を供給する。主として、米穀類及び副食類とする。

（２）調達方法

ア　米穀

市長は、応急供給の必要があると認めた場合は、知事に申請し米穀の届出販売業者より調達する。

調達方法は、次のとおり。

①　県知事の指示を受け、市内の米穀の届出販売業者から市が購入する。

②　県知事の指示を受け、富山農政事務所の指定倉庫から調達する。

③　通信途絶等緊急の場合は、富山農政事務所の指定倉庫に直接要請して調達し、事後県知事に報告する。

④　その他上記の方法による調達が不可能の場合又は緊急の場合は、市内登録小売業者から一時的に調達し、事後県知事の指示をうけて補填する。

なお、災害救助法適用後においては、県知事の指示を受けるとともに必要ある場合は、備蓄食料の輸送及び調達を要請するものとする。

【災害救助法の適用の有無を問わず、炊き出し等給食を行う必要があると認める場合】

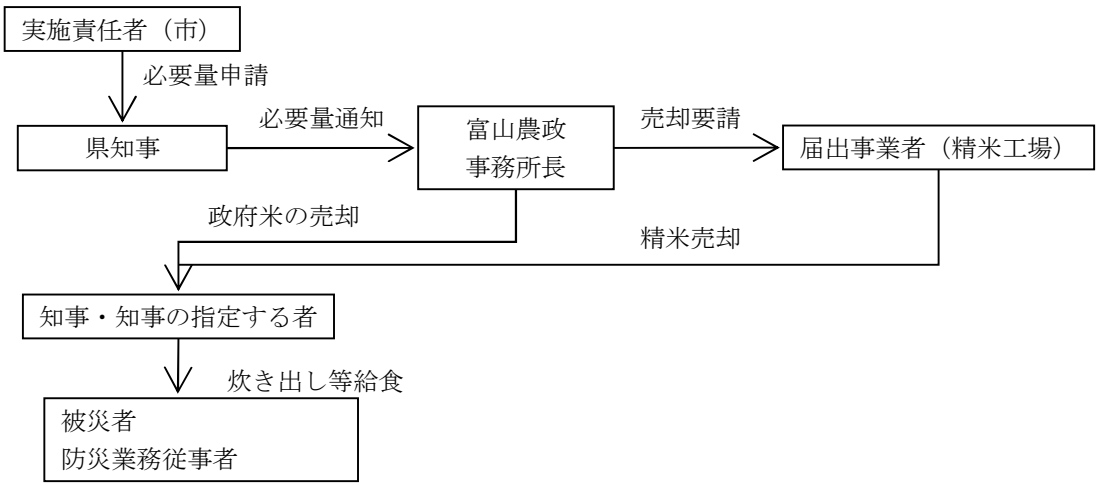

【災害救助法が発動された場合で、県と市が連絡普通の場合】

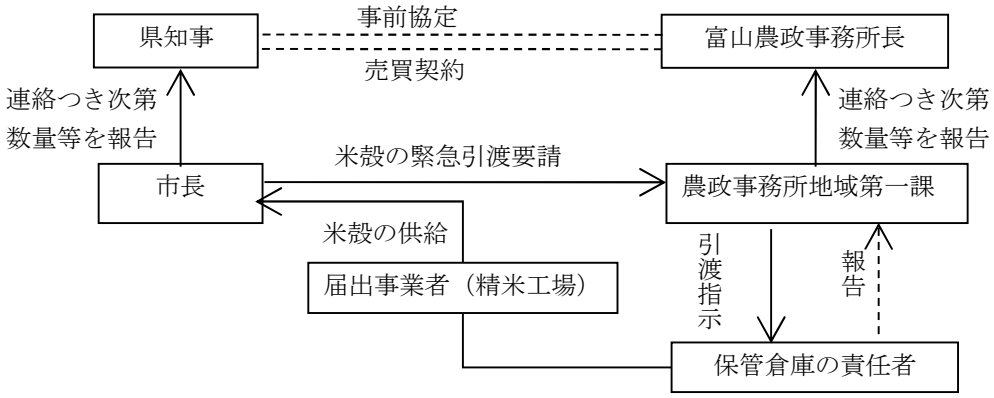

※平成 22 年 10 月以降、政府米の販売・保管・運送等の一連の業務は、民間に包括的に委託となる。（本省対応）

（注）１　市長は、農政事務所地域第一課長に対して連絡がとれないときは、保管倉庫の責任者に対し緊急の引渡しを要請できる。

２　県内で米穀を満たしえない場合は、富山農政事務所長が農林水産省総合食料局（連絡がとれない場合は隣県の農政事務所長）に要請し緊急輸送する。

緊急輸送は、原則として政府運送によることとしているが県知事の要請により自衛隊が輸送に当たる。

イ　乾パン

乾パン及び生パン等の調達は、まず市内の製パン業者又は食料品店から調達し、これが不可能な場合は、県にあっせんを要請する。

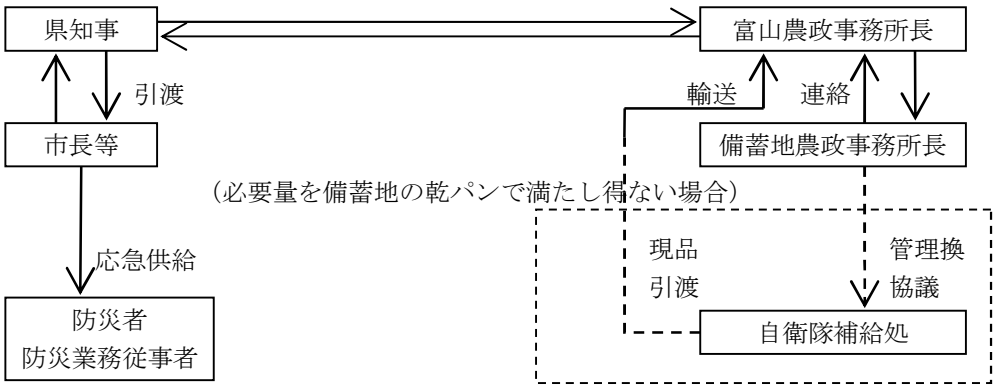

ウ　副食品

必要に応じ市内販売業者より調達する。地域内で調達不能の場合は知事に調達のあっせんを要請する。

【小麦粉、みそ、しょうゆの緊急連絡体制】

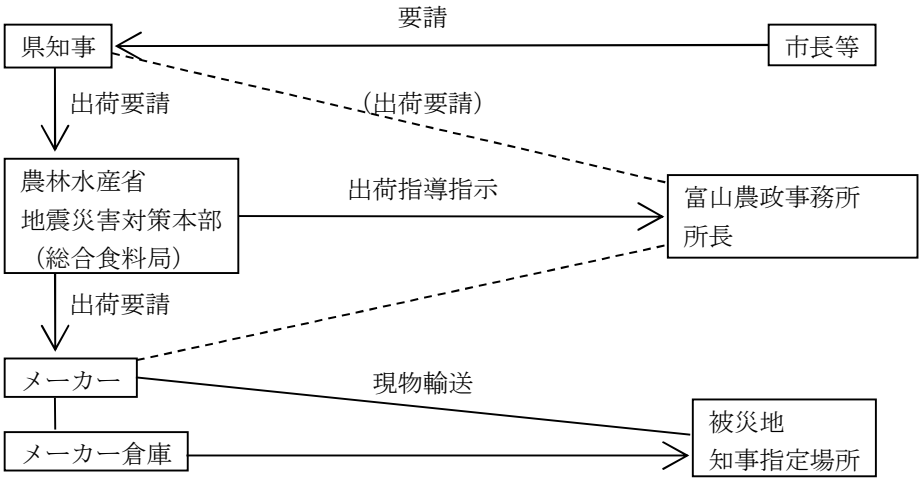

エ　簡易ガスコンロの調達

ガス供給の停止により、調理不能な状況にある場合、物資班は、簡易ガスコンロを調達し、救助・避難班を通じて貸与する。

（３）食品の購入予定先

物資班は、食品の調達（予定）先を指定しておくなど、調達の円滑化を図るものとする。

【米穀等食料品を取り扱う業者一覧表】・・・資料編「11－５」

（４）広域圏自治体・他自治体・県への協力要請

必要に応じ、高岡地区広域圏での分散備蓄食料の提供を依頼するとともに、災害応援協定を締結している自治体及び県に対して、食料の供給を要請する。

５　食料の輸送

第 14 節「緊急輸送」により、食料の輸送を行う。

（１）食品の輸送

物資班は、市において調達した食品及び県から給付を受けた食品を指定の集積地に集め、第２章第 14 節「緊急輸送」に定める車両をもって、避難所等の給食地へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接給食地等に輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等を考慮する。

（２）広域搬送の一元化

食料調達等において広域搬送が必要な場合は、県に対して、その対応を要請する。

（３）食品の集積地

原則として市役所庁舎及びクロスランドおやべメインホールとし、災害の状況によっては、避難所並びに交通及び連絡に便利な公共施設又は広場を選定する。

６　食品の配布

避難所運営委員会は、避難者等への食品の配布を行う。

配分にあたっては、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・病弱者などの要配慮者を優先する。

なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る必要がある。

７　炊き出しの実施

炊き出しの具体的な作業は、原則として配給対象者、自治会、地区防災会、赤十字奉仕団、(一社)富山県エルピーガス協会小矢部支部、ボランティア、自衛隊等が行う。

避難所運営委員会は、給食、炊き出しの指揮、連絡調整にあたる。また、各市民への配布についても避難所運営委員会で行う。

８　災害救助法が適用された場合

第 19 節「災害救助法の適用」による。

９　実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
道路班	食料の調達	１班	職員　　２人	
救助・避難班	給食	避難所ごと	職員　　２人	
物資班	他の活動と共通			

10　活動時期の目安

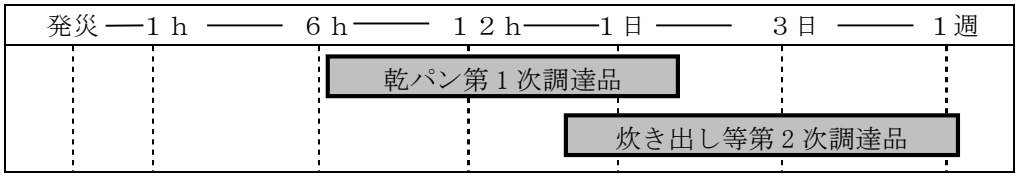

【給食施設の状況】・・・資料編「11－６」
【移動可能な給食器材】・・・資料編「11－７」

第 18 節　緊急生活物資の供給

担当課	社会福祉課、財政課

住家に被害を受け、日常生活に欠かせない被服、寝具及び生活必需品を喪失又はき損した者に対し、次のとおり衣料等生活必需品を給与又は貸与し、日常生活の確保を図るものとする。

1　実施機関

緊急生活物資の確保は、救助・避難班が担当する。
災害救助法が適用されたときは、知事の補助機関として実施するものとする。

2　被服等生活必需物資の供給需要の把握

被服等生活必需物資の供給対象者の基準は、下記のとおりである。なお、供給数等は被災程度で異なることから、住家被害程度別に被災者数を把握する。

〔供給対象者〕

① 住家の全壊（焼）、半壊（焼）等の被害を受け被服寝具その他生活必需品をそう失又はき損し直ちに日常生活を営むことが困難な者。
② 旅行者等で生活必需品が調達困難な者

3　被服等生活必需物資の種別

生活必需品の種別は次のとおりとする。

ア	寝具 …	毛布、布団、マット、タオルケット等
イ	外衣 …	普段着、作業服、婦人服、子供服
ウ	肌着衣 …	シャツ、ズボン下、パンツ、靴下、等
エ	身の回り品 …	タオル、手拭い、靴、長靴、傘等
オ	炊事用具 …	鍋、釜、炊飯器、包丁、コンロ、ガス器具、バケツ等
カ	食器 …	茶わん、汁わん、皿、箸、スプーン等
キ	日用品 …	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ等
ク	光熱材料 …	マッチ、ローソク、プロパンガス、石油、薪、木炭等
ケ	その他 …	紙おむつ、生理用品、医薬品、マスク、消毒液、ラジオ、車椅子その他日常生活に必要と認められるもの

4　被服等生活必需物資の調達・集積

（１）被服等生活必需物資の調達

物資班は、救助・避難班からの調達依頼に基づき、すみやかに市内又は近隣市の業者から調達する。この場合努めて同一規格、同一価格のものを一括購入するよう努める。

不足する場合は、県、応援協定締結市等に応援を要請するものとする。

物資班は、生活必需品の調達（予定）先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てておくものとする。

【生活必需品調達主要業者一覧表】・・・資料編「11－８」

（２）広域搬送の一元化・集積地

広域搬送の一元化・集積地については第 17 節「食料の供給」に準じる。

5　被服等生活必需物資の輸送

物資班は、第 14 節「緊急輸送」により、被服等生活必需物資の輸送を行う。

6　被服等生活必需物資の配布

救助・避難班は、要配慮者への優先配布に留意した生活必需品配布計画を定め、被害程度及び世帯構成人員数に応じ、自主防災組織及び地区民生委員児童委員等の協力を得て、迅速かつ正確に配布するものとする。

避難所への避難者に対しては、避難所管理責任者を通じて配布する。

7　実施体制等

第 17 節「食料の供給」と同様である。

8　災害救助法が適用された場合の留意点

第 19 節「災害救助法の適用」による。

【日本赤十字社富山県支部災害救援物資等配布基準】・・・資料編「11－９」

第 19 節　災害救助法の適用

担当課	総務課

災害救助法の適用が必要と認められた場合は、速やかに下記により、所定の手続きを行い、迅速かつ的確な災害救助を実施する。

1　住家被害等災害救助法適用に関係する被害情報の収集と判断

（１）被害情報の収集

総務班は、消防部門、救助・避難班等と連携し、住家被害等災害救助法適用に関係する被害情報を収集する。

（２）災害救助法適用申請要否の判断

ア　適用基準

小矢部市における適用基準は次のいずれかに該当するときである。

①	市の区域内で、住家の滅失世帯数が 50 世帯以上あるとき
②	被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が 1,000 世帯以上に達した場合で、市における滅失世帯数が 25 世帯以上に達したとき
③	被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県内の被害世帯数が 5,000 世帯以上に達したこと、又は、当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の保護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
④	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

イ　世帯及び住家の認定基準

世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 （寄宿舎等で共同生活を営んでいる者は、寄宿舎全体を１世帯とする）
住家	現にその建物を居住のために使用しているものをいう。 ・炊事場、便所、離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合わせて１住家とする ・アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれ１住家とする。

ウ　滅失の認定基準

全壊 （全焼、全流失）	①　住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの ②　損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、次のいずれかに該当するもの A　住家の損壊、焼失、流失した部分の面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの B　住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のもの
半壊 （半焼）	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、次のいずれかに該当するもの A　損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの B　住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のもの

床上浸水	①　浸水がその住家の床以上の達した程度のもの ②　土砂、竹木等の堆積物により、一時的に居住することができない状態となったもの

エ　滅失世帯の算定

・全壊、全焼、流失した世帯	→　滅失１世帯
・半壊、半焼した世帯	→　２世帯をもって滅失１世帯
・床上浸水等の世帯	→　３世帯をもって滅失１世帯

２　災害救助法適用申請と運用

（１）災害救助法適用の県への申請

小矢部市における被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（２）運用

災害の事態が急迫していて、知事による救助の実施を待つことができない場合には、市長は、災害救助法による救助に着手し、その状況を知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮をうけなければならない。

３　災害救助法にもとづく救助の実施

（１）救助の実施機関

災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動する。なお、災害救助法第 30 条第１項及び富山県災害救助法施行規則第 16 条の規定により、救助の実施に関する権限に属する事務の一部を市長が行うこととされた場合は、当該救助に実施に関する事務を処理する。

救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市長が救助を開始し、事後、知事に報告する。

（２）救助の内容

災害救助法による救助の内容は、おおむね次の事項とする。

①　収容施設の供与（避難所、応急仮設住宅）
②　炊き出しその他による食品の給与
③　飲料水の供給
④　被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与
⑤　医療及び助産
⑥　救出
⑦　住宅の応急修理
⑧　生業資金の貸与（世帯更生資金等の制度を活用）
⑨　学用品の給与
⑩　死体の捜索，処理及び埋葬
⑪　障害物の除去

（３）災害救助法に基づき県が行う救助の種類及び実施期間

救助の種類	実施期間
避難所の供与	災害発生の日から７日以内
仮設応急住宅の供与	災害発生の日から 20 日以内に着工 （完成の日から２年以内）
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から７日以内

飲料水の供給	同上
衣服・寝具その他生活必需品の給与（貸与）	災害発生の日から 10 日以内
医療	災害発生の日から 14 日以内
助産	分娩した日から 7 日以内
被災者の救出	災害発生の日から 3 日以内
被災した住宅の応急処理	災害発生の日から 1 月以内
学用品の給与（教科書）	同上
学用品の給与（文房具）	災害発生の日から 15 日以内
埋葬又は火葬	災害発生の日から 10 日以内
死体の捜索	
死体の処理	
障害物の除去	
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間

＊災害救助法が適用された場合は、県は上記実施期間内に行った救助活動について、定められた額の範囲で、費用を負担することとなる

＊救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣（内閣府）に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。

＊医療、助産、死体の処理（死体の洗浄、縫合等）については、日本赤十字社富山県支部に委託されている。

（4）被災者台帳等

災害が発生し、救助を必要と認める被害を受けた者があるときは、被災者台帳を整備し、必要があるときは罹災証明書を発行するものとする。また、常に地域住民の実態を把握し、災害時における救助の円滑と適正を図るため住民調査を実施するものとする。

ア　罹災者台帳等

①　被災者台帳の作成

市長は、法による救助を必要と認める災害により、被災した者があるときは、その被害状況を調査のうえ被災者台帳を整備し、これに登録する。

【被災者台帳】・・様式集「様式 21」

②　罹災証明書の発行

市長は、罹災者に対し、必要があると認めたときは、罹災者から罹災証明申請書の提出を受け、被災者台帳に基づき、罹災証明書を発行する。

【罹災証明申請】・・様式集「様式 19」

【罹災証明書】・・様式集「様式 20」

イ　応急救助の実施状況等の報告

災害救助法を適用し応急救助を実施した場合はその実施状況等を次により報告する。

①　救助実施状況の記録・報告等

市災害対策本部各部門班は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日、救助の実施状況を、救助実施記録日計票により、住宅班に報告する。

②　救助実施記録日計票、救助日報の作成及び県への報告

住宅班は、各部門班からの報告をとりまとめ、日計票、救助日誌に記録する。また、後日における災害救助費国庫負担金の精算事務を的確に行うためにも、日計表、救助日報に記録し、適宜、県に報告する。

【災害救助法の過去の適用例】・・・資料編「15－４」

【災害救助法の概要と基準】・・・資料編「15－３」

【救助実施記録日計票】・・・様式集「様式 16」

【救助日誌】・・・様式集「様式 17」

第 20 節　災害救援ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保

担当課	総務課、社会福祉課、商工立地振興課

災害応急対策を迅速的確に実施するため、災害救援ボランティアとの連携や日本赤十字奉仕団の協力、労働者の雇用、近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。

1　災害救援ボランティアとの連携

行政や市民等の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が不可欠となっている。

このため災害救援ボランティアとの円滑な連携を図り、ボランティアの持つ知識、技能等が有効に発揮されるよう体制を整備する。

（１）市災害救援ボランティア本部

市災害対策本部が設置された場合は、市（救助・避難班）及び市社会福祉協議会は、連携して、直ちに「小矢部市災害救援ボランティア本部」を設置するものとする。

市災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、市青年会議所などの地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

ア　設置場所

小矢部市総合保健福祉センター内におく。

（困難な場合は、クロスランドセンターにおく）

イ　役割

①　市内外からの災害救援ボランティアの相談・受付窓口
②　災害救援ボランティアの受入れ、登録、保険加入手続き
③　災害救援ボランティアの宿泊先・食料の確保
④　災害救援ボランティアの移動手段の確保（配車等）
⑤　活動用資機材の確保
⑥　救援物資の仕分け、搬送、調達
⑦　災害救援ボランティア活動計画の作成
⑧　被災者ニーズの把握
⑨　被災者相談窓口の開設（電話）及び各種相談の対応
⑩　市災害対策本部、県災害救援ボランティア本部、現地事務所との連絡調整
⑪　自主防災組織、民生委員児童委員等の地域団体との連絡調整
⑫　避難所等の運営スタッフの派遣協力の調整
⑬　地域内への広報
⑭　県災害救援ボランティア本部等への運営スタッフ派遣要請

ウ　運営主体

市災害救援ボランティア本部の運営は、市社会福祉協議会が実施する。

（２）災害救援ボランティア現地事務所

市災害救援ボランティア本部は、被災地の状況に応じて、ボランティア活動の拠点として、現地事務所を設置する。

ア　設置場所

市対策本部と協議のうえ、公民館・避難所等の中から、円滑な活動ができる場所を選定する。市は、場所の迅速な確保に協力する。

イ　役割

①　市災害救援ボランティア本部との連絡調整による現地活動計画の作成
②　現地の被災者ニーズの把握
③　現地での災害救援ボランティアの受入れ（原則、本部を通じて受入れ）
④　救援物資の整理・配布
⑤　活動用資機材の配布
⑥　災害救援ボランティアに対する現地活動内容の指示、活動状況把握、健康管理
⑦　災害救援ボランティアによる避難所運営支援活動の調整
⑧　災害救援ボランティアと自主防災組織等との調整

（３）連携体制

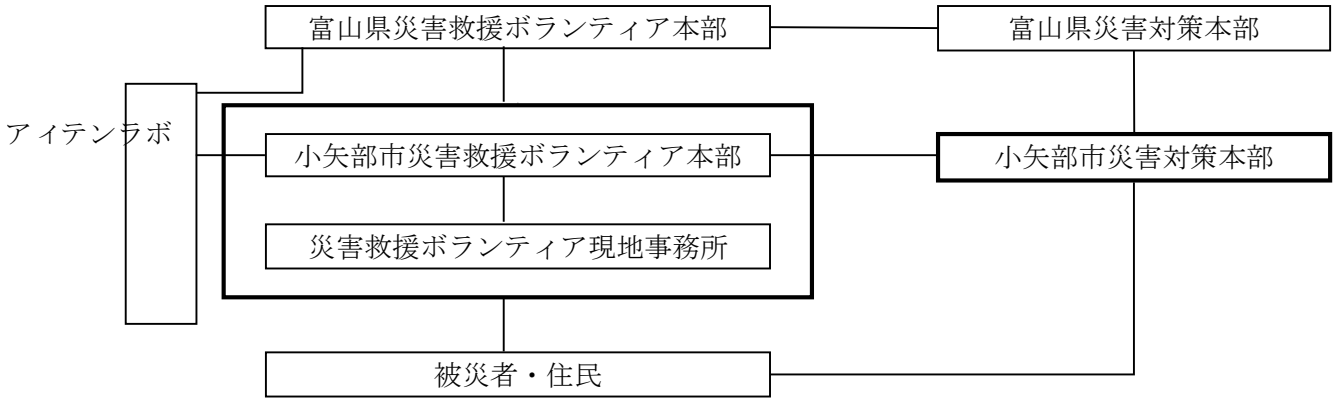

２　赤十字奉仕団等への救援活動の要請

（１）要請

救助・避難班は、必要に応じ、災害救助支援のため、小矢部市赤十字奉仕団及び日本赤十字社富山県支部に対し、協力を要請する。

（２）活動内容

ア　炊き出し
イ　救援物資の整理運搬
ウ　飲料水の供給
エ　清掃及び防疫
オ　交通規制整理
カ　被害調査
キ　その他災害応急措置のうち危険を伴わない作業

（３）帳簿の整備

救助・避難班は、次の事項について記録簿を作成整備しておくものとする。

ア　奉仕団の名称及び人員、又は氏名
イ　作業内容及び期間
ウ　その他参考事項

３　民間団体等からの人員の確保

（１）民間団体からの人員の確保

炊き出し、救援物資の仕分け・配布等のために、自主防災組織、民生委員児童委員協議会など民間団体の協力を要する場合は、それぞれの部門班は、災害救援ボランティア本部に必要人数の確保を要請する。同本部は、人数等を調整のうえ民間団体に協力を要請する。

なお、急を要する場合は、各部門班は、直接、民間団体に人員確保の要請を行い、その旨を同本部に報告する。

（２）医療救護関係者の確保
第 12 節「医療救護」による。

（３）土木・建設作業員の確保
土木・建築業関係団体との協定に基づき、確保を図る。

4　労働者の雇用

災害対策本部（住宅班）は、災害救援活動のための必要な要員雇用を行う。なお、災害救助法適用後は、知事の補助機関として実施する。

住宅班は、総務班と連携し、各部門班の活動状況に応じて必要な労働者を雇用し、各部門班へ配置する。

なお、更に労働者が不足するときは、住宅班は、県災害対策本部（労働雇用課）に労働力の確保を要請する。県は、公共職業安定所に連絡する。公共職業安定所は、速やかに人員を確保し、安定所内又は市指定場所に待機させる。

（流れ）

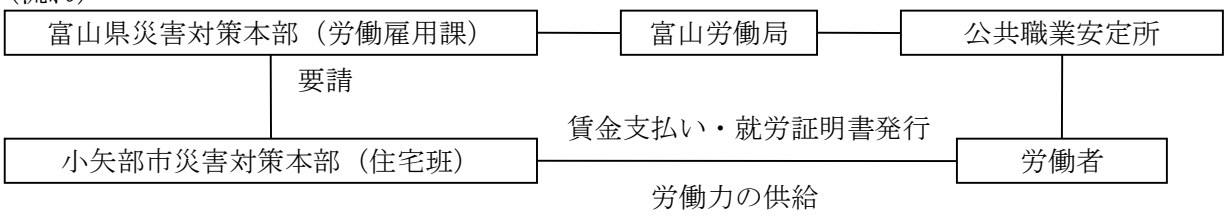

（１）労働者の雇用範囲及び期間
労働者雇用の範囲は災害応急対策並びに救助の実施に必要な労働者とする。
労働者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とする。

（２）災害救助法適用の場合の雇用範囲及び雇用期間
災害救助法に基づく労働者の雇用の範囲及び期間は次のとおりである。

雇用の範囲	雇用期間
①　罹災者の避難誘導等	災害発生の日及び発生のおそれのある日１日程度
②　医療における患者の移送	災害発生の日から　14 日　以内
③　助産における患者の移送	〃　13 日　〃
④　罹災者の救助	〃　３日　〃
⑤　飲料水供給に要する作業	〃　７日　〃
⑥　被服寝具その他生活必需品の整理輸送配分等	〃　10 日　〃
⑦　教科書の配分等	〃　１ヶ月　〃
⑧　その他学用品の配分等	〃　15 日　〃
⑨　炊き出し用食料品の整理等	〃　７日　〃
⑩　医薬品、衛生材料の整理等	〃　14 日　〃
⑪　死体の捜索に必要な作業	〃　10 日　〃
⑫　死体の処理に必要な作業	〃　10 日　〃

＊労働者雇用期間の延長
災害規模等により期間の延長を必要とする場合は厚生労働大臣の承認を得て自動的に延長することができる。

（３）労働者の賃金
雇用労働者に対する賃金は法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域にお

ける通常の実費程度を支給する。

5　従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

（1）強制命令の種類と執行者

対　象　作　業	命令区分	根拠法律	執　行　者
災害応急措置（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	市町村長
		〃　第 65 条第 2 項	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
災害救助作業（災害救助法に基づく救助）	従事命令	災害救助法第 24 条	知事
	協力命令	〃　第 25 条	
災害応急措置（災害救助を除く応急措置）	従事命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知事 市町村長（委任を受けた場合）
	協力命令	〃　第 71 条第 2 項	

（2）命令対象者

命令等の種別による対象者は次表に掲げるとおりである。

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1．医師、歯科医師又は薬剤師 2．保健師、助産師又は看護師 3．土木技術者又は建築技術者 4．大工、左官、とび職 5．土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6．地方鉄道業者及びその従業者 7．軌道経営者及びその従業者 8．自動車運送業者及びその従事者 9．船舶運送業者及びその従業者 10．港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長・警察官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者

6　受入体制の確立

各部門班は、動員された者の作業が円滑に進むよう、指揮系統・作業内容等を明確にした活動計画を定めるとともに、食事・休憩・宿泊場所の確保など、受入体制を整えるものとする。

7　損害補償

公務により又は市長の従事命令により、応急措置に関する業務に従事し又は協力した者が、このために負傷し、疫病にかかり又は死亡した場合において「小矢部市消防団員等の定員、任免、報酬、服務等に関する条例」に定めるところにより損害補償金を支給するものとする。

（１）対象者

ア　非常動消防団員
イ　消防作業に従事した者
ウ　緊急業務に協力した者
エ　応急措置従事者

（２）損害補償の種類

ア　療養補償
イ　休業
ウ　傷病補償年金
エ　障害補償
　①　障害補償年金
　②　障害補償一時金
オ　遺族補償
　①　遺族補償年金
　②　遺族補償一時金
カ　葬祭補償

第 21 節　防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施

担当課	生活環境課、健康福祉課

災害の被災地域における衛生条件の悪化や感染症等の疾病の発生を防止するため、次のとおり防疫及び保健衛生活動を実施する。また、被災者の心のケアを実施し、被災者の心の健康保持に努める。

1　防疫活動

（１）防疫チームの編成

防疫活動は、環境衛生班が砺波厚生センターの協力を得て、防疫チームを編成し、実施するものとする。

防疫活動の実施にあたっては、予め定めた担当職員緊急連絡名簿を活用する。

（２）状況把握と活動指示

環境衛生班は、被災地・避難所等の衛生状況を把握し、必要な措置を確認のうえ、防疫チームに活動を指示する。

防疫活動の指示にあたっては、厚生センターの指導を受けるものとする。

（３）防疫用薬剤・資機材の調達

環境衛生班は、関連業者から消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などの確保を図り、防疫の万全を期するものとする。

（４）感染症対策の実施

感染症対策は、救助・避難班が次のとおり実施する。

ア　避難所や被災地域での疾病調査を行うとともに、医師や避難所等からの通報等により、災害に伴う感染症の発生状況を把握する。

イ　指定医療機関の収容能力及び隔離病舎収容力を事前に確認する。

ウ　避難所等での手洗い等の衛生指導及び塩化ベンザルユニウム又は消毒用アルコール等の配布を行う。

エ　避難所等での健康診断を実施する。必要な者には、医療救護所又は医療機関への診察を促す。

オ　厚生センターとの協議により、必要と認められるときは、知事の指示又は命令に基づき、医療救護所又は医療機関において、臨時の予防接種を実施する。

カ　感染症患者が発生した場合は、救助・避難班は次により対応する。

①　速やかに市災害対策本部及び厚生センターに連絡する。

②　砺波厚生センターの指示に従い、隔離自動車により感染患者、保菌者を搬送、隔離する。

③　搬送後は災害対策本部及び砺波厚生センターへ報告する。

④　感染症発生箇所の消毒を、防疫チームに要請する。防疫チームは、防護服等を着用のうえ、ただちに消毒を実施する。

⑤　避難所運営委員会会長に対し、感染症発生個所への立ち入り禁止措置を指示する。

⑥　広報班と連携し、チラシ・広報車、ケーブルテレビ等により、感染症の発生・拡大防止について、広報を実施する。

（５）消毒の実施

防疫チームは、次の場合に、対策本部と協議のうえ、消毒を実施する。ただし、緊急を要する場合は、ただちに実施するものとする（なお、「感染症の予防及び感染上の患者に対する医療に関する法律」に留意して実施すること）。

①　感染症が発生したとき、発生の予防又はそのまん延防止のため必要と認めるとき。

②　水害により道路溝渠、家屋周辺が不衛生になったとき。
③　家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき。
④　土壌還元によるし尿処理を行うとき。
⑤　そ族、昆虫が大量に発生したとき。
⑥　廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき。

＊消毒の実施にあたっては、次の個所に留意する。
・下痢患者、有熱患者が発生している地域
・収容避難所のトイレ、応急し尿処理場所
・飲料水確保場所
・廃棄物仮置き場
・ねずみ、昆虫等の発生場所
・浸水等により衛生条件が悪い場所や異臭等のする場所

＊消毒範囲が広く、防疫チームのみでは対応が困難な場合は、自主防災組織・ボランティア等に消毒方法を指導のうえ、消毒剤・器材の配布を行う。

＊消毒剤・器材については、環境衛生班は、常に在庫を確認しておくとともに、災害時には、必要量を業者から調達する。

2　衛生活動

（1）被災者に対する衛生指導

環境衛生班は、救助・避難班と連携し、砺波厚生センター防疫担当職員と協力して、避難施設避難者及び被災地域住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗の励行等を指導する。

（2）食中毒の防止

被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視､給食施設の衛生活動について、必要があるときは、砺波厚生センターを通じ知事に対しその実施を要請する。

環境衛生班は、県が実施する衛生活動に協力するものとする。

（3）飲料水（井戸水）の消毒

環境衛生班は、井戸水を飲用に使用するときは、カルキ等による消毒を行い、以後は消毒薬を交付して、市民に自主的に行わせる。また、プール及び防火貯水槽の水をろ過使用する場合は、上下水道班に消毒薬を交付する。

活動としては、主として避難施設、被災地域及び井戸等を巡回して作業を行う。

3　県への協力要請

市長は、疾病調査、感染症患者の隔離、消毒剤・器材及び人員の不足等、市の能力では実施が困難な防疫・衛生活動が生じた場合は、砺波厚生センターを通じて県知事に協力を要請する。

4　食品衛生監視の実施

食品衛生監視については、砺波厚生センターに依頼する。

なお、食品衛生監視の活動は次のとおりである。
・救護食品の監視指導及び試験検査
・飲料水の簡易検査
・冠水した食品関係業者の監視指導
・その他食品に起因する危害発生の防止

5　家庭動物・放浪犬等の保護

災害時には､飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴によ

る問題の発生が予想される。

市は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、富山県砺波厚生センター及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

また、飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。

6　記録及び報告

環境衛生班は、災害防疫日報（その日の患者発生数、防疫作業従事者数、使用器具、使用薬剤、種類別使用量、地区別消毒及び昆虫駆除実施戸数等）を記録し、報告する。

【災害防疫日報】・・・様式集「様式 18」

7　被災者の心のケア

震災のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する診療所や相談所においては、精神保健対策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

また、必要に応じて民生委員児童委員の協力を求めて実施する。

8　実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
救助・避難班	感染症対策活動	１班	医師　１人 保健師　１人 職員　２人	※１ ※２
環境衛生班	消毒活動	１班	防疫指導者　１人 職員　２人	

※１　医師の派遣は、市医師会に要請する。

※２　保健師の派遣は、砺波厚生センターに要請する

9　活動時期の目安

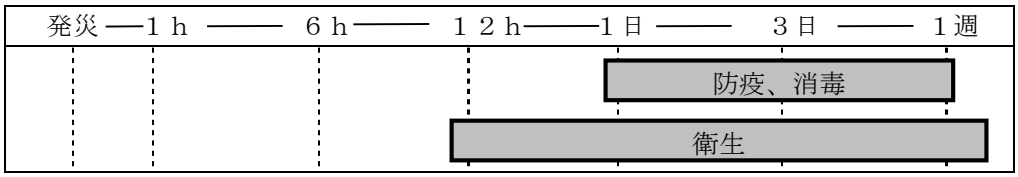

第 22 節　障害物の除去

担当課	社会福祉課、都市建設課、総務課、消防署

災害により生活又は交通の支障となる障害物が生じた場合の除去は、次のとおり実施する。

1　道路、河川等にある障害物の除去

（１）目標

道路交通を緊急に確保する範囲内において実施する。

（２）障害物除去の担当機関

ア　道路、河川等にある障害物の除去はその道路、河川等の維持管理者が行う。

イ　その他の施設の障害物の除去はその施設の所有者又は管理者が行う。

・国道、県道・・・・国土交通省、富山県

・市道　　・・・・小矢部市

・電柱、架線・・・・ＮＴＴ、北陸電力送配電、交通機関

2　住宅内の障害物の除去

（１）除去対象者の把握

救助・避難班は、以下の基準により、住宅内の障害物の除去対象者を把握する。

〔除去対象者〕

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等の除去を行う場合の対象は次の場合に限るもめとする。

①　居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあるもの。

②　自らの資力をもって当該障害物を除去することができない者。

③　住家が半壊した者。

（２）除去

住居内の障害物の除去については、必要最小限の日常生活を営み得る状態にする。

除去に際しては、関係業者等の協力を得て行う。

3　労力、資材、機材の確保

労力、資材、機材は、関係業者等から供給を受けるほか、必要に応じて地区民及びボランティアの協力を得るものとする。また、必要に応じ、自衛隊の派遣を要請する。

4　集積場所

除去した障害物の集積場所は、公用地であって交通並びに市民生活に支障のない場所を原則とする。

ただし、災害の規模が大きい場合は民有地の所有者と協議のうえ、一時集積場所とする。又最終の処理は、第 23 節「廃棄物の処理活動」による。

第 23 節　廃棄物の処理活動

担当課	生活環境課

災害に伴い発生する大量のごみやし尿の処理を、次のとおり、迅速・確実に実施するものとする。

1　実施機関

環境衛生班は、被災地のごみの収集処理及びし尿のくみ取り等を実施する。

2　ごみの収集処理

（1）排出量の推計と収集・運搬・処分実施計画の策定

環境衛生班は、各地域別の被害状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計し、災害に伴うごみの収集・運搬・処分実施計画を策定し、その実施にあたる。

なお、災害に伴うごみとしては、次のものがある。

・災害廃棄物　…道路復旧等による発生材、損壊、焼失による建築物廃材等
・粗大ごみ　…災害により使用できなくなった家具、畳等
・生活ごみ　…ごみ収集の停止により蓄積された生活ごみ、生ごみ等

（2）収集方法

ごみ収集業者に委託し、収集する。当該業者に、ごみ収集車・人員の確保を求め、不足する場合は、処分も含め次の方法により処理する。

①　建設業者、各種団体等の自動車、特殊車の借り上げ使用
②　建設業者による請負
③　民間各種団体への応援要請

なお、収集にあたっては、避難施設の生活ごみ、生ごみ等腐敗性の大きいごみを優先的に収集するものとする。

（3）処分の方法

被災地から排出した廃棄物は一時集積所に集め、最終処理は、埋立て等の方法により処分する。この場合、必要に応じて消毒、覆土等衛生管理の徹底を期するものとする。

ア　ごみの一時集積場所の指定

災害の発生により短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、環境衛生班は、速やかに適切な空き地を確保し、ごみの一時集積所を指定する。

ごみの一時集積所の具体的な選定に際しては、次の点に留意する。

①　他の応急対策事業に支障のないこと
②　環境衛生に支障がないこと
③　搬入に便利なこと
④　後に行う焼却、最終処分に便利なこと
⑤　災害廃棄物の大量発生に対応する一時保管所を確保すること

イ　ごみの一時集積場の管理

次の事項に留意して管理する。

①ごみの飛散防止措置の実施
②消毒等による衛生管理の実施
③分別集積の実施

ウ　避難所ごみ収集体制の整備

環境衛生班は、避難所の衛生確保のため、速やかに、避難所に適切なごみ保管場所を確保するとともに、ごみ収集体制を整備する。

エ　ごみ処理施設の設置

一時集積場から焼却施設、最終処理場への一時的な大量搬入が混乱をきたす場合は、環境衛生班は、家屋解体廃棄物、災害廃棄物等の選別・保管・焼却が適切に処理できる中間処理施設を確保する。

オ　アスベスト対策の実施

損壊家屋の解体・処理にあたって環境衛生班は、住宅班と連携し、アスベストの使用の有無を解体処理業者に確認するよう指示する。

使用されている場合は、アスベストが飛散しないよう、解体・運搬に対策を講じるよう指示するとともに、処分地を指定する。

カ　ごみの焼却・最終処分

一時集積所・中間処理施設のごみは、焼却施設及び最終処分場へ搬出する。

焼却施設は、高岡市及び氷見市の施設に協力を要請する。

最終処分場は、小矢部市不燃物処理場とする。

【ごみ処理施設所在地】・・・資料編「９－２」

（４）事業者による処理

事業による廃棄物の処理は、原則として、事業者自らの責任で行うものとする。

（５）広域的な支援・協力の確保

環境衛生班は、ごみの処理について、収集運搬車両、処理施設等が不足する場合は、県知事に対して、広域的な支援の要請を行う。

（６）市民への周知事項

環境衛生班は、広報班と連携し、次の事項について、市民への周知を図る

①　指定場所への搬入は、原則として住民自らが行うこと。(ただし、困難な場合は市が行う。)
②　住民間の協力体制をつくること（積雪時のごみ収集路の除雪協力等を含む）
③　搬入に際しては分別すること
④　道路上に廃棄物を出さないこと
⑤　災害以外の便乗ごみの排出は行わないこと
⑥　指定場所以外での不法投棄を行わないこと
⑦　ごみ野焼きを行わないこと

３　し尿の収集処理

（１）し尿処理対策

災害の発生に伴う停電、上下水道の使用停止、し尿処理施設の被災等により、通常のし尿処理がストップする場合には、次の対策を講ずる。

ア　仮設トイレの設置

環境衛生班は、リース業者等から、仮設トイレを借り上げ、下水道の使用が不能の地域内にある次の施設から優先的に設置する。

①　指定緊急避難場所（避難が長期間に及ぶとき）
②　指定避難所（避難所内で不足又は使用できないとき）
③　住宅密集地

仮設トイレの設置は、50 人に１基を目標とする。避難が長期化した場合は 20 人に１基を目標とする。

また、仮設トイレに貯溜したし尿の最終処分は、し尿収集業者に委託し、下水道処理施設に搬送する。

イ　容器等への溜め置き指示

最悪の事態では、市である程度の体制が整うまでの間は、容器等への溜め置きを指示する。

その場合の容器、消毒薬剤、回収処理方法について、状況に応じて適切な措置を講ずる。

ウ　バキュームカーの確保
　状況に応じて、関係業者にバキュームカーの確保を求める。
エ　広域的な支援・協力の確保
　環境衛生班は、し尿処理について、バキュームカー、人員等が不足する場合は、県知事に対して、広域的な支援の要請を行う。

（2）市民への周知事項
　環境衛生班は、広報班と連携し、次の事項について市民の周知を図る。
ア　水道施設が復旧しても、下水管のチェックが済むまで水を流さないこと
イ　汚物をごみに混ぜて出さないこと

（3）「し尿処理施設」の早期復旧
　当市のし尿処理は、砺波地方衛生施設組合が管理している「し尿処理施設」で行われている。環境衛生班は、速やかに同施設の安全を確認するとともに、同施設が被災した場合は、同組合に対し、早期復旧を求める。

砺波地方衛生施設組合し尿処理施設所在地：高岡市福岡町土屋 710 TEL 64-2028

4　活動時期の目安

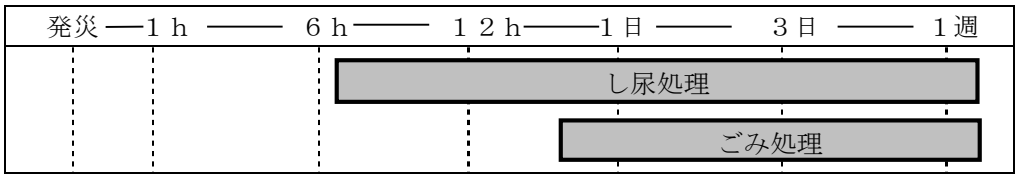

第 24 節　応急住宅対策等

担当課	都市建設課、社会福祉課

震災によって、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として応急仮設住宅の建設を実施する。

1　被災世帯の調査

市(住宅班)は、地震災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な次の調査を実施する。

ア　住宅及び宅地の被害状況

イ　被災地における住民の動向

ウ　応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

2　応急仮設住宅の建設

住宅班は、次により、応急仮設住宅を建設する。

（1）設置方法

ア　設置戸数

被災世帯が必要とする戸数を設置する。

イ　規模・構造及び費用限度額

規模は、１戸当たり 29.7 ㎡とし、構造・費用限度額は、富山県災害救助法施行規則に定める基準とする。

【富山県災害救助法施行規則】・・・資料編「15－５」

【応急仮設住宅仕様基準】・・・資料編「15－６」

なお、必要に応じて、高齢者・障害者等の利用しやすい構造・設備を有す「福祉仮設住宅」を設置するものとする。

（2）設置場所

ア　応急仮設住宅の建設用地は、次の内から災害時の状況により選定する。

①　都市計画公園予定地

②　公園、緑地、広場

③　県有施設敷地内空地

④　市有地

⑤　国有地

災害地の応急措置の用に供するときは国有財産の無償貸与を受けることができる。この場合は、財務大臣あて普通財産の貸付申請の手続きを行う。(国有財産法第 22 条)

イ　ガス、水道、電気等供給施設の布設可能な場所を選定する。

ウ　交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所を選定する。

（3）建設工事

住宅班は、設計・施工監理を行い、市内建築業者に要請し、応急仮設住宅の建設を行う。災害救助法適用後は、応急仮設住宅の建設は、県知事が直接、建設業者に請け負わせる方法で建設する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が実施する。この場合、建設業者の選定にあたっては、一般社団法人富山県建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会に対して協力を要請する。

（４）着工期間

できるかぎり速やかに着工する。ただし、災害救助法適用の場合は、原則として 20 日以内に着工するものとする。なお、災害の状況により着工が困難な場合は、厚生労働大臣（富山県知事経由）の承認を得て延長することができる。

（５）民間賃貸住宅借上げによる供与

ア　県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、市長に委任された場合は市が実施する。

イ　県及び市は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、公益社団法人富山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会富山県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会富山県支部に協力を要請する。

（６）応急仮設住宅の管理

住宅班が管理にあたる。ただし、災害救助法適用後は、県営住宅の管理に準じて県が行い、市はこれに協力する。なお、市長に委任された場合は、市長が実施する。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

３　入居者の選定・賃借契約の締結

救助・避難班は、次により、入居者の選定等を行う。

（１）入居者の選定

応急仮設住宅に収容する入居者は下記アの対象者のうちから、下記イに該当する者で、住宅の必要度の高い者から民生委員児童委員等の意見を聞き選定する。ただし災害救助法が適用された場合は知事が決定し、市長に委任された場合は、市長が決定する。

ア　次のいずれにも該当するもの

①　災害のため住家が全壊（焼）したもの

②　居住する仮住家がないもの

③　自己の力では、住宅を建築することができないもの

イ　アの該当者のうち下記要件を備えているもの

①　生活保護法の被保護者並びに要保護者

②　特定の資産のない失業者

③　特定の資産のない一人親世帯

④　特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者

⑤　特定の資産のない勤労者

⑥　特定の資産のない小企業者

⑦　前各号に準ずる経済的弱者

なお、高齢者・障害者等は優先するものとする。

（２）賃借契約の締結

入居させる際は入居対象者に対し、応急仮設住宅の趣旨、遵守事項等について十分認識させ、「応急仮設住宅使用貸借契約書」を締結さすものとする。

（３）貸与期間

応急住宅貸与期間は建築工事完了の日から２年以内とする。

（４）応急仮設住宅の管理

住宅班が管理にあたる。ただし、災害救助法適用後は、県営住宅の管理に準じて県が行い、市は

これに協力する。なお、市長に委任された場合は、市長が実施する。

4　処分

貸与期間が終了しこれを処分する場合は、小矢部市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例その他の関係例規に定める方法によるものとする。ただし災害救助法に基づく場合は、これを知事に返還するものとする。

5　住宅の応急修理

市（住宅班）は、災害により被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

（１）応急修理対象世帯数の把握

住宅班は、建物の被害調査により、次に示す応急修理対象世帯の数を把握する。

〔応急修理対象世帯〕

応急修理対象世帯住家が半壊（焼）し、日常生活に欠くことのできない部分についての応急修理を自らの資力では行うことができない者（世帯単位）

（２）住宅の応急修理

住宅の応急修理に際しては、建築関係業者等の協力を得て行う。

ア　実施対象者

住家の応急修理の実施対象者の基準は、次のとおりとする。

①　住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことのできない状態にあること。

②　自己の資力では、住家の応急修理ができないこと。

③　修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる見込みのあること。

④　その他応急仮設住宅の対象者に準じる者であること。

イ　実施内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

修理に要する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

ウ　修理の戸数

被災世帯が必要とする戸数を修理する。

エ　修理対象者の選定

住宅班は、救助・避難班と連携し、被災者の生活条件、資料等を勘案して修理対象者を選定する。災害救助法適用後は県が選定し、市長が委任を受けたときは市長が選定する。なお、高齢者・障害者等は優先するものとする。

オ　修理の時期

できるかぎり速やかに着工する。ただし、災害救助法適用の場合は、原則として１ヶ月以内に完了するものとする。なお、災害の状況により着工が困難な場合は、内閣総理大臣（富山県知事経由）の同意を得て延長することができる。

カ　修理の実施

住宅班は、市内建築業者に協力を要請し、現物給付をもって修理を行う。なお、資機材、要員の確保が困難な場合は、一般社団法人富山県建設業協会に応援を要請する。

（３）建築相談所の開設

被害を受けた市民の自主的な補修及び建築を速やかに実施させるため資材等の斡旋及び災害による価格の高騰をさけるため、市役所内に建築相談所を開設する。

6　公営住宅等の斡旋

応急仮設住宅の完成及び住宅の応急修理まで相当の時間がかかる場合は、次の住宅等の入居を斡旋する。

① 市営住宅
② 県営住宅
③ 雇用促進住宅
④ 民間アパート等

7　実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
住宅班	連絡調整	1 班	職員　2 人	
	応急仮設住宅建設 住宅応急修理	2 班	職員　2 人	
救助・避難班	入居者の選定	1 班	職員　3 人	

8　活動時期の目安

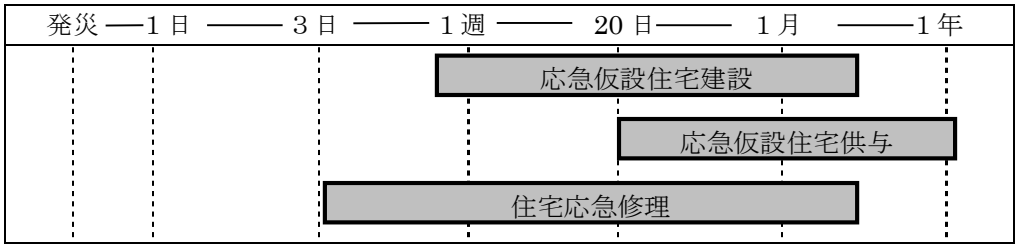

第 25 節　建築物の被害調査・応急危険度判定

担当課	都市建設課、企画政策課、社会福祉課

1　建築物の被害調査

住宅班は、下記により、被害調査を実施する。

なお、本調査にあたっては、二次被害防止のために行う「建築物の応急危険度判定」とは異なることを、被災者に理解してもらうことが必要である。

（1）チームの編成

調査は、関係機関の協力を得て、チームを編成して行う。

判定基準は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。

［災害に係る住家の被害認定基準運用指針］

①または②のいずれかによって判定する	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める損害割合	50%以上	40%以上 70%未満	20%以上 40%未満

【被害認定の流れ】・・・資料編「15－７」

（2）被災者台帳の作成

住宅班は、調査結果に基づき、罹災台帳を作成する。

被災者台帳は、住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設等の資料として活用する。

【被災者台帳】・・・様式集「様式 21」

（3）罹災証明書の発行

調整班は、被災者台帳に基づき、罹災証明書を発行する。

2　建築物の応急危険度判定

地震により多数の建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の生活の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

（1）被災建築物応急危険度判定実施の決定等

①　建築物の被害発生状況を調査し、被災建築物応急危険度判定実施の必要性について判断する

②　被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、災害対策本部内に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する。

（2）被災建築物応急危険度判定の実施方法

被災建築物応急危険度判定は、小矢部市被災建築物応急危険度判定本部業務要領に基づき、以下のとおり実施する。

①　被災建築物応急危険度判定を実施する地域等を確定し、実施について市民に周知するとともに、市内の被災建築物応急危険度判定士に協力を要請する。

②　建築物の被害が広範囲であること等により市内の被災建築物応急危険度判定士等で対応できないと判断した場合は、県に対し支援を要請するものとする。

③　被災した他市町村の判定活動において、県より、当市内在住の判定士の参加を求められた場合は、市から市内在住の判定士へ支援要請を行う。
④　被災建築物応急危険度判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会)」に基づき実施する。
⑤　市職員等の地域の状況に精通した被災建築物応急危険度判定コーディネーターを置き、調査区域の設定、被災建築物応急危険度判定士の班編成等のほか、判定実施に必要な準備作業等を行うものとする。
⑥　被災建築物応急危険度判定作業は、２名以上の被災建築物応急危険度判定士でチームを編成し、被災建築物応急危険度判定コーディネーターから指示された担当区域の調査を実施し、調査結果を建築物の見やすい位置に表示するとともに、必要に応じて建築物使用者等に説明するものとする。
⑦　余震の発生状況等必要に応じて被災建築物応急危険度判定を繰り返し実施する。

【建物の応急危険度判定活動の流れ】・・・資料編「15－８」
【被災建築物の応急危険度判定結果の表示】・・・資料編「15－９」

３　宅地の危険度判定

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による宅地の倒壊から生ずる二次災害を防止し、住民の安全確保を図るため、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地の危険度判定を実施する。

（１）被災宅地危険度判定実施の決定等

①　大地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、宅地判定を要すると認めたときは、その実施を決定し、対象となる区域を定める。
②　宅地判定の実施を決定したときは、災害対策本部に被災宅地応急危険度判定実施本部を設置する。

（２）被災宅地危険度判定の実施方法

被災宅地危険度判定は、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会)」に基づき、以下のとおり実施する。

①　被災宅地危険度判定実施本部長は、職員の被災宅地危険度判定士等で対応できないと判断した場合は、県に対し支援を要請するものとする。
②　被災宅地危険度判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会)」に基づき実施する。
③　被災宅地危険度判定結果の表示は、「擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き（被災宅地危険度判定連絡協議会)」によるものとし、宅地の見やすい位置に表示するとともに、必要に応じて所有者等に判定内容について説明するとともに、危険と認められる場合は立ち入り禁止等の措置をとるものとする。

第 26 節　文教対策

担当課	教育総務課、文化スポーツ課

災害により教育を中断させないために被害を受けた文教施設の応急復旧、応急的教育施設の確保、応急教育の実施等の必要な対策を行う。

1　応急教育に必要な業務

応急教育を実施するために、次の業務を行う。

- 被害状況の把握
  - 児童、生徒、教職員の被害状況(救助・避難班)
  - 教育施設の被害状況(救助・避難班)
- 授業再開の準備
  - 被災施設の修理(救助・避難班→住宅班)
  - 教員の確保(救助・避難班)
  - 学用品の調達(救助・避難班→物資班)

2　児童、生徒、教職員の被害状況の把握

救助・避難班は、災害発生後ただちに児童、生徒、教職員の被害状況を把握し災害対策本部を経由して県教育委員会に報告する。

勤務時間外に災害が発生したときは、教職員は各所属校に参集する。

各学校長（又は教頭）は、参集した教職員の所属、職、氏名を確認し、災害対策本部に報告する。

教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障をきたす場合は、救助・避難班は、県教育委員会との連携のもと、教職員の応援派遣や非常勤講師の任用等の措置を行う。

3　教育施設の被害状況把握

救助・避難班は、速やかに校舎等の教育施設の被害状況を把握し、災害対策本部を経由して県教育委員会に報告する。

4　応急教育の実施場所

救助・避難班は、災害の程度に応じ、おおむね次の表により授業が中絶することがないよう、応急教育実施の実施場所について対策をたてる。

災害の程度	応急教育の実施場所
学校の校舎の一部が、災害を受けた場合	特別教室、余剰教室、屋内体育館
学校の校舎の全部が、災害を受けた場合	①　公民館等の公共施設 ②　隣接学校の校舎
特定の地域全体について、相当大きな災害を受けた場合	①　市民の避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設 ②　応急仮設校舎

なお、教育施設が避難施設として利用されている場合は、救助・避難班が避難住民、地区防災会等と協議のうえ、教育施設の確保を図る。

5　被災教育施設の修理

救助・避難班は、災害の拡大のおそれがなくなり応急教育を実施できる見込みとなった際は、修理の必要な教育施設を選定し、災害対策本部を経由して住宅班に修理復旧を要請する。

また、状況により、被災を免れた公立学校施設の相互利用、プレハブ校舎の建設、他の公共施設の利用を図り、授業の早期再開を図る。

6　教材・教具の確保

県内、県外業者のリストを作り、被害地域に応じた発注体制をとる。

7　教職員の確保

学校内、市教委、県教委段階の調整、指導主事の派遣等により程度に応じて対応策をとる。

救助・避難班は、教職員の被害状況、参集状況を基に教員の適正配置を行い、授業を行える態勢を整える。

8　応急教育の実施

（１）応急教育計画の策定等

ア　校長又は園長（以下「校長等」という。）は、知事又は所管教育委員会と協議のうえ、あらかじめ災害時の応急教育計画（行動マニュアルを含む。）を策定する。

イ　校長等は、災害の発生に備えて、児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る。

（２）応急教育の実施

ア　被害の程度によって臨時休校の措置をとり、対応策として夏休みの振替授業等により授業時間を完全に確保する。

イ　教育環境の悪化により、教育効果が低下することのないよう補修授業等を適宜実施する。

9　学校内・登下校路の安全対策

救助・避難班は、学校長と連携し、学校内並びに登下校路の危険箇所の点検を行い、迂回路の設定等及びその周知徹底により、児童、生徒の安全確保を図る。

10　給食

学校給食については、災害により被害があってもできる限り継続して実施する。

施設破損、炊き出し実施等により完全給食が行えない場合は、業者枠を市内外に拡げ、パン、ミルク給食とする。

11　学用品の支給

（１）給与対象者の把握

救助・避難班は、下表に示す給与対象者を把握する。

［給与対象者］

災害によって住家に被害を受けた小学校児童及び中学校生徒（盲学校・ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ）で学用品をそう失又はき損し、就学に支障をきたしている者。

（２）学用品等の調達

ア　教科書の調達

救助・避難班は、応急教育に必要な教科書について、学校別、学年別、使用教科書別に、その数量をすみやかに調査し、県に報告するとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受けることとする。

また、必要に応じ、市域内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済の教科書の供与を依頼する。

イ　学用品の調達

救助・避難班は、応急教育に必要な学用品についてその種類、数量を調査し、県教育委員会に報告する。

小矢部市において調達可能な学用品は、災害対策本部を経由して物資班に調達を依頼する。

県、私立学校の被災の場合で応援要請があった場合は、支障のない限度において教材等を供与し、県、私立学校の正常授業に協力する。

災害救助法が適用された場合には、知事の委任により市長が同法の規定に基づき学用品の給与を行うが、同法の適用がない場合は、災害の規模、範囲及び被害の程度により教育委員会は同法の基準に沿った学用品を支給する。

（３）学用品等の給与

学校長と緊密に連絡を保ち、各学校長を通じて対象者に、教科書・学用品を給付する。

①　教科書

学校別、学年別、使用教科書別に調査して、給与対象名簿を作成し、配分する。

②　学用品

小、中学生別に配分計画表を作成し、配分する。

イ　支給品目

①　教科書及び教材

ⅰ）教科書

文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書

ⅱ）教材

a　準教科書として使用されているもの（テキスト等）

b　ワークブックとして使用されているもの（補充問題集等）

②　文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、絵筆、画用紙、下敷、定規等

③　通学用品

運動靴、雨傘、カバン、風呂敷、通学用靴等

12　相談窓口の設置

救助・避難班は、市内小中学校内に保護者の相談窓口を開設する。

13　災害救助法が適用された場合

第 19 節　「災害救助法の適用」による

14　文化財の保護

ア　救助・避難班は、国・県・市指定文化財の被害状況を速やかに調査し、その結果を、市災害対策本部及び県知事へ報告する。

イ　被害が発生した場合は、救助・避難班は、その所有者・管理者と協力して必要な対策を講じるものとする。なお、国・県指定文化財の場合は、指定先の指示に従うものとする。

15　実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
救助・避難班	連絡調整 被害状況	１班 １班	職員　２人 職員　３人	
	児童、生徒等被害状況調査	２班	職員　３人	
	教員の確保	１班	職員　２人	
	学用品の調達	１班	職員　２人	
救助・避難班	文化財の保護	１班	職員　２人	

16　活動時期の目安

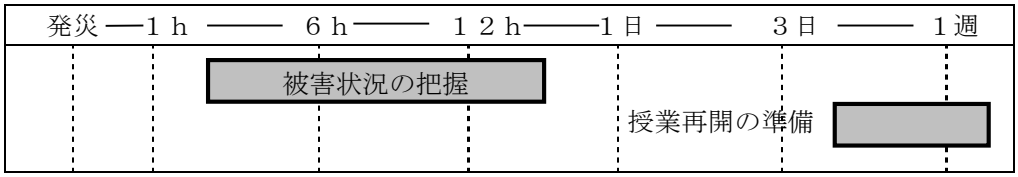

第 27 節　農業対策

担当課	農林課

災害による農地、農業用施設、農作物、家畜、家禽及び林産物に対し、次の応急措置を行い、被害の拡大を防止する。

1　農業用施設及び農作物に対する応急措置

道路班は、土地改良区及び農業協同組合等農業団体の協力を得て、次の施設の被害状況を把握するとともに、二次被害防止のための警戒及び応急措置を行う。

① ため池
② 農業用水及び水門
③ 育苗・乾燥施設等の農業施設
④ 農業用燃料等の保管施設
⑤ 農地

また、農業協同組合及び建設土木業者に要請し、応急工事実施のための資機材の確保等を図る。

【老朽ため池（大規模）一覧表】・・・資料編「４－17」

2　農作物に対する応急措置

市は、災害発生後はすみやかに農業団体の協力を得て、病害虫の発生状況などを把握し、直ちに実態に即した作物別の技術対策をたて、広報活動、団体指導及び必要に応じ個別指導を行う。

3　家畜、家禽等に対する応急措置

道路班は、農業協同組合及び畜産関係諸団体の協力のもとに、稲葉山牧野をはじめ被災地の畜舎の倒壊防止措置、家畜、家禽の速やかな救出及び死亡家畜の円滑な処分・廃用家畜の緊急と殺及び飼養管理、逃走防止等について現地指導を行うとともに、飼料の確保及び患畜被害調査、動物医薬品の確保、防疫指導並びに汚染地域の消毒等を行い、防疫の万全を期す。

また、緊急を要する飼料等については、状況により県に対して放出又は斡旋を依頼するものとする。

4　林業に対する措置

道路班は、富山県西部森林組合の協力を得て森林所有者、苗木生産者、林産物生産者等に対し、倒木、被災苗木、林産物の処理及び病害虫の防除について、技術指導を行うとともに、薬剤、種苗の供給等について県の協力を要請するものとする。

また、地滑り等の発生状況を把握し、被害の拡大防止措置を講ずる。

第 28 節　孤立集落対策

担当課	生活環境課、総務課、消防署、企画政策課、議事調査課

災害の発生に伴う交通手段の寸断等により発生する孤立集落に対して、次のとおり対策を講じる。
【小矢部市内の孤立集落対象危険地区】・・・資料編「12－１」

１　応急対策の概要

孤立集落発生時における応急対策の概要は、下表のとおりとする。

集落での応急対策	市での応急対策
１　住民の安否確認、避難誘導 ・住民の安全確保　など ↓ ２　負傷者等の救助、応急手当 ・防災資機材、救急用品の使用　など ↓ ３　被害状況の把握、市への報告 ・負傷者、住民の安否 ・食料品、ライフラインの状況　など ↓ ４　集落内の避難所等での集団生活 ・集団生活の留意点の確認　など ↓ ５　生活物資の確保、要請、調達 ・必要物資リストの確認　など ↓ ６　集落外部の避難所への集団避難 ※市町村との定期的な連絡 ・状況報告、各種支援要請　など	１　集落の孤立発生の確認 ・アクセス道路等の被災状況 ・集落基本台帳の確認　など ↓ ２　集落代表者との通信連絡 ・負傷者、住民の安否　など ↓ ３　負傷者等の救出救助の実施、要請 ↓ ４　県への状況報告 ・負傷者、住民の状況　など ↓ ５　集落へのアクセス道路、ライフラインの確保の要請 ↓ ６　集落への生活物資の搬送や要請 ↓ ７　二次災害予防対策の実施や要請 ↓ ８　集落内外への避難等の必要性検討（避難指示等） 集落外の避難所の確保、対応要請 ※集落代表との定期的な交信 ・県への定期的な状況報告

※各応急対策は、同時に対応しなければならない場合がある

２　応急対策の実施方法

（１）通信連絡の確保と調査員の派遣

環境衛生班は、孤立集落の自治会長等と通信連絡手段の確保に努める。（衛星携帯電話が配備された集落は、その活用を図る。）

通信途絶地域に対しては、消防署と連携し、消防団員等による調査隊を現地に派遣する。調査員は、衛星携帯電話を携行する。また、協定に基づき、ドローン取扱者に調査への協力を要請する。

地滑りの発生等により山間部の徒歩に危険が伴う場合は、調整班が県（消防課）に要請し、ヘリコプターによる調査員派遣を行う。また、状況によっては県を通じ自衛隊の協力を要請する。

（2）被害実態の把握及び救出救助の実施、要請

環境衛生班は、孤立集落の自治会長等または調査隊からの被害状況の報告をとりまとめ、本部に報告する。この場合、次の点に留意する。

ア　住民の避難状況及び死傷・傷病者の発生状況（人数・容態等）
イ　ヘリコプターの発着可能場所
ウ　医師等の現地派遣の要否
エ　要配慮者の状況（各態様別人数等）
オ　食料、飲料水等の状況

状況により、消防署と連携し、速やかに負傷者等の救出救助活動を行う。

なお、ヘリコプターによる救出救助を要する場合は、調整班が県（消防課）へ要請する。また、状況によっては県を通じ自衛隊の協力を要請する。

（3）生活物資（食料等）の搬送、要請

孤立集落への食料、飲料水等の搬送について、道路状況により車での接近が困難な場合等は、必要に応じて、調整班が県へヘリコプターを要請する。また、状況によっては県を通じ自衛隊の協力を要請する。さらに、協定に基づきドローン取扱者に協力を要請する。

（4）ライフラインの応急復旧による生活基盤の確保

孤立地区の当面の生活基盤を確保するため、電気の復旧、仮設道路等の開設による輸送路の確保を実施する。

第 29 節　義援金品の受付・配分

担当課	会計課、社会福祉課、総務課

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金品の受付及びこれらの配分等は、次により適切に行う。

1　義援金品の受付・保管

（１）義援金の受付・保管

市に直接寄託された義援金は、市役所会計課窓口において、物資班が受け付け、寄託者に領収書を交付するとともに、受払簿を作成する。

物資班は、指定金融機関の会計管理者名義の預金口座に 一時預託し、安全かつ確実な保管を図る。

（２）義援物資の受付

市に直接提供された義援物資は、クロスランドセンターにおいて、物資班が受け付け、提供者に受領書を交付するとともに、義援物資の受入リストを作成し、これを保管する。

避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受け付け後、物資班に引き継ぐ。

【義援金品領収書】・・・様式集「様式 22」

（３）義援金品の受付場所の周知

物資班は、広報班と連携し、義援金・義援物資の受付場所の周知を図る。

［義援金品の流れ］

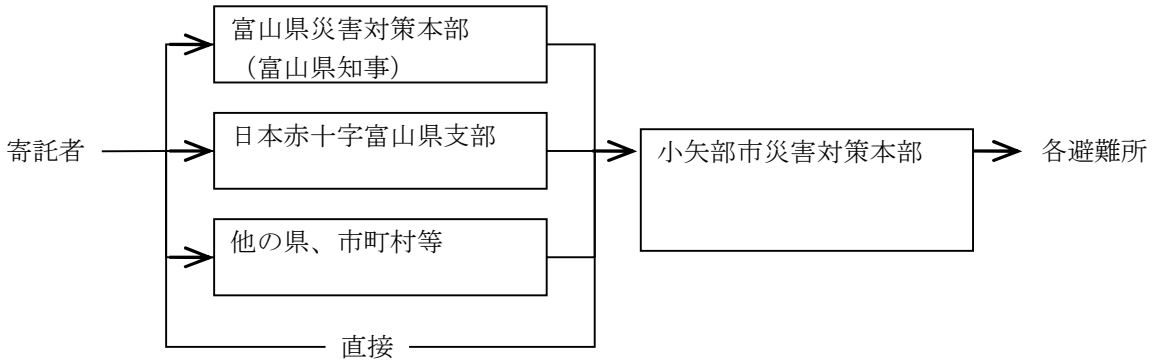

※　特例

新聞社、放送局、銀行等が口座等を指定して義援金を募集する場合は、特例として別のルートを設ける場合がある。（例：阪神大震災）

2　義援金品の募集

災害の状況によっては、物資班は、義援金品の募集を行う。

募集にあたっては、県、日本赤十字社富山県支部、富山県共同募金会に連絡するとともに、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求める。

また、市ホームページ、ケーブルテレビ、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ一般市民に呼びかける。

（１）義援金の募集

郵便局及び銀行振り込みを原則とし、振込金融機関名、口座番号、口座名義人を公表する。

（２）義援物資の募集

送り先及び募集する物資リストを公表する。

送付の際には、以下の点に留意するよう併せて依頼する。

①　リスト以外の物資は送付しないこと

情報等に基づき、収容避難所や被災地別に適正な配分を行う。また、民間輸送業者やボランティア及び自治会の協力のもと、収容避難所、被災地への輸送、被災者への配布をすすめる。

第 30 節　災害警備及び市民消費生活の安定

担当課	総務課、生活環境課

被災地域における治安の維持と市民生活の安全を護るため、警察機関が行う警備活動に対し、必要な協力を行う。

1　災害警備

（１）実施機関

災害現場における犯罪の予防及び取締り等の治安対策は、富山県警察本部、小矢部警察署が、防災関係機関並びに防犯組合員等と協力して実施するものとし、市（総務班）は、迅速な情報交換などにより積極的に協力する。

（２）警備体制

大震災が発生した場合は、富山県警察本部に大震災警備本部を、小矢部警察署に署大震災警備本部を確立する。なお、必要に応じて現地警備本部を設置する。

（３）任務と活動

警備活動として、おおむね次の各号に掲げることを行う。

① 災害情報の収集、伝達等に関すること
② 被災者の救出、避難の指示、警告、避難誘導に関すること
③ 行方不明者の捜索・手配等に関すること
④ 災害による死体の検分（検視）及び身元不明死体の身元調査に関すること
⑤ 被災者の移送･緊急物資の輸送の確保や警戒区域の設定等に伴う交通規制及び交通指導に関すること
⑥ 被災地の犯罪の予防と捜査に関すること
⑦ 市町村長等の災害応急措置に対する協力等に関すること
⑧ 災害に伴う治安広報に関すること
⑨ 危険個所の実態把握及び警戒
⑩ 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助
⑪ その他治安上必要な事項

【小矢部警察署災害警備用装備資機材】・・・資料編「15－10」

2　市民消費生活の安定

災害後の市民の消費生活の安定を図るため、環境衛生班は、県消費生活センターと連携し、次の対策を実施する。

① 市内商店の営業状況の把握
② 生活関連物資の価格調査、需給動向調査及び監視
③ 収容避難所、被災地等での消費生活相談所の開設及び消費生活対策の広報
④ 悪質商法の発生が認められる場合には、警察等との連携を密に行い、監視を強化する。

第 31 節　ライフライン施設の応急復旧

担当課	企画政策課、議事調査課、総務課、上下水道課

電力、ガス、上下水道、通信の各ライフライン施設が被災した場合、都市機能に多大な被害を与え、住民の生活にも深刻な影響を与えるおそれがある。このため、ライフライン関係機関は、災害時における活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら、できるかぎり早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとする。

1　電力施設の応急復旧

停電が発生した場合は、調整班は、北陸電力高岡支店及び北陸電力送配電富山支社が設置する非常災害復旧に係る対策本部組織との連携のもと、次により迅速な復旧を推進するものとする。

（1）応急復旧の優先順位

北陸電力及び北陸電力送配電は予め定めた応急復旧の優先順位に基づき、電力の復旧にあたる。早急な復旧が困難な場合は、発電車等で応急送電する。

①　第一順位

病院等医療機関、市災害対策本部設置予定施設（市庁舎、総合保健福祉センター、クロスランドセンター)、市消防署、国県の関係機関、避難所、福祉避難所

②　第二順位

住宅密集地域

（2）要員確保

北陸電力及び北陸電力送配電は、被害状況に応じ県内はもとより石川、福井の社員に加え北陸電気工事株式会社、富山県電気工事工業組合等に協力要請する。

更に、必要に応じて他電力へ応援要請する。

（3）資材確保

北陸電力及び北陸電力送配電は、当社管内の保有機材の融通を受ける。

更に、必要に応じて他電力へ融通要請する。

（4）情報提供と広報

北陸電力及び北陸電力送配電は、市災害対策本部（調整班）に対し、停電状況、復旧作業の状況等を迅速に情報提供するとともに、住民に対し同社の広報車や報道機関等を通じて広報を行う。広報班は、必要に応じ、市広報媒体を利用した広報などにより協力する。

2　通信施設の災害対策

電気通信網の復旧については、ＮＴＴ西日本富山支店に早期復旧を要請する。

災害により被災した電信電話施設は、ＮＴＴ西日本富山支店が応急復旧を実施するものとする。

また、携帯電話事業者に対して、通信施設の早期復旧を要請する。

3　水道施設の災害対策

（1）応急復旧対策

ア　基本方針

①　応急復旧は、原則として上下水道班の監督のもとで施工業者によって行う。

②　取水、導水施設の被害は、配水機能に大きな影響を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。

③　配水管路及び給水装置の復旧順位は、送水管と配水管を最優先し、次に給水管へと適切な情

報把握と実情に即した判断のもとに配水調整を行い、断水区域を限定したうえ応急復旧を実施する。

④　把握した被害状況をもとに、所要資器材、復旧工程等を策定した復旧計画を確立する。

イ　復旧計画のあらまし

①　復旧計画に基づいて、復旧資材の手配等の出動準備を行う。

②　施工業者に出動要請を行う。

③　応急復旧は、次により行うほか、別に定める復旧要領に基づいて行う。

ⅰ）応急復旧は本復旧を原則とし、これが困難なときは、仮設配管等による仮復旧とする。

ⅱ）施工にあたっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を勘案し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

ⅲ）施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない漏水等の軽微な被害は二次的に扱う。

ⅳ）応急復旧完了後、ただちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行って速やかに通水する。

（２）広報

発災後の広域的な広報が必要な場合は、上下水道班は広報班に実施を要請する。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急対策の進捗状況にあわせてそのつど決定する。

市内の一部地域を対象とする広報は、上下水道班が、広報車による路上広報等を行う。

4　下水道施設の災害対策

下水道管渠については、地殻の変動、沈下、亀裂等により、損傷を生じていることが想定されるので、汚水、雨水の疎通、排除に支障のないように応急措置を行う。

（１）応急対策の実施

ア　上下水道班は、下水道関連業者に対し、速やかに復旧工事を要請する。

イ　資材、工器具、移動式ポンプ等資材の必要量の確保に努めるとともに、災害の規模、程度により必要な場合は、国・他の地方公共団体、建設業者に対して資機材及び人員の応援を求める。

ウ　下水道管渠の損傷により出水のおそれのある場合は、当該区域の下水設備使用停止措置を行うほか、土のう等により施設設備の浸水をくい止めるものとする。

（２）防疫体制

下水道管渠、処理施設の損傷による環境衛生低下のおそれがある場合は、第 21 節「防疫・衛生活動及び被災者の心のケア」を準用するものとする。

（３）広報

上水道の広報に準じる。

（４）下水道施設の防災体制

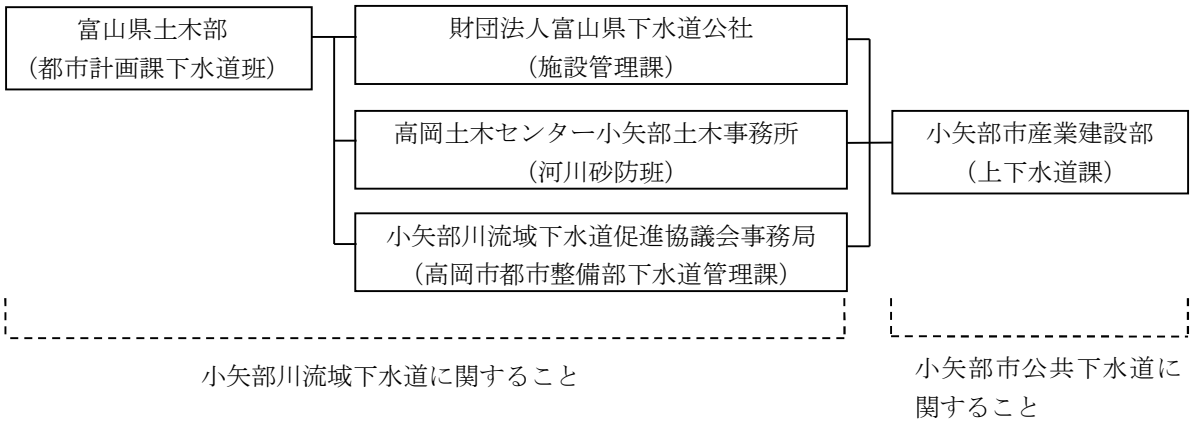

５　ＬＰガスの復旧

（１）災害時広報

地震に伴うＬＰガス事故の多発が予想されるときは、県及び（一社）富山県エルピーガス協会とともに、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。

（２）安全確保と復旧

調整班は、各施設及び世帯のＬＰガス設備の点検及び危険設備の撤去・補修等による安全確保と復旧を、（一社）富山県エルピーガス協会小矢部支部に要請する。

６　鉄道施設の災害対策

災害により被災した鉄道施設は、あいの風とやま鉄道(株)石動駅が応急復旧を実施するものとし、災害応急対策については、同駅防災内規の定めるところによるものとする。

７　高速道路施設の災害対策

災害により被災した高速道路施設は、中日本高速道路株式会社金沢支社が応急復旧を実施するものとし、復旧動員体制の応急対策については、同支社防災業務要領の定めるところによる。

８　郵政業務施設の災害対策

小矢部市内各郵便局は、災害が発生した場合は、それぞれの防災業務実施内規の定めるところにより郵政業務の運行確保に努めるものとする。

第２編　震災編

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　災害復旧・復興計画の目的及び概要 …… 301
第２節　災害市民相談 …… 302
第３節　被災者のメンタルケア …… 304
第４節　公共施設の災害復旧 …… 305
第５節　民間施設等の災害復旧資金対策 …… 307
第６節　被災者への生活援護 …… 308
第７節　復興の基本方針 …… 313

第１節　災害復旧・復興計画の目的及び概要

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建及び社会経済活動の迅速な回復をめざすとともに、より災害に強い安全なまちづくりをめざす。

本章の主な概要は次のとおりである。

１　生活安定のための心の支え

第２節は、市民の生活の安定、生活再建支援のための生活相談の実施について、第３節では、メンタル対策について記述し、その方策を示している。

２　公共施設の災害復旧

第４節では、公共施設の災害復旧について記述し、その方策を示している。

３　災害復旧・生活再建のための資金援助等

第５節では、民間施設等の災害復旧資金対策について記述し、その方策を示している。

第６節では、被災者の生活支援策のための災害援護資金等の貸付、生活福祉資金の貸付け、災害弔慰金の支給その他について記述している。

４　防災まちづくり

第７節では、復興の基本方針について記述し、その方策を示している。

〔災害復旧・復興計画の体系〕

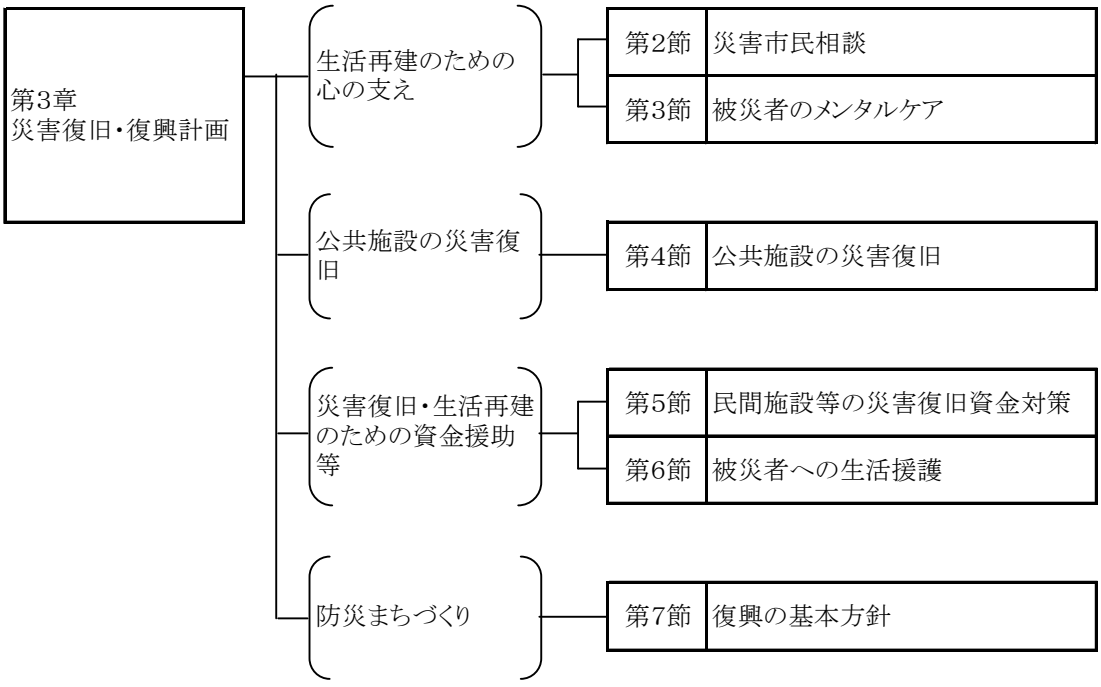

第２節　災害市民相談

担当課	生活環境課、総務課、社会福祉課、企画政策課

１　被災者のニーズの把握及び相談所の開設

環境衛生班は、自主防災組織、自治会、民生員児童委員等を通じて、被災者のニーズ把握に努める。

また、災害の状況により、相談所を開設し、被災市民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係機関に連絡し早期解決を図る。

相談所は、状況に応じ、総合相談所と現地相談所の２種類とする。

なお、状況により、避難所等に相談所が設置できないときは、各避難所の責任者が相談等に応ずるものとする。また、必要に応じ、巡回相談を行う。

２　相談所の開設場所及び開設時期・広報

総合相談所は、原則として、総合保健福祉センター内に設置する。

現地相談所は、原則として、避難施設内に設置する。

また、開設時期は、災害発生による避難がおおむね終了後なるべく早期とし、開設後は、広報班と連携し、相談窓口設置の広報を行う。

３　相談業務の内容

災害市民相談所において取り扱う相談内容は、次のとおりとする。

相談内容によっては、相談者を適切に各専門機関へつなげることとする。

（１）総合相談所

①	行方不明者の捜索
②	ライフラインの復旧
③	廃棄物の処理
④	住宅（仮設住宅、空家情報）
⑤	医療、衛生
⑥	心の悩み
⑦	家電製品、家具の不具合
⑧	雇用、労働
⑨	教育（学校等）
⑩	福祉（障害等）
⑪	生活資金融資等
⑫	生業資金融資等
⑬	税の減免
⑭	法律（借家等）
⑮	生命保険・損害保険
⑯	罹災証明書
⑰	火災関係証明書
⑱	外国人（母国との連絡等）

（２）現地相談所

現地相談所は、総合相談所と連絡を取り合い、可能な範囲で対応する。

＊小矢部消防署は、消防相談にあたる。

＊罹災証明書は、被災者台帳に基づき、調整班が総合相談窓口で発行する

４　相談員の確保

環境衛生班は、市民相談体制を確立するため、国・県の担当部局、県・市社会福祉協議会、業界団体、ボランティア等の協力を得て、相談員の確保を図る。

女性の相談員の配置に配意する。

また、市関係部門班はそれぞれの担当分野において協力するものとする。

５　実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
環境衛生班	連絡調整	１班	職員　２人	
救助・避難班	〃	１班	職員　１人	

６　活動時期の目安

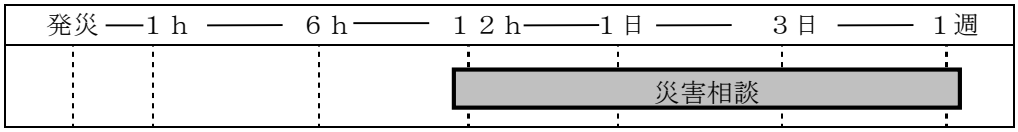

第３節　被災者のメンタルケア

担当課	健康福祉課

災害などで心が傷ついた状態を、心理学では心的外傷後ストレス症候群（ＰＴＳＤ）と呼んでいる。
災害時の恐ろしさが忘れられず、過度の緊張状態が続くことなどが原因で不眠や集中力の欠如、吐き気、頭痛などの症状が出て、放置しておくと、精神に重大な支障を及ぼすことがある。
このため、次により、被災者のメンタルケア対策に取り組むとともに、広報により、その周知を図る。

１　「メンタルケア」相談・診療窓口の設置

県砺波厚生センターと連携をとり、砺波厚生センター小矢部支所及び避難施設等に「メンタルケア」相談・診療窓口を設置し、被災者のメンタルケアを行う。

２　避難所巡回相談の実施

県砺波厚生センターと連携をとり、保健師等による避難所巡回相談を実施し、罹災者のメンタルケアを行う。

３　電話相談窓口の設置

県砺波厚生センター小矢部支所と連携し、24 時間対応の相談窓口を設置する。

４　小中学校の児童・生徒へのカウンセリング

県教育委員会と連携し、小中学校にカウンセラーを適切に配置する。

第４節　公共施設の災害復旧

担当課	各関係課

災害により被災した公共施設の復旧は、応急措置を講じた後、施設ごとの災害復旧事業の実施責任者において、迅速に実施するものとする。

１　災害復旧事業計画

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

（１）公共土木施設災害復旧事業
　ア　河川公共土木施設災害復旧事業
　イ　砂防設備災害復旧事業
　ウ　林地荒廃防止施設災害復旧事業
　エ　道路公共土木施設災害復旧事業
（２）農林業施設災害復旧事業
（３）都市災害復旧事業
（４）上下水道災害復旧事業
（５）公営住宅災害復旧事業
（６）社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業
（７）病院、医療施設災害復旧事業
（８）学校施設災害復旧事業
（９）社会教育施設災害復旧事業
（10）文化財災害復旧事業
（11）その他の公共物災害復旧事業

２　激甚災害の指定促進

災害が発生した場合は、すみやかに公共施設の災害の実態を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるように努めるものとする。

【激甚災害指定基準】

（１）適用条項（適用措置）
　激甚法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）

（２）指定基準
　次の①又は②の要件に該当する災害。ただし、当該施設の被害見込額が 5,000 万円以下の場合は除外。
　①　激甚法第５条の措置が適用される激甚災害
　②　農業被害見込額
　　当該年度の全国農業所得推定額の 1.5%であることにより激甚法第８条の措置が適用される激甚災害
　　ただし、上記に該当しない場合でも、水産業共同利用施設に係るものについては、当該災害による漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次の③又は④の要件に該当する災害。ただし、水産業共同利用施設の被害見込額が 5,000 万円以下の場合は除外。
　③　漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設)の被害見込額
　　当該年度の全国漁業所得推定額の 0.5%
　④　漁業被害見込額
　　当該年度の全国漁業所得推定額の 1.5%であることにより激甚法第８条の措置が適用される激

甚災害

【激甚災害指定の手続きの流れ】・・・資料編「15－11」
【激甚災害指定基準】・・・資料編「15－12」

３　緊急災害査定の実施

災害が発生した場合は、すみやかに公共施設の災害実態を調査し、災害査定の緊急な実施が容易となるように所要の措置を講じ、復旧事業の迅速を期するように努めるものとする。

４　災害復旧にともなう財政援助及び緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担する財源を確保するための所要の措置を講じ、復旧事業の早期実施がはかられるようにするものとする。

災害復旧資金の緊急需要が生じた場合において、災害つなぎ資金の確保に努めるものとする。

【災害復旧事業に関する国の財政援助】・・・資料編「15－13」

５　災害復旧技術員の確保

市長は、災害復旧にあたり被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、被災をまぬがれた市町村又は県及び行政機関へ職員の派遣を要請し、技術員の確保を図るものとする。

なお、必要に応じて、公益社団法人全国防災協会の「災害アドバイザー制度（災害復旧技術専門家派遣制度）」を活用し、専門家の指導・助言を得るものとする。

第５節　民間施設等の災害復旧資金対策

担当課	農林課、商工立地振興課、都市建設課

被災した民間施設の早期復旧を図るため必要な復旧資金、復旧資材等について斡旋指導を行うとともに、住宅の復旧資金、生業資金等の融資の斡旋等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努めるものとする。

１　農林漁業復興資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林魚業者の組織する団体に対し、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）、(株)日本政策金融公庫法により融資する。

（１）天災融資資金（天災融資法）

ア　融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

イ　激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

（２）株式会社日本政策金融公庫資金

株式会社日本政策金融公庫資金は、施設の復旧、経営再建及び収入減補填等に必要な農林漁業災害復旧資金及び自作農経営の維持に著しい支障が生じた農業者に対する自作農維持資金を融資する。

２　中小企業復興資金

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別市費預託等により施設の復旧に必要な資金並び事業費の融資が行われる。これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう要請する。

（１）日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害復旧貸付制度」適用を促進するため、関係機関に対し要請を行う。

（２）地元一般銀行等金融機関に対し、中小企業融資の特別配慮を要請し協力を求める。

３　住宅復興資金

住宅金融支援機構の融資のあっせんを次のとおり行う。

（１）個人住宅建設資金特別貸付け

ア　地すべり等関連住宅融資

なだれ、地すべり又は崖崩れ等により、人体、生命に危険を及ぼすおそれがある地域内に居住している者が、当該地域外に移住する場合に貸し付ける。

市長は、「災害危険地域内に居住し、当該地域外に移住する旨の証明書」を発行するものとする。

（２）災害復興住宅融資

被災地における滅失家屋の状況を調査し独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅融資の融資適用に該当するときは、被災者に対し当該融資が円滑に行われるよう、借入手続等を指導するものとする。

第６節　被災者への生活援護

担当課	社会福祉課、商工立地振興課、都市建設課、税務課、教育総務課

被災者の居住並びに職業を確保し、生活の安定を図るために、次の措置を取るものとする。

１　災害援護資金等の貸付

災害により住家等に被害があった場合、災害救助法の適用時は、生活の立て直しの資金として、小矢部市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害援護資金を貸し付ける。また、同法の適用に至らない小災害時には、生活福祉資金の活用を図る。

（１）災害援護資金の貸付［担当：社会福祉課］

地震等の災害により、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸付ける。

貸付対象	地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯でその世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 １人　220 万円 ２人　430 万円 ３人　620 万円 ４人　730 万円 ５人以上　730 万円に世帯人員が１人増すごとに 30 万円を加算した額
貸付金額	対象被害及び限度 （１）世帯主が負傷した世帯 ①　家財、住居の損害なし　150 万円 ②　家財の損害あり　250 万円 ③　住居が半壊　270 万円 ④　住居が全壊　350 万円 （２）世帯主が負傷しない世帯 ①　家財の損害あり　150 万円 ②　住居が半壊　170 万円 ③　住居が全壊　250 万円 ④　住居が滅失・流出　350 万円 （３）住居が半壊、全壊の被害を受け、住居を建て直す場合にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合 ①　世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯　350 万円 ②　世帯主の負傷がなく ア　住居が半壊の世帯　250 万円 イ　住居が全壊の世帯　350 万円 （注）①　世帯主の負傷 全治１ヶ月以上の要療養負傷 ②　家財の損害 その家財の価格のおおむね１／３以上の損害
貸付条件	（１）据置期間　３年（特別５年） （２）償還期間　据置期間経過後７年（特別５年） （３）償還方法　年賦、半年賦又は月賦 （４）貸付利率　年３％以内で市長が定める率

（２）生活福祉資金の貸付［担当：小矢部市社会福祉協議会（社会福祉課）］

災害により被害を受けた低所得世帯等における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉協議会が民生委員児童委員、小矢部市社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付けを行う。

①　災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

ア　貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

イ　貸付限度額 150 万円以内

ウ　償還期間 ６月以内の据置期間（災害の状況に応じて２年以内）経過後７年以内

エ　利 率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年 1.5％

②　災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費

ア　貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

イ　貸付限度額 250 万円以内

ウ　償還期間 ６月以内の据置期間（災害の状況に応じて２年以内）経過後７年以内

エ　利率無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年 1.5％

【生活福祉資金貸付けの内容】・・・資料編「15－14」

（３）母子寡婦福祉資金の貸付け［担当：富山県母子寡婦福祉会（社会福祉課）］

災害により被害を受けた母子・寡婦世帯に対して、母子及び寡婦福祉法により、貸付を行なう。

【母子寡婦福祉資金貸付けの内容】・・・資料編「15－15」

（４）富山県勤労者生活資金融資制度［担当：北陸労働金庫（商工立地振興課）］

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対して、生活の復旧に必要な資金の貸付を行なう。

２　災害弔慰金等の支給

（１）災害弔慰金の支給

市長は、地震等の災害により市民が死亡した場合には、遺族に対して災害弔慰金を支給する。（小矢部市災害弔慰金の支給等に関する条例）

また、地震等の災害により身体又は精神に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。（小矢部市災害弔慰金の支給等に関する条例）

ア　災害弔慰金の支給［担当：社会福祉課］

受給遺族の範囲・・・配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（ただし、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合で、かつ、死亡した者と同居又は生計を同じくしていた者に限る）

イ　災害障害見舞金の支給［担当：社会福祉課］

地震等の災害により負傷し、又は疾病にかかり、精神又は身体に障害を受けた市民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

支給額	①　生計維持者の場合　250 万円 ②　その他の者の場合　125 万円
対象となる障害の程度	①　両眼が失明したもの ②　咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤　両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥　両上肢の用を全廃したもの ⑦　両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧　両下肢の用を全廃したもの ⑨　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

（２）被災者生活再建支援金の支給

【支給対象】

①　対象となる自然災害

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害(同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した市町村の区域に係る自然災害

イ　10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

ウ　100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害

エ　ア又はイに規定する被害が発生した市町村以外の市町村(人口 10 万未満のものに限る)の区域であって、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

オ　隣接県においてアからウまでに規定する被害のいずれかが発生した場合における当該県に隣接する県内の市町村(人口 10 万未満のものに限る)の区域であって、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

カ　ウ又はエに規定する被害が発生した都道府県が２以上ある場合における県内の市町村(人口 10 万未満のものに限る。)の区域であって、５(人口５万未満の市町村にあっては、２)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

②　支給対象世帯

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ　災害による被害が発生する危険な状況が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（(３)において「大規模半壊世帯」という。）

【支給金額等】

③　支給金額等

ア　県は被災世帯となった世帯の世帯主に対し、申請に基づき被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行う。

イ　被災世帯(その属する者の数が１である世帯(オにおいて「単数世帯」という。)を除く。以下(３)において同じ。)に対する支援金の額は、100 万円(大規模半壊世帯にあっては、50 万円)に、当該被災世帯が次に掲げる世帯の区分であるときは、当該各区分に定める額を加えた額とする。

①　その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200 万円

②　その居住する住宅を補修する世帯 100 万円

③　その居住する住宅(公営住宅法第２条第２号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯 50 万円

ウ　イの規定にかかわらず、被災世帯が同一の自然災害によりイの①から③までのうち２以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100 万円(大規模半壊世帯にあっては、50 万円)にイの①から③までに定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

エ　イ及びウの規定にかかわらず、当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯であって被災者生活再建支援法施行令第３条第１項各号に定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、同条第２項及び第３項に定める額とする。

オ　単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、イからエまでの規定を準用する。この場合において、イ及びウの規定中「100 万円」とあるのは「75 万円」と、「50 万円」とあるのは「37 万 5,000 円」と、イの規定中「200 万円」とあるのは「150 万円」と、エの規定中「300 万円」とあるのは「225 万円」と読み替えるものとする。

３　市税の減免等

被災者に対し、税務課は、地方税法及び市条例により租税等の徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じ適時適切に講じる。

（１）市税の納税緩和措置

ア　納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

①　災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

②　その他の場合、被災納税義務者等による申請があったときは、災害がおさまった後２か月以内に限り、市長が納期限を延長する。

イ　徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に１年以内の延長を行う。

ウ　滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

エ　減免

被災した納税義務者に対し、該当する各種目について次により減免を行う。

税目	減免の内容
個人の市民税 （個人の県民税を含む）	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	
特別土地保有税	災害により、区画又は形質が変化し、著しく価値を減じた土地について、被災の程度に応じて減免を行う。

（２）保育料・幼稚園授業料の減免

災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて減免を行う。

４　郵便物の特別取扱い

災害が発生した場合、公衆の被災状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業にかかる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

災害発生時には、日本郵便株式会社は必要に応じ、次の事業を実施する。

（１）被災地あての小包郵便料金・救助用現金書留郵便物の料金免除

（２）郵便はがき等の無償交付　…１世帯あたり通常ハガキ５枚、郵便書簡１枚

（３）災害関係電報料金の免除又は後払い等の措置実施

（４）災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情によるときは、被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替及び郵便年金、保険金、貸付金等の一定金額以内の非常即時払い、ならびに保険料、年金掛金の特別払込猶予等

（５）被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除

５　公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は消失した低額所得の被災者に対する住宅対策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図るものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める入居基準に該当するときには、災

害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるように努めるものとする。

６　職業のあっせん

被災者が災害のため収入の途を失い、他に就職する必要が生じた場合は、関係機関に協力を要請し、その実情に応じて適職、求人の開拓を行い、広く就職の機会を求める等の方法による職業のあっせんを行うものとする。

７　生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、次の措置を講じるものとする。

（１）生活保護法に基づく保護の要件を具備した被災者に対しては、その困窮の程度に応じて最低生活を保証し生活の確保を図る。

（２）被保護世帯が災害のため家屋の補修等を必要とする場合で、災害救助法の適用がなかったときは、関係機関等に補修費等の支給を要請する。

８　被災者台帳の作成

市（調整班）は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

９　罹災証明書の発行

罹災した世帯の生活再建復興のための各種施策の手続きには、被災した事の証明が必要であるため、罹災証明書を発行する。

（１）発行手続き

罹災証明書の発行事務は、調整班において取り扱う。

罹災証明書の発行は、被災者の申請に基づき、被災者台帳を確認することにより行う。

なお、被災者台帳で確認できないときは、申請者の立証資料をもとに客観的な判断で行う。

（２）証明の範囲

罹災証明書の発行は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

ア　人的被害

①　死亡
②　行方不明
③　負傷

イ　物的被害

①　全壊、全焼、流失
②　半壊、半焼
③　一部損壊、床上浸水、床下浸水
④　その他の物的被害

（３）証明手数料

罹災証明書の証明手数料は、小矢部市手数料条例の定めるところによる。

【罹災証明書】・・・様式集「様式 20」

第７節　復興の基本方針

担当課	全課

震災により被災した地域の復旧・復興においては、民生安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心で安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

また、被災した場合に、迅速かつ円滑な復旧・復興を図る長期的復興計画を作成するため、復興対策の研究や他県の先進事例を調査するものとする。

（１）復興計画の作成

大規模な災害により甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

（２）防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、避難路、緊急避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

第３編　風水害・火災編

第１章　災害予防計画

第１節　災害予防計画の基本方針･･･ 351
第２節　台風・大雨による浸水の予防 ･･･ 352
第３節　土砂災害の予防 ･･･ 355
第４節　台風、季節風災害の予防 ･･･ 358
第５節　火災の予防 ･･･ 359
第６節　危険物等災害予防計画 ･･･ 360
第７節　農林災害の予防 ･･･ 362
第８節　文化財等災害予防計画 ･･･ 364
第９節　要配慮者の安全確保と体制の整備･･･ 365
第 10 節　自主防災体制の整備 ･･･ 365
第 11 節　防災教育・研修 ･･･ 365
第 12 節　防災訓練･･･ 366
第 13 節　災害対策本部等の体制の整備･･･ 367
第 14 節　動員体制の整備 ･･･ 367
第 15 節　気象予報及び降雨情報等の収集伝達体制の整備･･･ 368
第 16 節　災害情報等の収集報告体制の整備･･･ 369
第 17 節　災害通信体制の整備 ･･･ 369
第 18 節　災害広報体制の整備 ･･･ 369
第 19 節　災害救助法等の習熟 ･･･ 369
第 20 節　避難活動体制の整備及び孤立集落の予防･･･ 369
第 21 節　救出体制の整備 ･･･ 369
第 22 節　緊急輸送体制の整備 ･･･ 369
第 23 節　食料供給・備蓄体制の整備 ･･･ 369
第 24 節　給水体制の整備 ･･･ 370
第 25 節　被服等生活必需物資供給体制の整備･･･ 370
第 26 節　医療救護体制の整備 ･･･ 370
第 27 節　防疫・保健衛生体制の整備 ･･･ 370
第 28 節　廃棄物処理体制の整備 ･･･ 370
第 29 節　災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備･･･ 370

第１節　災害予防計画の基本方針

災害予防計画とは、災害の発生を未然に防止するための計画をいう。本計画では、
①「安心安全なまちづくり」
②「防災を担うひとづくり」
③「効果的な応急対策活動のための平常時の措置」
の３つに分けて策定するものとする。

（１）安心安全なまちづくり

風水害時における浸水、土砂災害及び火災対策をすすめるためには、河川の改修、排水路・公共下水道（雨水）の整備、急傾斜地の崩壊防止工事、消防水利の整備充実、老朽木造住宅密集市街地の解消を図る等により、安心安全なまちづくりを進めることが必要となる。

本災害予防計画においては、第２節「台風・大雨による浸水の予防」、第３節「土砂災害の予防」、第４節「台風、季節風災害の予防」、第５節「火災の予防」について、記述し、その対策を示している。

（２）防災を担うひとづくり

大規模な風水害には市職員だけでは対応できないため、防災を担うひとづくりが必要となる。一方、「自分の命は自分で守る」自主防災意識の向上も重要である。

本災害予防計画においては、第 10 節「自主防災体制の整備」で自主防災組織の育成について、第 11 節「防災教育・研修」でより充実した防災教育や研修について、第 12 節「防災訓練」でより実践的な防災訓練の実施について記述し、その対策を示している。

（３）効果的な応急対策活動のための平常時の措置

災害が発生した場合に展開される応急対策活動を効果的に行うためには、平常時から準備しておかなければならない。

本災害予防計画においては、災害が発生した場合に展開される応急対策活動を効果的に行うために第 13 節「災害対策本部等の体制の整備」から第 29 節「災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備」において、その対策を示している。

第２節　台風・大雨による浸水の予防

担当課	都市建設課、農林課、上下水道課

１　目的

小矢部市では、梅雨期と秋の長雨期に大規模な水害がたびたび発生している。

この時期は、雨が多く、河川の水位はかなり上昇しているので、渋江川、子撫川、横江宮川をはじめとする中小河川流域で集中豪雨が降ると、警戒水位を突破して洪水を招きやすい。従って、河川の改修、排水路・公共下水道（雨水）の整備等により、台風・大雨による浸水の予防を図る。

２　方策

浸水予防
- 水防危険箇所の指定等
- 浸水想定区域の周知
- 河川の防災対策（河川等の整備）
- 排水路の防災対策（公共下水道（雨水）の整備）
- ため池の整備
- 道路及び橋梁の防災対策
- 監視警戒体制の整備及び水位情報の伝達

３　水防危険箇所の指定等

【重要水防区域及び水防上の注意箇所】

区分	箇所数	摘要
重要水防箇所 河川　国管理 県管理	 ２河川　47 箇所 ３河川　９箇所	洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもので、その重要度によって、Ａ：水防上最も重要な区間、Ｂ：水防上重要な区間、要注意区間の３ランクに分類される。
水防上の注意箇所	取入堰、床固５箇所 橋梁１箇所	洪水等の際、河川に危険を及ぼすおそれのある河川工作物

【重要水防箇所】･・・資料編「４－15」

【水防上の注意箇所一覧表】･・・資料編「４－16」

４　浸水想定区域の周知

（１）ハザードマップの活用等による浸水想定区域の周知

ア　小矢部市内における浸水想定区域は、以下の河川流域に指定され、範囲は浸水想定区域図に示されている。

河川管理者	水系名	河川名	所管事務所
国土交通省	小矢部川水系	小矢部川	富山河川国道事務所
富山県	小矢部川水系	小矢部川	砺波土木センター
		岸渡川	高岡土木センター
		子撫川	小矢部土木センター
		横江宮川	
		渋江川	
		旅川	砺波土木センター

イ　浸水想定区域及び周辺住民については、ハザードマップ（平成 18 年３月作成、平成 21 年３月修正）の配布や説明会の開催、広報の活用、現地掲示板、パンフレット等により、当該地域が浸水危険区域であることを周知する。

ウ　ハザードマップを作成する際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することとする。

（２）浸水想定区域内の要配慮者利用施設

ア　浸水想定区域内に、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定める。

【浸水想定区域内における要配慮者利用施設】・・・資料編「７－７」

イ　名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該計画を作成し、又は当該自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市長に報告する。

市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

５　河川の防災対策（河川等の整備）

本市最大の小矢部川は、順次改修工事が進められているが、その他、中小河川も含め、これからも積極的に未改修部分の改修事業・堆積土砂の除去等を国、県に要請し、河川の防災対策を促進するものとする。

また、水防管理者は、水防計画に基づき、関係河川、堤防等を巡視し点検を行い、異常な兆候の早期発見に努めるものとする。また、出水等異常時には、応急活動を実施することができるよう、平常時から体制を整えておくものとする。

６　用排水路の防災対策（公共下水道（雨水）の整備）

（１）下水道の整備

【都市下水路】・・・資料編「２－11」
【公共下水道（小矢部川流域下水道関連)】・・・資料編「２－12」
【小矢部公共下水道（雨水)】・・・資料編「２－13」
【小矢部市下水道計画図】・・・資料編「２－14」

７　ため池の整備

（１）現況

防災重点ため池数 20 箇所　老朽ため池数 123 箇所

（２）事業計画

市及び関係機関は、防災重点ため池及び老朽ため池について実態を調査把握し、農村地域防災減災事業により、防災重点ため池及び老朽ため池の危険箇所の整備を推進するものとする。

市は、防災重点ため池について、地域防災計画に位置付けるとともに、ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

また、ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な兆候の早期発見に努めるものとする。また、出水等異常時には、応急活動を実施することができるよう、平常時から体制を整えておくとともに貯水制限等の措置を講じておくものとする。

【防災重点ため池及び老朽ため池（大規模）一覧表】・・・資料編「４－17」

８　道路及び橋梁の防災対策

災害時の交通確保（避難路、物資の輸送路等）のため、道路改良をはじめ、冠水想定箇所の整備、橋梁補修などの道路整備を、関係機関とともに計画的に進める。

９　監視警戒体制の整備及び水位情報の伝達

浸水危険区域に対し、異常風雨又は河川の水位が上昇したときに、迅速的確な巡視警戒を行えるよう、国・県に監視設備の充実を要請するとともに、市における監視体制を整えておく。

また、円滑な避難を確保するため、浸水危険区域の要配慮者及び住民に対する水位情報の伝達方法を定めておく。

なお、河川情報（洪水予報・水防警報等含む）の通信連絡系統については、本編第２章第８節「水防計画」「２通信連絡系統」のとおりとする。

第３節　土砂災害の予防

担当課	都市建設課、農林課

１　目的

本市の西側山間地には、多数の土砂災害危険箇所が点在しており、豪雨時等の土砂災害の発生の危険性が高い。

そのため、土砂災害の未然防止や、一旦災害が発生した場合の被害軽減を図るため、土砂災害危険箇所の調査を実施し、その実態を把握するとともに、崩壊防止工事を実施するほか、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害予防措置を推進する。

２　方策

方策
- 土砂災害危険箇所の調査・把握
- 土砂災害危険箇所の周知
- 予防措置の指導
- 移転の推進
- 崩壊防止工事の実施
- 監視警戒体制の整備
- 情報伝達・避難体制の整備

３　土砂災害危険箇所の調査・把握

市及び関係機関は連携して、指定区域以外の地域も含め、危険箇所の範囲、土地利用の状況、災害予防工事の施工状況、世帯数、施設等の実態を調査し、最新の状況を把握する。

４　土砂災害危険箇所の周知

危険箇所周辺の住民等に対して、土砂災害ハザードマップの配布や説明会の開催、活用及び災害広報、現地掲示板、パンフレット等により、当該地域が危険箇所であることを周知する。

（１）土砂災害危険区域（危険箇所）の指定状況

ア　急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流

区　　分	箇所数	摘　　要
急傾斜地崩壊危険箇所（Ｉ）	134 箇所	急傾斜地（傾斜度 30 度以上、高さ５ｍ以上の土地）の崩壊により人家５戸以上、又は公共施設等に被害をおよぼすおそれのある箇所
地すべり危険箇所 国土交通省分 林野庁分 農林水産省構造改善局分	58 箇所 20 箇所 33 箇所 5 箇所	土地の一部が地下水等に起因してすべる現象、又はこれを伴って移動する現象・被害を及ぼすおそれのある箇所
土石流危険渓流（Ｉ）	40 箇所	土石流による人家５戸以上、又は公共施設等に被害を及ぼすおそれのある渓流

【災害危険地域一覧表】･・・資料編「４－１」
【急傾斜地崩壊危険区域指定地】･・・資料編「４－２」

【地すべり及び急傾斜地崩壊危険箇所図】･・・資料編「４－３」
【地すべり危険箇所（国土交通省所管)】･・・資料編「４－４」
【急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面所管)】･・・資料編「４－５」
【地すべり発生危険地区（林野庁所管)】･・・資料編「４－６」
【地すべり危険箇所（農村振興局所管)】･・・資料編「４－７」
【砂防指定地】･・・資料編「４－８」
【土石流危険渓流】･・・資料編「４－９」

イ　山地災害危険箇所

区　　分	箇所数	摘要
崩壊土砂流出危険地区	37 箇所	山地にかかる荒廃渓流及び荒廃の可能性が濃厚な渓流
山腹崩壊危険地区	24 箇所	自然現象により発生した山腹崩壊地（山くずれ）又は荒廃移行地

【崩壊土砂流出危険地区】･・・資料編「４－10」
【山腹崩壊危険地区】･・・資料編「４－11」

（２）土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況

県知事により、指定された区域は、次のとおりである。

【急傾斜地の崩壊に関する土砂災害警戒区域・特別警報区域】･・・資料編「４－12」

５　土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、次の事項を定める。

ア　土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達に関する事項
イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
ウ　市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
エ　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある状況で当該施設利用者の円滑・迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、これらの施設の名称・所在地及び土砂災害に関する情報並びに予報・警報の伝達に関する事項
オ　救助に関する事項
カ　警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

６　予防措置の指導

市は、危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し、維持管理の徹底と、危険を及ぼすような施設の管理に対し、保安措置を講ずるよう行政指導を行う。

なお、国土交通省の方針に沿って、家屋が５戸未満の傾斜地についても、危険箇所に準ずる区域として、宅地化を未然に防ぐよう行政指導する。

７　移転の推進

市長は、急傾斜地崩壊危険区域等の災害危険区域として指定され、建築基準法に基づく居住の用に供する建物の建築行為の禁止若しくは制限を受ける住宅を対象にがけ地近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図るものとする。

８　崩壊防止工事の実施

崩壊防止のため、山地保全の促進を図り、急傾斜地防止対策事業（擁壁工、法覆工等）及び治

山事業（土留工、集水井工等）を実施する。

９　監視警戒体制の整備

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、適切に住民の避難指示等の判断等を行える体制を整備する。

※県は、土砂災害の急迫した危険が予想される危険降雨量に達した区域について、避難指示等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市町村の長に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令の参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

（１）土砂災害警戒情報の受信体制の整備

国や県からの土砂災害緊急情報を適時的確に受信できる体制を整える。

（２）巡視体制

連続降雨や集中豪雨などで災害が発生するおそれがある場合は、市、消防機関及び自主防災組織等は、それぞれの危険区域について巡視を行い、危険区域の状況等（地表水、湧水、亀裂、立木の傾倒、人家への危険度、住民及び滞在者の把握）の状況把握に努める。

10　情報伝達・避難体制の整備

危険区域の住民に対して、高齢者等避難、避難指示等を伝達する手段を予め定めるとともに、避難の場所及び避難方法について周知徹底を図り、避難体制の確立に努める。

第４節　台風、季節風災害の予防

担当課	都市建設課、農林課

台風、季節風による災害予防は、強風に対応できる堅牢な施設の整備をすすめるとともに、状況の変化に即応できるよう、気象情報の正確かつ迅速な把握体制を整えるものとする。

１　風による災害予防

フェーン現象に伴う大火災の防止並びに強風による被害の防止に重点を置き、次の措置を講ずるものとする。

（１）火災予防措置

本章第５節「火災の予防」によるものとする。

（２）電力、通信等の災害予防措置

ア　電力施設

北陸電力㈱となみ野営業所及び北陸電力送配電㈱となみ野配電センターは、施設の耐風化の推進及び保安体制の強化に努める。

イ　電信電話施設

伝送路設備を保有する電気通信事業者は、電気通信の耐風化とその整備に努める。

（３）家屋の倒壊防止及び緊急避難体制の確立

家屋その他の建築物の倒壊防止をするための措置は、それぞれの家屋等管理者が行うものとする。家屋の倒壊の危険が予想される場合の避難体制の確立を図るものとする。

（４）立木・街路樹対策

立木・街路樹自体が受ける被害（倒れ、幹折れ、傾斜）のほか、樹木が電線を切ったり壊す場合も多く、道路等管理者は、平常時から枝おろし、支柱等の手入れ等の措置を講ずる。

（５）農作物対策

台風等の強風は、農作物に被害を与えるため､応急的な災害対策等を農業協同組合等を通じ、常時指導し、農作物の被害の軽減を図るものとする。

第５節　火災の予防

第２編「震災編」第１章第４節「地震火災の防止及び土砂災害の予防」を準用する。

第６節　危険物等災害予防計画

担当課	小矢部消防署

1　目的

地震災害時には、危険物・有毒物は急激で広範囲の火災、爆発、漏洩拡散等をひきおこし、市民の生活、生命に重大な影響が発生するおそれがあり、また水害時には、漏洩、混触発火の可能性が、市街地大火の際には、誘爆等も考えられ、社会的影響は大きい。

従って、危険物施設、放射物質施設、高圧ガス施設及び毒物劇物施設に対して関係法令、消防法に基づく立入り検査を実施し、保安施設等の不備欠陥事項を改善させるとともに、訓練の実施を指導し、地震による火災及び大量放出の未然防止、発生時の防除を図る。

2　方策

方策
- 石油類施設等対策
- 高圧ガス製造、貯蔵、販売所対策
- 火薬類及び毒物、劇物製造、販売所対策

3　石油類施設等対策

（１）現況

市内における石油類施設等は、次のとおりである。

【石油類施設一覧表】･・・資料編「４－21」

【簡易ガス施設一覧表】･・・資料編「４－22」

（２）事業計画

法令に基づく立入検査を実施し、施設及び貯蔵について取扱いの技術上の基準に適合した維持管理を指導し、災害予防に努める。特に管理面においては、危険物保安監督者等による自主災害予防態勢の確立を図り、対象事業所の従業員に対する保安教育及び施設の自主点検を強力に推進する。

4　高圧ガス製造、貯蔵、販売所対策

（１）現況

施設の現況は、次のとおりである。

【高圧ガス製造、貯蔵、販売所一覧表】･・・資料編「４－25」

（２）事業計画

〔小矢部消防署〕

①　施設の実態を把握し、防災対策について指導する。

②　教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。

③　防災上の必要に応じ立入検査を実施し、防災設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等により自主的保安体制の確立及び推進を図る。

〔小矢部警察署〕

①　施設の実態把握に努めるとともに、効果的な防災対策を研究する。

②　署員に対し、高圧ガスに関する知識の普及徹底を図る。

③　防災上特に必要と認められる施設に対しては、係員を派遣して防災施設対策等について調査を実施し、災害防止上必要な事項について指導する。

５　火薬類及び毒物、劇物製造、販売所対策

（１）現況

施設の現況は、次のとおりである。

【火薬庫並びに販売、製造所】･・・資料編「４－23」

【毒物劇物製造、販売所等】･・・資料編「４－24」

（２）事業計画

〔小矢部消防署〕

①　必要に応じて立入検査等を実施して施設の実態を把握し、防災上必要な事項について指導する。

②　防火管理者等に消防計画を整備するよう指導する。

〔小矢部警察署〕

①　関係機関に対し、毒物劇物保管貯蔵施設箇所の周知徹底を図る。

②　保管貯蔵庭設の実態を把握し、災害発生時の避難誘導、広報活動等の措置を講じられる体制の確立を図る。

〔砺波厚生センター小矢部支所〕

①　毒物、劇物営業者、業務上取扱者に対し、登録基準に適合した施設を維持させ、その保有量に対応した貯蔵設備を設けさせる。

②　営業者等に対し、毒物劇物の流出等によって住民の生命及び保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに厚生センター、警察官又は消防署に連絡させることを徹底する。

③　緊急事態発生の通報を受けたときは、速やかに関係機関への連絡を行なうとともに、防災上通切な措置を講じられる体制の確立を図る。

④　シアン化合物を業務上取扱っている業態及び沸化水素・酸・アルカリ等を大量に使用している業態の把握に努め、これらに対し重点的に指導する。

⑤　薬局等に対し、可燃性薬品、毒物、劇物の保管設備について、盗難及び防火上適切な措置を講ずるよう指導する。

【危険物貯蔵・取扱施設一覧表】･・・資料編「４－26」

第７節　農林災害の予防

担当課	農林課

１　目的

本市は、米作を中心とした県内有数の農業生産地域であり、目標生産量の安定確保がきわめて重要である。風水害、雪害等の災害や病虫害の多発により作柄が大きく変動しないよう、平常時からの綿密な指導、情報の早期伝達及び農業施設の整備等を進めるものとする。

また、本市の丘陵地域には、宮島杉を代表とする植林地が広域にあり、風水害、雪害による林業災害に備えた指導、情報の早期伝達を図るものとする。

２　方策

- 方策
  - 農業対策
    - 農業施設に対する措置
    - 農作物に対する措置（農作物の指導改善）
    - 家畜に対する措置
  - 林業対策
    - 林業施設に対する措置
  - 農業共済制度の推進

３　農業対策

（１）農業施設に対する措置

ア　湛水防除

湛水による被害を未然に防止するため、湛水防除事業を実施し、排水機構の改善、排水機の増強及び排水路の改善等を行う。

イ　老朽ため池の補強改良

老朽化したため池の補強改良工事を実施し、漏水による被害を防止する。

ウ　農道の側溝・法面の整備

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備を図る。

エ　農地保全

農産物の安定生産及び生産性向上のため、ほ場整備等改良を進めていくとともに適切な維持管理に努めるものとする。

オ　農用施設の補強

ハウス、農舎、その他共同利用農用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の指導をする。

（２）農作物に対する措置（農作物の指導改善）

気象情報に留意して常に予防の措置を講ずる。農作物の風水害等予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置ならびに対策を指導するものとする。

ア　水稲

市場性の高い品種に作付が集中するため、収穫前の災害発生は、農業経営に大きな影響を与えることが多く、作付にあたっては適切な作付比率等の指導を図るものとする。

イ　水稲以外の作物

耐雪、耐湿性を持つ抵抗力のある作物の作付及び栽培管理・排水条件整備等の指導を行なうものとする。

（３）家畜に対する措置

伝染病の発生防止のため畜舎・鶏舎等内外の整備、予防接種、駆除消毒等の徹底とともに、施設については、特に家畜舎の骨組みの強化、さらに耐雪、融雪化及び水害等による浸水を防ぐため排水施設の整備等の指導を行なうものとする。

なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

４　林業対策

（１）林業施設に対する措置

林道ならびに、治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設をあらかじめ調査、補強を行う等、適正措置を実施する。

（２）森林に対する措置

風害・雪害による、倒木、折本の被害発生を防ぐため関係機関とともに、指導を行なうものとする。

５　農業共済制度等の推進

農業共済等の加入を促進し共済制度の充実を図り、災害に強い農林業経営の育成に努めるものとする。

第８節　文化財等災害予防計画

担当課	文化スポーツ課、小矢部消防署

国・県・市指定文化財の建造物については、文化財の所有者に対して、政令に基づき消防用設備等の設置を図り火災への防護措置をとるよう指導を行う。

【市内文化財一覧表】･・・資料編「15－17」

第９節　要配慮者の安全確保と体制の整備

第２編「震災編」第１章第 22 節「要配慮者の安全確保と体制の整備」を準用する。

第 10 節　自主防災体制の整備

第２編「震災編」第１章第 21 節「自主防災体制の整備」を準用する。

第 11 節　防災教育・研修

第２編「震災編」第１章第 24 節「防災教育・研修」を準用する。

第 12 節　防災訓練

第２編「震災編」第１章第 23 節「防災訓練」を準用するほか、以下のとおりとする。

1　水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、洪水ハザードマップを活用し、自主防災組織、自治会、水防団（消防団）、関係機関等の協力のもと、各地域の特性に応じた水防訓練を実施する。

また、近隣市町村との連合により、広域洪水を想定した訓練を実施する。また、国・県や防災機関の開催する訓練に積極的に参加する。

（１）実施時期

できるだけ、梅雨期や秋の長雨の前など、最も訓練効果のある時期に配意して実施するものとする。

（２）実施地域

河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施するものとする。

（３）訓練項目

ア　観測（水位、雨量、風速）
イ　情報伝達（気象情報、高齢者等避難、避難指示等）
ウ　避難所開設
エ　避難誘導（要配慮者を含む）
オ　動員（水防団、消防団、居住者の応援）
カ　輸送（資材、機材、人員）
キ　工法（各水防工法・土のうづくり、杭打積土俵工・その他水防工法全般）
ク　樋門、角落としの操作
ケ　避難、立退き（危険区域居住者の避難）
コ　応急救護

第 13 節　災害対策本部等の体制の整備

第２編「震災編」第１章第５節「災害対策本部等の体制の整備」を準用する。

第 14 節　動員体制の整備

第２編「震災編」第１章第６節「動員体制の整備」を準用する。

第 15 節　気象予報及び降雨情報等の収集伝達体制の整備

担当課	総務課、小矢部消防署

1　目的

気象官署から発せられる大雨注意報・警報等及び本市や関係機関において観測された降雨情報等は、風水害時の応急対策を行う上で重要である。

特に、平成 20 年７月の南砺市の集中豪雨では、小矢部川上流の降雨状況も把握することの必要性を改めて認識したところである。

そのため、これらの情報等の収集伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。

2　方策

方策
- 観測機器の充実
- 情報活用能力の向上
- 関係機関との情報収集伝達体制の整備

3　観測機器の充実

水防活動・避難指示等を科学的に判断し、迅速かつ的確な対応が行えるよう、市独自で雨量計を備えるとともに、国・県その他の機関に要請し、観測機器の充実に努める。

（１）雨量計

市内における雨量計の所在地（設置場所）は、以下のとおりである。

【雨量計の所在地（設置場所)】･・・資料編「３－３」

（２）水位観測所

市内における河川の水位観測所は、以下のとおりである。

【水位観測所及び基準水位一覧表】･・・資料編「３－４」

（３）流量観測所

市内における流量観測所は、以下のとおりである。

【流量観測所及び基準流量一覧表】･・・資料編「３－５」

4　情報活用能力の向上

観測機器等から入手した雨量情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結び付けられるよう、情報の読み取り・判断能力を研修、自己研鑽により向上させるものとする。

5　関係機関との情報収集伝達体制の整備

正確かつ迅速な情報収集伝達を行うため、日頃から気象官署等の関係機関との連絡体制を整備する。

気象官署	富山地方気象台	住　所	富山市石坂 2415
		連絡方法	電話：076−432−2332
関係機関	(一財)日本気象協会富山営業所	住　所	富山市石坂 2415−4
		連絡方法	電話：076−441−9142
富山県	防災・危機管理課	住　所	富山市新総曲輪 1−7
		連絡方法	電話：076−444−3187

第 16 節　災害情報等の収集報告体制の整備

第２編「震災編」第１章第７節「災害情報等の収集報告体制の整備」を準用する。

第 17 節　災害通信体制の整備

第２編「震災編」第１章第８節「災害通信体制の整備」を準用する。

第 18 節　災害広報体制の整備

第２編「震災編」第１章第９節「災害広報体制の整備」を準用する。

第 19 節　災害救助法等の習熟

第２編「震災編」第１章第 10 節「災害救助法等への習熟」を準用する。

第 20 節　避難活動体制の整備及び孤立集落の予防

第２編「震災編」第１章第 11 節「避難活動体制の整備及び孤立集落の予防」を準用する。

第 21 節　救出体制の整備

第２縞「震災編」第１章第 12 節「救出体制の整備」を準用する。

第 22 節　緊急輸送体制の整備

第２編「震災編」第１章第 13 節「緊急輸送体制の整備」を準用する。

第 23 節　食料供給・備蓄体制の整備

第２編「震災編」第１章第 14 節「食料供給・備蓄体制の整備」を準用する。

第 24 節　給水体制の整備

第２編「震災編」第１章第 15 節「給水体制の整備」を準用する。

第 25 節　被服等生活必需物資供給体制の整備

第２編「震災編」第１章第 16 節「被服等生活必需物資供給体制の整備」を準用する。

第 26 節　医療救護体制の整備

第２編「震災編」第１章第 17 節「医療救護体制の整備」を準用する。

第 27 節　防疫・保健衛生体制の整備

第２編「震災編」第１章第 18 節「防疫・保健衛生体制の整備」を準用する。

第 28 節　廃棄物処理体制の整備

第２編「震災編」第１章第 19 節「廃棄物処理体制の整備」を準用する。

第 29 節　災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備

第２編「震災編」第１章第 20 節「災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備」を準用する。

第３編　風水害・火災編

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策計画の目的及び概要……401
第２節　避難警戒体制の確立……402
第３節　避難の指示等、避難所の開設等……409
第４節　気象予報・降雨情報等の収集伝達……415
第５節　風水害・火災の災害情報等の収集報告……419
第６節　災害通信……421
第７節　災害広報……422
第８節　水防計画……427
第９節　風水害時における消防団の活動……437
第 10 節　土砂災害対策……439
第 11 節　消防計画……443
第 12 節　救出・救助活動……445
第 13 節　自衛隊の派遣要請依頼……445
第 14 節　広域応援要請依頼……445
第 15 節　交通規制……445
第 16 節　医療救護……445
第 17 節　公共施設等の応急復旧……445
第 18 節　緊急輸送……445
第 19 節　遺体の捜索、処理、埋葬……445
第 20 節　飲料水等の供給……446
第 21 節　食料の供給……446
第 22 節　緊急生活物資の供給……446
第 23 節　災害救助法の適用……446
第 24 節　災害ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保……446
第 25 節　防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施……446
第 26 節　障害物の除去……446
第 27 節　廃棄物の処理活動……446
第 28 節　応急仮設住宅の建設……447
第 29 節　住宅の応急修理……447
第 30 節　文教対策……447
第 31 節　農業対策……447
第 32 節　孤立集落対策……447
第 33 節　義援金品の受付・配分……447
第 34 節　災害警備及び市民消費生活の安定……447
第 35 節　ライフライン施設の応急復旧……447

第１節　災害応急対策計画の目的及び概要

災害応急対策計画とは、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、住民の生命・身体の保護を第一義とし、あわせて防災施設の保護、住民の財産の保護、社会秩序の維持を目的とする。

その主な概要は次の通りである。

１　水防活動、土砂災害対策活動、消防活動

風水害・火災時の応急対策活動は、活動内容別に分類すると、河川の氾濫等に対処する「水防活動」、地すべり・土砂崩れ等に対処する「土砂災害対策活動」、火災に対処する「消防活動」の３つに分けられる。

それぞれの活動に共通する内容を除き、活動毎に、第８節で「水防計画」、第 10 節で「土砂災害対策」、第 11 節で「消防計画」について記述し、その対策を示している。

２　避難警戒体制の確立及び情報の収集連絡

風水害・火災時にあっても、まず避難警戒体制を確立し情報の収集連絡を行う。

第２節で「避難警戒体制の確立」、第４節で「気象予報・降雨情報等の収集伝達」、第５節で「風水害・火災の災害情報等の収集報告」について記述し、その対策を示している。

３　人命の救助

情報を収集した後は、その情報に基づき、避難、救助・救急、医療、消火活動等人命の確保を最優先で行う。

第３節で「避難の指示等、避難所の開設等」、第 12 節で「救出・救助活動」、第 13 節、第 14 節で自衛隊その他への応援要請について、第 16 節で「医療救護」について記述している。

４　被災者への生活支援

人命の確保活動に続いて被災者への生活支援（食料、水、被服・寝具等生活必需品の供給等）を行う。

第 20 節から第 22 節まで「飲料水等の供給」、「食料の供給」、「緊急生活物資の供給」について記述し、第 28 節及び第 29 節で「応急仮設住宅の建設」及び「住宅の応急修理」、第 35 節で「ライフライン施設の応急復旧」について記述し、その対策を示している。

５　その他

当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持等の活動を行う。

第 25 節で「防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施」、第 34 節で「災害警備及び市民消費生活の安定」について記述し、その対策を示している。

第２節　避難警戒体制の確立

担当課	全課

災害発生直後において、迅速なマンパワーの結集と被害規模等の情報の収集、その情報に基づく組織的な活動により、被害の拡大の防止を図ることが重要である。

そのため、応急対策活動を講ずるための指揮命令系統の確立に向けた災害対策本部の設置・市民団体等への応援要請の手順等、避難警戒体制の確立について次のとおり定める。

１　風水害における市の配備体制・基準等

風水害における市の配備体制は次のとおりとする。（◇＝待機、☆＝担当職員自動参集、○＝状況に応じて参集、◎＝自動参集）

配備体制	配備基準	参集職員・場所	備考（主な活動等）
警戒準備配備	①大雨、洪水、強風の注意報が１つ以上発令	◇総務課及び関係課（農林課、都市建設課、上下水道課、消防署）担当職員 ↓ ・勤務時間内＝課内で待機 ・勤務時間外＝自宅又はすぐに参集できる場所で待機	・気象情報、水位情報等の収集 ・連絡体制の確認
第１警戒配備 ［責任者：総務課長］ ［副責任者：都市建設課長］	①大雨、洪水、暴風の警報が１つ以上発令 ②水防団待機水位に達したとき ③市内で震度３の地震が発生	☆総務課及び関係課（農林課、都市建設課、上下水道課、消防署）担当職員 ↓ ・勤務時間内＝課内で待機 ・勤務時間外＝本計画の指定場所に自動参集	・気象情報、水位情報等の収集 ・河川の巡視 ・連絡体制の確認 ・水防団待機
第２警戒配備 ［責任者：総務部長］ ［副責任者①：産業建設部長］ ［副責任者②：民生部長］	①大雨、洪水、暴風の警報が１つ以上発令され、危険な状態が予想されるとき ②大雨、洪水、暴風等による被害発生が特定の地区に予想されるとき ③氾濫注意水位に達したとき ④市内で震度４の地震が発生	◎総務部長、産業建設部長、民生部長 ◎総務課及び関係課（農林課、都市建設課、上下水道課、消防署）の課長・職員 ↓ ・勤務時間内＝課内で待機 ・勤務時間外＝本計画の指定場所に自動参集 ○関係課以外の課長・職員 ↓ 状況に応じて本計画の指定場所に参集	・気象情報、水位情報等の収集 ・河川の巡視 ・非常配備に移行できる体制準備 ・③＝水防団出動 ・該当地区自主防災会長への連絡 ・該当地区に対する「注意喚起」の広報 ・避難所開設準備 ・避難誘導準備

配備体制	配備基準	参集職員・場所	備考（主な活動等）
非常配備 ［災害対策本部］ ［本部長：市長］ ［副本部長①：副市長］ ［副本部長②：教育長］	①大雨、洪水、暴風の警報が１つ以上発令され、危険な状態が継続し、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 ②大雨、洪水、暴風等による被害が局所的に発生したとき又は市内で震度５弱以上の地震が発生したとき。 ③次のいずれかの場合 ・避難判断水位に達し、かつ、引き続き水位上昇が見込まれるとき ・その他大雨、暴風等により、要配慮者の避難が必要と認めるとき ④次のいずれかの場合 ・はん濫危険水位に達したとき ・土砂災害警戒情報が出されたとき ・その他大雨、暴風等により避難が必要と認めるとき ⑤氾濫危険水位を越え、なお水位が上昇し、洪水の危険が迫っているとき	◎全職員 ↓ 本計画の指定場所に自動参集 担当活動を開始。	・気象情報、水位情報等の収集 ・河川の巡視 ・被災状況の把握 ・業務継続計画発動の検討及び災害時組織体制への移行検討 ・非常配備の諸活動 ・警戒区域設定（必要とみとめられたとき） ・③＝高齢者等避難を発令 ・避難所の開設（自主避難受け入れ） ・要配慮者の避難誘導体制準備 ・該当地区自主防災会長、自治会長への連絡 ・④＝避難指示を発令 ・避難所の開設 ・避難完了 ・⑤＝緊急安全確保を発令

＊市長は、気象状況や被害の程度などに応じ、上記の配備基準に拘わらず、必要な配備体制を職員に指令するものとする。

＊上記配備体制の各責任者に事故あるときは、次順位の職の者が代行する。

＊職員の参集と伝達方法

総務課は、各配備基準に到達した場合に、チャットツールを用いて全職員に通知するものとする。各部課長は、上記配備基準に従い、所属職員に対し、予め職員毎に定めた連絡方法により、本計画に定めた場所への参集を指示するものとする。

指示の伝達方法は、チャットツール、固定電話、携帯電話、携帯電話メールを活用する。なお、必要に応じ、総務課は、チャットツールを用いて参集情報を伝達するものとする。

【配備基準毎の参集関係課（風水害）】・・・資料編「14－20」
【対策本部設置の場合の職員参集場所（風水害）】・・・資料編「14－22」
【配備基準毎の各職員の連絡方法・分担・参集場所等（風水害）】・・・資料編「14－23」
【災害対策本部の本部長指定職員の主な活動（風水害）】・・資料編「14－24」
【配備基準毎の調査対象（風水害）】・・・資料編「14－21」

＊当直者による非常伝達と対応

当直者は、次に掲げる情報を察知したときは、直ちに総務課・都市建設課・農林課・上下水道課の担当職員に連絡するものとする。

①大雨、洪水、暴風等の警報が１つ以上、発令されたとき。

②水防警報が発令されたとき。

当直者から連絡を受けた職員は、直ちに本計画の指定場所に参集し、待機を開始するとともに、次の対応を行う。

・所属長及び消防署・関係課の職員に対し、チャットツール、電話、携帯メール、ＦＡＸ等により、警報発令状況を連絡

【当直者が連絡を要する関係課】・・・資料編「14－25」

・状況に応じて、現地パトロールを行う。

＊時間外の職員の伝達については、第２編「震災編」第２章第２節を準用する。

＊第２警戒配備における活動の留意事項

①総務部長は、気象情報、通報等を収集し、市長・副市長・教育長に報告するとともに、必要に応じ各部長に連絡しなければならない。

②産業建設部長は、雨量、水位、流量などに関する情報を収集し、異常な状況については、市長に報告するものとする。

③各部長は、必要に応じ、関係課長を招集し、相互の情報を交換して客観情勢を判断し、当該情勢に対する措置を検討するものとする。

④各課長は本部の連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示（物資、資機材、車両等の点検整備）を与えるものとする

２　災害対策本部の設置及び運営

本市の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条の規定により、小矢部市災害対策本部（以下本章において「本部」という。）を設置し、災害応急対策を講ずる。

（１）本部の設置又は解散

ア　設置の基準

市長は、以下の事態が発生した場合、本部を設置する。

また、市長は、本部設置後に速やかに小矢部市防災会議を招集し、了解を得るものとする。

①大雨、洪水等の警報の一つ以上が発令され、危険な状態が継続し、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき
②大雨、暴風等による被害が局所的に発生したとき
③土砂災害警戒情報が発令されたとき
④避難判断水位に達し、高齢者等避難の発令が必要なとき
⑤氾濫危険水位に達し、避難指示等の発令が必要なとき
⑥その他市長が必要と認めたとき

なお、「小矢部市水防計画」による「小矢部市水防本部」（第９節「水防計画」）は、本部が設置された場合には本部に統合されるものとする。

イ　本部設置の通知・公表及び解散の公表

本部長は、本部を設置し、又は解散したときは、知事、防災関係機関、報道機関及び住民に通知公表するものとする。

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
各部・班	総務課	チャットツール、庁内電話・口頭その他迅速な方法
出先機関	各主管部担当課	チャットツール、電話・ファックスその他迅速な方法

市民	ＤＸ推進課	市防災行政無線、広報車 報道機関、ケーブルテレビ（テロップ・特別番組等）、市ホームページ、登録制メール、市公式 LINE
県知事 防災会議委員	総務課	県防災行政無線・ファックス・Ｅメール・高度情報通信ネットワーク・電話・口頭その迅速な方法
県リエゾン	総務課	チャットツール、県防災行政無線・ファックス、Ｅメール、電話・口頭その迅速な方法
報道機関	ＤＸ推進課	電話・ファックス、口頭又は文書
近隣市町村	総務課	高度情報通信ネットワーク・電話・Ｅメール・ファックス

（２）本部の解散

市長は、市域において災害が発生する危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められたときは本部を解散する。

（３）本部の組織

ア　本部の組織は、小矢部市災害対策本部条例及び小矢部市災害対策本部の組織及び運営に関する規程の定めるところによる。

【小矢部市災害対策本部』構成図】・・・資料編「14－６」

イ　本部の分掌事務

資料編『小矢部市災害対策本部』分掌事務のとおりとする。

【小矢部市災害対策本部』分掌事務一覧表】・・・資料編「14－７」
【災害対策本部設置の場合の職員参集場所（風水害)】・・・資料編「14－22」
【配備基準毎の各職員の連絡方法・分担・参集場所等（風水害)】・・・資料編「14－23」
【災害対策本部の本部長指定職員の主な活動（風水害)】・・・資料編「14－24」

（４）本部の運営等

ア　本部長及び副本部長

①　本部長は市長、第１副本部長は副市長、第２副本部長は教育長とする。

②　本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。

③　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。なお、副本部長に事故あるときは、総務部長が本部長の職務を代理する。

イ　本部員

①　本部員は、庁議を構成する職にある者をもって充てる。

②　本部員は、本部長及び副本部長とともに本部員会議を構成し、応急対策実施上の重要な基本方針について協議する。

なお、本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が本部員の職務を代行する。

ウ　連絡員・副連絡員

本部と各部との円滑な連絡体制を確保するため、連絡員・副連絡員を置く。

エ　本部室

本部が設置されたときは、市役所特別会議室に本部室を設け、「小矢部市災害対策本部」の表示をするほか、本部と各部との連絡体制を確保するため、あらかじめ指名された連絡員が常駐する。

オ　本部員会議

①　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員によって構成し、本部長が議長を務める。
②　本部員会議は、本部員に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。本部員会議は、原則として定期的に開催し、状況に応じて臨時的に開催するものとする。
なお、本部員会議で協議・決定する事項は、次のとおりとする。
（ア）本部体制の配備及び解散に関すること。
（イ）重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること。
（ウ）自衛隊の災害派遣要請に関すること。
（エ）富山県、他市及び公共機関への応援の要請に関すること。
（オ）災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。
（カ）災害予防、応急対策及び復旧対策に関すること。
（キ）災害救助法の適用申請に関すること。
（ク）防災に関する経費の支弁に関すること。
（ケ）その他災害対策の重要事項に関すること。

カ　連絡調整会議の開催
災害対策本部を設置した場合、防災関係機関、公共機関、公共的団体等との間の連絡調整を図るため、連絡調整会議を必要に応じて開催する。
連絡調整会議の構成
①　災害対策本部員
②　小矢部警察署
③　砺波地域消防組合小矢部消防署
④　小矢部市消防団
⑤　小矢部市災害ボランティア本部（小矢部市社会福祉協議会）
⑥　富山県現地対策本部
⑦　富山県リエゾン
⑧　自衛隊派遣部隊
⑨　緊急消防援助隊指揮支援隊
⑩　指定公共機関のうち本部長が必要と認めたもの
⑪　指定地方公共機関のうち本部長が必要と認めたもの
⑫　公共的団体のうち本部長が必要と認めたもの
⑬　その他本部長が特に必要と認めたもの

キ　本部運営上必要な資機材等の確保
総務班長は、本部が設置されたときは、本部運営上必要な資機材等の準備を行う。
①　本部用資機材の確保
【災害対策本部用資機材一覧】・・・資料編「14－15」
②　本部用通信手段の確保
【災害対策本部用通信手段一覧】・・・資料編「14－７」
③　自家発電設備による電源の確保

ク　報道対応
報道対応については、原則として本部一括対応とし、個別対応は行わないものとする。本部員会議の協議後、報道機関への一斉配信を原則とする。

３　職員の配備

（１）職員の配備
ア　勤務時間内における配備と伝達
①　配備の指示と指揮監督
各部局課長は、配備基準ごとに予め定めた所属職員ごとの配備計画に基づき、所属職員に配備を指示し、指揮監督する。

なお、各部局課長は、平時から、各職員に対し、分担等を周知徹底しておかなければならない。

② 配備指示の伝達

次の方法により行う。

・総務課　　＝チャットツール

・各部局課長＝口頭、庁内電話、チャットツール、携帯電話、携帯電話メール

【配備基準毎の各職員の連絡方法・分担・参集場所等（風水害)】・・・資料編「14－23」

イ 勤務時間外における配備と伝達

① 各部局課長は、各配備基準に従い、所属職員に対し、予め定めた連絡方法・ルートにより、所定の場所に参集し配備につくよう指示するものとする。

総務課は、必要に応じ、チャットツール、携帯電話メールによる伝達を行う。

職員は、常にテレビ・ラジオ等の気象情報等に注意するとともに、非常配備基準に照らして自主参集が必要なときは、上記の指示を待つことなく、自ら指定場所に参集しなければならない。なお、災害その他の状況により、指定された場所に参集できない場合は、その旨を所属長に報告するよう努めるとともに、所在地域の被害状況の収集にあたるものとする。

【配備基準毎の各職員の連絡方法・分担・参集場所等（風水害)】・・・資料編「14－23」

② 各部局課長は、職員の参集状況と各班の活動可能範囲を本部に報告し、本部の指示を受けるものとする。本部長は、職員の参集状況に応じて、正規の班編制とは異なる体制をもって緊急の配備体制を指示することができる。

ただし、緊急を要する場合は、即時、参集職員に対し、災害活動の開始を指示することができるものとする。

（２）職員配備の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があるときは、特定の部に対してのみ非常配備の指令を発し、または、特定の部に対して種別の異なる指令を発することができる。

４　自主防災組織等との連携

災害対策本部が設置された際、小矢部市災害対策本部職員は全力をもって警戒避難活動を遂行する。しかし災害の状況によっては、市職員だけでの人力（マンパワー）では対策に不備不足が生じる場合がある。そのためにも、住民の一人ひとりが、「自分の命は自分で守る。目分のまちは自分で守る。」という自主防災の意識のもとに災害を警戒し、必要な場合は自ら早めに避難するとともに、他の住民等に対し避難を呼びかけ・誘導する必要がある。又、災害時援護者に対しては協力して避難誘導・移送・援護活動に取り組むことが必要である。

そのため、本部は、自主防災組織等と密接な連携を取り、下記事項等に対し、適切な応急対策活動を進めていくものとする。

① 災害警戒
② 早めの避難、避難の呼びかけ、避難誘導
③ 要配慮者の安否確認・保護及び避難が必要な場合の移送
④ 避難所の開設・運営への協力又は自主的運営

５　応援職員の要請

第２編「震災編」第２章第２節「初動体制の確立」５「応援職員の要請」を準用する。

【応援職員要請書】・・・様式集「様式 23」

６　現地災害対策本部

災害発生により一部の区域に被害が集中し、当該区域での情報収集、災害応急対策を講ずる上で本部長が必要と認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部長は、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する者を充て、現地災害対策本部員及び要員は、現地災害対策本部長が本部長と協議のうえ、指名する。

7　災害応援協定を締結した自治体からの応援要請があった場合

原則として、庁議において、要請に対する支援方法を決定する。

8　避難警戒体制及び避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

水害や土砂災害における避難警戒体制及び避難指示等の判断・伝達について、適正かつ迅速な実施を図るため、予め行動マニュアルを作成する。

行動マニュアルの作成にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考に、本市の特性を考慮して作成する。

第３節　避難の指示等、避難所の開設等

担当課	全課

火災、がけ崩れ、浸水等の災害から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域の住民に対して避難の指示等を行う。

避難指示等の判断・伝達にあたっては、避難警戒体制及び避難指示等の判断・伝達のための「行動マニュアル」に沿って、適正かつ迅速に実施する。

１　避難の指示等

（１）実施責任者

市長は、災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のための立ち退きの指示等を行う。

また、警察署長は、災害が発生するおそれがある場合、その情勢を判断し、市長（本部長）の行う早期避難の指示等について協力するとともに、高齢者、子供、病人等に対しては自主的にあらかじめ市が設置する避難所に避難させ、又は安全地域の親せき、知人宅等に自主的に避難するよう指導する。

現地において著しい危険が切迫しており、市長が避難の指示等を発するいとまがない場合は、警察官又は消防職員が直接市民に避難の指示等をする。この場合、当該警察官又は消防職員は、直ちに市長（本部長）に通知しなければならない。

なお、市長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは，居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

また、県及び指定行政機関，指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域，判断時期等について助言する。

（２）実施責任区分

実施責任者	災害の種類	指示等の内容	根拠法
小矢部市長 （高齢者等避難）	災害全般	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき、要配慮者等へ避難行動の開始を求める。	―
小矢部市長 （指示）	〃	災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きの指示等をするとともにあわせて立退き先を指示する。	災害対策基本法第60条
警察官 （指示）	〃	市長が避難の指示をするいとまがないとき又は市長から要求があったときは避難のための立退きを指示する。災害の危険がある場合，警告を発し急を要する場合避難させ又は通常必要な措置を命じる。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第４条
知事又はその命を受けた職員 （指示）	洪水 地すべり	洪水の氾濫並びに地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき，区域内の居住者に対し避難のための立退くべきことを指示する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条

実施責任者	災害の種類	指示等の内容	根拠法
水防管理者 （指示）	洪水	洪水の氾濫並びに地すべり等により著しい危険が切迫していると認められる時，区域内の居住者に対し避難のための立退くべきことを指示する。	水防法第 29 条
自衛官 （指示）	災害全般	災害の危険により避難を要する場合に，警察官等がその場にいない場合に限り，居住者に対し避難のための立退きを指示する。	自衛隊法第 94 条

市長は、住民主体の避難行動を支援するため、避難指示等の発令の際には、それに対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するものとする。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として次のとおりである。

住民に速やかに立退き避難を促す情報は、避難指示を発令する。

また、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難指示」には至らないが、今後、避難を要する状況になる可能性があると判断される場合には、「高齢者等避難」を発令するものとする。

なお、緊急安全確保は、命を守るための行動に極めて有益であり、可能な範囲で発令するものとする。

警戒レベル （発令主体）	行動を居住者等に促す情報	居住者等がとるべき行動
警戒レベル５ （小矢部市）	緊急安全確保	災害が発生・切迫している状況であり、命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。
警戒レベル４ （小矢部市）	避難指示	危険な場所から全員避難する。
警戒レベル３ （小矢部市）	高齢者等避難	高齢者や要配慮者は危険な場所から避難する。
警戒レベル２ （気象庁）	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル１ （気象庁）	早期注意情報	災害への心構えを高める。

※　警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるもの。

（３）避難の指示等を実施する基準

【避難の指示等の発令の一般的基準】

ア　気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断されるとき。

イ　関係官公署から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。

ウ　河川が警戒水位を突破し洪水のおそれがあるとき。

①　避難判断水位に到達し、かつ、引き続き水位上昇が見込まれているとき

→　高齢者等避難発令

② 氾濫危険水位に達したとき
→ 避難指示発令
エ 総雨量が多く、かつ強い雨が続くとき、又は時間雨量が特に多いとき。
オ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
カ 地すべり、山崩れ等により著しい危険が切迫しているとき。
① 土砂災害警戒情報に基づき、指示等を実施
② 急傾斜地崩壊危険（崖くずれ、山崩れ）に関しては、「急傾斜地崩壊危険区域における災害防止に関し市町村地域防災計画に定める事項について（昭和 44 年８月 20 日消防防第 328 号各部道府県防災主管部長あて、消防庁防災救急課長）上に示されている基準を参考にする。
キ 地震等により、堤防の損壊等の危険が予想されるとき
ク 火災が拡大するおそれあるとき。
ケ 危険物等の爆発のおそれのあるとき。
コ 豪雪、なだれ等により著しい危険が切迫しているとき。
サ その他突発的な災害。

＊「注意喚起」の広報の実施

高齢者等避難発令に至らない段階にあっても、危険性が高まっていくと予想される場合は、市は、対象地区住民に対して、防災行政無線、広報車等により、「注意喚起」の広報を行うものとする。

〔注意喚起の内容〕
ア 注意喚起の発令者
イ 注意喚起の対象地域（町丁名、施設名等）
ウ 注意喚起の理由（要因となった危険要素の所在地等）
エ その他（テレビやラジオ等による情報収集の呼びかけ等）

（４）対象者

避難の指示等、の対象者は、居住者、滞在者、通過者等その区域内にいるすべての者を指す。

（５）避難の指示等の内容

避難の指示等は、次のことを明らかにして行なう。

〔避難の指示等の内容〕
ア 避難の指示等の発令者
イ 避難対象地域（町丁名、施設名等）
ウ 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地・避難に要する時間等）
エ 避難先及び必要に応じて避難経路（安全な方向及び避難所の名称）
オ その他（避難行動時の最少限度の携帯品・要配慮者の優先避難、介助の呼びかけ等）

（６）避難指示等の解除の伝達、周知

第２編「震災編」第２章第５節「避難の指示等、避難所の開設等」の２「避難指示等の住民への伝達、周知」、７「避難の指示等の解除」を準用する。

市長は、土砂災害に係る避難指示等を解除する場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は県知事に対し、助言を求めることができる。また、そのための連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

（７）県への報告

市長は、避難の措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県へ報告する。

【記録事項及び県への報告事項】

ア　発令者
イ　発令の理由及び発令日時
ウ　避難の対象区域
エ　避難地
オ　その他必要な事項

２　警戒区域の設定

（１）実施責任者

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、市長は、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができる（災害対策基本法第 63 条第１項、警戒区域設定権）。

※　警戒区域の設定が、避難の指示（同法第 60 条）と異なる点は、第１に、避難の指示が対人的にとられて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。第２に警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使する。第３に、警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科される（第 116 条第２項）ことになっており、避難の指示については罰則がない。

市長の警戒区域設定権は、地方自治法第 153 条第１項に基づいて市の職員に委任することができる。

（２）警戒区域の設定権者区分

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠法
小矢部市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために，特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官	〃	同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	〃
海上保安官	〃	同上	〃
自衛官	〃	同上	自衛官法第94条
消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定する	消防法第23条の２ 〃　第28条
水防管理者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する	水防法第21条

（３）警戒区域設定の時期と範囲

警戒区域設定は、災害がより急迫しており、人的、物的に大きな被害を招くことが予想される場合にとられる措置であるから、時期を失することのないよう迅速に実施する必要がある。しかし、災害の種別によっては円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考えて段階的に実施することもある。

警戒区域の設定範囲は、災害現場の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。警戒区域の設定は、住民等の行動を制限するものであるから不必要な範囲にまで設定することのないように留意する。

＊　このように、警戒区域を、いつ、いかなる範囲に設定するかの判断が的確になされるためには、高度の技術的知識・研鑽が必要であり、設定権者及び各職員は、平常時から想定訓練を行う等の準備を重ねるものとする。

【警戒区域の設定が必要とされる場合】

ア　がけ崩れ、土砂災害等危険地域
イ　施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
ウ　施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域
エ　放射線使用施設の被害により被爆の危険が及ぶと予想される地域
オ　河川増水等により洪水発生の危険がある地域
カ　その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

（４）警戒区域の設定方法

警戒区域の設定は、当該区域の境界での看板設置による表示、縄張り、警戒員の配置等により実施する。

（５）警戒区域を設定した場合の伝達方法

警戒区域を設定した場合の伝達方法については、避難指示等の伝達方法を準用する。

３　避難誘導及び移送

市街地火災、水害等で避難を必要とするときは、市民を安全かつ迅速に緊急避難場所及び避難所まで誘導しなくてはならない。

避難の誘導は、地区隊、救助・避難班、警察官、消防職員、消防団員等が協力して実施する。その他、避難の誘導については、第２編「震災編」第２章第５節「避難の指示等、避難所の開設等」６「避難誘導」を準用する。

※　避難者の誘導

避難者の誘導先は、原則として市が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所とするが、その災害の形態、状況に応じて判断する。

【小矢部市の避難所一覧表】･・・資料編「７－２」

（１）大規模な市街地火災のとき

速やかに避難指示（緊急）を出し、安全な指定緊急避難場所へ誘導する。

火災がおさまり安全が確認されたら、避難指示（緊急）を解除し、生活の拠点を失った者は、避難所に移送する。

（２）浸水のとき

原則として、指定避難所に誘導する。

（３）建物が被害を受けたとき

屋外へ誘導し、後に避難所へ誘導する。

４　学校等における避難措置

第２編「震災編」第２章第５節「避難の指示等、避難所の開設等」10「学校等における避難措置」を準用する。

５　病院等における避難措置

第２編「震災編」第２章第５節「避難の指示等、避難所の開設等」11「病院等における避難措置」を準用する。

６　避難所の開設

第２編「震災編」第２章第５節「避難の指示等、避難所の開設等」12「避難所の開設」を準用する。

第４節　気象予報・降雨情報等の収集伝達

担当課	全課

気象予報・降雨情報等の情報収集は、次により迅速かつ正確に実施するとともに、関係部署・機関への迅速な伝達体制を整え、的確な判断ができるようにする。また、収集した情報は、状況に応じて、市民への広報を行う。

１　予報、警報等の種類と発表基準

（１）予報、警報等の定義

予　　報	観測の成果に基づく現象の予想の発表
注 意 報	災害が起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報
警　　報	重大な災害が起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけるもの
情　　報	台風、大雨その他の異常現象について、その実況や推移を説明するもの

（２）種類

ア　気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に定める注意報、警報、特別警報等は、富山地方気象台がそれぞれ発表する。

【注意報、警報の種類及び発表基準】･・・資料編「３－21」

イ　水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣もしくは知事が指定する河川等において、洪水等による被害の発生が予想されるとき、国土交通大臣（河川国道事務所長）又は知事が発表する。

【水防警報の種類、内容及び発令基準（河川・国)】･・・資料編「３－９」
【水防警報の種類、内容及び発令基準（河川・県)】･・・資料編「３－10」

ウ　火災気象通報及び火災警報

市長（小矢部消防署）は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災の予防上危険であると認めたときは、消防法の定めるところにより、火災警報を発令する。

なお、気象の状況が次の基準のいずれかに該当し、火災発生の危険性が極めて大であると認める場合は、火災警報を発令するものとする。

①　実効湿度が 65%以下で最低湿度が 40%以下を下り、最大風速が７m/秒を越える見込みのとき。

②　平均風速 10m/秒以上の風が１時間以上連続して吹く見込のとき。ただし、降雨、降雪等の場合は、発令しないことがある。

エ　地区鉄道気象通報及び電力気象通報富山地方気象台が発表する。

参考：地震情報の場合

地震の震央、規模などは気象庁で決定する。したがって、県内で地震を観測した時は、気象庁で決定された情報を発表する。ただし、通信が途絶し緊急を要する場合は、富山地方気象台で推定した状況を発表する。

オ　土砂災害警戒警報

土砂災害警戒警報は、大雨警報発表中に更に土砂災害の危険性が高まった場合に発表される防災情報である。

（ア）大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、市長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的とする。

（イ）発表は、市を特定し、富山県土木部と富山地方気象台が共同して行う。

２　気象予報、降雨情報等の収集体制

（１）気象情報、降雨情報等の基本的な収集体制は次のとおりとする。

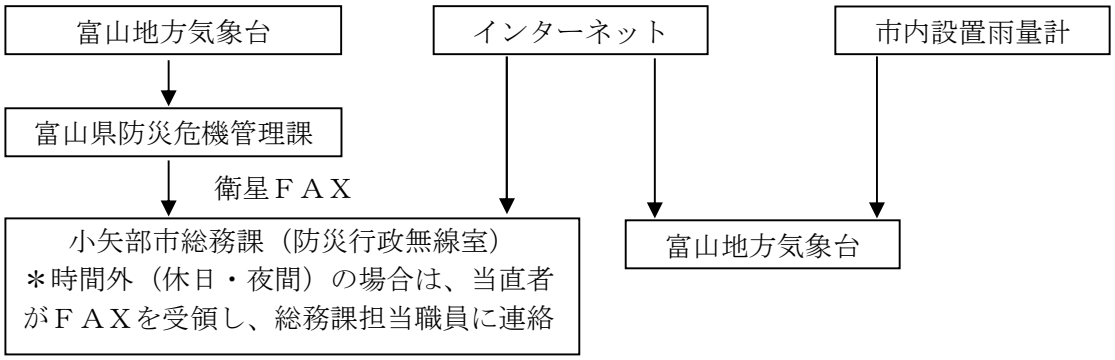

＊　雨量情報については、小矢部川上流等の他地区の降雨状況、先行雨量、時間雨量の状況についても、富山地方気象台、富山県防災情報システム等より収集するものとする。

【雨量計の所在地（設置場所）】・・・資料編「３－３」

（２）河川水位情報・水防警報の基本的な収集体制は次のとおりとする。

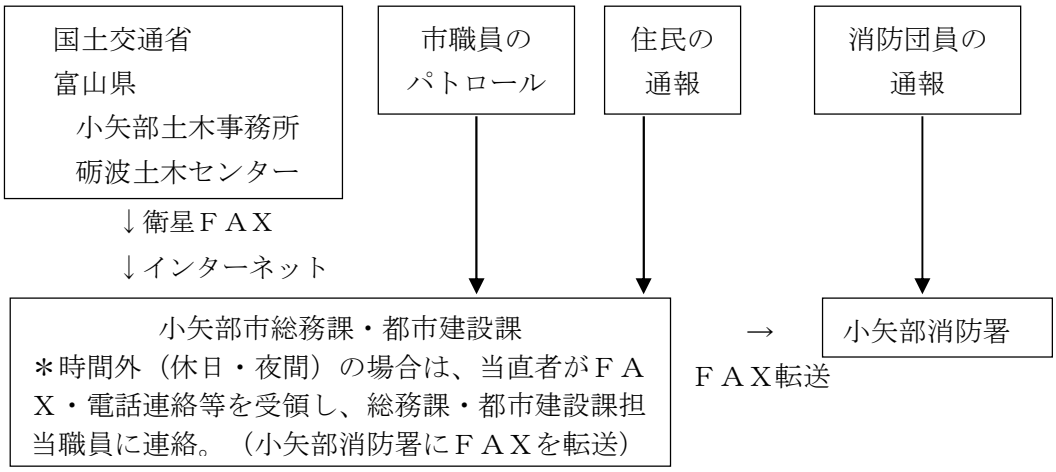

（３）土砂災害情報の基本的な収集体制は次のとおりとする。

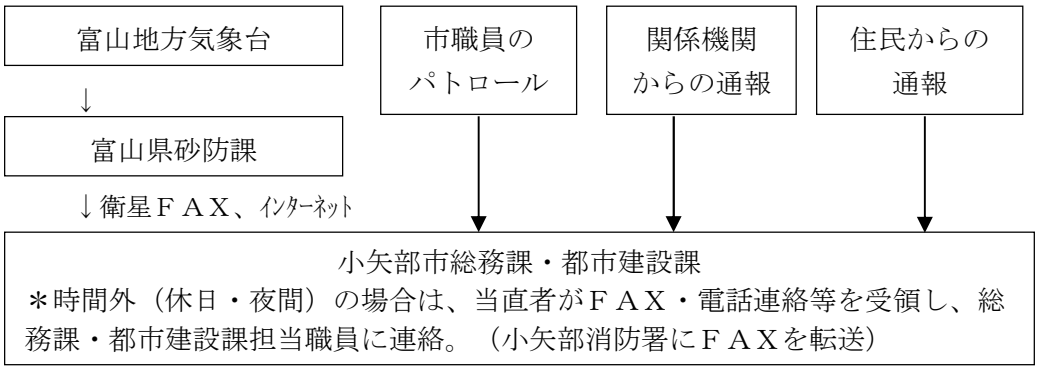

（４）火災気象通報の基本的な収集体制は次のとおりとする。

富山地方気象台
↓
富山県（防災・危機管理課）
↓ＦＡＸ
小矢部消防署 ―ＦＡＸ→ 小矢部市総務課
＊時間外（休日・夜間）の場合は、当直者がＦＡＸ・電話連絡等を受領し、総務課担当職員に連絡。

３　気象予報、警報等の伝達体制

（１）気象注意報・気象警報の伝達

気象予報・警報等は、次の伝達系統により防災関係機関に伝達する。

【気象等に関する情報の伝達系統図】･・・資料編「５－12」

（２）水防警報の伝達

市長（都市建設課・小矢部消防署）は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の定める水防警報を受けたときは、速やかに関係機関に周知するものとする。

（３）火災気象通報及び火災警報

市長（小矢部消防署）は、消防法の定めるところにより火災警報を発令又は解除したときは、速やかに関係機関に周知するとともに、知事（防災・危機管理課）に報告しなければならない。

火災警報を発令したときは、小矢部消防署は管内のあらかじめ指定する場所に「火災警報発令中」の掲示板の掲出、ケーブルテレビ、市ホームページ市防災行政無線並びに車両による広報をもって一般市民に周知させる。

（４）住民等に対する情報伝達間隔

(1)～(3)の情報に対して、特に、災害の発生が予知され危険である場合、又は必要と認められる場合は、総務課は、自主防災会長・自治会長等の地区代表者、関係団体へ、電話、携帯メール等により連絡し周知を図るとともに、防災無線、広報車、市ホームページ、ケーブルテレビ等により広報を行なうものとする。

消防団においては、各分団の担当者に連絡し、各担当者は、地域住民に周知させるものとする

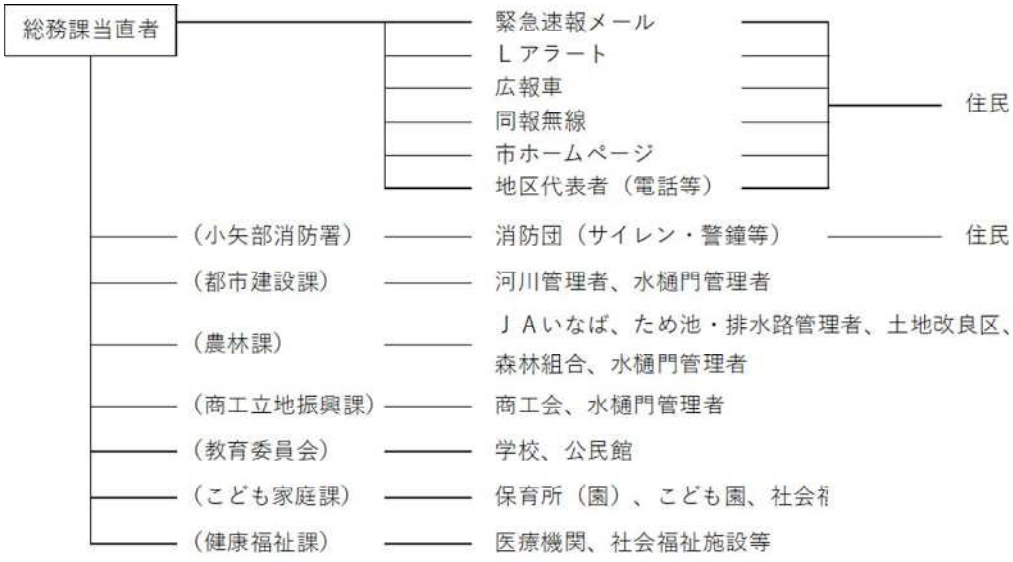

（５）予警報等受領伝達簿

総務班は、予警報、情報、通報等の受領伝達、その他の処理に関する取扱いの責任者を明らかにし、かつ、事務の参考に資するため予報、警報等受領伝達簿を作成するものとする。

４　河川水位、独自観測雨量情報の収集分析

不意打ち的な集中豪雨、土砂災害に対処するためには、気象官署の情報の他、当該地域に即した独自情報の収集分析が重要である。このため、

①　関係機関・関係課による河川水位情報

②　小矢部市設置雨量観測施設の雨量情報

を災害対策本部において収集、分析する。

【雨量計の所在地（設置場所)】・・・資料編「３－３」
【水位観測所及び基準水位一覧表】・・・資料編「３－４」
【流量観測所及び基準流量一覧表】・・・資料編「３－５」

５　異常現象を発見した者の措置

（１）異常現象を発見した者は、市長（総務課)、警察官に通報する。

（２）異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、直ちに市長（総務課）に通報するとともに、それぞれの警察署に通報するものとする。

（３）上記(1)、(2)によって、異常現象を了知した市長（総務課）は、次の系統により必要な連絡を実施するとともに、適切な処置をとる。

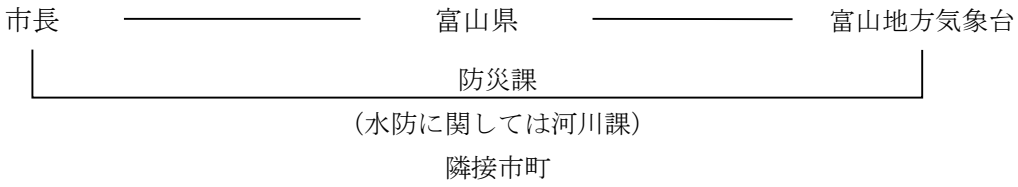

（注）異常現象とは、竜巻、強い降雹、強い突風、堤防に小さな水もれがあり、放置すれば決壊のおそれがあるとき等の災害が発生するおそれがある有力な兆候をいう。

【気象等に関する情報の伝達系統図】・・・資料編「５－12」
【注意報、警報の種類及び発表基準】・・・資料編「３－21」

第５節　風水害・火災の災害情報等の収集報告

担当課	全課

１　災害情報の収集

（１）風水害における災害情報の基本的な収集体制は次のとおりとし、総務班がその集約を行う。

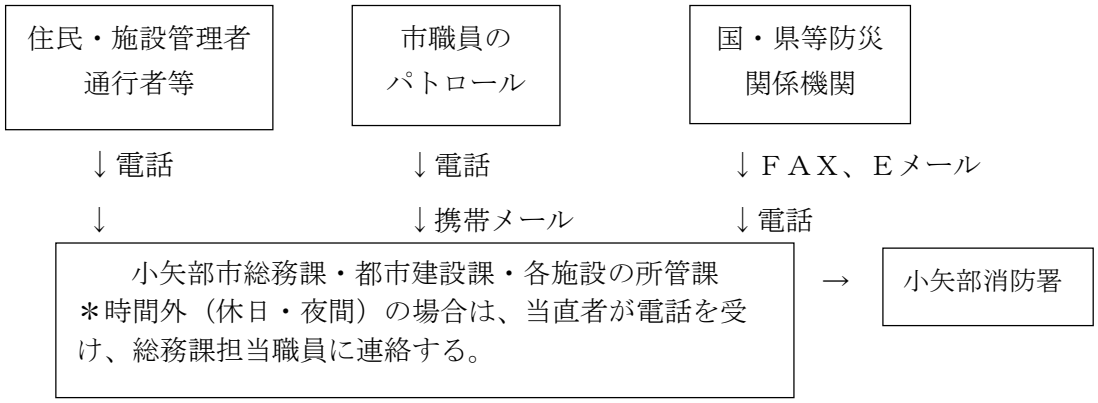

ア　収集源

①　地域・民間企業等からの被災情報収集

住民、自主防災組織・自治会等の地域団体、公共施設・福祉施設等管理者及び電力、タクシー・トラック会社等の民間企業から、被災情報を収集する。

②　市職員による被災情報収集

現地調査職員、参集職員から、被災情報を収集する。

【配備基準毎の調査対象（風水害）】‥‥資料編［14－21］

［現地からの被害の報告要領］

・報告事項

報告者氏名職、日時、場所、収集情報（下記イ収集内容を基本とする）

・報告手段

電話、携帯電話、携帯電話メール（画像転送機能も活用）を使用

なお、ＦＡＸ、Ｅメールが使用可能な場合は、併用する。

③　国・県及び各防災関係機関からの被災情報収集

国・県及び各防災関係機関から、被災情報の提供を受ける。

④　ヘリコプターによる上空からの被災情報収集

必要に応じ、県消防防災ヘリコプターによる被災情報の収集を要請する。

⑤　テレビ・ラジオ・インターネット等からの被災情報収集

テレビ・ラジオ・インターネットを視聴し、被災情報を収集する。

イ　収集内容

①　被害の発生地（地域）
②　被害の種類（破堤、崖崩れ、内水氾濫等）
③　人的被害の状況
④　住家被害の状況
⑤　道路、橋梁、河川の状況
⑥　必要な応急対策

ウ　その他被災情報の収集については、第２編「震災編」第２章第４節を準用する。

（２）火災情報

住民等からの通報にもとづき、小矢部消防署が収集する。

（３）住民の避難等の情報

住民の避難状況、安否情報等については、救助・避難班が、次の者から情報収集し、総務班が集約する。なお、状況に応じ、休日・夜間も対応できる職員体制をとる。

・緊急避難場所派遣市職員
・避難所施設管理責任者
・自主防災組織、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員

２　災害情報の県への報告

収集した災害情報は、県に対し適時報告する。

【災害概況即報】・・・様式集「様式４」
【災害確定報告】・・・様式集「様式５」

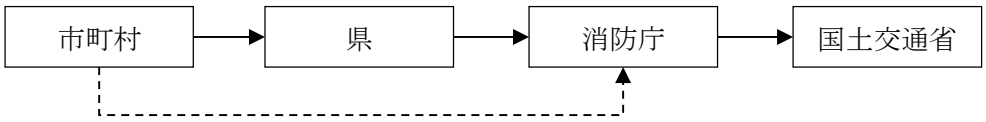

（県に報告できない場合）

【水害に関する被害等状況報告書】・・・様式集「様式 24」

第６節　災害通信

第２編「震災編」第２章第３節「災害通信」を準用する。

第７節　災害広報

担当課	総務課、ＤＸ推進課

１　警戒避難広報の実施

（１）実施基準

警戒避難広報は、下記の基準により、第２警戒配備にあっては総務課が行い、災害対策本部設置以後は、広報班が行う。

種別	実施基準	実施判断体制	広報手段	個別連絡先
注意喚起広報	①大雨、洪水、暴風の警報が１つ以上発令され、危険な状態が予想されるとき ②大雨、洪水、暴風等による被害発生が特定の地区に予想されるとき ③氾濫注意水位に達したとき	第２警戒配備	①防災行政無線 ②広報車 ③ケーブルテレビ ④市ホームページ・SNS(フェイスブック等) ⑤サイレン ⑥市職員、消防団員等の誘導員及び自治会による口頭 ⑦緊急速報メール･登録制メール ⑧Ｌアラート（災害情報共有システム）･報道	①該当地区自主防災会長 ②該当自治会長 ③該当地区内福祉施設長 ④該当地区内避難所施設管理者 ⑤要配慮者及びその支援者 ⑥県（防災・危機管理課） ⑦小矢部警察署
高齢者等避難発令	①大雨、洪水、暴風の警報が１つ以上発令され、危険な状態が継続し、災害の発生が予想され、要配慮者の避難が必要と認められるとき ②大雨、洪水、暴風等による被害が局所的に発生し、要配慮者の避難が必要と認められるとき。 ③避難判断水位に達したとき	災害対策本部		
避難指示発令	①大雨、洪水、暴風の警報が１つ以上発令され、危険な状態が継続し、災害の発生が予想され、住民の避難が必要と認められるとき ②大雨、洪水、暴風等による被害が局所的に発生し、住民の避難が必要と認められるとき ③氾濫危険水位に達したとき又は土砂災害警戒情報が出されたとき	同上		
警戒区域設定	①災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、生命・身体に対する危険を防止するため、特定の区域を設定し、立ち入り制限、退去を命ずる必要があると判断されるとき	①同上 ②警察官 ③自衛官 ④消防吏員または団員 ⑤水防管理者		

（２）広報の実施の際の留意事項

①　混乱の防止

混乱を防止するため、落ち着いて行動する、不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから正確な情報入手するなどを呼びかける。

電話の殺到による初動通信活動への支障が起こらないよう、対応電話を決め、その電話で集中対応する。

安否情報は、「災害用伝言ダイヤル」や「携帯電話災害用伝言板」「災害用ブロードバンド伝言板」等を利用するよう呼びかける。

【災害用伝言ダイヤル、携帯電話災害用伝言板、災害用ブロードバンド伝言板の利用方法】

・・・資料編「５－８防災関連ホームページ」参照

②　住民等からの問い合わせに対する対応

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

③　その他

広報班は本部と緊密な連絡を図り、住民等からの通報内容のモニター結果及び担当部等が把握した災害情報等から、住民等の情報ニーズを分析し、それに即応した広報を実施する。

２　報道機関に対する広報要請並びに発表

（１）放送局に対する広報要請並びに発表

広報班は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報において迅速・確実を期すべきもの、もしくは放送局による広報が適当なものについては、放送局に広報を依頼する。

放送局に対する放送の依頼は、原則として知事に要請して行なう。

ただし、県との連絡が不可能な場合は、放送局に対し直接放送を依頼し、事後、県に報告する。

（２）報道機関に対する発表

広報班は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は以下の要領で実施する。

ア　報道場所を確保する。

報道場所は、市庁舎内の会議室とする。災害対策本部活動を円滑に進めるため、災害対策本部室、本部事務局室とは別の部屋を確保する。

イ　発表担当者は、広報班責任者の在庁最上位の者があたる。

ウ　事前に、報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ　要配慮者への報道手段、内容について配慮するよう要請する。

オ　警察、消防、県との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

（３）報道機関へ要請並びに発表する広報内容

ア　警戒避難活動を効果的に実施するための行動指示等〔要請〕

高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定等の報道

イ　災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ　避難状況等〔発表〕
エ　住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
オ　小矢部市の被害状況〔発表〕
カ　被災地外の住民へのお願い〔要請〕
（例)・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
・安否情報については､「災害用伝言ダイヤル」や「携帯電話災害用伝言板」「災害用ブロードバンド伝言板」等を活用してほしい。
キ　交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況〔発表、要請〕
ク　電気、電話、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕
ケ　河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

３　ライフライン関係機関等への要請

常に住民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関・業者に対し、住民からの問い合わせや広報に対応できるよう、広報担当セクションの設置や増強を要望する。

４　関係機関との調整

（１）災害対策本部が広報を実施したとき
災害対策本部は、広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。
（２）関係機関が広報を実施したとき
関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに災害対策本部へ通知すること。
通知の内容は以下のとおり。
ア　広報を実施した日時（※混乱防止のうえで特に重要)
イ　広報の目的
ウ　広報内容の概要

【救援期の広報】
第２編「震災編」第２章第８節「災害広報」を準用する。

○広報案文
【警戒避難活動期の広報案文】
〔案文１〕大雨に関する情報の周知と住民への注意喚起

（梅雨）前線による大雨に関する情報についてお知らせします。
○○地方では、（梅雨）前線が引続き停滞し、○○市○○では、降り始めからの雨量が△△ミリに達しております。これから夜半にかけて（梅雨）前線が活発になるおそれがありますので、今後の雨の降り方に十分注意してください。
雨は、今後も降り続く見込みです。テレビやラジオ等の気象情報に注意してください。

〔案文２〕大雨・洪水警報発表の周知と高齢者等避難のよびかけ

大雨・洪水警報が発表されました。
河川が氾濫したり、山や崖が崩れる恐れがあります。
停電したり、断水する恐れがあります。
いつでも避難できるよう準備してください。
なお、避難に時間を要する方は、避難を始めて下さい。○○公民館、◇◇小学校体育館は、既に避難所として開放していますのでご利用ください
また、家のまわりに山やがけ地があるお宅は、異常があれば早めに避難してください。
テレビやラジオの情報に注意してください。
（断水に備えて、飲料水をためてください。）

（危険が迫っていますが、落ち着いて行動して下さい。）

〔案文３〕避難の指示

市災害対策本部からお知らせします。
これまでにわかった市内の被害状況は、次のとおりです。
市△△地区で全壊又は半壊家屋が、５棟です。幸いけが人はでていません。
また、市内全域で電気、水道がストップしています。
現在、風雨は小康状態ですが、前線は依然停滞し、これから夕方にかけ雷を伴って１時間に５０ミリ以上の雨が降る恐れがあります。
△△地区以外でも山崩れ、崖崩れ、土石流等の発生が予想されます。がけの近くの住宅や浸水のおそれがある区域にお住まいの方は、隣近所声を掛け合って、最寄りの避難所に避難してください。
避難所は、△△小学校、◇◇公民館です。
避難所には、毛布及び簡単な食料を準備しています。
なお、避難の際は、崖の周辺など危険な箇所を避け、安全な経路で避難してください。

〔案文４〕避難の指示（がけ崩れ）

災害対策本部からお知らせします。
市内〇〇地区で、がけ崩れが発生しました。
〇〇地域、□□地域の方は、至急避難してください。
避難所は、□□中学校、△△小学校、または◇◇公民館です
最寄りの避難所へ、隣近所誘い合って避難してください。
また、避難する場合は、川沿いやがけの周辺など危険な箇所を避け、あわてず、落ち着いて行動してください。

〔案文５〕避難の指示（洪水）

○○地区で、○○川が氾濫しました。
氾濫地区が、広がる恐れがあります。
○○地区の人は、直ちに○○公民館に避難してください。
お互いに助け合って直ちに避難してください。
（係員の指示に従って下さい。）

【救援期の広報案文】

〔案文１〕応急復旧状況の周知と対応行動の指示（洪水）

○○川の水位は下がりはじめましたが、また危険になる恐れもあります。
○○川の破堤箇所は仮締切りされました。
停電や断水はまだ続いています。
市道○○線は通行できません。
飲料水や食料は○○で配っていますので、必要な人は取りに来てください。
テレビやラジオの情報に注意して下さい。

〔案文２〕市の救援活動状況の周知

市災害対策本部からお知らせします。
市内の停電は、本日２時ごろには解消される見込です。
上水道は、復旧にまだ数日かかる予定です。断水している○○町、◇◇地区の方々は、現在、○○小学校、◇◇公民館において給水車による給水を行なっています。（消毒が完了していない井戸水は、使用しないでください。）
また、被害に遭われた方々のために、□□小学校□□中学校で、食料、毛布など救援物資を配付しております。
特に、家屋が土砂に浸かったお宅では、厚生センターの職員が薬剤を配付していますので、消毒等の防疫対策を行なってください。

〔案文３〕復旧状況の周知と対応行動の指示（洪水）

堤防の復旧工事が、○月○日より始まります。完成は○月の予定です。
水道管の検査のため、○日の○時から○時まで断水します。
ゴミの収集は、明日より平常通りに行います。
生活相談を、○曜日から○曜日の午前○時から○時まで市役所の窓口で行なっています。
工事中ご迷惑をおかけしますが、しばらくご辛抱ください。
水道が断水するまえに、飲料水をためておいてください。
市役所の窓口が混雑していますので、お急ぎでない方はしばらくお待ちください。

第８節　水防計画

担当課	都市建設課、農林課、小矢部消防署、総務課

洪水、内水氾濫で大規模な水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、水防管理者である市長が消防関係機関、警察機関と連携を図り、水防活動を行う。

また、現場での秩序維持のため必要があるときは小矢部警察署長に対して警察官の出動を、その他緊急の必要があるときは消防団の出動、他の水防管理者の応援、自衛隊の派遣要請を行うことができる。

１　水防組織

（１）水防本部

水防活動を行うため、小矢部市水防本部を置くものとする。ただし、小矢部市災害対策本部が設置された場合、水防本部は、災害対策本部に統括されるものとする。

《水防組織》

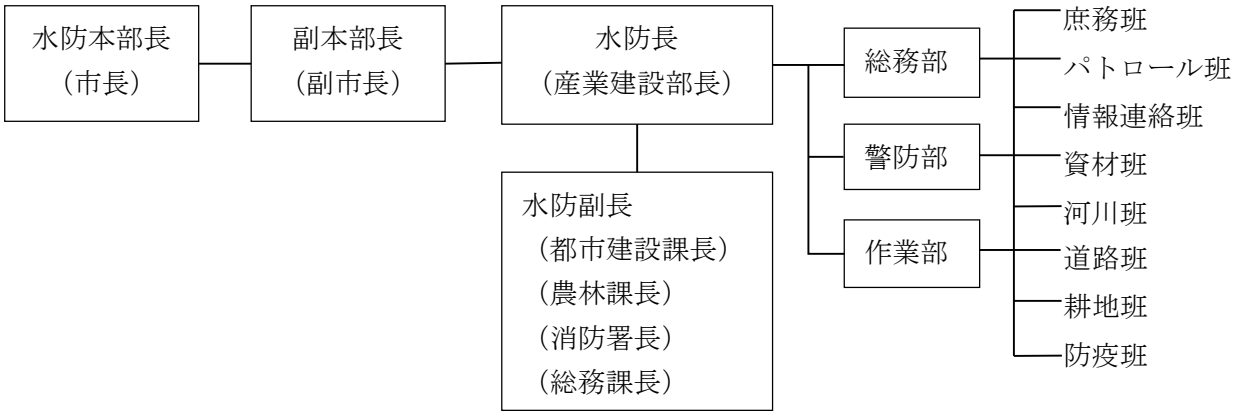

（２）水防業務の内容及び分担

水防本部各班の水防業務の分担は、次表のとおりである。

班名	業務分担	担当課
庶務班	①　水防本部の連絡調整に関すること。 ②　他の班に属しないこと。	総務課
パトロール班	①　危険箇所の監視・警戒・巡視に関すること。	農林課 都市建設課 小矢部消防署 上下水道課 商工立地振興課
情報連絡班	①　水防情報の収集伝達に関すること。 ②　気象情報の収受及び伝達に関すること。 ③　住民に対する予報等の周知に関すること。	総務課 都市建設課 小矢部消防署 ＤＸ推進課
資材班	①　水防資材の調達に関すること。	都市建設課
河川班	①　河川の水防に関すること。 ②　砂防施設、急傾斜地等の水防に関すること。	都市建設課
道路班	①　道路、橋梁等の水防に関すること。 ②　冠水道路の復旧	都市建設課
耕地班	①　農業用施設の水防に関すること。	農林課

班名	業務分担	担当課
防疫班	①　被災地の防疫措置に関すること。	生活環境課

＊　水防のため必要があると認めるときは、市長は現場の秩序あるいは保全維持のため、小矢部警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。(水防法 22 条)

＊　水防作業は、積土のう、シート張り、マンホール噴出防止、ビル浸水防止等とし、工法は国土交通省国土技術政策総合研究所監修水防工法ハンドブック等による。

＊　小矢部消防署の対応

台風、豪雨等により水害が発生する危険がある場合又は発生した場合には、平素の業務を縮小し又は停止して災害の防除に専念する。活動は、「水防計画」、「招集編成計画」、「監視警戒計画」等の諸計画に基づき実施する。

２　通信連絡系統

（１）水防通信連絡系統

富山県水防本部その他から洪水等に係る通報を受けたときの通信連絡は、おおむね次のとおりとする。

※　水防情報通信連絡系統図

ア　河川情報

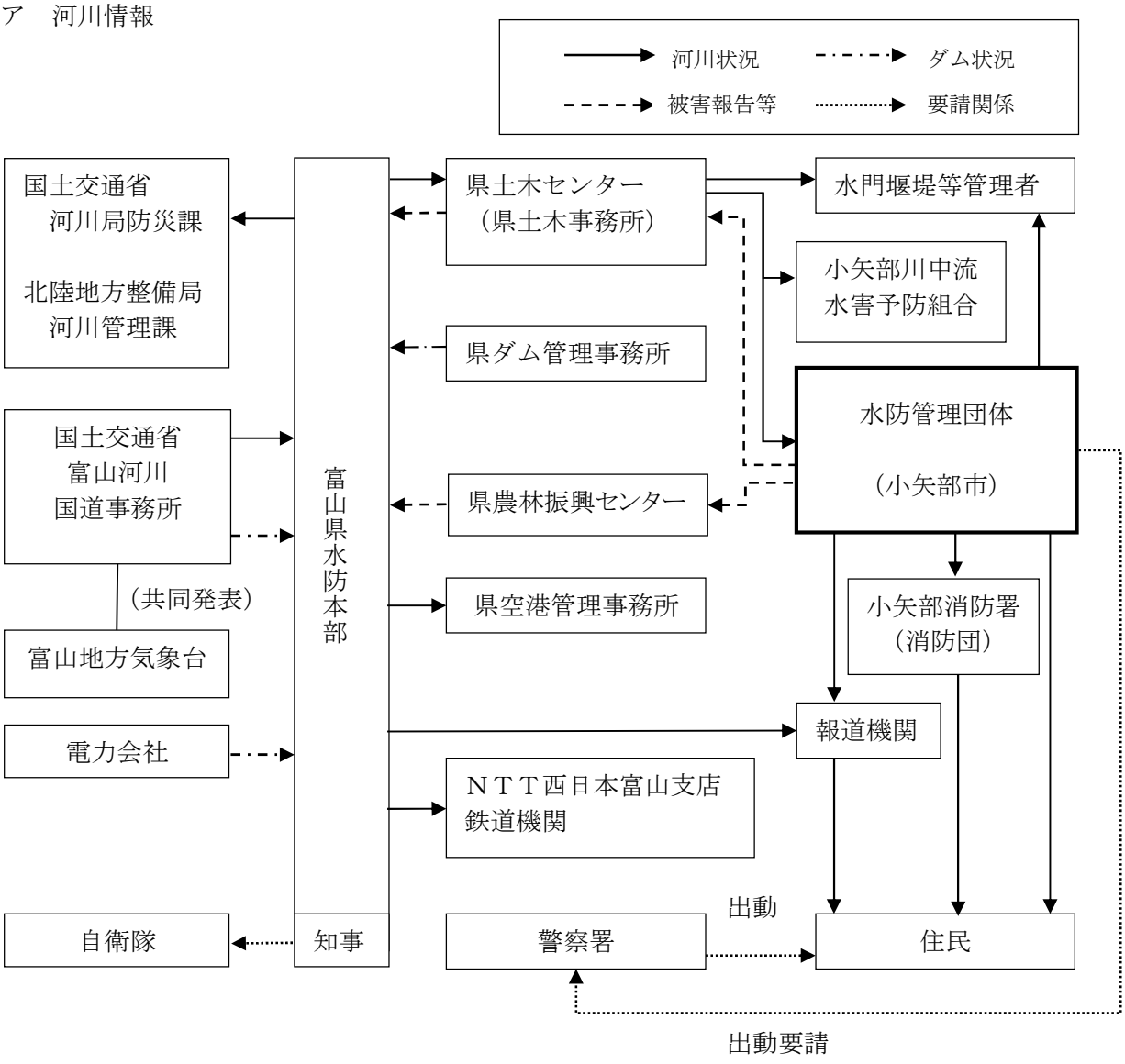

イ　水防警報

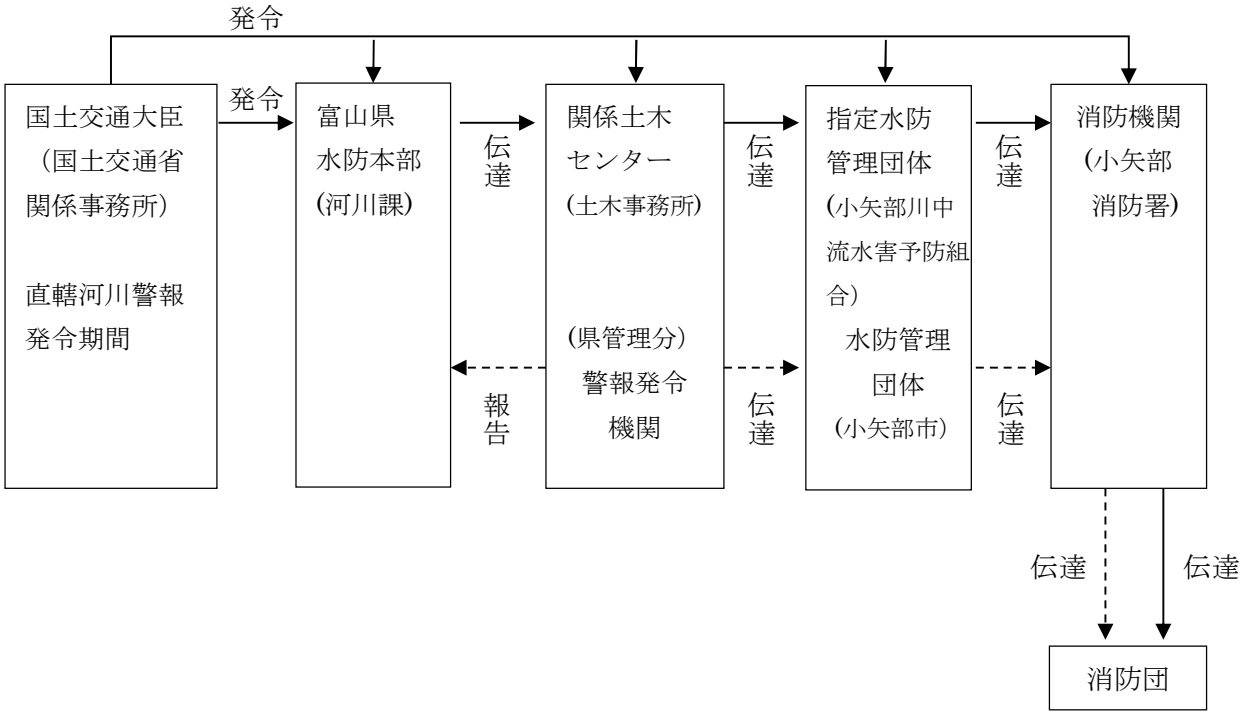

※　国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所が発する水防警報・洪水予報は、水防管理団体及び消防機関に直接一斉ＦＡＸされる。

ウ　氾濫危険水位＋到達情報

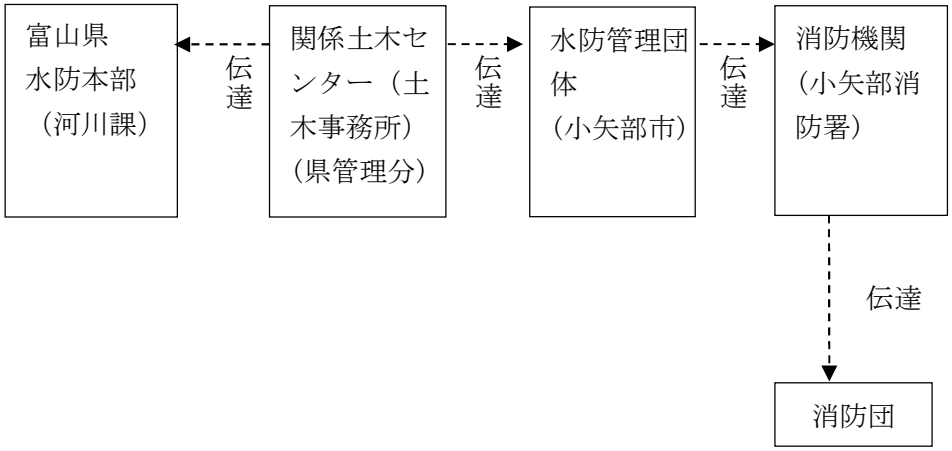

（２）水防信号

水防に用いる信号は、富山県水防信号規則（昭和 24 年富山県規則第 98 号）の定めるところによる。

ア　報知信号

河川の水位が量水標の示す警戒点に達したことを知らせるもの。

イ　出場信号

消防機関に属する者の全員に出動を求めることを知らせるもの。

ウ　避難信号

必要と認める区域の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの。

水防信号

	サイレン信号	警鐘信
報知信号	30 秒　６秒　30 秒　６秒 ○－　休止　○－　休止	○　○－○－○－○　○　○－○－○－○ 【１点４点の交打】
出場信号	５秒　６秒　５秒　６秒 ○－　休止　○－　休止	○－○－○　○－○－○　○－○－○ 【３点打】
避難信号	５秒　２秒　５秒　２秒 ○－　休止　○－　休止	○－○－○－○－○－○－○－○－○－○ 【連打（乱打)】

※１　信号の時間は、サイレン信号の場合にあっては２分間、警鐘信号にあっては５分間とする。

※２　信号はそれぞれ併用することができる。

※３　水災の危険が去ったときは、口頭で伝達する。

※４　地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、この表に準じて水防信号を発する。

３　気象情報等の収集

水防本部は、防災気象情報システム、インターネット等を活用し、気象情報等の収集に努める。また、民間予報業務（気象情報提供）事業者から情報提供を受け、水防活動に利用する。

４　雨量、水位・流量等に関する情報の収集

水防本部は、富山県総合防災情報システム、防災ネット富山、インターネット等を活用し、公表されている雨量観測所における雨量、水位観測所における水位に関する情報を収集するとともに、流量観測所（ダム）における流量や風向観測所における観測情報の収集に努める。

【水位観測所及び基準水位一覧表】・・・資料編「３－４」
【流量観測所及び基準流量一覧表】・・・資料編「３－５」

５　監視及び警戒

（１）堤防等監視

水防管理者（市長）は、巡視員をして、関係河川等の巡視をさせ、水防上危険であると認められるときは、所轄土木センター（事務所）及び国土交通省関係事務所に連絡して必要な措置を求める。

（２）非常警戒

水防管理者（市長）は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、重要水防箇所を中心に巡回を行う。巡回の際は、特に次の状態に注意を払う。

ア　裏法（堤防斜面の居住地側）の漏水または飽水による亀裂または欠け崩れ
イ　表法（堤防斜面の川側）で水当たりの強い場所の亀裂または欠け崩れ
ウ　天端（堤防の上端、上面）の亀裂または沈下
エ　堤防の溢水（水があふれる）状況
オ　樋門（排水門、取水門）の両袖または底部からの漏水と扉の閉り具合の異常
カ　橋りょうその他の構造物と堤防の取付部分の異常

また、状況に応じて専門技術者に協力を求め、危険個所について緊急現地調査を実施する等により、的確な状況判断を行う。

異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、水防本部、所轄土木センター（事務所)、国土交通省関係事務所にその状況及び見通し等を連絡するとともに、避難指示等発令の対応を速やかに実施する。

（３）警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合において、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。（水防法第 21 条）

６　警戒配備と出動

（１）警戒配備

ア　洪水等のおそれがあるときは、次の警戒配備の体制を整える。

配備体制	配備時期	配備の内容
警戒準備配備	①市の区域に大雨、洪水注意報の１つ以上が発表され、今後の気象情報と水位及び流量情報に注意と意と警戒を必要とするが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはかなり時間的余裕のある場合で、本部長が指令したとき ②その他必要により本部長が指令したとき	関係課の少数の人員をもってこれにあたり、情報の収集及び連絡等の業務を主とし、事態の推移によっては、直ちに招集、その他の活動ができる体制を整えておくものとする
第１警戒配備	①市の区域に大雨及び洪水警報の１つ以上が発表され、水防活動を必要とする事態の発生が予想され、水位及び流量が指定水位及び指定流量に達し、今後増水等のおそれがあり、水防活動の開始が考えられる場合で、本部長が指令したとき ②市内で震度３の地震が発生 ③その他必要により本部長が指令したとき	関係課の所要の人員をもってこれにあたり、水防事態が発生すればそのままで水防活動が遅滞なく遂行できるよう各種機関と十分連携し、水防体制を整えるものとする 水防団待機
第２警戒配備	①危険な状態が継続して水防活動の必要が予想されまたは事態の規模が拡大し第１配備では対処できないと考えられる場合 ②市内で震度４の地震が発生 ③その他必要により本部長が指令したとき	関係部課の所要人員全員をもってこれにあたる 水防団出動
特別警戒配備	①事態が切迫して、水防活動を開始するとともに、住民の避難等が必要となった場合 ②市内で震度５弱の地震が発生 ③その他必要により本部長が指令したとき	本部長が指定した職員全員をもってこれにあたる 高齢者等避難、避難指示を発令 警戒区域を設定

イ　警戒配備の解除は、今後水防活動の必要がなくなったときに市長が指令する。

ウ　洪水等の災害が大規模に発生した場合は、非常配備体制に移行する。

（２）出動

ア　出動準備

水防管理者（市長）は、次の場合には、警防部（小矢部消防署）に対し出動準備をさせるものとする。

①　河川の水位が水防団待機水位（指定水位）及び指定流量に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき

②　市内で震度３の地震が発生したとき

イ　出動

水防管理者（市長）は、次の場合には、直ちに警防部（小矢部消防署）に出動させ、河川の巡視等の警戒配置につく。

①　水防警報が発せられたとき

②　河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）または警戒流量に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき

③　市内で震度４以上の地震が発生したとき

【水防団員等現況表】・・・資料編「６－12」

7　水防警報の発令と解除

（１）水防警報の発令

ア　国土交通大臣の発する水防警報

国土交通大臣は、洪水等により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川、海岸等について、水防活動を行う必要があるときは、その旨を警告（水防警報）し、知事に通知しなければならない。知事は、その受けた通知に係る事項を関係水防管理者に通知しなければならない。

【水防警報の種類、内容及び発令基準（河川・国)】・・・資料編「３－９」

【水防警報（国）発表形式】・・・資料編「３－19」

イ　知事の発する水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の河川で洪水等により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて自ら指定した河川、海岸について、水防活動を行う必要があるときは、関係水防管理者にその旨を警告（水防警報）しなければならない。

【水防警報の種類、内容及び発令基準（河川・県)】・・・資料編「３－10」

【水防警報（県）発表形式】・・・資料編「３－20」

ウ　水防警報河川及びその区域

【水防警報河川及びその区域】・・・資料編「３－11」

エ　水防警報の伝達系統

水防警報の伝達系統は本節３(1)②のとおりである。

オ　水防警報の受報及び伝達

【水防警報の発報・受報担当者】・・・資料編「５－14」

また、水防警報により水防活動を実施した場合、水防管理者（市長）は、県水防本部へ報告する。

（２）水防警報の解除

国土交通大臣または知事は、水防活動の必要がなくなったと判断したときは、水防管理団体に水防警報の解除を指令する。

8　洪水予報の発表

（１）洪水予報の発表

知事は、水防法第 10 条第２項及び気象業務法第 14 条の２第２項の規定に基づき国土交通大臣及び気象庁長官が指定する河川の洪水予報の通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者に対しその受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

【洪水予報伝達系統図】・・・資料編「５－13」

（２）洪水予報指定河川とその区域

【洪水予報指定河川及びその区域】・・・資料編「３－12」

（３）洪水予報指定河川の基準地点と基準水位

【洪水予報指定河川の基準地点及び基準水位一覧表】・・・資料編「３－13」

（４）洪水予報の発表基準

【洪水予報の種類及び発表基準】・・・資料編「３－14」

（５）洪水予報の発表形式

【小矢部川洪水予報発表形式】・・・資料編「３－18」

９　氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報の発表

（１）氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報の通知

ア　国土交通大臣の通知

国土交通大臣は、水防法第 10 条第２項により指定した河川（洪水予報指定河川）以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川として指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨（氾濫危険水位到達情報）を当該河川の水位または流量を示して知事に通知しなければならない。知事は、この通知を受けた場合においては、直ちに関係水防管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

イ　知事の通知

知事は、県管理河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川として自らが指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、所轄土木センター（事務所）は、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨（氾濫危険水位到達情報）を当該河川の水位または流量を示して直ちに、関係水防管理者に通知しなければならない。

ウ　氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報の伝達系統

同節２(1)ウを参照。

（２）水位周知河川（水位情報周知河川）とその区域

【水位周知河川及びその区域】・・・資料編「３－15」

（３）氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報の発表

【氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報の発報・受報担当者】・・・資料編「５－16」
【氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報発報形式】・・・資料編「５－17」

10　水防作業

（１）水防工法

工法は、その選定を誤らなければ一種類の工法を施工するだけで成果をあげ得る場合が多い。

しかし、時には数種の工法を併施して初めてその目的を達成することがあるので、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々と行い、水防に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面及び護岸の状態等を考慮して最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を選び、施工するものとする。

【水防作業を必要とする異常状態に対応する主な工法】・・・資料編「15－18」

（２）水防作業上の心得

ア　命令または指令がないにもかかわらず、部署を離れるなど勝手な行動をとってはならない。

イ　作業中は常に危険に対する警戒心を弛めず、どのような環境においても冷静さを保持すること。

ウ　夜間にあっては、特に言動に注意し、みだりに「溢水」や「破堤」等の想像による言動を発してはならない。

エ　命令、指令及び情報の伝達は特に迅速、正確並びに慎重を期し、みだりに人心を動揺させ、また、いたずらに消防団員を緊張させ、疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がける。

オ　洪水時において、堤防に異常がおきる時期は、滞水時間にもよるが、だいたい水位が最大のときまたはその前後である。

しかし、堤防斜面の崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる割合が多いこと（水位が最大洪水位の４分の３に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

＊　なお、地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意し、河川の水位に応じ、被害の拡大を防止するため適切な措置を講じる。

11　決壊等の通報及び決壊後の処置

（１）決壊等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊しまたはこれに準ずる事態が発生したときは、水防管理者（市長）または消防機関の長は、直ちにこれを国土交通省富山河川国道事務所及び高岡土木センター（小矢部土木事務所）並びに氾濫が予想される方面の隣接水防管理団体その他に連絡する。

（２）決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者（市長）、消防機関の長はできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

12　避難のための立退き

（１）避難のための立退きの指示

洪水等により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者（市長）または知事若しくはその命令を受けた高岡土木センター（小矢部土木事務所）所長は、必要と認められる区域の居住者に対し避難のための立退きを指示することができる。水防管理者（市長）が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

（２）立退先の周知及び避難誘導

水防管理者（市長）は、本計画及び地域防災計画に基づき、予定立退先をあらかじめ定めるとともに、当該居住者への周知に努める。

立退きの指示があったときは、当該区域の居住者に伝達するとともに、それぞれ関係各機関及び警察署の協力を得て避難の誘導を行う。

13　水防解除

水防管理者（市長）は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ洪水等の危険がなくなり水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに高岡土木センター（小矢部土木事務所）に対してその旨通報する。

14　水防実施状況報告

水防管理者（市長）は、水防活動が終結したときは遅滞なく水防実施状況を取りまとめ、高岡土木センター（小矢部土木事務所）及び国土交通省関係事務所に報告する。

15　協力・応援

（１）居住者等の協力

水防管理者（市長）または消防機関の長は、水防活動のためやむを得ない必要があるときは、水防管理団体（市）の区域内に居住する者、または水防の現場にある者をして水防活動に従事させることができる。

（２）警察官の応援

水防管理者（市長）は、水防活動のため必要があると認めるときは、小矢部警察署長に対し警察官の出動を求める。

（３）水防管理団体相互の協力

水防管理者（市長）は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長または消防長に対して応援を求める。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動する。

（４）自衛隊の応援

人命及び財産に重大な影響を与えるような水防非常事態が発生し、または予想され、自衛隊の出動を待つほかに、これを防御することのできないようなときは、知事に対し、自衛隊派遣の要請を依頼する。

16　水防訓練

指定水防管理団体（小矢部川中流域水害予防組合）は、毎年、水防訓練を行わなければならない。

水防管理団体（市）の水防訓練は、次の項目などについて十分訓練を行い、実施にあたっては、地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。

［主な訓練項目］

ア　情報収集（雨量、水位、潮位、風速）
イ　通報（無線、電話）
ウ　動員（消防団、応援）
エ　輸送（資材、器材、人員）
オ　工法（水防工法）
カ　樋門、角落しの操作
キ　情報伝達（避難指示等）
ク　避難（要配慮者の避難、避難所開設等）及び安否確認
ケ　立退き（危険区域居住者の避難）

17　水防費用

（１）水防費用

水防管理団体（市）の所管する区域の水防に要する費用は、水防管理団体（市）が負担する。ただし、他の水防管理団体に関する応援のために要する経費の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間において協議し決定する。

（２）公用負担

ア　公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）または消防機関の長は、水防の現場において次のような権限を行使することができる。

ⅰ）必要な土地の一時使用
ⅱ）土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
ⅲ）車両その他の運搬用機器の使用
ⅳ）工作物その他の障害物の除去

イ　公用負担権限及び同権限被委任者の証明書

公用負担の権限を行使する者が水防管理者（市長）または消防機関の長であるときは、その身分を示す証明書を、またこれらの権限者から委任を受けて権限を行使するものにあっては、その身分を証明する証票を携行し、関係人または一般の人から請求があったときは、これを提示する。

ウ　公用負担の証票

公用負担の権限を行使し損失を与えたときは、証票を２通作成し、１通は行使者が保管し、

他の１通は物品の所有者若しくはその管理者またはこれに準ずる者に手渡す。

エ　損失補償

水防管理団体（市）は、公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償する。

18　浸水想定区域

（１）浸水想定区域における避難確保措置

市は、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成する。（平成 19 年３月作成、平成 21 年３月修正）

＊浸水想定区域：国土交通大臣又は都道府県知事が、指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにする。（水防法第 14 条第１項、第２項）

＊洪水ハザードマップ：洪水ハザードマップとは、堤防が決壊した場合の浸水程度や指定緊急避難場所及び指定避難所等の情報をわかりやすく地図に示したものである。これを地域住民、滞在者その他の者に配付、周知することにより、水害時における避難等を速やかに行い、人的被害を最小限に抑えるとともに、洪水等に対する防災意識を一層高める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

（２）浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び伝達方法

浸水想定区域内に在る要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものをいう。）は、次のとおりである。

【浸水想定区域内の要配慮者利用施設】・・・資料編「７－７」

上記施設への洪水予報等の伝達方法は次のとおりとする。（水防法第 15 条第２項）

ア　予め指定した電話、携帯電話、ＦＡＸ、Ｅメール、携帯メール

イ　上記のいずれも不通の場合は、広報車で、直接、施設に出向く

第９節　風水害時における消防団の活動

担当課	小矢部消防署、消防団

1　活動の基本方針

（１）消防団の警戒避難活動は、それぞれの担当区域での防災活動により対応し、特定の地域での大規模災害の危険が拡大した場合などは、「集中防御（団の防災力の集中的な運用による防災活動）」により対応する。

（２）自主防災組織、住民等との協力

大規模な風水害時には、自主防災組織、住民等の協力を得て対応する。

（３）優先する活動

それぞれの地域の事情で異なるが、警戒避難活動期においては概ね以下の活動を優先する。

ア　危険地域における警戒巡視
イ　危険地域住民等に対する警戒の呼びかけ
ウ　危険地域住民等に対する高齢者等避難の呼びかけ及び避難の指示等の伝達
エ　危険地域住民等に対する隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
オ　避難誘導、要配慮者の保護・移送
カ　その他の二次災害危険（ＬＰガスボンベ流出防止など）に対する警戒の呼びかけ

（４）上記以外の活動については、小矢部市水防計画による。

2　消防分団詰所等への参集

風水害時においては、消防団員にあっては、動員指令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって所定の参集場所に参集し、「警戒避難活動の判断情報」（特に、担当区域の降雨、河川水位、低地冠水・小崩壊等の状況）の収集・危険箇所の警戒巡視に従事する。団長、副団長は災害対策本部に参集する。各分団の幹部は分団詰所に参集する。参集途上においては、可能な限り上記「警戒避難活動の判断情報」を収集し、災害対策本部に報告すること。

3　自主防災組織、住民等に対する注意喚起・活動協力要請

消防団は、自主防災組織の役員や住民に対し災害への注意を促すとともに、状況に応じて避難の準備・避難・避難誘導・家族や隣近所の要配慮者の保護・移送などに協力するよう要請する（必要に応じてハンドマイク等で当該活動に協力従事するよう喚起する）。

上記活動は、危険地域を有する消防分団等においては特に重視するものとする。

4　救出活動

第 12 節「救出・救助活動」を参照。

5　避難誘導

（１）浸水あるいは土砂災害危険の接近により、住民避難の必要性が生じたときは、これを住民に伝達するとともに、市職員、自主防災組織と連携をとりながら、安全な場所に避難誘導する。

高齢者等避難の発令等に対応した要配慮者の避難にあたっては、要配慮者台帳に登録された支援者をはじめ、自主防災組織、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員等による避難支援体制を整えるとともに、避難車両の手配、避難所の開設等の事前準備を行い、迅速かつ

適切な避難を行う。

（２）避難指示等、又は警戒区域の設定による避難誘導についても、上記(1)の要領による。

→第３節「避難の指示等、避難所の開設等」

第 10 節　土砂災害対策

担当課	都市建設課、農林課、総務課、 小矢部消防署、ＤＸ推進課、税務課

市長は、気象庁より大雨注意報が発表されたときは、関係機関等より雨量情報を随時収集して、急傾斜地崩壊危険箇所等の巡視及び警戒に万全を期するものとする。

また、急傾斜地崩壊危険箇所等が崩壊、又は崩壊のおそれが生じたときは、警戒員の配置、避難誘導員の派遣その他必要な措置を講ずる。

1　急傾斜地崩壊危険箇所等の現況

急傾料地崩壊危険箇所等の現況は、次のとおりである。

【急傾斜地崩壊危険区域指定地】・・・資料編「４－２」
【急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面）】・・・資料編「４－５」
【急傾斜地の崩壊に関する土砂災害警戒区域・特別警戒区域】・・・資料編「４－12」
【地すべり及び急傾斜地崩壊危険箇所図】・・・資料編「４－３」
【地すべり危険箇所（国土交通省所管）】・・・資料編「４－４」
【地すべり発生危険地区（林野庁所管）】・・・資料編「４－６」
【地すべり危険箇所（農村振興局所管）】・・・資料編「４－７」
【地すべりに関する土砂災害警戒区域・特別警戒区域】・・・資料編「４－13」
【土石流危険渓流】・・・資料編「４－９」
【土石流危険渓流内の土砂災害警戒区域・特別警戒区域】・・・資料編「４－14」

2　情報の収集伝達

（１）収集すべき情報の内容

収集すべき情報の内容は、おおむね次のとおりである。

ア　危険区域及びその付近の降水量
イ　急傾斜地の地表水、湧水の状況
ウ　危険箇所及びその付近の亀裂の有無
エ　森林（竹木）等の傾倒の状況
オ　人家（建築物）等の損壊等の状況
カ　住民及び滞在者の数
キ　その他災害に関する状況

（２）土砂災害警戒情報等の伝達

市は、土砂災害警戒情報が発令されたときは、該当地区の地区防災会代表者・自治会長等に電話・携帯電話等で連絡するとともに、周辺住民に対して、防災行政無線、広報車等により、注意を喚起する。また、迅速かつ的確に高齢者等避難・避難指示等の判断を行い、伝達を行うものとする。

特に具体的に危険が予想される土砂災害警戒区域内における要配慮者施設に対しては、電話・携帯電話・ＦＡＸ・電子メール・携帯メール、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）等により、早期の情報伝達に努めるものとする。

【情報の伝達系統図（土砂)】・・・資料編「５－18」

（３）土砂災害緊急情報等の活用

市は、土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等にあたり活用する。

※土砂災害緊急情報

次に掲げるア～ウのいずれかの状況になった場合、市町村が適切に住民の避難指示（緊急）の判断等を行えるよう緊急調査を実施（アについては県が、イ、ウについては国が実施）し、国、県はそこで得られた情報をもとに、土砂災害が想定される区域及び時期に関して、土砂災害緊急情報として関係自治体の長に通知するとともに一般へ周知することになっている。

ア　地すべりにより、地割れや建築物等の外壁のき裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合

イ　河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、堆積した土石等の高さがおおむね 20m以上であるとともに、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合

ウ　噴火による降灰等が、河川の勾配が 10 度以上の流域のおおむね５割以上の土地において、１cm 以上堆積していると推計され、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合

3　降雨量の測定場所、測定方法

（１）降雨量は、小矢部市消防庁舎の雨量計で測定する。

（２）雨量測定開始時期は、次の場合とする。

ア　大雨注意報が発表されたとき。

イ　市長の命令があったとき。

（３）測定間隔は１時間毎とするが、警戒体制に入ってからは 30 分毎を基本とし、さらに水位上昇速度が加速するなど、危険が急迫する場合は 10 分毎とする。

（４）測定結果の通報先は、総務課とする。

4　警戒態勢

降雨によって災害がおこるおそれがある場合、又は危険区域内の状況等に異常が生じた場合において市長が必要と認めたときは、次の警戒態勢をとるものとする。（◇＝待機、☆＝担当職員自動参集、○＝状況に応じて参集、◎＝自動参集）

警戒態勢	基準	参集職員・場所	主な対応
警戒準備配備	①大雨注意報が発令	◇総務課及び関係課（農林課、都市建設課、上下水道課、消防署）担当職員 ↓ ・勤務時間内 ＝課内で待機 ・勤務時間外 ＝自宅又はすぐに参集できる場所で待機	・気象情報、降雨情報等の収集 ・連絡体制の確認
第１警戒態勢 ［責任者　：総務課長］ ［副責任者：都市建設課長］	①大雨警報が発令	☆総務課及び関係課（農林課、都市建設課、上下水道課、消防署）担当職員 ↓ ・勤務時間内 ＝課内で待機 ・勤務時間外 ＝本計画の指定場所に参集	・気象情報、降雨情報等の収集 ・連絡体制の確認 ・危険区域内の福祉施設等への連絡 ・監視パトロール

警戒態勢	基準	参集職員・場所	主な対応
第２警戒態勢 ［責任者：総務部長］ ［副責任者：産業建設部長］	①大雨警報が発令され、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域において危険な状態が予想されるとき	◎総務部長、産業建設部長 ◎総務課及び関係課（農林課、都市建設課、上下水道課、消防署）の課長、職員 ↓ ・勤務時間内 ＝課内で待機 ・勤務時間外 ＝本計画の指定場所に参集 ○その他の部課長、職員 ↓ 状況に応じて本計画の指定場所に参集	・気象情報、降雨情報等の収集 ・警戒パトロール ・非常配備体制に移行できる準備 ・危険区域内の福祉施設等への連絡 ・該当地区防災会代表に連絡 ・避難所開設準備 ・避難誘導準備
非常配備 **［災害対策本部］** ［本部長：市長］ ［副本部長①：副市長］ ［副本部長②：教育長］	①大雨警報が発令され、危険な状態が継続し、災害の発生が予想されるとき又は人家・施設等に対する土砂災害が発生したとき ②山地、林道等において土砂災害が局所的に発生したとき ③大規模な土砂崩れが発生したとき又は予想されるとき ④土砂災害警戒情報が出されたとき ⑤近隣で前兆現象（湧き水、地下水の濁りや龍の変化等）を発見 ⑥降雨指標値が「避難指示発令の目安となる線」に到達、 ⑦避難指示を求める土砂災害警戒情報が出されたとき ⑧近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラク発生等）を発見 ⑨降雨指標値が「避難指示発令の目安となる線」に到達し、引き続き降雨が見込まれるとき ⑩降雨指標値が「土砂災	◎全職員 ↓ 本計画の指定場所に参集担当活動を開始	・気象情報、降雨情報等の収集 ・警戒パトロール ・警戒員の配置 ・被災状況の把握 ・本計画に定める非常配備の諸活動 ・危険区域内の福祉施設等への連絡 ・該当地区防災会代表、自治会長に連絡 ・④～⑥ ＝高齢者等避難発令 ・⑦～⑬ ＝避難指示発令

警戒態勢	基準	参集職員・場所	主な対応
	害発生の目安となる線」に到達したとき ⑪近隣で土砂災害が発生したとき ⑫近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木、斜面の亀裂）を発見したとき ⑬降雨指標値が「土砂災害発生の目安となる線」に到達し、引き続き降雨が見込まれるとき		

＊　市長は、気象状況や土砂災害の前兆状況、避難の難易度、被害の程度などに応じ、上記の配備基準に関わらず、必要な配備体制を職員に指令するものとする。

【土砂災害警戒情報の発表】･・・資料編「３－17」

5　広報体制

危険区域内の住民に対する避難指示等の広報活動については、第７節「災害広報」により広報体制をつくり適切に行なうものとする。

また、県が配信する警戒情報の携帯電話メールサービスの普及を促進する。

6　避難体制

危険区域内の住民及び滞在者に対する避難の指示等及び誘導については、第３節「避難の指示等、避難所の開設等」により避難体制をつくり適切に行なうものとする。

【小矢部市の避難所一覧表】･・・資料編「７－２」

7　人命の保護、救出

人命の保護及び救出については、第２編「震災編」第２章第６節「救出・救助活動」を準用する。

第 11 節　消防計画

担当課	小矢部消防署、消防団

大規模な火災等の事故、風水害、その他特殊災害、自然現象による火災が発生し、又は発生のおそれがある場合は、次により、その警戒、鎮圧並びに被害の拡大防止に努める。

1　活動計画及び出動計画

（１）活動体制及び出動体制

災害が発生し、又は発生が予想される場合の消防職員及び消防団員の活動及び出動は消防長又は消防署長の指揮下で災害の防御活動及び出動体制をとるものとする。

【消防通信指令系統図】･・・資料編「６－13」

（２）参集及び部隊編成

【通常災害時の部隊編成】･・・資料編「６－14」

2　防御計画

（１）異常気象時における消防対策

次の基準のいずれか該当するときは、市長（消防長）は火災警報を発令し、防災無線及び広報車、ケーブルテレビ、市ホームページ、サイレン等により、一般住民の警戒心の喚起に努め、特別警戒体制を確立して万全を期する。

［火災警報の発令基準］

①　実効湿度 62%以下で最低湿度が 30%を下り、最大風速７ｍを越える見込みのとき

②　平均風速 10m以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき

（ただし、降雨、降雪中は発令しない場合がある）

（２）危険区域及び特殊建築物等の消防対策

火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ大火を誘発させるおそれがある地域、大規模な木造建築物、中高層の特殊建築物などに対しては、地域及び対象物ごとに警防計画を樹立し、火災防止、人命救助訓練を実施し、防御活動に万全を期する。

（３）危険物火災防御対策

ア　危険物、準危険物などの火災防御に対しては、種類・状況等を速やかに把握し、その性状に対応した防御活動により早期に鎮圧を図る。

イ　消火方法の決定については、発火危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着部隊の指揮者又は後着部隊の上級指揮者が決定する。

ウ　初期消火活動に必要な薬剤を備蓄するとともに、調達・輸送にあたっては、隣接消防機関又は警察に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

（４）爆発火災

ア　爆発により火災が発生し、又は爆発を伴う火災に対しては、人命救助、救出活動を主体とし、延焼防止、爆発被害の軽減を図る。

イ　爆発災害現場においては、防御活動の安全を確保するため、当該施設の監督者などと協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を確保する。

（５）ガス施設防御対策

ア　高圧ガス、液化石油ガス等の製造所、貯蔵所等の防御活動にあたっては、当該施設の保安

技術関係者に対し、関連設備又は対象物等への延焼防止策を指導する。

イ　液化石油ガス等の漏洩に対しては、ガス検知器を活用して、危険範囲を察知し、速やかに警戒区域を設定して、火気使用禁止、立入禁止等の警戒措置をとる。

3　救急救助計画

災害の規模に対応して効果的な救急・救助活動を行なうため、救急・救助隊を編成し、傷病者の救護にあたる。

4　避難計画

火災時における避難指示等は市長が発令する。

消防機関は危険の実態を把握し、的確な緊急避難の指示を行なう。

＜避難指示等の基準＞

ア　火災が拡大するおそれがあるとき。

イ　爆発のおそれがあるとき。

ウ　その他居住者の生命又は身体を火災から保護する事が必要であると認められたとき。

第 12 節　救出・救助活動

第２編「震災編」第２章第６節「救出・救助活動」を準用する。

第 13 節　自衛隊の派遣要請依頼

第２編「震災編」第２章第９節「自衛隊の派遣要請依頼」を準用する。

第 14 節　広域応援要請依頼

第２編「震災編」第２章第 10 節「広域応援要請依頼」を準用する。

第 15 節　交通規制

第２編「震災編」第２章第 11 節「交通規制」を準用する。

第 16 節　医療救護

第２編「震災編」第２章第 12 節「医療救護」を準用する。

第 17 節　公共施設等の応急復旧

第２編「震災編」第２章第 13 節「公共施設等の応急復旧」を準用する。

第 18 節　緊急輸送

第２編「震災編」第２章第 14 節「緊急輸送」を準用する。

第 19 節　遺体の捜索、処理、埋葬

第２編「震災編」第２章第 15 節「遺体の捜索、処理、埋葬」を準用する。

第 20 節　飲料水等の供給

第２編「震災編」第２章第 16 節「飲料水等の供給」を準用する。

第 21 節　食料の供給

第２編「震災編」第２章第 17 節「食料の供給」を準用する。

第 22 節　緊急生活物資の供給

第２編「震災編」第２章第 18 節「緊急生活物資の供給」を準用する。

第 23 節　災害救助法の適用

第２編「震災編」第２章第 19 節「災害救助法の適用」を準用する。

第 24 節　災害ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保

第２編「震災編」第２章第 20 節「災害ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保」を準用する。

第 25 節　防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施

第２編「震災編」第２章第 21 節「防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施」を準用する。

第 26 節　障害物の除去

第２編「震災編」第２章第 22 節「障害物の除去」を準用する。

第 27 節　廃棄物の処理活動

第２編「震災編」第２章第 23 節「廃棄物の処理活動」を準用する。

第 28 節　応急仮設住宅の建設

第２編「震災編」第２章第 24 節「応急仮設住宅の建設」を準用する。

第 29 節　住宅の応急修理

第２編「震災編」第２章第 25 節「建築物の被害調査・応急危険度判定及び住宅の応急修理」のうち、「住宅の応急修理」を準用する。

第 30 節　文教対策

第２編「震災編」第２章第 26 節「文教対策」を準用する。

第 31 節　農業対策

第２編「震災編」第２章第 27 節「農業対策」を準用する。

第 32 節　孤立集落対策

第２編「震災編」第２章第 28 節「孤立集落対策」を準用する。

第 33 節　義援金品の受付・配分

第２編「震災編」第２章第 29 節「義援金品の受付・配分」を準用する。

第 34 節　災害警備及び市民消費生活の安定

第２編「震災編」第２章第 30 節「災害警備及び市民消費生活の安定」を準用する。

第 35 節　ライフライン施設の応急復旧

第２編「震災編」第２章第 31 節「ライフライン施設の応急復旧」を準用する。

第３編　風水害・火災編

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　災害復旧・復興計画の目的及び概要･･･････････････････････････････502
第２節　災害市民相談･･･502
第３節　被災者のメンタルケア ･･･502
第４節　公共施設の災害復旧 ･･･502
第５節　民間施設等の災害復旧 ･･･502
第６節　被災者への生活支援 ･･･502

第１節　災害復旧・復興計画の目的及び概要

第２編「震災編」第３章第１節「災害復旧・復興計画の目的及び概要」を準用する。

第２節　災害市民相談

第２編「震災編」第３章第２節「災害市民相談」を準用する。

第３節　被災者のメンタルケア

第２編「震災編」第３章第３節「被災者のメンタルケア」を準用する。

第４節　公共施設の災害復旧

第２編「震災編」第３章第４節「公共施設の災害復旧」を準用する。

第５節　民間施設等の災害復旧

第２編「震災編」第３章第５節「民間施設等の災害復旧」を準用する。

第６節　被災者への生活支援

第２編「震災編」第３ 章第６節「 被災 者への 生活援 護」を 準用 するほか 、「小 矢部市住 宅災 害 見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

【小矢部市住宅災害見舞金の支給】［担当：総務課］

風水害等の自然災害（ 地震災害を 除く)･火 災･ 落雷 ･爆発 ･航空 機墜落 等に よる住宅損壊 に対して、罹災した世帯主に下記の見舞金を支給する。

［見舞金の額］

区分	金額
全壊	100, 000 円
半壊	50, 000 円
一部損壊	10, 000 円
床上浸水	10, 000 円

第４編　雪害編

第１章　災害予防計画

第１節　災害予防計画の基本方針 ····· 551
第２節　除雪体制の整備 ····· 552
第３節　雪に強いまちづくり ····· 553
第４節　生活関連施設等の整備 ····· 554
第５節　農林業の雪害予防 ····· 555
第６節　なだれ災害の防止 ····· 556
第７節　地域ぐるみ除排雪組織の育成及び自主防災体制の整備 ····· 557
第８節　要配慮者の安全確保と体制の整備 ····· 558
第９節　防災教育・研修 ····· 558
第 10 節　防災訓練 ····· 558
第 11 節　雪害対策本部等の体制の整備 ····· 558
第 12 節　動員体制の整備 ····· 558
第 13 節　気象予報及び降雪情報等の収集伝達体制の整備 ····· 558
第 14 節　災害情報等の収集報告体制の整備 ····· 559
第 15 節　災害通信体制の整備 ····· 559
第 16 節　災害広報体制の整備 ····· 559
第 17 節　災害救助法等の習熟 ····· 559
第 18 節　避難活動体制の整備 ····· 559
第 19 節　救出体制の整備 ····· 559
第 20 節　緊急輸送体制の整備 ····· 559
第 21 節　食料供給体制の整備 ····· 559
第 22 節　給水体制の整備 ····· 560
第 23 節　被服等生活必需物資供給体制の整備 ····· 560
第 24 節　医療救護体制の整備 ····· 560
第 25 節　防疫・保健衛生体制の整備 ····· 560
第 26 節　廃棄物処理体制の整備 ····· 560
第 27 節　災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備 ····· 560

第１節　災害予防計画の基本方針

災害予防計画とは、災害の発生を未然に防止するための計画をいう。本計画では、
（１）「安心安全なまちづくり」
（２）「防災を担うひとづくり」
（３）「効果的な応急対策活動のための平常時の措置」
の３つに分けて策定するものとする。

（１）安心安全なまちづくり

雪害予防のためには、雪に強い建築物の普及、消融雪施設の設置等を進めることが必要となる。

本災害予防計画では、第３節「雪に強いまちづくり」について記述し、その対策を示している。

（２）防災を担うひとづくり

大規模な雪害には市職員だけでは対応できないため、防災を担うひとづくりが必要となる。

一方、「自分の命は自分で守る」自主防災意識の向上が重要である。

本災害予防計画においては、第７節「地域ぐるみ除排雪組織の育成及び自主防災体制の整備」で地域ぐるみ除排雪組織の育成等について、第９節「防災教育・研修」でより充実した防災教育や研修について、第 10 節「防災訓練」でより実践的な防災訓練の実施について記述し、その対策を示している。

（３）効果的な応急対策活動のための平常時の措置

災害が発生した場合に展開される応急対策活動を効果的に行うためには、平常時から準備しておかなければならない

本災害予防計画においては、災害が発生した場合に展開される応急対策活動を効果的に行うために、第 11 節「雪害対策本部等の体制の整備」から第 27 節「災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備」において、その対策を示している。

第２節　除雪体制の整備

担当課	都市建設課

１　目 的

除雪機械を確保し、除雪作業を迅速かつ効果的に行う体制を整える。

２　方策

方策
- 除雪機械等の整備
- 民間との協力体制の確立

３　除雪機械等の整備

除雪機械は、計画的に増強を図るとともに、車体及び付属品等点検整備を行い、いつでも出動できる体制を整えておくものとする。

４　民間との協力体制の確立

除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう民間における除雪機械の保有状況を把握し協力体制を確立しておくものとする。

第３節　雪に強いまちづくり

担当課	都市建設課

１　目的

雪に強い都市構造や、道路の整備等の施策をすすめ、雪に強いまちづくりを推進するものとする。

２　方策

方策
- 建築物の耐雪性向上
- 除排雪に対応した道路の整備
- 消融雪施設の整備
- 流雪溝の整備
- 排雪場所の確保

３　建築物の耐雪性向上

建築物の耐雪性向上のため、建築物の用途、規模、敷地の状況等に応じた建築物の耐雪構造化、消融雪施設の設置や自然落下方式の採用による雪おろしの省力化等の指導を積極的に推進するものとする。

４　除排雪に対応した道路の整備

除排雪作業の効率化等のため、除雪余裕幅や堆雪スペースを備えた道路の整備を進めるものとする。

５　消融雪施設の整備

機械除雪の困難な市街地等の無雪化のため、消融雪施設の設置を推進するものとする。

６　流雪溝の整備

道路や屋根雪等の処理のため、地域住民の協力を得ながら流雪溝の整備を推進するものとする。

７　排雪場所（雪捨場）の確保

排雪しやすい雪捨場を確保する。

第４節　生活関連施設等の整備

担当課	防災関係機関、上下水道課、小矢部消防署、企画政策課

市民の日常生活や社会経済活動に欠くことのできない電気、電話等生活関連施設の雪害予防は重要なことであり、関連機関は、これらの耐雪化等雪害対策を積極的に推進するものとする。

１　電力施設

北陸電力（株）となみ野営業所及び北陸電力送配電（株）となみ野配電センターは、施設の耐雪化の推進及び保安体制の強化等を図るものとする。

２　電信電話施設

伝送路設備を保有する電気通信事業者は、電信電話施設の耐雪化とその整備に努める。

３　郵便事業

日本郵便(株)小矢部郵便局及び砺波郵便局は、積雪時の郵便の運送確保のため車両等の整備に努める。

４　水道施設

上水道施設の耐雪化とその整備に努めるものとする。

５　消火栓、防火水槽

積雪等による埋没等を防ぎ、施設の維持に努めるものとする。

６　鉄道施設

西日本旅客鉄道（株）及びあいの風とやま鉄道（株）は、除雪機械の能力強化と地上施設の増強により輸送の確保を図る。

７　バス、トラック等運送事業

バス、トラック等運送事業者は、情報を的確に把握しながら道路管理者と事前協議のうえ除雪協力体制を確立するとともに利用者が不便なく利用できるよう努めるものとする。

第５節　農林業の雪害予防

担当課	農林課

農作物を雪害から守るため、農家等に対し、次の指導を行う。

１　果樹

（１）計画的に樹冠上の雪を払い落とすようにする。
（２）雪の中に埋もれた枝は、雪が固まらないうちに掘り上げる。
（３）雪が固まった場合は、枝の周囲の雪にスコップで切れ目を入れる。
（４）消雪が遅れて春の作業に影響するような場合は、積極的に消雪剤を散布する。

２　野菜

（１）ビニールハウスは外側の雪堀りを行う。このときは、両側を均等に取り除くようにする。
（２）ビニールハウスが倒壊するおそれがあるときは、早めにビニールを切り裂きハウスの中雪を押し込む。

第６節　なだれ災害の防止

担当課	都市建設課、農林課

１　なだれ発生危険個所の把握

市長は、なだれ発生危険個所を把握する。

【雪崩危険箇所】・・・資料編「４－18」

２　なだれ災害防止措置

市長は、なだれ発生の危険のある箇所については、広報等により関係住民等に周知徹底するとともに、防護策や標識を設置するなどにより、なだれ災害の防止を図るものとする。

第７節　地域ぐるみ除排雪組織の育成及び自主防災体制の整備

担当課	企画政策課、総務課、生活環境課

1　目的

雪害からの安全性を確保するためには、地域住民が協力し自主的に防災体制を整備し、地域の防災に積極的に取り組むことが重要である。このため、地域の実情に応じた地域ぐるみ除排雪活動を推進するとともに自主防災組織の育成に努めるものとする。

2　方策

方策
- 地域ぐるみ除排雪組織の育成
- 自主防災体制の整備
- 事業所等の防災組織の育成

3　地域ぐるみ除排雪組織の育成

豪雪時においては、一人ひとりが力を出し合い、地域の総力を挙げて除排雪活動を展開しなければならない。このため、豪雪時における地域ぐるみの除排雪が円滑に実施されるよう、日頃から、広報による啓発活動や住民の自主的なコミュニティ活動の育成に努めるものとする。

（１）地域ぐるみ除排雪実践地区の設定

行政と住民とが総力を結集し地域ぐるみで除排雪を展開するため、地域の実情に応じた単位（小学校区又は自治会、町内会）をもって、「地域ぐるみ除排雪実践地区」を設定するものとする。

（２）地域ぐるみ除排雪体制の整備

市は、地域ぐるみ除排雪実践地区において、地域ぐるみ除排雪の実践母体となる「地域ぐるみ除排雪推進協議会」等の組織づくりを推進する。この協議会等においては、行政と住民との間や住民の間の情報連絡協力体制について企画、調査を行い、共同除排雪対象施設、一斉除排雪の方法、要援護世帯への支援措置等を内容とする除排雪計画を策定し、地域住民に普及啓発するものとする。

（３）小型除排雪機械等の整備

地域ぐるみ除排雪を円滑に推進するため、除排雪計画を策定した地域ぐるみ除排雪実践地区に対し、小型除排雪機械、除雪装置、小型除雪機械等格納庫等の整備促進を図るものとする。

4　自主防災体制の整備

第２編「震災編」第１章第 21 節「自主防災体制の整備」を準用する。

5　事業所等の防災組織の育成

自衛消防組織が法令により義務づけられている事業所においては、雪害に対する防災活動が効果的に行われるよう体制の強化に努めるものとする。

また、市は、法令により義務づけられていない事業所についても、従業員、利用者等の安全を守るとともに、的確な雪害対策活動を実施するため自主的な防災組織づくりを行うよう指導に努めるものとする。

第８節　要配慮者の安全確保と体制の整備

第２編「震災編」第１章第 22 節「要配慮者の安全確保と体制の整備」を準用する。

第９節　防災教育・研修

第２編「震災編」第１章第 24 節「防災教育・研修」を準用するほか、以下のとおりとする。

１　一般住民への広報活動

市及び防災関係機関は、降積雪前に次の事項に重点を置き、広報紙、パンフレット、チラシ等により雪害に対する防災知識の普及に努めるものとする。

ア　雪害に備えた家屋等の補強、安全点検の実施
イ　交通対策
ウ　道路・歩道等の除雪計画
エ　積雪による危険防止
オ　なだれによる危険防止
カ　児童生徒の安全対策

第 10 節　防災訓練

第２編「震災編」第１章第 23 節「防災訓練」を準用する。

第 11 節　雪害対策本部等の体制の整備

第２編「震災編」第１章第５節「災害対策本部等の体制の整備」を準用する。

第 12 節　動員体制の整備

第２編「震災編」第１章第６節「動員体制の整備」を準用する。

第 13 節　気象予報及び降雪情報等の収集伝達体制の整備

第３編「風水害・火災編」第１章第 15 節「気象予報及び降雨情報等の収集伝達体制の整備」を準用する。

【降積雪観測機器所在地】・・・資料編「３－23」

第 14 節　災害情報等の収集報告体制の整備

第２編「震災編」第１章第７節「災害情報等の収集報告体制の整備」を準用する。

第 15 節　災害通信体制の整備

第２編「震災編」第１章第８節「災害通信体制の整備」を準用する。

第 16 節　災害広報体制の整備

第２編「震災編」第１章第９節「災害広報体制の整備」を準用する。

第 17 節　災害救助法等の習熟

第２編「震災編」第１章第 10 節「災害救助法等への習熟」を準用する。

第 18 節　避難活動体制の整備

第２編「震災編」第１章第 11 節「避難活動体制の整備」を準用する。

第 19 節　救出体制の整備

第２編「震災編」第１章第 12 節「救出体制の整備」を準用する。

第 20 節　緊急輸送体制の整備

第２編「震災編」第１章第 13 節「緊急輸送体制の整備」を準用する。

第 21 節　食料供給体制の整備

第２編「震災編」第１章第 14 節「食料供給体制の整備」を準用する。

第 22 節　給水体制の整備

第２編「震災編」第１章第 15 節「給水体制の整備」を準用する。

第 23 節　被服等生活必需物資供給体制の整備

第２編「震災編」第１章第 16 節「被服等生活必需物資供給体制の整備」を準用する。

第 24 節　医療救護体制の整備

第２編「震災編」第１章第 17 節「医療救護体制の整備」を準用する。

第 25 節　防疫・保健衛生体制の整備

第２編「震災編」第１章第 18 節「防疫・保健衛生体制の整備」を準用する。

第 26 節　廃棄物処理体制の整備

第２編「震災編」第１章第 19 節「廃棄物処理体制の整備」を準用する。

第 27 節　災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備

第２編「震災編」第１章第 20 節「災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備」を準用する。

第４編　雪害編

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策計画の概要 …… 601
第２節　避難警戒体制の確立 …… 602
第３節　避難の指示等、避難所の開設等 …… 604
第４節　気象予報及び降積雪情報等の収集伝達 …… 604
第５節　災害情報等の収集報告 …… 604
第６節　災害通信 …… 604
第７節　災害広報 …… 605
第８節　道路除雪 …… 606
第９節　屋根雪降ろし …… 609
第 10 節　地域ぐるみ除排雪 …… 610
第 11 節　救出・救助活動 …… 611
第 12 節　自衛隊の派遣要請依頼 …… 611
第 13 節　広域応援要請依頼 …… 611
第 14 節　交通規制 …… 611
第 15 節　医療救護 …… 611
第 16 節　公共施設等の応急復旧 …… 611
第 17 節　緊急輸送 …… 611
第 18 節　遺体の捜索、処理、埋葬 …… 611
第 19 節　飲料水等の供給 …… 612
第 20 節　食料の供給 …… 612
第 21 節　緊急生活物資の供給 …… 612
第 22 節　災害救助法の適用 …… 612
第 23 節　災害ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保 …… 612
第 24 節　防疫・衛生活動及び被災者の心のケア …… 612
第 25 節　障害物の除去 …… 612
第 26 節　廃棄物の処理活動 …… 612
第 27 節　応急仮設住宅の建設 …… 613
第 28 節　建築物の被害調査・応急危険度判定及び住宅の応急修理 …… 613
第 29 節　文教対策 …… 613
第 30 節　農業対策 …… 613
第 31 節　孤立集落対策 …… 613
第 32 節　義援金品の受付・配分 …… 613
第 33 節　災害警備及び市民消費生活の安定 …… 613
第 34 節　ライフライン施設の応急復旧 …… 613

第１節　災害応急対策計画の概要

災害応急対策計画とは、災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、住民の生命・身体の保護を第一義とし、あわせて防災施設の保護、住民の財産の保護、社会秩序の維持を目的とする。

その主な概要は次のとおりである。

１　道路除雪、屋根雪降ろし、地域ぐるみ除排雪

雪害時における応急対策活動で中心となるのは、道路除雪、屋根雪降ろし等の除排雪活動である。第８節で「道路除雪」、第９節で「屋根雪降ろし」、第 10 節で「地域ぐるみ除排雪」について記述し、その対策を示している。

２　警戒避難体制の確立及び情報の収集連絡

雪害に対する警戒避難体制の確立及び情報の収集連絡は、第２節で「避難警戒体制の確立」第４節で「気象予報及び降積雪情報等の収集伝達」について記述し、その対策を示している

３　人命の救助

雪害により生じた人命の救助については、第２編「震災編」第２章第６節「救出・救助活動」を準用する。

４　被災者への生活支援

人命の救助活動に続いて、被災者への生活支援を行う。第 19 節で「飲料水等の供給」、第 20 節で「食料の供給」、第 21 節で「緊急生活物資の供給」について、また、第 27 節で「応急仮設住宅の建設」、第 28 節で「建築物の被害調査・応急危険度判定及び住宅の応急修理」、第 34 節で「ライフライン施設の応急復旧」について記述し、その対策を示している。

５　その他

当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持等に努める。第 33 節で「災害警備及び市民消費生活の安定」について記述するほか、第 29 節で「文教対策」、第 32 節で「義援金品の受付・配分」を記述し、その対策を示している。

第２節　避難警戒体制の確立

担当課	全課

１　雪害における市の配備体制・基準等

雪害における市の配備体制・基準等は、次のとおりとする。（◇＝待機、☆＝担当職員自動参集、○＝状況に応じて参集、◎＝自動参集）

配備体制	配備基準	参集職員・場所	備考（主な活動等）
警戒準備配備	①風雪、なだれ、大雪注意報の１つ以上が発令	◇総務課及び関係課（農林課、都市建設課、上下水道課、消防署）の担当職員 ↓ ［勤務時間内］ ＝課内で待機 ［勤務時間外］ ＝自宅又はすぐに参集できる場所で待機 ＊都市建設課職員は、状況に応じて建設機械格納庫にて除雪体制をとる	・気象情報、降雪・積雪情報等の収集 ・連絡体制の確認 ・状況に応じて除雪作業実施
第１警戒配備 ［責任者：総務課長］ ［副責任者：都市建設課長］	①暴風雪、大雪警報の１つ以上が発令	☆総務課及び関係課（農林課、都市建設課、上下水道課、消防署）の担当職員 ↓ ［勤務時間内］ ＝課内で待機 ［勤務時間外］ ＝本計画の指定場所に参集 ＊都市建設課職員は、状況に応じて建設機械格納庫にて除雪体制をとる	・気象情報、降雪・積雪情報等の収集 ・連絡体制の確認 ・状況に応じて除雪作業実施
第２警戒配備 ［責任者　：総務部長］ ［副責任者①：産業建設部長］ ［副責任者②：民生部長］	①暴風雪、大雪警報の１つ以上が発令され、危険な状態が予想されるとき ②暴風雪等による被害発生が特定の地区に予想されるとき	◎総務部長、産業建設部長、民生部長 ◎総務課長及び関係課（農林課、都市建設課、上下水道課、消防署）の課長、職員 ↓ ［勤務時間内］ ＝課内で待機 ［勤務時間外］ ＝本計画の指定場所に参集 ＊都市建設課職員は、状況に応じて建設機械格納庫にて除雪体制をとる ○その他の部課長及び職員 ↓ 状況に応じて本計画の指定場所に参集	・気象情報、降雪・積雪情報等の収集 ・連絡体制の確認 ・除排雪作業実施 ・該当地区防災会代表に連絡 ・該当地区に対する「注意喚起」の広報 ・避難所開設準備 ・避難誘導準備 ・非常配備体制に移行できる諸準備

非常配備 **［雪害対策本部］** ［本部長　：市長］ ［副本部長①：副市長］ ［副本部長②：教育長］	①暴風雪、大雪警報の１つ以上が発令され、危険な状態が継続し、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき ②暴風雪等による被害発生が局所的に発生したとき ③市域に「大雪」、「暴風雪」特別警報が発表されたとき	◎全職員 ↓ 本計画の指定場所に参集 担当活動を開始	・気象情報、降雪・積雪情報等の収集 ・連絡体制の確認 ・除排雪作業実施 ・本計画に定める非常配備の諸活動 ・避難所の開設 ・要配慮者の避難誘導準備 ・該当地区防災会代表、自治会長に連絡 ↓ ・高齢者等避難発令 ・避難指示発令

＊市長は、気象状況や被害の程度などに応じ、上記の配備基準に拘わらず、必要な配備体制を職員に指令するものとする。

＊上記配備体制の各責任者に事故あるときは、次順位の職の者が代行する。

＊その他の事項については、第３編「風水害・火災編」第２章第２節「避難警戒体制の確立」の「災害」を「雪害」と読み替えて準用する。

第３節　避難の指示等、避難所の開設等

第３編「風水害・火災編」第２章第３節「避難の指示等、避難所の開設等」を準用する。

第４節　気象予報及び降積雪情報等の収集伝達

第３編「風水害・火災編」第２章第４節「気象予報・降雨情報等の収集伝達」を準用する。なお、注意報、警報、特別警報の種類及び発表基準については、次のとおりである。

【注意報、警報の種類及び発表基準】・・・資料編「３－21」

第５節　災害情報等の収集報告

第３編「風水害・火災編」第２章第５節「風水害・火災の災害情報等の収集報告」を準用する。

第６節　災害通信

第２編「震災編」第２章第３節「災害通信」を準用する。

第７節　災害広報

担当課	ＤＸ推進課

第３編「風水害・火災編」第２章第７節「災害広報」を準用するほか、広報の内容及び広報案文は次のとおりとする。

１　広報内容

ア　指定した雪捨て場以外への雪捨て禁止
イ　除雪の支障となる路上駐車の禁止
ウ　除雪道路への雪捨て禁止
エ　水あがりとなる水路等への雪捨て禁止
オ　雪捨て場へのごみの不法投棄の禁止
カ　降雪時のマイカー使用の自粛

○広報案文

〔案文１〕大雪に関する情報の周知と住民への注意喚起

> 只今（現在）県内に（は）大雪警報が発令されました。（ています。）
> 県内では（今夜宵のうちにかけて）積雪○○センチメートル以上となる見込みです。
> 交通機関は厳重に警戒してください。
> また、路面の凍結によるスリップ事故にも十分注意してください。

〔案文２〕交通復旧状況の周知と対応行動の指示

> このたびの集中豪雪により、交通が途絶しておりました県道△△線は、本日正午から開通致しました。
> しかしながら、除雪後の道路幅が十分ではありませんので、徐行運転をお願いします。
> なお、路面の凍結によるスリップ事故にも十分注意して下さい。

第８節　道路除雪

担当課	都市建設課

冬期間における管内主要幹線の交通が、積雪により支障を生じたとき除雪を実施し、災害の未然防止を図るとともに雪害及びその他災害の応急対策の円滑な遂行を図り住民生活及び産業経済活動の安定を期するものとする。

１　実施機関

機　関　名	実　施　内　容
国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所高岡国道維持出張所	道路除雪計画に基づき、国道（指定区間）の除雪を行う。
富山県高岡土木センター小矢部土木事務所	当該年度道路除雪基本計画に基づき、管内の国道（指定区間外）、県道を除雪する。
中日本高速道路株式会社金沢支社	道路除雪計画に基づき、高速道路の除雪を行う。
富山県道路公社	道路除雪計画に基づき、高速道路の除雪を行う。
市	当該年度「道路除雪基本計画」に基づき、市道の除雪を行う。

２　除雪体制

（１）除雪組織除雪は、除雪対策本部（本部長は市長）を設置して実施する。本部業務は、都市建設課が行うものとする。

除雪対策本部（略図）

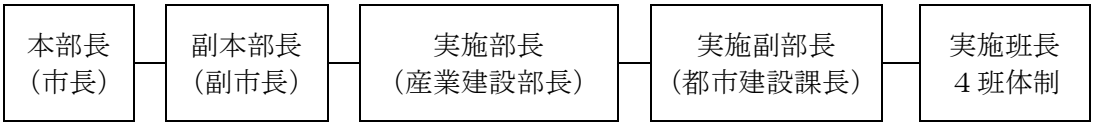

（２）活動

ア　実施部長が、必要と認めたとき、除雪活動を実施するものとする。

イ　出動基準は、平常時新積雪 10 ㎝以上とずる。

（３）災対本部との関係除雪対策本部は、小矢部市雪害対策本部が設置された場合は、小矢部市災害対策本部の組織及び運営に関する規程の定めるところによって、災害対策本部に統轄されるものとする。

３　除雪計画区分

機械除雪可能な市道を基準とし、路線の性格等諸要件を勘案し、次のように区分する。

高速・低速除雪の区分

・高速除雪路線……通勤通学に間に合うよう早朝から除雪する幹線市道等

・低速除雪路線……快適な生活を確保するため除雪する生活圏市道等

確保車線の区分

・二車線確保路線……幅員 6.5m以上の市道等

・一車線確保路線……幅員 6.5m未満の市道等

（注）ただし、上記事項は、豪雪時を除く。

４　除雪作業

除雪作業は、保有除雪機械の型式並びに道路現況等を勘案し、保有除雪機械を他に貸与して行う貸与除雪、並びに他より除雪機械及びオペレーターを借り上げて行う借上除雪に分けて行うものとする。

除雪出動基準は、原則として次のとおりとする。

ア　車道除雪・・・新降雪深が 10cm 以上になったとき。

イ　歩道除雪・・・歩道上の積雪深が 20 ㎝以上になったとき。

（ただし雪質、地形等によってはこの限りではない。）

（１）除雪班の編成

除雪作業の円滑化を図るため、４班編成とする。

班編は、各班中３日で出動とし、各班引継ぎは午前９時とする。

（２）作業

車 種	作 業　　内　　容
ダンプトラック、 タイヤショベル	主として幹線市道を高速除雪する
ロータリー除雪車	市役所を起点としてパトロールにより随時出動する。

（３）作業時間

主要幹線市道及び通学バス路線において通行に支障なきよう運行（高速除雪可能路線）し、積雪予報等により早期出動する。とくに積雪多量の場合は、昼夜を問わず続行する。

（４）除雪機械

除雪機械の台数は、次のとおりである。

除雪トラック、ダンプ	６台（市所有）
除雪ブルドーザ	11 台（市保有）
除雪ホイールドーザ	１台（リース）
除雪グレーダー	１台（市保有）
ロータリー除雪車	２台（市保有）
ロータリー歩道除雪車	６台（市保有）
タイヤショベル等	32 台（内市保有 11 台、リース等 31 台）
民間借上	52 台（タイヤショベル、ブルドーザー、グレーダー）

市保有除雪機械（リース車含む）の機種及び台数は、次のとおりである。

【市有除雪機械の配置状況】・・・資料編「８－９」

（５）民間除雪機械所有者への協力依頼

積雪等の状況により、民間の除雪機械所有者に協力を要請する。

５　カーブ等危険箇所への凍結防止剤の散布

道路交通の安全確保のため、カーブ及び急坂等危険箇所へ凍結防止剤を散布するものとする。

６　歩道除雪

歩行者の安全を確保するため、住民の協力を得て歩道除雪の徹底を図るものとする。

７　除雪パトロール

パトロール班は、管内を適時パトロールし、除雪作業の指示及び作業後の路面状況の確認を行なうものとする。

８　関係機関との協力体制

（１）警察署

除雪実施計画について協力要請するほか、路上放置物件の取締り、交通整理、情報の収集等を行うものとする。

（２）消防機関冬期間の火災予防について小矢部消防署は、広報に努めるほか消火栓、防火水槽の除雪を実施するものとするが、消防本部のみでは困難なときは市除雪対策本部の協力を求め消防水利の確保に努めるものとする。

（３）交通安全協会等道路交通の安全を確保するため、警察署等関係機関と連絡のうえ路上放置物件の取締り、交通整理等に協力するとともに路上に駐車しないよう周知徹底を図るものとする。

第９節　屋根雪降ろし

担当課	総務課、社会福祉課、健康福祉課

１　屋根雪降ろしの指導

積雪による建築物の倒壊を防止するために、積雪がおおむね 70 ㎝になったら、屋根の雪降ろしをするよう市民に呼びかける。また、建築物の構造、雪の状態等によっては早めの雪降ろしを実施し、雪降ろしの際は、次の事項に注意するよう指導するものとする。

ア　雪降ろしの際は、必ず命綱をつける。
イ　非常口、避難通路等を確保する。
ウ　プロパンガスのホース等に注意する。
エ　電線、電話線等に注意する。

２　除排雪困難世帯の除排雪対策

一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、身体障害者、母子家庭等の除排雪困難世帯について、消防団、自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、屋根雪等の排雪に万全を期す。

３　公共建物の除排雪

学校、保育所、社会教育施設等公共建物について、日常の維持管理、安全点検を強化するとともに、適時適切に除排雪の励行に努めるものとする。

第 10 節　地域ぐるみ除排雪

担当課	都市建設課、生活環境課、総務課

豪雪時において住民の日常生活の安全性を確保するためには、地域住民が協力し自主的に防災体制を整備し、地域の防災に積極的に取り組むことが重要であり、地域住民による組織的除排雪活動を推進するものとする。

1　効率的な除雪の推進

（１）一斉除排雪の実施一斉除排雪の実施にあたっては、時間、排雪場所、経路等について降積雪状況及び地域の実情に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図るものとする。

（２）関係機関等への協力要請排雪場所、除排雪機械等の確保のため、関係機関、建設業者に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求めるものとする。

（３）雪捨て場雪捨場は、次の２箇所とする。
・島分橋下流右岸（小矢部川堤防）
・鴨島橋上流左岸（小矢部川堤防）

第 11 節　救出・救助活動

第２編「震災編」第２章第６節「救出・救助活動」を準用する。

第 12 節　自衛隊の派遣要請依頼

第２編「震災編」第２章第９節「自衛隊の派遣要請依頼」を準用する。

第 13 節　広域応援要請依頼

第２編「震災編」第２章第 10 節「広域応援要請依頼」を準用する。

第 14 節　交通規制

第２編「震災編」第２章第 11 節「交通規制」を準用する。

第 15 節　医療救護

第２編「震災編」第２章第 12 節「医療救護」を準用する。

第 16 節　公共施設等の応急復旧

第２編「震災編」第２章第 13 節「公共施設等の応急復旧」を準用する。

第 17 節　緊急輸送

第２編「震災編」第２章第 14 節「緊急輸送」を準用する。

第 18 節　遺体の捜索、処理、埋葬

第２編「震災編」第２章第 15 節「遺体の捜索、処理、埋葬」を準用する。

第 19 節　飲料水等の供給

第２編「震災編」第２章第 16 節「飲料水等の供給」を準用する。

第 20 節　食料の供給

第２編「震災編」第２章第 17 節「食料の供給」を準用する。

第 21 節　緊急生活物資の供給

第２編「震災編」第２章第 18 節「緊急生活物資の供給」を準用する。

第 22 節　災害救助法の適用

第２編「震災編」第２章第 19 節「災害救助法の適用」を準用する。

第 23 節　災害ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保

第２編「震災編」第２章第 20 節「災害ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保」を準用する。

第 24 節　防疫・衛生活動及び被災者の心のケア

第２編「震災編」第２章第 21 節「防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施」を準用する。

第 25 節　障害物の除去

第２編「震災編」第２章第 22 節「障害物の除去」を準用する。

第 26 節　廃棄物の処理活動

第２編「震災編」第２章第 23 節「廃棄物の処理活動」を準用する。

第 27 節　応急仮設住宅の建設

第２編「震災編」第２章第 24 節「応急仮設住宅の建設」を準用する。

第 28 節　建築物の被害調査・応急危険度判定及び住宅の応急修理

第２編「震災編」第２章第 25 節「建築物の被害調査・応急危険度判定及び住宅の応急修理」を準用する。

第 29 節　文教対策

第２編「震災編」第２章第 26 節「文教対策」を準用する。

第 30 節　農業対策

第２編「震災編」第２章第 27 節「農業対策」を準用する。

第 31 節　孤立集落対策

第２編「震災編」第２章第 28 節「孤立集落対策」を準用する。

第 32 節　義援金品の受付・配分

第２編「震災編」第２章第 29 節「義援金品の受付・配分」を準用する。

第 33 節　災害警備及び市民消費生活の安定

第２編「震災編」第２章第 30 節「災害警備及び市民消費生活の安定」を準用する。

第 34 節　ライフライン施設の応急復旧

第２編「震災編」第２章第 31 節「ライフライン施設の応急復旧」を準用する。

第４編　雪害編

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　災害復旧・復興計画の目的及び概要 …… 651
第２節　災害市民相談 …… 651
第３節　被災者のメンタルケア …… 651
第４節　公共施設の災害復旧 …… 651
第５節　民間施設等の災害復旧 …… 651
第６節　被災者への生活支援 …… 651

第１節　災害復旧・復興計画の目的及び概要

第２編「震災編」第３章第１節「災害復旧・復興計画の目的及び概要」を準用する。

第２節　災害市民相談

第２編「震災編」第３章第２節「災害市民相談」を準用する。

第３節　被災者のメンタルケア

第２編「震災編」第３章第２節「被災者のメンタルケア」を準用する。

第４節　公共施設の災害復旧

第２編「震災編」第３章第４節「公共施設の災害復旧」を準用する。

第５節　民間施設等の災害復旧

第２編「震災編」第３章第５節「民間施設等の災害復旧」を準用する。

第６節　被災者への生活支援

第２編「震災編」第３章第６節「被災者への生活援護」を準用する。

第５編　原子力・その他事故災害編

第１章　原子力災害対策

第１節　原子力災害対策の方針 ····· 701
第２節　原子力災害事前対策 ····· 709
第３節　緊急事態災害応急対策 ····· 717
第４節　原子力災害中長期対策 ····· 731

第１節　原子力災害対策の方針

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）又は事業所外運搬における、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第２　計画の基礎とすべき災害の想定

１　対象となる原子力事業所

原子力災害対策編における原子力災害対策は、下表の２基の原子炉を対象とする。

事　業　者　名	北陸電力株式会社（以下「北陸電力」という。）	
発　電　所　名	志賀原子力発電所	
所　在　地	石川県羽咋郡志賀町赤住１	
号　機	１　号機	２　号機
電　気　出　力	５４万ｋＷ	１３５万８千ｋＷ
原子炉型式	沸騰水型軽水炉（ＢＷＲ）	改良型沸騰水型軽水炉（ＡＢＷＲ）
熱　出　力	１５９万３千ｋＷ	３９２万６千ｋＷ
燃　料　種　類	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン
装　荷　量	約６４トン	約１５０トン
運　転　開　始	平成５年７月３０日	平成１８年３月１５日

志賀原発からの距離

２　放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

災害対策指針における原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態の考え方は、次のとおりである。

（１）原子炉施設等で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。更に、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

（２）被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の２ 種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

①　外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

②　内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

第３　緊急事態の段階

緊急事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。このため県においては、国の原子力災害対策指針（H24.10.31 原子力規制委員会策定（以下、指針という。））を踏まえ、緊急事態への対応状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各区分の対応の基本的考え方について以下のように整理されている。

（１）準備段階

北陸電力、国、県、市等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、訓練等で検証・評価し、改善する。

（２）初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

（３）中期対応段階

放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

（４）復旧段階

段階への移行期に策定した被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動の復帰の支援を行う。

第４　緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方

１．緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「ＥＡＬ」という。）

（１）基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、国の原子力災害対策指針においては以下のとおり、発電所の

状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の３つに区分し、各区分における、事業者、国、地方公共団体のそれぞれが果たすべき防護措置の枠組みについての概要が示されている。

志賀原子力発電所において、緊急事態が発生した場合の対応は、概ね次のとおりである。

ア　警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要援護者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクの高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤（医薬品ヨウ化カリウム（丸薬、内服薬）を指す。以下同じ。）を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施の必要な者をいう。以下同じ。）の避難など時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、志賀原発立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等は発電所の近傍のＰＡＺ（第１節第５の１．で述べるＰＡＺをいう。以下同じ。）内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

イ　施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国、県、志賀原発立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の地方公共団体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、県、石川県、氷見市等は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、立地県である石川県が中心となって、主にＰＡＺ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要援護者を対象とした避難を実施しなければならない。

ウ　全面緊急事態

全面緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国、県、志賀原発立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の自治体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、立地自治体等は、ＰＡＺ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、ＵＰＺ内（第１節第５の１．で述べるＵＰＺをいう。以下同じ。）においても、ＰＡＺ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

（２）ＥＡＬの具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、発電所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の発電所の状態等で評価する緊急時活動レベル（ＥＡＬ）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたＥＡＬの設定については、原子力規制委員会が示すＥＡＬの枠組みに基づき原子力事業者が行うこととされており、北陸電力の原子力事業者防災業務計画を踏まえた志賀原子力発電所に関するＥＡＬは、富山県地域防災計画「原子力災害編」を参照。

２．運用上の介入レベル（ＯＩＬ）

（１）基本的考え方

放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県、氷見市等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から１日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、１週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。

これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

※　スクリーニング（被ばく者の汚染検査）
スクリーニングによる汚染程度の把握は、緊急被ばく医療（急性放射線障害等の確定的影響の回避と確率的影響のリスクの低減、安定ヨウ素剤の投与指示の判断、汚染の拡大防止等）の実施に不可欠。

（２）運用上の介入レベル(ＯＩＬ)具体的な基準と防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Levels。以下「ＯＩＬ」という。）を設定する。防護措置を実施する国、県、氷見市等においては、緊急時モニタリングの結果をＯＩＬの値に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておくこととされている。

原子力規制委員会が、各種防護措置に対応するＯＩＬの初期設定値として設定した内容を次表に掲載する。

なお、同表の値は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の際に実施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として適当か否かなどという観点から当面運用できるものとして設定されたものである。

本来、ＩＡＥＡでは、まず緊急時に住民等を最適に防護するための基準（包括的判断基準）を定め、そこからＯＩＬを導出することとしている。このため、国においても、原子力規制委員会が、今後、ＩＡＥＡからＯＩＬの導出に係る情報が公表され、我が国におけるＯＩＬの検討に必要となる環境が整った際には、包括的判断基準からＯＩＬを算出し、今回設定したＯＩＬの見直しを検討するとされている。

※　ＩＡＥＡ
ＩＡＥＡは、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency）の略称である。国際連合傘下の自治機関であり、原子力の平和利用を促進し、軍事転用されないための保障措置の実施をする国際機関である。

ＯＩＬと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定地 ※1			防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2） 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm ※3 （皮膚から数 cm での検出器の計数率）			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
			β線：13,000cpm ※4 【１ヶ月後の値】 （皮膚から数 cm での検出器の計数率）			
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	２０μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2） 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）が基準値を超えてから起算して概ね１日が経過した時点での空間放射線量率（１時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。			１日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h ※6 （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率 ※2）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止する際の基準	核種※7	飲料水牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※１「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。
※２ 本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
※３ 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20 ㎠の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/㎠相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
※４ ※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/㎠相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
※５ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
※６ 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
※７ その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６の値を参考として数値を設定する。
※８ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
※９ ＩＡＥＡでは、ＯＩＬ６に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ３、その測定のためのスクリーニング基準であるＯＩＬ５が設定されている。ただし、ＯＩＬ３については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ５については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第５　本市における防護措置の基本的考え方

１．原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域

原子力災害対策指針によれば、原子力災害が発生した場合において、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとして、以下の区域が示されている。

（１）予防的防護措置を準備する区域 （ＰＡＺ：Precautionary Action Zone）

ＰＡＺとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、ＥＡＬに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。ＰＡＺの具体的な範囲については、「原子力施設から概ね半径５ｋｍ」を目安とする。

（２）緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective Action Planning Zone）

ＵＰＺとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、ＥＡＬ、ＯＩＬに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。ＵＰＺの具体的な範囲については、「原子力施設から概ね 30ｋｍ」を目安とする。

２．原子力災害対策重点区域外（ＵＰＺ外）である本市の防護措置の考え方

（１）原子力災害対策指針におけるＵＰＺ外の防護措置の考え方

原子力災害対策指針では、「ＵＰＺの目安である 30km の範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある」とし、その際に講ずべき防護措置として、「ＵＰＺ外においては、ＵＰＺ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある」とされている。

ＵＰＺ外の屋内退避については、専門的知見を有する原子力規制委員会が、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえて判断し、国の原子力災害対策本部から県へ指示するとされている。市町村は県からの指示を受け、地域住民に伝達することになる。

また、緊急時には、異常事態の内容等を定期的に繰り返し住民等に対して情報提供するとともに、ＵＰＺ外においては、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならないとされている。

（２）本市における防災措置の考え方

本市は、志賀原子力発電所から約 35 ㎞以上離れており、ＵＰＺ外に位置する。

本市においては、原子力災害対策指針によるＵＰＺ外の防護措置の考え方を踏まえ、屋内退避の指示を受ける可能性があることを前提に、第２節「原子力災害事前対策」、第３節「緊急事態災害応急対策」、第４節「原子力災害中長期対策」を計画する。

【参考資料】原子力災害対策指針による防護措置の想定

		PAZ(～概ね5km)※1				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
OIL													
OIL1	事業者					・国及び自治体へ通報							
	共同体					・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施				【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ
	国					・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示		・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供		【避難】 ・(近)自治体に避難の実施を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難受入れを要請
飲食物に係るスクリーニング基準	事業者					・国及び自治体へ通報					・緊急時モニタリングの実施及び支援		
	共同体					・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定		・住民等への情報伝達			
	国					・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示		・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	
OIL4	事業者					・国及び自治体へ通報	スクリーニングへの協力				・スクリーニングへの協力		
	共同体					・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施		・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施	
	国					・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示		・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示	
OIL2	事業者					・国及び自治体へ通報					・緊急時モニタリングの実施及び支援		
	共同体					・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施		・住民等への情報伝達		【一時移転】 ・(近)一時移転の実施	【一時移転】 ・(遠)一時移転の受入れ
	国					・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示		・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移転の実施を指示	【一時移転】 ・(遠)自治体に一時移転の受入れを要請
OIL6	事業者												
	共同体					・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施		・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	
	国					・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示		・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	

※1…緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

原子力災害対策指針(平成27年4月22日改正)より

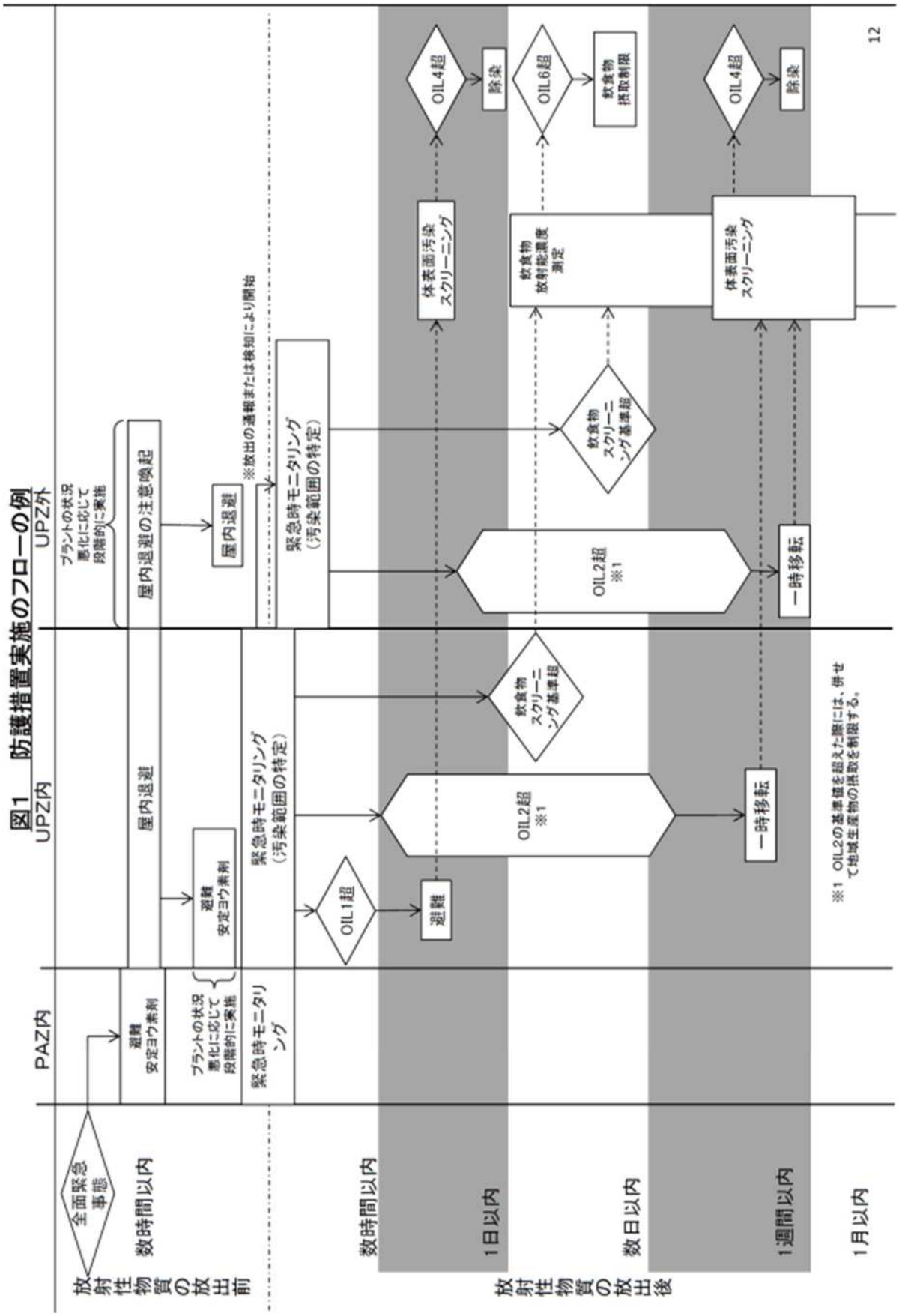
図1　防護措置実施のフローの例
PAZ内
UPZ内
UPZ外
放射性物質の放出前
放射性物質の放出後
全面緊急事態
数時間以内
避難
安定ヨウ素剤
屋内退避
プラントの状況悪化に応じて段階的に実施
屋内退避の注意喚起
避難
安定ヨウ素剤
屋内退避
※放出の通報または検知により開始
緊急時モニタリング
緊急時モニタリング（汚染範囲の特定）
緊急時モニタリング（汚染範囲の特定）
OIL1超
避難
数時間以内
OIL2超 ※1
飲食物スクリーニング基準超
1日以内
飲食物スクリーニング基準超
数日以内
OIL2超 ※1
一時移転
1週間以内
一時移転
1月以内
OIL4超
除染
体表面汚染スクリーニング
OIL6超
飲食物摂取制限
飲食物放射能濃度測定
OIL4超
除染
体表面汚染スクリーニング
※1 OIL2の基準値を超えた際には、併せて地域生産物の摂取を制限する。
12

第２節　原子力災害事前対策

第１　情報の収集・連絡体制等の整備

市は、必要に応じて、国、県、北陸電力、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

１．情報収集・連絡体制の整備

（１）市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、北陸電力、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を整備する。

※　夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を確保しておく。

（２）機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

（３）情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備に努める。

（４）非常通信協議会との連絡

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進に努める。

（５）連絡調整会議への出席

市は、県が開催する県及び県内市町村による市町村原子力防災主管課長会議に出席し、平常時より原子力防災に関する情報の交換に努める。

（６）県西部６市での情報交換

志賀原子力発電所から 50 ㎞の範囲の地域を含む県西部６市で情報交換を行うなど、各種対策に関する調査研究を行う。

２．情報の分析整理

（１）人材の育成・確保

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。

（２）原子力防災関連情報の利用促進

市は、国、県等で収集・蓄積された原子力防災関連情報について関係機関の利用が円滑に行われるよう、県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

（３）防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び北陸電力と連携して応急対策の的確な実施に資するため、必要に応じて以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備する。

〔整備を行うべき資料〕

① 社会環境に関する資料

ア 周辺地図

イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。)の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備等の情報を含む。）

エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

オ 周辺地域の配慮すべき特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、高齢者福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

カ 被ばく医療機関に関する資料（位置・収容能力・対応能力・搬送ルート及び手段等）

② 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 周辺地域の気象資料（周辺測点における風向、風速、及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

イ 平常時環境放射線モニタリング資料（過去の統計値）

ウ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

エ 農林水産物の生産及び出荷状況

③ 防護資機材に関する資料

ア 防護資機材の備蓄・配備状況

イ 避難用車両の緊急時における運用体制

ウ 医療活動用資機材の備蓄・配備状況

④ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料

ア 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制

⑤ 避難に関する資料

ア 地区ごとの避難方法説明資料（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す広域避難を前提とした市町村間調整済みのもの）

３．通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

① 市防災行政無線の確保・活用

市は、国、県とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図る。

② 災害時優先電話等の活用

市は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者より提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

③ 通信輻輳の防止

市は、関係機関と連携し、移動通信系の運用において、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、北陸総合通信局と事前の調整を実施する

④ 非常用電源等の確保

市は、関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水への対応を考慮して設置等を図

る。

⑤　保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第２　緊急事態応急体制の整備

１．警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

市は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

※　情報収集事態

石川県志賀町で震度５弱又は震度５強の地震が発生した事態（石川県において震度６弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。

情報収集事態においては、被災状況等の把握に努めながら、必要に応じ、警戒体制へ移行できるよう準備をすることとされている。

２．災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

※　原子力緊急事態宣言

原子力事業所の区域付近において政令基準（１時間当たり５マイクロシーベルトの放射線量が２地点以上又は 10 分間以上継続）以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置など緊急事態応急対策を行う状態をいう(原災法第 15 条)。

原子力緊急事態宣言が発出された場合、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部から組織される原子力災害合同対策協議会が開催され、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。

３．防災関係機関相互の連携・応援体制等の整備

（１）防災関係機関相互の連携体制の整備

市は、平常時から国、県、警察、小矢部消防署、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力及びその他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

市は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

（２）広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県及び災害時相互応援協定締結市、県内市町村と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

第３　避難収容活動体制の整備

１．避難計画の作成

市は、国、県及び北陸電力の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画の作成に努める。

２．避難所等の整備

（１）避難所等の整備

震災編　第１章 第 11 節　３ 指定緊急避難所及び指定避難所の確保を準用する。

（２）避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県等と協力し、住民等の避難及び広域避難者の受け入れを想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保に努める。

（３）コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

（４）広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県及び県内市町村と連携し、ＰＡＺ、ＵＰＺ区域に含まれる市町村等からの広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

（５）避難所における設備等の整備

震災編　第１章 第 11 節　３ 指定緊急避難所及び指定避難所の確保を準用する。

（６）物資の備蓄に係る整備

市は、避難住民の生活を確保するため、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

３．要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

市は、放射線の影響を特に受けやすい子どもや妊産婦等に十分配慮するとともに、要配慮者について、原子力災害の特殊性を踏まえて、寝たきりの者等の避難に伴う病気の悪化と放射線のリスクとのバランスを考慮して、避難、コンクリート屋内退避等の適切な防護対策を講じるなど、県の協力のもと、次の安全の確保対策に取り組む

（１）避難行動要支援者の支援

震災編　第１章　第 22 節　３ 在宅の要配慮者対策　（１）避難行動要支援者の支援　を準用する。

（２）社会福祉施設への緊急入所

市は、災害により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めるほか、社会福祉施設間における災害協定の締結等を促進する。

（３）医療機関・社会福祉施設における避難計画の整備

ア　病院等医療機関

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の等についての避難計画を作成する。

また、市は、住民に対して提供すべき情報をあらかじめ示し、周知する。

イ　社会福祉施設

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に入所者等の避難誘導体制に配慮する。

４．学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画の作成に努める。

また、市は県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

５．不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅等の不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

６．避難所・避難方法等の周知

市は、避難、スクリーニングの場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び北陸電力の協力のもと、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

第４　緊急輸送活動体制の整備

１．専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

２．緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

第５　救助・救急、防護資機材等の整備

１．救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

２．救助・救急機能の強化

市は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

３．防災業務関係者の安全確保

市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県と相互に必要な情報交換を行う。

４．物資の調達、供給活動

ア　市は、国、県及び北陸電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

イ　市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

５．飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、国から飲食物の出荷制限、摂取制限等の指示がなされた場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

６．医療資機材等の整備

市は、国、県から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

７．緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するための体制を整備する。

８．被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等への参加

市内の医療関係者等は、国、県及び関係機関が実施する被ばく医療等の教育・研修・訓練等へ積極的に参加する。

９．緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制の整備

市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や一時移転等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。

第６　住民等への的確な情報伝達体制の整備

１．情報項目の整理

市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて必要な住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。

また、周辺住民等に対して、異常事態に関する情報など必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、平時から分かりやすい情報伝達の在り方に関する検討（関連する用語の普遍化、平易化を含む。）や情報の受け手の理解の促進、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

２．施設等の整備

市は、国、県と連携して、地震や雪害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び市防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

３．住民相談窓口の設置等

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

４．要配慮者等への情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国、県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

５．多様なメディアの活用体制の整備

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、ＣＡＴＶ、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第７　原子力防災に関する知識の普及と人材育成

１．住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及と啓発

市は、国、県及び北陸電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

①　放射性物質及び放射線の特性に関すること（低線量被ばくの健康影響、汚染スクリーニングの目的を含む。）
②　原子力施設の概要に関すること
③　原子力災害とその特性に関すること
④　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
⑤　緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること（緊急時の通報連絡体制、緊急時モニタリング等の結果の解釈の方法、住民等の避難経路・場所及び医療機関の場所等、除染・汚染防止や防災活動の手順）
⑥　コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
⑦　要配慮者への支援に関すること
⑧　緊急時に取るべき行動
⑨　避難所での運営管理、行動等に関すること。

２．原子力防災に関する知識の普及と啓発の方法

市は、次に掲げる方法によって、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

①　社会教育、各種団体を通じての普及・啓発
②　市のホームページによる普及・啓発
③　市の広報等による普及・啓発
④　富山県自主防災アドバイザー及び市の防災士を活用した普及・啓発活動

３．学校等との連携による防災教育の実施

市は、学校、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、学校等においては、教員に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発を図るなど、防災に関する教育の充実に努める。

４．要配慮者等への配慮

市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者に十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、年齢や性別、障害等により、それぞれのニーズが異なることを十分理解したうえで様々な視点からの配慮に努める。

５．居場所と連絡先の災対本部への連絡に係る住民に対する周知

市は、災害対策本部が指定した避難所以外に避難した場合等には、居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

６．防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

第８　防災訓練等の実施

１．訓練計画の策定

市は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練に、当市が含まれる場合には、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

２．訓練の実施

市は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、北陸電力等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

第３節　緊急事態災害応急対策

第１　情報の収集・連絡、緊急体制及び通信の確保

１．施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

原子力施設において警戒事態や施設敷地緊急事態が発生した場合、市は県より連絡を受けるとともに、受けた事項について関係機関に連絡する。

２．施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

市及び県は、施設敷地緊急事態発生後において各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

第２　活動体制の確立

１．市の活動体制

（１）災害対策本部等の設置基準及び動員体制

市職員は、発電所の情報に注意し、緊急時には次表の設置基準による体制をとる。

〔設置基準及び動員体制〕

配備（体制）区分	設置基準	動員対象職員
第１非常配備 （警戒体制）	・警戒事態発生の連絡があったとき ・発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市長が認めたとき	・全部長・理事 ・総務課 　}職員の半数程度 ・企画政策課 ・生活環境課 ・健康福祉課 ・社会福祉課 ・こども家庭課 ・教育総務課 　}各課若干名 ※その他関係課は、所要人員をもって、主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに特別警戒体制に移行しうるよう備える
第２非常配備 （特別警戒体制）	・施設敷地緊急事態発生の連絡があったとき ・県のモニタリングポスト等で施設敷地緊急事態に該当する放射線量が観測されたとき ・市長が必要と認めたとき	・全部長・理事 ・総務課 　}課員全員 ・その他の課　・・・各課若干名 ※各部所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部体制に移行しうるよう備える
第３非常配備 （災害対策本部）	・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき	※職員全体をもって、応急対策を実施する ※なお、勤務場所に登庁することが困難な場合は、市防災行政無線を設置している最寄りの市の機関へ行く

（２）職員の配備と伝達方法

ア　勤務時間内における配備と伝達

（ア）配備の指示と指揮監督

各部局室課長は、各配備基準にあらかじめ定めた所属職員の配備計画に基づき、所属職員に配備を指示し、指揮監督する。

（イ）配備指示の伝達

次の方法により行う。

・総務課　　＝チャットツール

・各部局室課長＝口頭、庁内電話、チャットツール、携帯電話、携帯電話メール

イ　勤務時間外における配備と伝達

各部局室長は、配備基準に従い、所属職員に対し、あらかじめ定めた連絡方法・ルートにより、所定の場所に参集し配備につくよう指示する。

総務課は必要に応じ、チャットツール・登録制一斉メールによる伝達を行う。

（３）警戒事態対策のための体制（警戒体制）

市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、県と連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、災害警戒本部体制に移行できる警戒態勢をとるとともに、市の防災関係機関にその旨を連絡する。

〔所掌事務〕

課名	所掌事務
ＤＸ推進課	１　広報活動に関すること ２　災害情報の収集に関すること
総務課	１　県、防災関係機関との連絡に関すること ２　事故状況の把握に関すること ３　警戒体制（緊急被ばく医療体制等）の総合調整に関すること
健康福祉課	１　健康被害の予防に関すること ２　緊急被ばく医療への協力に関すること ３　安定ヨウ素剤に関すること
社会福祉課	１　部内の連絡調整に関すること
教育総務課	１　部内の連絡調整に関すること

（４）警戒事態対策のための体制（警戒体制）

ア 災害警戒本部の設置

市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県と密接な連携を図りつつ、必要に応じ、災害警戒本部体制をとる。

部門名（部門長）	班名（班長）	所掌事務
本部統括 （総務部長）	総務班 （総務課長）	１　市災害警戒本部の設置、運営、及び廃止に関すること ２　発電所及び原子力災害の状況把握に関すること ３　気象情報の収集、伝達に関すること ４　環境衛生班との連絡調整に関すること ５　部門内の連絡調整に関すること ６　職員の動員の準備に関すること
	広報班 （ＤＸ推進課長）	１　市災害警戒本部の広報に関すること ２　報道機関を通じた市民への情報提供に関すること

部門名（部門長）	班名（班長）	所掌事務
本部統括 （総務部長）	調整班 （企画政策課長）	1　県との連絡調整に関すること
市民生活支援 （民生部長）	救助・避難班 （税務課長）	1　部門内の連絡調整に関すること 2　保育所、こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等の状況把握に関すること 3　所管福祉施設の状況把握に関すること 4　緊急被ばく医療への協力に関すること 5　医療機関等との連絡調整に関すること 6　スクリーニング体制の準備に関すること 7　安定ヨウ素剤に関すること 8　老人福祉施設等の状況把握に関すること 9　小中学校の状況把握に関すること
	物資班 （財政課長）	1　庁用車（乗用）の配備に関すること
インフラ対応 （産業建設部長）	道路班 （農林課長）	1　部門内の災害対策の総括及び連絡調整に関すること 2　道路状況の把握に関すること

イ 情報の収集

市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、県等から情報を得るなど事故の状況の把握に努める。

（５）災害対策本部の設置等

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態（全面緊急事態）宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

災害対策本部の廃止は、災害対策本部長が、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたときとする。

〔所掌事務〕

部門名（部門長）	班名（班長）	所掌事務
本部統括 （総務部長）	総務班 （総務課長）	1　市災害対策本部の設置、運営、及び廃止に関すること 2　発電所及び原子力災害の状況把握に関すること 3　気象情報の収集、伝達に関すること 4　環境衛生班との連絡調整に関すること 5　職員の動員に関すること 6　職員の健康管理に関すること（被ばく管理） 7　災害従事職員の公務災害に関すること 8　避難指示等発令、警戒区域設定の自主防災組織への伝達に関すること 9　部門内の連絡調整に関すること
	広報班 （ＤＸ推進班）	1　市災害対策本部の広報に関すること 2　報道機関を通じた市民への情報提供に関すること
	調整班 （企画政策課長）	1　県との連絡調整に関すること 2　被災者の総合相談に関すること 3　災害時における通信の確保に関すること 4　外国人の原子力災害応急対策に関すること
市民生活支援 （民生部長）	救助・避難班 （税務課長）	1　避難所の開設・運営に関すること 2　災害救助活動の総括に関すること 3　保育所、こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等児童福祉施設の状況把握、避難誘導、その他原子力災害対策に関すること 4　要配慮者に係るとりまとめに関すること 5　被災者に対する生活保護及び法定外援助に関すること（見舞金品の取扱いを含む） 6　被災高齢者の援護に関すること 7　被災障害者の援護に関すること 8　所管福祉施設の状況把握、避難誘導、その他原子力災害対策に関すること 9　災害時におけるボランティア活動に関すること 10　被災時の市民相談に関すること 11　被災者の健康管理に関すること 12　スクリーニング体制に関すること 13　安定ヨウ素剤に関すること 14　被ばくに係る長期の健康調査に関すること 15　要配慮者に係るとりまとめに関すること 16　被災高齢者の援護に関すること 17　老人福祉施設等の状況把握、避難誘導、その他原子力災害対策に関すること 18　部内職員の動員に関すること 19　教育関係施設の原子力災害対策に関すること 20　部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること 21　小中学校等における児童及び生徒等の避難に関すること 22　小中学校等に避難所を開設することについての協力に関すること 23　児童及び生徒の避難に関すること

部門名（部門長）	班名（班長）	所掌事務
市民生活支援（民生部長	救助・避難班（税務課長）	24　原子力防災についての教育に関すること 25　学校給食のモニタリングに関すること 26　社会教育施設及び社会体育施設の原子力災害対策に関すること 27　文化財及び文化施設の原子力災害対策に関すること
	物資班（財政課長）	1　緊急輸送に関すること 2　人員、物資の輸送対策に関すること 3　庁用車（乗用）の配備に関すること 4　義援金品の出納及び保管に関すること 5　災害対策用物資の購入等の契約に関すること
	環境衛生班（生活環境課長）	1　災害時の廃棄物の処理対策に関すること 2　放射性物質の付着した廃棄物（廃棄物処理法の対象となる廃棄物に限る。）の処分に関すること 3　家庭動物等の保護に関すること 4　放射線防護に関すること 5　生活環境対策の総括に関すること 6　警戒区域設定の自治会等への伝達に関すること
インフラ対応（産業建設部長）	道路班（農林課長）	1　農林関係の災害対策の総括に関すること 2　飲食物の摂取制限の指示に関すること 3　農作物の出荷制限等に関すること 4　農作物の風評被害対策に関すること 5　災害時の応急食料（農産物）の調達についての協力に関すること 6　農地の放射性物質における汚染対策（除染）に関すること 7　家畜、畜産物及び飼料の出荷制限等に関すること 8　家畜、畜産物及び飼料の風評被害対策に関すること 9　家畜の避難・処分等に関すること 10　林産物の出荷制限に関すること 11　林産物の風評被害対策に関すること 12　森林の放射性物質による汚染対策（除染）に関すること 13　林産物の放射性物質による汚染対策（除染）に関すること 14　小矢部川漁業協同組合との連絡調整に関すること 15　部内の災害対策の総括に関すること 16　道路交通（緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路等）の確保に関すること 17　観光客の原子力災害応急対策に関すること 18　観光施設の状況把握、避難誘導、その他原子力災害対策に関すること 19　その他部内他班に属しないこと
	住宅班（都市建設課長）	1　応急仮設住宅対策に関すること 2　市営住宅の状況把握、避難誘導、その他原子力災害対策に関すること 3　商工業関係資材等の緊急輸送手配の総括に関すること 4　電力需給の状況把握に関すること 5　商工業製品等の風評被害対策に関すること

部門名（部門長）	班名（班長）	所掌事務
インフラ対応（産業建設部長）	上下水道班（上下水道課長）	1　給水制限等に関すること 2　給水に関すること 3　水質の汚染対策に関すること
消防（消防署長）	消防班（第２課長）	1　署内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること 2　住民の避難及び誘導に関すること
	消防団班（第１課長）	1　地域住民の避難誘導に関すること 2　被災地の警備に関すること

（６）原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難の完了後の段階において、国が原子力災害対策本部に設置する原子力災害被災者支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

２．防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

（１）防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行う

（２）防護対策

市は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を取るよう指示する。

（３）防災業務関係者の放射線防護

①　防災業務関係者の放射線防護については、労働安全衛生法を遵守し、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

②　市は県と連携又は独自に職員の被ばく防護策を講じ、防災業務の特殊性を考慮した管理を行う。

③　市の放射線防護を担う班は、被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

④　市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国及び県等と相互に密接な情報交換を行う。

３．放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第３　屋内退避、避難収容等の防護活動

１．屋内退避、避難等の防護対策の概念

（１）屋内退避

屋内退避は、プルーム通過時の内部被ばくや外部被ばくを低減する場合や、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設等においては、入院患者や入居者等が避難することにより、健康状態を悪化させるリスクがあるなど、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

①　ＵＰＺ外における措置

ＵＰＺ外においては、発電所の状況悪化等、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

また、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合において、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて国から屋内退避の実施の指示が出された場合、屋内退避を実施する。

②　屋内退避における留意点

屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うこととなる。

（２）避難及び一時移転

避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものである。

一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

①　ＰＡＺにおける措置

ＰＡＺにおいては、発電所において、全面緊急事態に至った時点で、原則として、すべての住民の即時避難が実施される。

②　ＵＰＺにおける措置

ＵＰＺにおいては、発電所の状況に応じて、段階的な避難を行うことも必要であり、緊急時モニタリングを実施し、数時間以内を目途にＯＩＬ１を超える区域を特定し、避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを実施し、１日以内を目途にＯＩＬ２を超える区域を特定し、一時移転を実施する。

③　ＵＰＺ外における措置

ＵＰＺ外においては、放射性物質の放出後、ＯＩＬ１、ＯＩＬ２を超える地域が特定された場合には、避難や一時移転を実施する。

避難・一時移転の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値※１	防護措置の概要
ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	５００μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※２） 緊急時緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	２０μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※２） 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）が基準値を超えてから起算して概ね１日が経過した時点での空間放射線量率（１時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。	１日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※２　実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

２．屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア　市は、県より施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

イ　市は、国から県を通じて避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

ウ　市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるとともに、これらの情報について、県等に対しても情報提供する。

エ　市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

また、避難状況の確認結果については、県等に対して情報提供する。

オ　市は、国、県及び近隣市町村より広域避難受け入れ等の支援要請があった場合、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力する。

カ　市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。

３．避難所等

避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等はもとより、自力避難が困難な要配慮者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮する必要がある。また、避難所等の再移転が必要となる場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難所等の事前調整が必要となる。

避難所等においては、状況に応じて避難者や持込物品等のスクリーニング（被ばく汚染調査）

を実施する場合がある。

（１）避難及びスクリーニング等の場所の周知徹底等

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

（２）避難所等の適切な運営管理

市は、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、地区防災会等の協力を得ながら必要な体制を整える。

（３）避難者等の情報の把握

市は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努める。

（４）避難所における生活環境の良好な維持

市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の確保に努めるとともに、女性に適した生活環境となるよう必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

（５）避難者への心身のケア

市は、県と連携し、避難所における被災者が常に良好な衛生状態を保つよう努める。

避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、避難所の運営に当たり市は、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また市は、県と連携し、避難者の生活習慣病（口腔ケア含む）の予防、心のケア等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

（６）避難所の運営における女性の参画の推進

市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

（７）旅館やホテル等の活用

市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

（８）災害応急住宅の提供等

市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

４．避難手段

市は、自家用車を含めバス、鉄道等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段を指示する。

なお、自家用車両による避難を指示する場合、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞く。

５．広域一時滞在の受け入れ

市は、県及び被災した市町村から当市に対し、広域一時避難受け入れの申し入れがあった場合、当該市町村と協議し、受け入れに努める。

市は、避難所等を指定する際に、他の市町村からの一時避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努める。

６．避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

スクリーニングによる汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには、不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも重要である。

市は、避難者の体表面汚染スクリーニングを実施する場合は、県と連携して作業に協力する。

７．安定ヨウ素剤の予防服用

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて避難や一時移転等と併せて、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県、市に連絡することになっている。

市は、県からの指示に基づき、原則として医師の関与の下で、住民等への安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

なお、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児については、優先的な服用をできるようにする。

※「医師の関与」とは、安定ヨウ素剤の配布及び服用を行う現場に医師を立ち会わせ、安定ヨウ素剤を服用させてよいかどうかの判断、服用に伴う副作用発生時における応急措置や医療機関への搬送手続きをなどの対応を行うことである。

〔安定ヨウ素剤服用の留意事項〕

市は、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、嘔吐、胃痛等の副作用が起きる可能性があることや、ヨウ素過敏症の既往歴のある者など服用禁忌者等に関する注意を事前に周知するとともに、次の点について留意する。

ア　安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対しては防護効果がないこと。

イ　安定ヨウ素剤の予防服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要があること。また、不注意による経口摂取の防止対策も講じる必要があること。

ウ　緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時には見られない反応が認められる可能性があること。

エ　年齢に応じた服用量に留意する必要があること。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要があること。

８．要配慮者への配慮

（１）在宅の要配慮者等への配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、屋内退避、避難など、適時適切な防護措置を講ずる。

ア　在宅の要配慮者の安全確保

（ア）市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別の支援計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。

（イ）市は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。

（ウ）市は、避難行動要支援者の特性に応じ、携帯情報端末等の情報機器の活用や、手話、筆談等、情報伝達手段について配慮する。

（エ）自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

イ　要配慮者の生活支援

（ア）福祉避難所の設置

市は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設、介護保険福祉施設などを福祉避難所として指定する。

（イ）社会福祉施設への緊急入所

市は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障害者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

（ウ）避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

市は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。

また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。

（エ）要配慮者の実態調査とサービスの提供

市は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

（２）病院等医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

（３）社会福祉施設等

社会福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた災害対策マニュアルや避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

９．学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ学校等が定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者に引き渡した場合は、市又は県に対し速やかにその旨連絡する。

10. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、観光施設等不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者等を避難させる。

11. 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難の指示等をした区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関等と連携した運用体制を確立する。

12. 飲食物、生活必需品等の供給

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

第４　飲食物の出荷制限、摂取制限等

ア　市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

イ　市は、原子力災害対策指針に基づいたＯＩＬの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言及び指示に基づき、地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

第５　緊急輸送、救急医療活動

１．緊急輸送活動の範囲と順位

（１）緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

第１順位　人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、氷見市及び関係市町村の対策本部長等）、災害応急対策要員(国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員)

第２順位　避難者の輸送、災害状況の把握・進展予想のための専門家・資機材の輸送

第３順位　災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第４順位　住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第５順位　その他災害応急対策のために必要な輸送

（２）緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

①　救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

②　負傷者、避難者等

③　対応方針を定める少人数のグループのメンバー及び必要とされる資機材

④　コンクリート屋内退避所、避難場所を維持・管理するために必要な人員、資機材

⑤　食料、飲料水等生命維持に必要な物資

⑥　その他緊急に輸送を必要とするもの

２．緊急輸送体制の確立

市は、災害応急対策を実施するに当たり、人員及び物資等の輸送に必要な車両、航空機を調達し、輸送力の確保に努める。輸送活動を行うに当たっては、人命の安全、被害の防止、災害応急活動の円滑な実施に配慮する。

３．救急医療活動

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

第６　住民等への的確な情報伝達活動

１．住民等への情報伝達活動

（１）住民等への広報

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

（２）実施方法等

市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備し、多様なメディア等の利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、下記の項目について、繰り返し伝達する。

・異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容
・空間放射線率の計測値等の周辺環境情報及び今後の予測
・各区域あるいは集落別の住民の取るべき行動の指示

２．住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第７　自発的支援の受け入れ等

１．ボランティアの受入れ等

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

２．国民等からの義援物資、義援金の受入れ

（１）受付

市は、義援金、救援物資の受付先を定めておく。なお、救援物資については、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部及び報道機関を通して公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。

（２）保管

市は、義援金の保管方法や救援物資の集積地を定めておく。

（３）配分

義援金の配分は、県、市町村、日本赤十字社富山県支部等関係団体で構成する委員会を設置し、この委員会において定める。また救援物資の配分は、県、市町村と協議のうえ、それぞれが希望する物資を輸送する。

第４節　原子力災害中長期対策

第１　放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、北陸電力及びその関係機関とともに、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるよう、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第２　災害地域住民に係る記録等の作成

（１）災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

（２）災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく

第３　被災者等の生活再建等の支援

１．被災者の生活再建等に向けた支援

市は国及び県と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

２．被災者の自立に対する援助、助成措置

市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、出来る限り総合的な相談窓口を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

３．被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備導入資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第４　風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、風評被害等が生じないよう、農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

第５　心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備する。

第５編　原子力・その他事故災害編

第２章　その他事故対策

鉄道・航空機事故対策の方針……751

【鉄道・航空機事故対策の方針】

１　事故対策本部の設置

市域またはその近隣において、鉄道・航空機の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、市長は、必要に応じて、「事故対策本部」を設置し、当該交通機関、国・県等各防災関係機関、付近住民と連携し、その応急対策を実施する。その組織、運営等は第２編「震災編」の災害警戒本部に準じる。

２　災害対策本部の設置

市長は、事故の規模が大きく、総合的な応急対策が必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、応急対策にあたる。

３　現地合同対策本部の設置

状況に応じ、各関係機関による現地での応急対策を円滑に進めるため、各関係機関の協議により、現地合同対策本部を設置するものとする。

市は、災害現場付近の公共施設など、適切な設置場所の確保に努めるものとする。